

令和7年せたな町議会予算審査特別委員会 第1号

令和7年4月28日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 委員長の互選について
- 2 会議録署名委員の指名について
- 3 副委員長の互選について
- 4 議案第 1号 令和7年度せたな町一般会計予算

○出席委員（11名）

委員長	横山一康君	副委員長	藤谷容子君
委員	石原広務君	委員	榊田道廣君
委員	福嶋豊君	委員	本多浩君
委員	真柄克紀君	委員	熊野主税君
委員	吉田実君	委員	大湯圓郷君
委員	菅原義幸君		

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小坂橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	高橋純君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	佐々木正人君
町民課長	濱口喜秋君
福祉課長	中川譲君
健康推進課長	河原泰平君

農 林 水 産 課 長	吉	田	有	哉	君
建 設 水 道 課 長	平	田	大	輔	君
会 計 管 理 者	杉	村		彰	君
国 保 病 院 事 務 局 長	手	塚	清	人	君
認 定 こ ど も 園 園 長	本	田	和	矢	君
総 務 課 長 補 佐	尾	野	裕	也	君
ま ち づ くり 推 進 課 長 補 佐	奥	村	大	樹	君
財 政 課 長 補 佐	中	山	康	春	君
税 務 課 長 補 佐	長	内	解	人	君
町 民 児 童 課 長 補 佐	黒	澤	美	知 子	君
福 祉 課 長 補 佐	長	内		京	君
福 祉 課 長 補 佐	水	野	万	寿 夫	君
福 祉 課 長 補 佐	栗	谷	一	樹	君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	今	川	勇	吾	君
健 康 推 進 課 長 補 佐	古	守	亜	珠	君
子 ども 家 庭 セ ン タ ー 副 所 長	垣	本	利	子	君
認 定 こ ど も 園 副 園 長	浜	高	あ	け み	君
農 林 水 産 課 長 補 佐	井	村	裕	行	君
農 林 水 産 課 長 補 佐	伊	藤	哲	史	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	鈴	木	涼	平	君
国 保 病 院 事 務 局 次 長	近	藤	智	博	君
ま ち づ くり 推 進 課 主 幹	稲	船	洋	志	君
税 務 課 主 幹	小	林	朱	央	君
町 民 課 主 幹	三	浦	三	津 枝	君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 副 所 長	大 久	保	麻	未	君
農 林 水 産 課 主 幹	斉	藤		真	君
農 林 水 産 課 主 幹	撫	養	和	伯	君
農 業 セ ン タ ー 副 所 長	北	山	典	孝	君
建 設 水 道 課 主 幹	川	上	佳	隆	君
建 設 水 道 課 主 幹	吉	田	一	也	君
建 設 水 道 課 主 幹	大	野	秀	幸	君
建 設 水 道 課 主 幹	岡	島	讓	二	君
建 設 水 道 課 主 幹	村	井	貴	大	君
出 納 室 主 幹	竹	内	亜	希 子	君
国 保 病 院 事 務 局 主 幹	山	川	彩	子	君
国 保 病 院 事 務 局 主 幹	大	庭		啓	君

総務係長	竹内佑輔	君
地域生活係長	栗城惇史	君
情報管理係長	又村智	君
広報統計係長	西田幸恵	君
商工労働観光係長	山崎英人	君
財政係長	高森直也	君
環境衛生係長	原田宰	君
障がい福祉係長	平田慎太郎	君
包括支援係長	山崎記代子	君
地域支援係長	田畑貴子	君
地域支援係長	安藤麗香	君
健康推進係長	干場美沙代	君
子ども子育て支援係長	清水美千子	君
業務係長	池田裕之	君
下水道係長	小川寛雄	君

《瀬棚支所》

支所長	濱登幸恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田良子	君
次長	山本亨	君
瀬棚保育所長	水野真理子	君
福祉係長	稲船奈穂子	君

《大成支所》

支所長	浜高正明	君
次長	高橋真一	君
大成保育園長	浜高あけみ	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑英規	君
次長	斉藤哲章	君
次長	尾野真也	君
主幹	藤谷希	君
給食センター学校給食係長	伏見尚志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小林和仁	君
------	------	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 高橋 純 君

書記次長 尾野 裕也 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 上野 朋 広 君

次長 松原 孝樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 上野 朋 広 君

次長 松原 孝樹 君

主事 神野 翔 亜 君

開会 午前10時18分

○臨時委員長（菅原義幸君） 委員会条例の定めるところにより、臨時に委員長の職務を行います。

よろしくお願いいたします。

ただ今の出席委員は11名で定足数に達していますので本特別委員会は成立しました。

よって、せたな町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

整理番号第1、委員長の互選を行います。互選の方法についてお諮りします。

議会運営委員会で確認のとおり投票により行います。

この方法にご異議ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） その前に確認させていただきたいんですけど、互選方法とかは慣例というか、そういう流れでずっとやってきてるんですが、今回の特別委員会の正副委員長の互選にあたっては、耳打ちをしていただいたのは十分いいんです。ただどういった経過があって、例えば副委員長の互選、要は私はぶっちゃけこれコピーいただいたんです。藤谷委員のなんです。それは議会活動として全然いいんです。ただこの内容を見ると、私としては、このまま特別委員会の副委員長、互選するにあたっては少し引っかかるものがあるんです。この内容からいくと。そういったところの確認も全てなされた上で中立公正の立場であるべく、この正副委員長の互選、これに書かれるものなのかなという引っかかりがあったものですから、ここで確認方よろしくお願ひしたいというのが私の思いです。

○臨時委員長（菅原義幸君） ちょっとよく理解できないんですが、皆さん、理解できますか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 先日、区によって違うんでしょうけど、私の区のほうには議員活動の一環として、そういう予算委員会の中身と、それから議員としての意識の自分としての考え方と、なおかつ私は1番議会議員もそれぞれにいろいろ責任感じた中で思いながら今日を迎えていると思うんですが、そここのところに公然と議会全体の意向という形でなく、一方的に情報をきちんと把握して、それ一つの投書だと言いますがそこの中にそういう形で意思表示をされた方は、私も石原委員と違う意味で投票前にそういうことをしておかないと、今言う正副委員長の、私が議運が最終的に耳打ちこれは慣例上仕方ないと思っているし。立候補でもする気がないかわりそれは構わないんです。ただそこに先入観として、やはり副委員長、私は軽率だと思います。まだ委員会が閉まってもいない段階で、その辺の中できちんと議運のほうでもどこまで揉まれるかわかりませんが、そういうある意味でいうとこの合法的には合法的だけどやっぱり議会全体の意思としての形をそこで表すためにはいかなものかなという疑惑が残るということは確かです。本人の資質とかそういう問題じゃないです。ただその行為自体が今予算委員会しかもなおかつ新年度にわたってまで皆それぞれの責任の中でさあどうしようという形の時にやはりそれはちょっといかなものかなと行動としてはちょっと。私の隣の方々にも入ったものですからいろいろお話ありました。おまえら何もやらないうちからこんな形でこう

いう形で結びつけるってどういうことなんだという話もありました。だから攻めるということではなくてこれは公平公正の委員長、副委員長を選ぶ上である程度今某議員がおっしゃったような形があるとすればそれはきちんと説明を受けた形の中でいかないとならないのではないかと思います。

○臨時委員長（菅原義幸君） わかりました。石原委員もっと具体的に皆さん理解できるように提起していただけませんか。

○委員（石原広務君） 私のところにはまだ配付になっていないっていう旨をお知らせして、これコピーをいただいたんです。これからいくと、何かこう当初の議会の予算が議会のせいで成立せず、多方面に迷惑をかけてしまったという旨なんです。ご本人のこれは意思なんですけど、私も襟を正さなくてはと思っていると、そういった思いの中でこの大事なここに来て上程された予算審査特別委員会が議会として設置され、耳打ちをいただいた方が副委員長に収まるというのはどうも真柄委員おっしゃったように行動とその考え方、それを払拭した上で私もこの大事な予算委員会の質疑に臨みたいという思いです。

○臨時委員長（菅原義幸君） さて皆さん意見ございませんか。

熊野委員。

○委員（熊野主税君） まだ今、石原委員から言われたその中身はよく理解できてないんで、その辺は見てないんです。なので理解はちょっとできてないです。

○委員（石原広務君） いいですか。これメールはこれおそらくご本人に届いたものだと思うんです。この最初の通例であれば新年度予算は3月までに成立しなくてはならないのですが、せたな町議会では可決までは至らず行政の各事業は暫定予算6月までの3カ月分の予算、新規事業は盛り込まずで新年度スタートせざるを得なくなりました。建設業界は大きな影響を受けることになると。議会終了直後、業界から町長、議長宛てに本予算を早期に成立させてほしいと嘆願書が提出されるほどです。戸惑いや不安は建設協会だけではありません。リフォームを予定している町民、サケ公園の遊具の新装を楽しみにしている子供たち、学童保育所の建設を心待ちにしている子供たちや指導員など多くの町民が戸惑いや不安を抱えています。町民のために1日でも早く本予算を審議し可決すべきだと考えます。先日、次のメールが届きました。私も襟を正さなくてはと思っています。ご紹介の部分はこれは読み上げるのは差し控えたいと思います。こういったことがあったので慎重審議を基本と私は理念として持っていますが、何かしらその雰囲気というか、そういうことをお持ちの方が予算委員会の副委員長にという耳打ちをされたのはちょっと理解し難いものがあったので、そういう協議する場ではありませんけど、互選をする前に私の個人の率直な考え方です。

○臨時委員長（菅原義幸君） 熊野委員ご理解できましたか。

○委員（熊野主税君） ということは、その中身を考えると議会が滞って議決もできなくて暫定でもって終わったってことの責任の所在がっていうことの方かな。

○委員（石原広務君） そういうふうな問合せだったんです。いや違いますよっていうことは私は当然、申入れしましたが、何だってこの原文持ってない中でコピーをいただいただけなんです。

○委員（熊野主税君） ただ今聞いてるとそのとおりで別に違うところはないんです。ただその責任の所在がどっちにあるかとかっていうことの、もし問いであるのであればそれはそれぞれちょっと考え方が違うのかなっていう。町にも責任あったかもしれんけど、議会にも責任あったんじゃないかと。それは何とも私には理解できないというか、断定できるようなものではないんでないのではないかなと私自身はそういう思いましたけど。ただそういう疑問だよということ今提起されて、真柄委員もそう言われているので、ではどうすればいいんでしょうかという逆にね、このままずっと延々とここで皆さんでお話ししてるわけにもいかないんで、先進むためには何が必要なのかということ普通投票でいくわけですから、今の提案があっても、それだけで皆さん勝手に判断しなさいっていうのであればそれもそうですし、きちんとここさえクリアしてくれれば気持ちよく満票でいくってこともあり得ますよってことであればそれも一つなのかなと思うんです。その辺はちょっと自分にはわかりませんが。という考えです。

○臨時委員長（菅原義幸君） ほかにご意見ございませんか。

梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 私も考え方はそれぞれだと思います。町のほうでの責任も当然あると思いますし、そこまで行けなかったということに対しての私自身も町民からも意見をいただけてますし、自分自身もその責任のいったんはあると思っております。そういう中において、それぞれの考え方の中で表現されたものだろうというふうに思いますし、今回書かれたことが何としても今回予算を通したいんだというような趣旨に私は思えますので、それはそれとしてその方の思いであるということから、それでいいんじゃないかなというふうには思います。

○臨時委員長（菅原義幸君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 私が提起した本人なので、これから読み取ると、私としては私の考え方、それぞれの考え方ということでは、私はこの暫定予算になったのは町長に責任が有りだというふうに問われた町民にも伝えてあります。私は立ち会っていませんがもちろんですけど、この業界から本予算を早期に成立させてほしいと嘆願書が情報提供ということで議長からも各議員にも配付になりましたけど、そこは私はクエッションなんです。成立させたっていうのはそれぞれ思いの中であるんですけど、上程早くっていうことは、早く町長が出していただかないと議会としては審議もできないわけです。それとあとはこれからいくと繰り返しになりますけど、1日でも早く本予算を審議し可決すべきだと考えると、これは共通した議会議員の認識だと思うんです。ただ後段の襟を正さなくてはと持っているというこれも個人の考え方です。ただそういったしっかりとした考え方をお持ちの中で、仮に副委員長の立場になってそういった思いの中で、この会期中にどうしてもってのが先走ってしまわないのかなというのを勝手ながら浮かんだものですからそういったところもクリアしながら、せっかくのこの5日間の会期ですから、その中で慎重審議をこれは基本中の基本ですけど、そういったことで私は特別委員会の審査に入っていきたいという思いです。

以上です。

○臨時委員長（菅原義幸君） ほかに発言ございませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これはいろいろ思いも、ただそういう形の事実があったということの中で、地区によってはそういう形で各戸に配られたと。ただ私は常識的に思うとき今は審議途中、なおかつその段階で議員1人の意見としてすることはせん越と言ったら悪いんですけど、議会としては、議員としても意思表示はその時点ですべきでないと思っております。ただこれ以上ここでどうのこうのいう。投票は当然構わないです。私はダメなら白紙なり何なりっていう方法もあるわけですし。ただやはり皆さんが同じ共通認識の中で作業という段階の中で、いくら議員活動とはやはりそういう形のものの配布というのは時期的含めた中ではちょっと遺憾だなという気はしております。ただ投票に関しては投票はします。誰にするかわかりませんが。

○臨時委員長（菅原義幸君） 発言はあとございませんか。

（「なし」という者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君） それでは意見は承りました。投票に入ってよろしいですか。副委員長という具体的なポストが出てますが、該当される方からご発言はございませんか。

○委員（藤谷容子君） 発言します。本当に町民の方からいろいろな戸惑いや不安の声があったところから私はいろいろ考えまして、町側に本当に責任があることですが、議会としても、やっぱり本予算成立させるためにいろいろ考えて皆でやっていかなきゃいけないのではないかなと思ったところから文章を作りました。そういう本当にメールもありましたので。先ほど言われたように慎重審議が大事だということはもちろんわかりますので、それを慎重審議をしつつも、でもやっぱり私は会期をきちんと考えた上でやるべきじゃないかなというふうに思っています。それで副委員長としてふさわしくないということであれば、そういうことなのかなというふうに思っております。

○臨時委員長（菅原義幸君） ご意見承りました。ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君） それでは互選の方法については投票により行いたいと思いますが、この方法にご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○臨時委員長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（菅原義幸君） ただ今の出席委員は11名です。

次に立会人を指名します。

臨時委員長において、立会人に石原広務委員、榊田道廣委員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- 臨時委員長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

- 臨時委員長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。
ただ今から投票を行います。
窓側席の委員から順次投票願います。

(投票)

- 臨時委員長（菅原義幸君） 投票漏れはありませんか。
(「なし」と言う者あり)

- 臨時委員長（菅原義幸君） 投票漏れなしと認めます。
これで投票を終わります。
これから開票を行います。
石原委員、榊田委員立会いをお願いします。

(開票)

- 臨時委員長（菅原義幸君） 選挙の結果を報告いたします。
投票総数 11 票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票 11 票、無効投票はありません。有効投票のうち横山一康委員 10 票、真柄克紀委員 1 票以上のおりです。
この選挙の法定得票数は 3 票です。したがいまして横山一康委員が委員長に当選されました。
委員会室の出入口を開きます。

(委員会室開鎖)

- 臨時委員長（菅原義幸君） ただ今委員長に当選されました横山委員が委員会室におられますので当選の告知をいたします。
横山委員に申し上げます。
委員長に就任承諾のご発言をお願いいたします。

- 委員長（横山一康君） 皆様の選任をいただき今回、再び予算委員長に就任することが決まりました。まずありがとうございます。前回いろいろありましたが、今回も慎重に審議して何とか早期の成立を目指していきたいと思っておりますので、皆様方のご協力どうぞよろしくお願いいたします。

- 臨時委員長（菅原義幸君） ありがとうございます。
これで臨時委員長の職務は全部終了しました。
ご協力ありがとうございました。
横山委員長と代わります。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第2、会議録署名委員の指名を行います。委員長において藤谷容子委員、福嶋豊委員を会議録署名委員に指名いたします。なお、この指名は本特別委員会開会中の指名といたします。

整理番号第3、副委員長の互選を行います。

互選の方法についてお諮りいたします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） ご異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○委員長（横山一康君） ただ今の出席委員は11名です。

次に立会人を指名いたします。

委員長において立会人に石原広務委員、梶田道廣委員を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。

（投票用紙配付）

○委員長（横山一康君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○委員長（横山一康君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。

窓側席の委員から順次投票をお願いいたします。

（投票）

○委員長（横山一康君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

石原委員、梶田委員立ち合いをお願いいたします。

(開 票)

○委員長（横山一康君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票 10 票、無効投票 1 票、有効投票のうち藤谷容子委員 7 票、真柄克紀委員 2 票、石原広務委員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって藤谷容子委員が副委員長に当選されました。

委員会室の出入口を開きます。

(委員会室開鎖)

○委員長（横山一康君） ただ今、副委員長に当選されました藤谷委員が会場におられますので当選の告知をいたします。

藤谷委員に申し上げます。

副委員長に就任承諾のご発言をお願いいたします。

○副委員長（藤谷容子君） 委員長に協力して勤めたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○委員長（横山一康君） ありがとうございます。

ここで第 2 回議会臨時会が散会するまで暫時休憩といたします。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

皆さんにお諮りいたします。

一般会計予算審議の進め方は、歳出から予算内容説明資料により 1 款ごとに担当課長からの説明を受け質疑を行い、歳入は予算書により 1 款から 11 款までと 12 款から 21 款までに分け 1 款町税については税務課長から、そのほかの款については財政課長から説明を受け質疑を行い、質疑終了後、歳入歳出全款一括で質疑を受け討論採決と取り進めたいと思います。また特別会計の説明は、各会計予算概要説明資料により担当課長から歳出、歳入の順で一括説明を受け、一括質疑、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長（横山一康君） 異議なしと認め、そのように取り進めることといたします。

説明員に申し上げます。説明及び答弁を行う場合は挙手を行い、発言の許可を受けてから発言してください。各委員に申し上げます。質疑がある場合は発言許可のあと質疑内容が明確になるよう予算書または説明資料のページを申し示してから発言するようにお願いいたします。

それではこれより各会計予算の審査に入ります。

整理番号第4、議案第1号令和7年度せたな町一般会計予算を議題といたします。一般会計歳出予算内容説明資料により1款議会費の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長(佐藤英美君) それでは一般会計歳出予算内容説明資料の1ページでございます。予算書では42ページになります。1款1項1目共に議会費、継続で議員報酬等、予算額4,858万4,000円、全額一般財源でございます。議員報酬及び議員期末手当などでそれぞれ記載の金額を予算措置したところでございます。

1款議会費合計4,858万4,000円でございます。

以上で1款議会費の説明を終わります。

○委員長(横山一康君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(横山一康君) 1款議会費の質疑を終わります。

次に2款総務費の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長(高橋 純君) それでは総務費でございます。予算書は44ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、新規で文書管理システム改修事業、予算額830万5,000円、全て一般財源でございます。既存の文書管理システムに電子決済機能を追加しペーパーレス化の推進と業務の効率化を図るものでございます。

次に新規で電算システム標準化共通化事業、予算額3,505万7,000円、その他財源として2,437万6,000円、これはデジタル基盤改革支援補助金であり残りが一般財源となります。総合行政システムについて、国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行するものであります。

次に新規で行政情報ネットワーク用パソコン購入事業、予算額4,270万3,000円で全て一般財源でございます。平成27年から平成30年に購入したパソコン173台を更新するものでございます。

○委員長(横山一康君) 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(阪井世紀君) 続きまして2目文書広報費、継続でまちづくりモニター謝礼、予算額3万円は全額一般財源です。15歳以上の町民からモニターを募集しアンケートに回答してもらい意見を町政に反映させるものでございます。

○委員長(横山一康君) 佐藤財政課長。

○財政課長(佐藤英美君) 続きまして5目財産管理費で継続、町有施設解体事業、予算額2,250万円で全額地方債で過疎債でございます。老朽化した起債の町有施設を解体し、周辺環境の悪化防止や安全安心な地域保全を図るものでございます。

○委員長(横山一康君) 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(阪井世紀君) 続きまして7目企画費で継続、友好交流都市交流事業、予算額25万5,000円は全額一般財源です。愛知県豊山町との友好都市交流協定に基づき交流事業を実施するものでございます。

次に継続で空家等除却事業補助金、予算額500万円で、国道支出金125万円、残りの375万円は一般財源です。特定空家等の除却へ補助することにより町民の財産や生活環境等に対する被害の発生防止を図るものでございます。新年度からは特定空家基準に満たない空き家除却につきましても町単独補助を実施いたします。

2ページになります。継続でテレビ共同受信施設維持管理補助事業、予算額70万円は全額一般財源です。共聴組合が設置した共同施設の修繕や改修に係る経費の一部を補助し、共聴組合の負担軽減を図るものでございます。

次に継続で賃貸住宅整備促進支援事業補助金、予算額600万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。賃貸住宅の供給を促進し、移住定住人口の増加や地域経済の活性化を図るものでございます。

○委員長（横山一康君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） 次に8目住民運動推進費で町内会連絡協議会運営費補助金352万2,000円、全額一般財源でございます。町内活動及び花いっぱい運動推進への補助を行うものであります。

次に防犯灯電気料金補助金で予算額470万円、全て一般財源でございます。町内会等が管理している防犯灯の電気料金を補助するものでございます。

○委員長（横山一康君） 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 続きまして11目地方創生推進事業費、継続で地方創生推進事業費、予算額5,849万7,000円で、その他財源の1,400万円は産業振興基金繰入金で、残り4,449万7,000円は一般財源です。せたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき記載の5事業を実施するものでございます。

○委員長（横山一康君） 平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 続きまして12目町有施設維持管理費、継続で町有施設維持管理費、予算額3,243万8,000円、全額一般財源です。町有施設の芝生管理や草刈り小破修繕などを実施し適正な維持管理を図るもので、主な芝生管理施設及び管理経費は記載のとおりでございます。

○委員長（横山一康君） 阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 続きまして3ページになります。13目ふるさと応援寄附金推進費、継続でふるさと応援寄附金推進事業費、予算額1億2,429万4,000円は全額その他財源でふるさと応援寄附金です。寄附者のリピート率向上と新規寄附者の獲得のため魅力ある返礼品の充実や効果的な募集広告を実施するとともに、きめ細やかな対応を実践し地域経済の活性化を図るものでございます。

続きまして15目諸費、継続で結婚定住奨励金、予算額80万円は全額一般財源です。若い世代の定住を促進し未婚者の婚姻を奨励するものでございます。

次に継続で出生祝金、予算額600万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。人口の増加を奨励し、児童の健全育成及び家庭生活の安定を図るため新年度より交付額を30万円にするものです。

次に新規で入学祝金、予算額595万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。小、中、高入学時の保護者の経済的負担の軽減を図るもので交付額は1人につき5万円とするものです。

次に継続で地域公共交通活性化協議会負担金、予算額381万6,000円は全額一般財源です。持続可能な公共交通体系の構築を目指し、せたな町地域公共交通計画を基に地域交通の活性化を図るものでございます。

次に継続で生活交道路線等維持事業、予算額4,756万6,000円は全額その他財源で地域交通確保対策基金繰入金です。生活交道路線の維持を図るため生活路線運行に係る欠損分を補助するものでございます。

4ページになります。継続で通学定期運賃補助金、予算額770万円は全額その他財源で生活交通確保対策基金繰入金です。定期券により路線バスを利用し通学する学生を対象に補助するものでございます。

次に継続でデマンドバス運行事業補助金、予算額5,017万円は全額その他財源で生活交通確保対策基金繰入金です。せたな町地域公共交通計画に基づき町内で実施するデマンドバス運行事業に対し補助するものでございます。

次に継続で移住定住促進住宅奨励金、予算額500万円は全額一般財源です。住宅を町内で建設する者または購入する者に対し奨励金を交付するものでございます。

次に新規で住宅リフォーム等助成事業、予算額2,000万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。快適に暮らす住環境の整備並びに地域経済の活性化を図るものでございます。

○委員長（横山一康君） 佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君） 続きまして2項徴税费、2目賦課徴収費、新規で電算システム標準化・共通事業で予算額431万7,000円で、内訳はその他財源358万6,000円はデジタル基盤改革支援補助金で残りが一般財源でございます。法人住民税システムについて国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行するものでございます。

以上2款総務費の予算額合計は10億4,099万6,000円となるものでございます。

以上で総務費の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

藤谷副委員長。

○副委員長（藤谷容子君） 入学祝金のことについて質問します。今年度中学や高校に入学された保護者の方から、今年度いただけるんだろうかということで聞かれております。まだまだ教材費や部活動費などお金がかかるということで、もう入学してしまってるわけですがけれども、この入学祝金できるだけ早くということで今年度が対象になるということを確認させていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君） お答えいたします。入学祝金につきましては今年度新入学された方に、時期は予算成立後ご案内いたしまして5月末までには取りまとめて、ちょ

っと遅くなりますが6月中ぐらいを予定しております。本議会で議決された場合という日程です。

○委員長（横山一康君） ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君） 内容説明資料の1ページです。これ確認も含めてお聞かせいただきたいんですが、まちづくりモニター謝礼、15歳以上の町民となっていて今年度見込みというか、人数それなりに把握していればお知らせいただきたい参考までに。

○委員長（横山一康君） 西田係長。

○広報統計係長（西田幸恵君） 質問にお答えいたします。今年度の募集は、明後日の30日までとなっておりますが、本日時点で13名の募集をいただいております。

以上です。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 13名というと昨年度と同じような方々かなと勝手ながら推測するんですけど、これ改めて見ると15歳以上の町民、それと42人以内を選任となっております。内部でぜひ検討いただきたいんですが、教育委員会との協力をいただきながら、例えば担当のほうから檜山北高にこういった事業があります。こういったご意見をお寄せいただけませんかというような動きもぜひ内部協議、教育委員会と連携しながらとっていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。これ担当課長かな。

○委員長（横山一康君） 稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君） お答えいたします。檜山北高校との連携ですが、先日檜山北の地域探求事業ということで、今金とせたなのまちづくりの担当が出向いて、そのグループワークのテーマを紹介するような形で授業に参加させていただきました。その際に高校生の意見を町政に反映しませんかということで、このモニターのご案内もさせていただきました。このたび1名、高校生から申込みがあったという状況でございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） すみません。グループワークとおっしゃいましたか。であれば1人の高校生が手を挙げてくれたということでしょうけど、そういった和というか、人数というか、先日ですか、そういった動きをこれからも進んでいただいて、できれば本当に貴重な意見なので取り入れるような方向でぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） モニターにつきましては毎年1回から2回のアンケートをさせていただいており、貴重な意見いただいております。そういったものも町政に反映できるように担当課として進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君） ほかに。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） せっかくの機会ですからちょっとお聞きしておきます。予算書48ページ、この中に委託料でいろいろな項目があるんですが、まず金額は少ないですけど旧若松小

学校電気工作物保安管理業務、これは私、去年から何度か一般質問、またほかの案件でも時々お聞きしてるんですが、これは建物に係る管理費用としたらこれ以外にも、この施設委託の中に含まれてるっていうふうに、この金額だけで全部あそこを管理できるというふうに考えてよろしいですか。それについてお聞きしたいと思います。

○委員長（横山一康君） 中山課長補佐。

○財政課長補佐（中山康春君） 質問にお答えいたします。まず財産管理につきましては、行政改革に関わりまして建設水道課から財政課のほうに移行となりました。それで前任者と引継ぎしまして旧若松小学校の関係も受けましたけども、今のご質問につきましては、あくまでも旧若松小学校の電気工作物ということで電気に係る保安管理業務ということで、電気保安協会と契約を結びまして、年間、ちょっとすいません記憶あれですけども、年2回とあと年次計画っていうのもあるんですけども、その年次の点検1回含めまして年間3回の点検ということで契約している業務の委託費というふうになります。

以上です。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 電気以外のほかの管理費用全くかかってないわけじゃないでしょ。だから施設を管理する上でどこの段階で経費が上がってるのかも含めて説明してください。

○委員長（横山一康君） 中山課長補佐。

○財政課長補佐（中山康春君） すみません。答弁ちょっと漏れありまして、電気のほかに若松町内会のほうに旧若松小学校の草刈りなどの管理費として委託しているものもございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） だからそれははっきり教えてください。その草刈りがいくらで、あと建物を例えば補修なら補修いくらでって形、当然当初予算で見なきゃならない範囲で見てるわけでしょ。見てないんですか。

○委員長（横山一康君） 中山課長補佐。

○財政課長補佐（中山康春君） すみません。若松町内会のほうに委託している草刈り業務ですとか、それに管理に係る費用といたしましては年間9万管理費用として委託しているところでございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 何でこれ私質問するかというと、大変建物自体の評価はこの前の一般質問等でも町のほうも大変いい施設だということで、そのあと教育委員会から一般財産に移す段階で当然そういうことを優先的に町の課題としても検討してまいりますという答弁、その時点で一般質問してるわけです。その他の町有施設古いものに関しては今年も予算付けで2, 250万、やっぱり古い物壊すこれも安全状態による、ただ私前から言ってますけど若松地区の方々も含めて、何で管理するかも含めて本当に何とか有効活用して生かしていきたい。地域の若松も本当にますますあの辺も言い方失礼ですけど、今年、去年と大変人口が減っていった中で、やっぱりきちんとした町の特に地区の町全体の施設でもいいんですけどもそういう形が有効利用を早く示していただかなかっただら、結果的に今のいいですか町長、今25年ですけど、

あの人口シミュレーションからいったら30年になったら本当に若松地区にどのぐらいの方が住んでどう有効利用するかと。これすらもおぼろげに危なくなってくるような状態、そのぐらい人口の危機感というのはすごいわけで、くしくもあれだけのものを持って町が今年この予算委員会までに何らかの形でそういう作業なり何なりなされた経緯があるのかどうかそれについてもお聞きしたいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 町有施設の有効利用といいますか、有効活用につきましては以前から真柄委員からも建物、土地含めてご意見をいただいているところでございますけれども、この若松小学校に限って申し上げますと、まだ具体的には申し上げられませんが内々に利用したいというようなお話も今聞いているところでございますので、それら具体的になるように取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それを利用したいということも含めて確かにアタックがあったということは今初めて聞きましたけど、これだけそういう形でいったら有効利用を含めた中での案なりデータなり含めて、私は町民にもきちんとそういう形の中でチャンスを与えた中で進めるべき案件だと思います。そういう形の中で当然、私も一般質問含めた中でいろいろな業者もそれからすばらしいアウトドアも含めた中の会社もあります。しかしやはり町の施設という中でいったら町の方々にもいろいろなアイデアあってしかるべきだし、ある方もいるのも事実です。そんなことも含めた形の情報を集約した上でそういう作業を進めてるんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 施設の利用について広く町民の皆さんから意見を求めているという取り組みは今のところございません。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） ですからこれはまだ借入れも残ってますけど、どういう形にしても一番いいのは、やっぱりその地域の中の方々が使っていただければ一番いいんですけど、ただ今ありますよ単純にいろいろな情報取ったらそういう公的施設旧施設を使っているいろいろなアイデアしたいんだというこういう動きはありますけど、その根底にまず町がどういう方向でこれを生かしていくかってことも未だ決まってないってことでしょ結果的に。私1年かかったからある程度その中の議論なりなんなりはしてある程度煮詰めていただけたものと思ったけど、今回の予算でもそれ上がってきてないので私はあえて質問してるんですが、そして片っ方ではこれだけ2,000万、3,000万と限られた財源なんて本当にぎりぎりの財源の中から古いものをどんどん壊して行って、これをきちんと生かすという本当に大事さっていうのを町のほうとして認識してるんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 真柄委員からは町のそうした動きがないということについて、ご意見をいただいているところでございますけれども、そういった意見も含めながら有効活用に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） この予算の中で私はこの予算がどうか言いませんけど、ただ副町長、この4年間いろいろな形でみんな苦しみながらこの人口減の中でどうするという形で来てるわけです。この予算の中だって、これはいかがかと思うものでも私は我慢しながらもこれ町全体の継続の予算として認めなければならないことたくさんあります。決して満足で100%で皆さんそれぞれ思ってるわけじゃないです。ただこういう大事な財産基本中の基本、現実問題として大里の施設だって結果的にだんだんと利用のないままに古びていくという形になっていく可能性があるわけじゃないですか。そういう中で言ったときにあれは、くしくも私も陳情に行った経緯もありますけど、兜の橋一緒に、学校ボンと造って予算をつけてやると、そういう形で有効利用していくという形で造った建物です。町長、この場の議会の場だけの話じゃダメなんです本当にもうそういう時代じゃないし時間がないんです。これは理事者が真剣になってあれだけの財産、約1億いくらの価値あるもんです。それと町内の中できちんとした情報を流さないで、たまたまどっかからそういう情報がきたからそこが来てるのでっていう形の中で済ませる問題じゃ私はない。そのぐらいいろいろな事業展開するという真剣みが必要だと。しつこく言わせてもらいますけど、まちづくりに関してもいろいろなアイデアはあるけど本当にじゃこの主体はどこなんだという伝わってこないです議会に対して。だからこういう形の中で硬直しながらいろいろな形でなかなかものが進まないという形で、なおかつ時間がかかることによって継続的な経常経費がどんどん増えていく。一般会計なかなか有効利用できない状態にだんだん追い詰められつつあるという財政のあれですよ。現状は確かですよ。これ以上私、この案件についてこれ以上言いませんけども、そのぐらい去年、私、教育財産から一般財産になると大変期待したんです。それから1年経って何ですか、どっかからそんなあれがあるみたいだ。それがそしたらいいか悪いかも含めた中で町民のニーズも何も聞かないで、そこで、あれだけの財産を1点集中するんですか。それまで黙っているんですか。それはあまりにも無責任だと私思います。しかも一般質問中であれだけ前向きの答弁するというを謳っていながら。本当に企画として真剣に考えてください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 旧小学校の関係ほかにもございますが、なかなか後利用が進んでいないというご指摘でございました。町といたしましても、いろいろそういった方向での動きっていいですか、そういったものはしているところでございますが、まず一般町民に対して、この利用という部分について公募してないということはございます。したがって今委員のほうからいろいろこの利用をする予定っていいですか、そういった利用したいという民間においてそういった部分があるんだというご質問でございましたので、町としては今後そういったことも含めてしっかり対応してまいりたいというふうに思っておりますので、委員のそういったいろいろな情報についても大変期待をさせていただきたいと思っております。いずれにしましてもこれからそういった町民に対して、町内も含めて町民に対してもそういったことをご案内をしながら有効利用について取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私は、けどその町民の情報と言う前にきちんとした運用なり何なり最低限の経費なりコストを含めた中である程度町が示さなかったら誰が応募できるんですか。逆じゃないですか。それはやはりこの施設の評価をきちんとしなさいともう1年経ってるからした上で、実はこういう形の中で有効な形の利用というものがあるんであればそういうものに関してはきちんと町も対応したいというような最低限の基礎的なデータを示さないで誰が応募ですか。そういうことが企画基礎じゃないですか。なおかつ私も町長は二俣小学校も左股小学校もいい施設だったけど比較的早めに閉めた。しかし結果としてやはり住民がこれだけの速いスピードでいなくなるという結果的にああいう形になってしまって、あれも近々のうちにはやっぱり解体という形を公的建物といったらとらざるを得ない方向になっていくんです。ですから特に若松小学校の施設含めて大変立派なものであるから何とか町でとにかく使いたいんだという意思をきちんと決めなかったら進まないんじゃないですか。私はだから教育財産には縛りがありましたから一般財産になって大変よかったなと思ってたんです。けどこの1年間どういう形でまともな作業されたんですか。そう私言いたくなります。1年たつごとにコストはどんどんかかってきます。どうなんですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 維持するコストももちろんかかります。それに見合う形で利用があるかというとなかなか難しい話になろうかと思えます。いずれにしても、どなたがどういう形で利用をしたいということになるのか現在のところわかりませんが、そういった案件について、しっかり町としても必要な対応をしなければならぬというふうに考えておりますので、そういったことで今後この校舎の後利用についてしっかりそうした今後の利用についてしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これは若松小学校だけでなく今言うところの公共財産、今一度しっかり見直して今年中にやはりそういう形で方向性というのは、副町長、中心になって情報を集めて進めないかとあとあと本当に全ての繰入金ばかりがその維持に使われてしまうという大変町にとって残念な結果にならないように努力してください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 私たちとしても、そういった方向でしっかり対応してまいりたいというふうに思っておりますので、議員お持ちのそういった利用をされる情報がございましたら、ぜひお知らせをいただいて具体的に検討もさせていただければというふうに考えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私も私の知り得る範囲の中ではいろいろと情報は提供したいと思います。ただきちんと聞く耳を持たなければ情報提供になりません。その辺も含めて町のほうで方針なり、基本的な考え方をきちんとまとめてください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 承知をいたしました。

○委員長（横山一康君） ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君） 2ページの賃貸住宅整備促進支援事業補助金、これは継続なんですけど、確認させていただきたいんですけど、これから見ると補助率1LDK以下1戸につき50万円、2LDK以上1戸につき100万円、これからいくと1LDK以下だけだと最大で12棟、2LDK以上だと最小で6棟になるんですけど、この中で賃貸住宅を町内に町内業者にて新築する費用の一部を助成することにより良質な賃貸住宅の供給を促進し、移住定住人口の増加及び地域経済の活性化を図る。これ基本的に町内の事業者が率先して移住、定住を図るのを目的にしていなくて対象にならないという認識になるんでしょうか。そこを確認させていただきます。

○委員長（横山一康君） 稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君） ご質問にお答えいたします。事業者が移住、定住人口の増加を狙って建てる住宅のみということではなく、町内業者が賃貸住宅を建設するにあたり、その費用の一部を助成することによって町内に引っ越してくる方の住宅の確保もできますというような意味の書き方となっております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） すみません、私の勝手な解釈でした。参考までに現段階での新年度の見込み、あるいはこの事業が事業として展開するにあたって、これは後ほどで結構ですから参考までに資料を提示していただきたいと思っておりますけど委員長そこはお諮りいただきたい。今年度の見込みだけ押さえているケースがあればお知らせいただきたい。

○委員長（横山一康君） 稲船主幹。

○まちづくり推進課主幹（稲船洋志君） 今年度既に暫定予算で予算措置させていただきまして現在1件の申請という形です。申請の内訳ですが1棟、戸数は8戸です。1LDK4戸、2LDKが4戸で補助予定額600万という形で申請上がっております。

○委員長（横山一康君） あと資料のほうもまとめてお願いいたします。今言ったのをまとめて作っていただきたいと思っております。

ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） よろしいですか。

2款総務費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時48分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に3款民生費の説明を求めます。

中川福祉課長。

○福祉課長（中川 譲君） それでは内容説明資料の4ページ民生費でございます。予算書は62ページからとなります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、継続で福祉バス・ふれあいバス運行業務、予算額343万2,000円で、全額その他財源は社会福祉基金でございます。町内の社会福祉団体などの地域活動の推進を図るため、福祉バス及びふれあいバスの運行業務を委託するものでございます。

次に継続で社会福祉協議会運営事業補助金、予算額3,588万3,000円で全額一般財源でございます。社会福祉協議会の運営に対し支援するものでございます。

次に継続で福祉灯油購入助成費、予算額971万6,000円で道補助金50万円、残りその他財源は社会福祉基金でございます。町内に居住する高齢者世帯等に対し冬季間の暖房に必要な灯油代の一部を助成し経済的負担の軽減を図るものでございます。

続いて5ページでございます。3目老人福祉費、継続で敬老事業、予算額220万7,000円で全額一般財源でございます。今年度も敬老会対象年齢を昨年と同じく76歳以上といたしました。合わせて米寿、白寿を迎えられた方々に対し長寿記念品を贈るものでございます。

次に継続で介護保険居宅サービス（通所介護）事業補助金、予算額4,906万6,000円で全額その他財源は社会福祉基金でございます。社会福祉法人雄心会並びに大成慈恵会において実施するデイサービス事業の運営に対する補助でございます。

次に継続で老人クラブ運営事業補助金、予算額133万1,000円で道補助金68万9,000円、残りが一般財源でございます。老人クラブの活動費に対する助成でございます。

次に継続で高齢者入浴料金助成費、予算額860万円で、全額その他財源は社会福祉基金でございます。高齢者施策として町内3つの温泉浴場を利用する高齢者に対し、入浴料金の一部を助成するものでございます。

次に継続で地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな雅荘運営事業助成金、予算額1,100万円で全額一般財源でございます。社会福祉法人雄心会が運営するせたな雅荘の運営事業に対し、令和4年度から令和8年度までの5年間の債務負担行為に基づいて財政支援を行うものでございます。

次に継続で介護サービス利用者負担軽減事業補助金、予算額22万6,000円で道補助金16万9,000円、残りが一般財源でございます。介護保険サービスを利用する低所得者の利用者負担金の軽減を行った社会福祉法人等に対する助成でございます。

次に5目障害者福祉費、継続で障がい者地域活動支援センター業務、予算額980万8,000円で、その他財源の54万3,000円は今金町の負担金分、残りが一般財源でございます。センターの運営管理をNPO法人せたな共同作業所ふれんどに委託し実施しているものでございます。

次に新規で電算システム標準化・共通化事業、予算額453万円で、その他財源の352万9,000円は地方公共団体情報システム機構からの補助金、残りが一般財源でございます。国が示す標準化仕様に準拠したシステムへ移行させるものでございます。

次に継続で障害者雇用促進事業補助金、予算額36万円で全額一般財源でございます。障害

福祉の向上を図るため新たに障害者を雇用する事業者に対し支援するものでございます。

続いて6ページでございます。継続で入浴料金助成費、予算額28万4,000円で全額一般財源でございます。障害者施策として町内3つの温泉浴場を利用する障害者等に対し、入浴料金の一部を助成するものでございます。

次に新規で訪問系障がい福祉サービス事業所支援事業補助金、予算額20万円で全額その他財源は社会福祉基金でございます。遠隔地にある利用者宅までの移動距離に応じ、対象経費の2分の1をサービス提供事業者へ補助するものでございます。

次に6目福祉施設管理費、新規で小倉山へき地保健福祉館外壁改修工事、予算額140万8,000円で全額その他財源は公共施設整備基金でございます。老朽化した外壁を改修し、施設の適正な維持管理を図るものでございます。次に同じく新規で元浦生活館屋根葺替工事、予算額412万5,000円で全額その他財源は公共施設整備基金でございます。塩害の影響で不足が進んでいる屋根の負担を改修し施設の適正な維持管理を図るものでございます。

○委員長（横山一康君） 西田三杉荘所長。

○三杉荘所長（西田良子君） 次に7目老人ホーム運営費、予算書は67ページからでございます。継続で老人ホーム三杉荘運営事業、予算額8,349万円、その他財源8,279万2,000円、その他財源の主なもの各町からの老人ホーム入所措置費負担金でございます。一般財源69万8,000円、老人福祉法の規定に基づき入所者の心身の健康保持や生きがいを持って健全で安らかな生活ができる環境を提供することで入所者の福祉の増進を図るものです。入所定員につきましては記載のとおりです。

○委員長（横山一康君） 中川福祉課長。

○福祉課長（中川 譲君） 次に8目生活支援ハウス管理費、新規で瀬棚生活支援ハウスかざみどり引込開閉基盤修繕、予算額265万6,000円で全額その他財源は公共施設整備基金でございます。老朽化のため停電事故のおそれがある引込開閉基盤を改修し施設の適正な維持管理を図るものでございます。

○委員長（横山一康君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） 続きまして9目重度心身障害者医療費助成事業費で予算額2,532万6,000円、国道支出金1,016万3,000円、その他は医療費立替収入で285万円、残りが一般財源でございます。一定の要件に該当する障害者に対し医療費の助成をするものでございます。

7ページをお開き願います。10目ひとり親家庭等医療費助成事業費で予算額204万4,000円、国道支出金90万2,000円、残りが一般財源でございます。ひとり親家庭への医療費を助成するものでございます。

○委員長（横山一康君） 河原健康推進課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 次に2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、新規で電算システム標準化・共通化事業、予算額579万2,000円、その他はデジタル基盤改革支援補助金で523万4,000円、残りが一般財源、これは児童手当、子ども子育てシステムを国が示す標準仕様に移行させるものでございます。

児童手当は予算額6,654万5,000円、国道支出金6,004万1,000円、残りが一般財源で児童手当法に基づき予算措置したところでございます。

○委員長（横山一康君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） 続きまして子ども医療費助成事業で予算額1,655万3,000円、国道支出金233万4,000円、残りが一般財源でございます。未就学児童から高校生までの医療費を助成するものでございます。

次に妊産婦医療費助成費では予算額50万円、全額一般財源で交付実績を勘案し予算計上したところでございます。

○委員長（横山一康君） 河原健康推進課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 次に2目保育所費、保育所運営費で予算額1,828万7,000円、国道支出金48万4,000円、その他は保育料などで131万4,000円、残りが一般財源で常設保育所の運営を行うものでございます。

3目認定こども園費、認定こども園運営費で予算額5,003万8,000円、国道支出金189万2,000円、その他は保育料などで354万3,000円、残りが一般財源で認定こども園を運営するものでございます。

8ページになります。幼児給食調理業務、予算額3,907万2,000円、その他は職員分給食費で306万6,000円、残りは一般財源です。人員不足により幼児給食の調理業務の継続が困難となっていることから外部委託により安定して提供するものでございます。

次に4目児童福祉施設費、学童保育所運営費、予算額2,226万9,000円、国道支出金839万円、その他は利用料で467万4,000円、残りが一般財源です。小学生を対象に3区の学童保育所を運営するものでございます。

続いて新規で児童公園遊具整備事業、予算額336万5,000円、その他は公共施設整備基金を充当して263万円、残りは一般財源でございます。北檜山学童保育所整備事業、予算額2億113万3,000円、国道支出金2,086万4,000円、地方債1億6,660万円、残りが一般財源です。令和8年度開設に向け新たに学童保育所を北檜山小学校に併設いたします。

放課後児童健全育成事業補助金については、予算額578万6,000円、国道支出金385万6,000円、残りが一般財源で、町内の民間学童保育所に対し運営費を補助するものでございます。

次に5目子育て支援費、子育て支援センター運営費で予算額32万7,000円、国道支出金11万6,000円、残りが一般財源、認定こども園及び各保育所内において子育て支援センターを運営するものでございます。

民生費の予算額合計は18億7,958万3,000円となります。

以上で3款民生費の説明を終わります。

○委員長（横山一康君） ただいまより昼食のための休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

よろしく願いいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

3款民生費の質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 説明資料の5ページ、敬老会開催事業について数点確認させてください。現段階で開催月日というか、予定は内部でそれなりに検討あるいはその方向にというものがあればお示しいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 栗谷課長補佐。

○福祉課長補佐（栗谷一樹君） 質問にお答えします。敬老会については一応現段階でやる予定ではおりますが日程等についてはまだ決めておりません。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） コロナの影響で飲食が伴わない。お弁当を最終的に渡して終了ということで、そういった取組、やり方この内容についてはどうなのでしょう。

○委員長（横山一康君） 栗谷課長補佐。

○福祉課長補佐（栗谷一樹君） 現段階では昨年同様なやり方で、帰りにお弁当を配布して帰っていただくということで考えております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今後の検討課題になろうかと思うんですが、対象者がいてどうしても参加できない方も大勢いらっしゃるわけです。ですからそういった方々にも何かしらのお弁当に値するというか、各議員からも出てるように商品券等の配布も今後も検討していただきたい。これは要望させていただきますがいかがですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） この間も梶田議員含めて商品券の配布だとか、そういう一般質問なりあったと記憶しています。今後の開催の方法、やり方ですけども、今栗谷課長補佐申し上げたとおり、今年度については昨年と同じやり方でやらせていただくということにさせていただきたいと思いますが、今後につきましては当然、参加状況そういったもの、あと予算的なものもありますけども、そういったところも含めて引き続き検討材料ということで検討していきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これは最後に要望させていただきますが、開催する月によりますけど、メッセージカード等にも批判の声がありますので、それはよくご承知おきをいただき検討課題にさせていただきたいと思います。これは要望させていただきます。

○委員長（横山一康君） ほかに。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 2点ほど。説明資料の7ページ、私、詳しいことわからないのでお聞きしたいと思います。妊産婦医療助成に関連して、実は10日ほど前、私どもに若い町民の女性の方いらっしゃいました。それでその中で質問を含めて考え方、町はどうなってるのかお聞きしたいということだったので、ちょっとこの場でお聞きしたいと思います。実は町は今、大変話題にもなってますけど、東京都ではもう実際実行に移していて無痛分娩という在り方について町として何らかの研究なり、今の段階での方向性なりという形について町はどう思ってるのかという形で質問されたもんですから、私これがすぐにこの制度がいい悪いじゃない。ただ現実問題として若い世代の方々、特にそういう対象になるの方々については、この地域おこしという観点からいっても、やっぱりこういう制度があることによって自分の生活、子供を育てるという意味で選択するという要素まで現段階では来てると。現実問題としてはそういう意思各自自治体の中でも目覚めている自治体もたくさん、実行する、しない別です。ただそのぐらいまでそういう形の特にそういう若い方々のほうが敏感になっていると話聞いた段階で。それでなおかつこれはいつも言っておりますところ若年層、地域を守る本当の生産性人口という意味からいったら決して無視できない若い方々、特に女性の方々が、あまり私また詳しい方がいいいらっしゃるけど、やっぱりそういう形の選択の要素としてあり得るとということについて町は現段階でどのような認識を持たれてるかまずお聞きしたいと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 真柄委員が鋭い質問をしていただいて、私としては私なりにその観点から調べたんですが、これ麻酔医の確保っていうのはこれ全国問題になってるわけですこの無痛分娩に関してですから、ですからそういったこともおそらく協議されているものなりと思われまますので、それも併せて真柄委員の質問にお答えいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 黒澤課長補佐。

○町民課長補佐（黒澤美知子君） まずこの妊産婦医療費助成事業につきましては、母子手帳交付から出産後、翌月までの妊婦さんの医療費保険診療対象のものについての助成事業でございます。したがってこの分娩に関わる費用に関しては、こちらの事業の範囲内ではないのですが、一応そういった内容になっております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私だってそのくらいわかりますよ。ただそうでなくて今のように妊産婦の若い方々の実際に出産という形の事業の中に、町はどういう形で現段階の中で認識持っておられるかということは今確認してるわけです。全くそういう研究なり何もないならそれは構わないです。

○委員長（横山一康君） もしそのような見解があるのであれば、きちんと見解答えていただきたい。ないんであればないというようなことで。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時08分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開します。

河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 現時点で道南圏で無痛分娩ができるのは函館のクリニックの一つだけだそうです。こちらにいたしましても本人、妊産婦の選択ということになりますので、まだまだ無痛分娩も確立されていない部分もありますので、私たちとしても今のところは絶対いいよってお勧めするわけにはいかないの、今のところは妊産婦さんの選択にお任せしてるというのが現状です。

以上です。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） いやそれが現実だと思います。この無痛分娩の中にも必ずしも100%がプラス、反対の意見もないわけじゃないですいろいろ調べてみたら。それはそれとして、ただとはいうもののこれから現実若い方々に、ここに定住してもらうことも含めてですけども、そういう選択の要素の余地になる時代になってきたという現実なんです。それと医療費の中からでもある程度の保険の中で対象になるんじゃないかという意見もあり、これなかなかならないと今の段階では。完全にこれは別な予算として、うちの町では措置してないから当然お金がかかるもので、ただ先ほど言うように今までの私、助成でないんであまり詳しいわけじゃない。ただ今までは回りにサポートする方がいる中で比較的こういう地域の場合はできた。ところが現実もうサポートするという形の方がほとんどいない中で、女性として子供を育てて生むという場合、やはりそこにはいろいろな知識も含めて大変それに頼るほうがいいんじゃないかと思う方々も増えてきたってことなんです。ですから私が言いたいのは、今ここでどうすんだ、こうすれでないけど、早急にこういう時代の流れの中で、なおかつ何とか若い女性、子育てをする町としたときに魅力があるなということからいって、やっぱり研究して町で積極的に研究をトライする時期に来てるんじゃないかと。やるやらないは別です。ですけども、きちんと町民にそういう要望が出てくるという可能性があるんであれば、それはやはり事前にも研究する価値はあるんじゃないかという意味で私質問してるんですけど、それについては最終的には理事者です。これは子育てに関してどういう形でウエイトをもって政策やっていくかっていうことですけど、その辺含めてこれまたまたいい機会というかこういう場所でないと予算も含めた中でなかなか一般質問はできませんので、こういう項目がありましたんで私今質問してるんですが、もう少し何かそういう検討に値するような感覚があるんであればそういう形で答弁いただければ若い方にとっても、あれかなと思って。やっぱりきちんと興味を持って町が責任持ってそういう動きに対しては研究してみる。そして方向性を見いだすという形の考え方があるかどうかお伺いします。

○委員長（横山一康君） 理事者が答えたほうが。答えられる。大丈夫ですか。

河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 現在のところの妊産婦健診のときにご相談を受けたことはございません。ですがこういう状況でもございますので、まずはちょっとその辺技術の問題も含

め勉強させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それはそうでしょう。今ここのきちんとした母子手帳もって相談している方々はないです。ただ私のとこに来た方は、まだただここに住んでいろいろなそういう人生を送りたいというときにそういう選択肢もあるのかどうかって聞かれたんで、そういう今の流れからいったら必要性としていかがですかかって話ししてるんです。むしろ町の魅力を上げるという意味も含めてきちんと研究を進めると、やっぱり一步踏み込んできちんとした形で検索してみるという方向性のほうが全体の地域づくり、あるいは今少子化対策もいろいろ含めて必要な案件じゃないですかと思うので再度、それ今現状に相談があるとかないとかそういう問題じゃないんです。私のところに現実来たんですから。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今の無痛分娩の関係でございますけれども、今現在町として制度で持っているのは例えば子供の医療費助成ですとか、あるいは妊産婦、あるいは不妊治療こういったことで制度を持って対応してございますけれども、今、真柄委員からお話のございました無痛分娩、先ほど河原の答弁の中では対応できる病院は3次医療圏の函館にしかないということでございますので、これはひとつ時間を借りて研究させてください。

以上でございます。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 調べたら北海道別にこの医療圏だけでは一つしかないですけど、選択の余地は北海道中にはいっぱいあるんです。だからそういうような環境も含めてきちんと研究してみてください。なるべく迅速にお願いしたい。そしてその結果というものをなるべく早く報告していただきたいと思います。これは要望しておきます。

○委員長（横山一康君） 麻酔ドクターのことについてもいいですか。いいですか、それはそれで。わかりました。

ほかに。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 申し訳ないです。これも切実な問題なものですから一応提起しておきたいと思います。これは子育て支援センター運営費これは支援センターの運営費という形で上がってますが、ただこの子育ての親子が気軽に集い交流、子育ての不安や悩みを相談できる。またそれをサポートする場としてのセンターの運営ということなんですが、実はこれも町民の若い1次産業のお母さんが私のとこに来まして、放課後等を含めた中で子供あずかりなり何なり大変充実した形で町も努力してくれてるという話、しかし私の置かれている立場として、農業を比較的大きくやってる方ですけど、朝出面さんが来るまでの間にさっきも言ったように核家族の中で農業、なおかつ私たちの年代、その方も30代ぐらいで若い方ですから、まだ子供も欲しい、2人目も欲しいという中で、ただ現実6時から出面さんなり何なり来るときに、この子供をどうするかと毎日死に物狂いで悩んでるというのが現実だという形で来たんです。

それで課長いいですか、考える前に話聞いてください。一時やっぱりそういう作業だから農協にも相談にいった。ところが知っているとおりの現場の子育て支援ということに関してやっぱり農協もなかなか踏み込んだ話というのはしてくれないし、相談してるんだけどどうしたらいいだろうって形で私のところに来たんです。でもうちの町としては若い1次産業の生産者にもっともっと仕事してもらわないとならないし、なおかつ子供をしっかりと安心して育ててもらわないとならない。そういう中での出だしの中で春作業を迎えて、現実そういうふう困っているということを相談受けたんです私。だからこういう場合もあるんでぜひ幅広い形での子育て支援、特にそういうお母さん方の現状をまずきちんと認識なり調査してもらって、その中から何とか手が打てるのであれば、やっぱりこれは町がきちんと手をかけてあげることによって、最終的な1次産業のさらなる振興にもつながるわけですから、その辺についてもきちんと研究する目を持っていただけないかという意味での質問です。

○委員長（横山一康君） 河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） ちょっと確認なんですけど、8ページのこの子育て支援センター運営費につきましては、乳幼児の保育園、保育所に通ってない子供の働いてないお母さんのためのセンターでございます。ですから週に2回ペースで子育ての相談を受けるための場所ということで挙げさせていただいてるんですけど、それでそうなりますと、ちょっと6時から云々という話ではなくなってくるんです。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） いやだからさ私は、項目がないから子育てという形の中で広げて言ってるんです。ただたんに子育て支援センターやれって話じゃないんです。今言うとおりに当然乳幼児だってお母さん出面さん来たらそれ抱えながらだけど、トラクター乗らないとならなくなるんです。だけどそれじゃ余りにも作業も含めて大変だと。ぜひこの1次産業を基幹にする町であるなら、そういうふうな形の制度というものもぜひ検討していただいて、安心して作業にいける形にできないかと。だけど私はどうしようもないから今外人のインドネシアの方を何とかお願いして、その期間でもというところまで今行ってるらしいです、私も相談来ました。ですから1次産業でなおかつ子育てが日本一の町だという場合には、当然そういう事例が出てきたらそこについても興味だけじゃなくて真剣な責任を持って検討する価値があるんじゃないかという意味で私質問してるんです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず真柄委員のところにもそういったご相談があったというのはわかりました。ただ初めての取り組みになるのかもしれませんが、例えばベビーシッターのような方法も一つあるのかなというふうに思いますので、そこは検討、研究させていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私は町に、このあと人口問題からいっぱいあるけど、私は町にきたいということで、やっぱり町民に対してそういうことがあるんであればという形じゃなくて、やっぱりそういうものが出てきたら絶対町として責任持って作業するという方向じゃないと、

これからの少子化対策をどうするんですかと。あまりにも事務的な答弁でそうじゃないでしょ。現実、今芋蒔きに朝5時から行ってる方々、預ける場所も昔は隣のばあちゃん、じいちゃんいたと。現実いないんですから。そういう中でなおかつ生産を高めて今以上に生産量を上げなかったら、これは農家の方々ここにもいますけど、大変厳しい中で地域を守っていく、1次産業を媒介としてね。であればこういう話が出た場合に、私のいうことがあれだというなら本人連れて来てもいいですよ。出たんであればやはり町としては早急にそれについて真剣になって取り組むという発言なり姿勢があつてしかるべきじゃないですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 誤解があれば申し訳ないんですが、先ほどの私の答弁は別に真柄委員の答弁をないがしろにしたつもりは全くございません。そういうことがあるということでございますので、ぜひこれは検討させていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） またこれ私は、はっきり言って町長の考え方だと思います。私が仮にこういうような話聞いたらやっぱり何とかしなきゃならんなって形で早急に検討すべきだというような形の答弁があつてしかるべきじゃないですか。担当課ではこれできません。でないとはかの檜山の中でいろいろな町ありますけど、そういう中身までやっぱりそういう姿勢を見せてる町も出てくるわけですから。町民に安心してとにかく子供2人目、乳飲み子を何とかするための場所を作るよという考え方がなんで出てこないんですか。でてこないというよりそういう形の答弁というのがあつてしかるべきじゃないかなと。私議員の立場から思うんでしつこく言わせてもらいますけど。躊躇する問題じゃないと私は思うんですがいかがですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 私も農業をやって3人の子供を育てました。両親はおりましたけども離れておりましたので子供を育てながら農業を続けてきたという状況でございました。大変議員おっしゃるように大変な苦労ももちろんございましたが、何とか頑張つてこられたというふうに思っております。今ご質問のこういった忙しいときに子供の面倒を見るそういった制度、ベビーシッターのような季節的なそういった制度ということだろうというふうに思いますが、一般的には現在、行政サービスとしてはあまりそういった状況にはない、個々にいろいろな対応をして凌いでもらってるというのが実態だというふうに思います。これを副町長言われましたように今後検討の材料としてという答弁を差し上げましたが、いずれにしましてもこのサービスをどういった形で展開するか、それに対応する人材の確保、それから負担の在り方と様々な課題が出てくるものというふうに思いますので、その辺も含めて町ができるかどうかということについてしっかり検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 町長その自分のね、私も子供育てましたよ。たださっき言ったように時代も違うし、いろいろな形の中で要望が多面的にわたってるこれ事実なんです。なおかつ私たち昭和26年代の頃、後継者いっぱいいました。今はいない中で、何とかその本当限られた人材を育てるためには、親だけじゃなくて子供も含めて、ある意味で子供包括支援センターみ

たいの町が作らなかったら、子供をきちんと育てていくという形の環境が整っていかないような状態になりつつあるので、ぜひそういう形の中でそういう声が上がってきたのであれば、真剣に取り組むという必要が私は町の責任においてあると思うので、しつこく言わせていただいているんですが、そう思いませんか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） だから検討させていただきますということで答弁差し上げているところでございます。

○委員長（横山一康君） ほかに。

石原委員。

○委員（石原広務君） 予算書の65ページ、委託料で障害者グループホームのぞみについて、現段階で定員数たしか10人と認識してるんですが、今、入所料、利用者の状況をお知らせいただければと思います。

○委員長（横山一康君） 長内課長補佐。

○福祉課長補佐（長内 京君） 障害者グループホームのぞみなんですけれども、現在8名の入居になっております。先日1名の方がご病気で入院されまして、そのあと今金町の施設のほうに入られてるそういう状況がございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） こういったのぞみの存在というか、これ指定管理施設なわけです。町としてホームページなりで紹介含めたそういった取り組みはしていますよね。そこは改めて確認させてください。

○委員長（横山一康君） 長内課長補佐。

○福祉課長補佐（長内 京君） 障害者のしおりのほうですとか、あとすいません更新の部分が、ちょっときちんとされてないところがございます、そこはちょっと改めてもう一度見直ししてですね更新させていただきたいとは思っております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 私はこののぞみが開設した当時は道からその施設を移管して、高橋町長の下、政策としてこういった障害者のグループホーム、これ建設したわけです。建設した当初から指定管理者の選定を受けて企業努力も加味しながらここまで運営していただいているというふうな認識なんです。ただ現在の状況からいろいろな臆測も含めて情報が寄せられているのも事実なんです。ですからこの今の段階で先々の展望も含めて何かしらその協議をしているのであれば今の段階で結構です。お知らせいただければ、あるなしもかかわらず率直にお答えいただければと思います。

○委員長（横山一康君） 長内課長補佐。

○福祉課長補佐（長内 京君） 昨年なんですけれども、今金高等養護学校のほうから先生が見えられて、のぞみさんのほうに入りたいて検討したいっていう声はあったんですけれども、残念ながらこの4月にはそのような形にはならなくてっていう部分で、1件だけそういう問合せがありました。今後につきましても、若い方にぜひ入っていただいて就労のほう、例えばふ

れんどのほうに日中行っていただいたりっていうところで、周知の部分これからちょっと力を入れていきたいなとは思っておりますが、今現在では現実8名のままというふうになっております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 開設当初からこれ繰り返しになりますけど定員が10名なわけです。ただ町内にかかわらず、こういった施設を本当に本心から希望している家庭もこれはあるというふうには私思うんです。ですから担当のほうはかなり苦慮していますが、こういった形で指定管理施設は、私は今後も継続していただきたいという思いがありますので、そういった方向で何か政策判断を含めて何かしらの方向がもし出てくるのであれば、早い段階で社会に周知していただきたいと思います。私は繰り返しになりますけど、こういった施設は大事にしたいという思いなので、今の段階で担当課としてお答えいただければと思います。

○委員長（横山一康君） 長内課長補佐。

○福祉課長補佐（長内 京君） 町内に住まわれている障害をお持ちの方で、うちの指定特定相談支援事業所、私と平田2人で相談専門やらせていただいているんですが、その関わりの中でグループホームのぞみさんのほうに入られたっていう、そういう親御さんの声とかも実際ございます。ただなかなか家族さんと本人さんとの中で、なかなかそういうところで難しい部分もありますが、丁寧に関わり持たせていただいてつないでいきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そういったお子さんを抱えた家庭というのは本当にいろいろ苦労してるわけです。ですからそういったことも受け入れていただいて、内部のほうで先々の展望も含め今後もぜひ前向きな検討をしていただきたいと思います。これは要望させていただきますけど、何か強い思いがあるのであればご答弁いただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 長内課長補佐。

○福祉課長補佐（長内 京君） 先ほどと同じなんですけれども、1件ずつ丁寧に関わりさせていただきます。その中で入りたいという方には、ぜひ親御さんの理解も求めながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 指定管理施設なので選定される側、関わる事業所そういった方に余り負担をかけないそういった措置もぜひ認識した上で取り組んでいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 要望として承ります。

ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 3款民生費の質疑を終わります。

次に4款衛生費の説明を求めます。

河原健康推進課長。

○健康推進課長（河原泰平君） それでは予算説明資料の8ページをお開きください。衛生費でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、母子健康診査等で予算額

517万8,000円、道補助金69万4,000円、その他財源は事業参加費で1万円、残りが一般財源でございます。妊産婦、乳幼児健診等を実施し母子支援に努めるものでございます。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 次に継続で患者輸送バス運行業務、予算額965万2,000円で全額一般財源でございます。へき地保健医療対策として通院手段となる患者輸送バスを運行するものでございます。

○委員長（横山一康君） 河原健康推進課長。

○健康推進課長（河原泰平君） それでは9ページをお開きください。道南ドクターヘリ運航経費負担金で予算額258万9,000円、全額一般財源でございます。ドクターヘリに係る自治体負担金でございます。

○委員長（横山一康君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 続きまして継続で病院事業会計繰出金、予算額4億8,506万7,000円、地方債は過疎債で1億1,100万円、残りは一般財源でございます。交付税算入分ルール見込み分及び建設改良不採算分、ルール分以外としてそれぞれ記載の金額を計上いたしました。

○委員長（横山一康君） 河原健康推進課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 続きまして2目予防費、予防接種業務で予算額2,383万6,000円、国庫補助金566万円、その他財源は国保会計からの繰入金で122万1,000円、残りが一般財源でございます。各種予防接種やエキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めるものでございます。

10ページになります。3目健康づくり事業費、健康づくり事業で予算額1,753万5,000円、国道補助金117万1,000円、その他財源として検診の自己負担等で483万8,000円、残りが一般財源でございます。町民の健康づくり保持のため各種検診や健康教室などを実施するものでございます。

次に新規で電算システム標準化・共通化事業、予算額470万円、その他財源の348万9,000円は地方公共団体情報システム機構からの補助金で残りが一般財源であります。健康システムを国が示す標準化仕様に準拠させるものでございます。

○委員長（横山一康君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） 続きまして4目環境衛生費、新規でございます。狩場葬苑耐熱扉耐火物張替で予算額211万2,000円、その他は公共施設整備基金を充当するものでございます。狩場葬苑耐熱扉の耐火物を張り替えし施設の維持管理を図るものでございます。

次に海岸漂着木等除去業務、予算額403万6,000円、国道支出金322万9,000円、残りが一般財源です。海岸に漂着した流木等を除去し環境美化と漁業被害の軽減を図るものでございます。

次に合併処理浄化槽設置補助金、予算額90万全額、一般財源でございます。補助金額の上限を30万円とし3件分を見込んだものでございます。

続きまして資源ごみ回収奨励金、予算額100万円、全額一般財源でございます。ごみの減量化と資源ごみの有効活用を推進するため子供会や町内会など、回収団体に対し奨励金を交付するものでございます。

続きまして6目公営温泉管理費、公営温泉浴場管理運営業務で予算額3,994万8,000円、その他財源は温泉入浴料で1,756万4,000円、残りが一般財源です。瀬棚公営温泉浴場の運営経費及び設備の更新工事費並びに貝取潤公営温泉浴場の指定管理料でございます。

11ページをお開き願います。2項清掃費、1目清掃総務費、北部松山衛生センター組合負担金で予算額2億7,489万7,000円、全額一般財源でございます。普通負担金として2億6,633万7,000円、算入費用負担金は856万円を計上したものでございます。

最後に2目し尿処理費、し尿等処理事業で予算額3,873万1,000円、その他財源はし尿処理手数料で2,134万8,000円、残りが一般財源でございます。し尿収集運搬処理に必要な経費を計上したものでございます。

衛生費の予算額合計は11億6,918万9,000円となります。

以上で4款衛生費の説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 前回の引き続きで繰り返しになるんですけど、これ副町長の答弁なんです。例の組合内でのパワハラ問題について副町長の、まだ会議録ができていないので私YouTube見直して確認したんですけど、1次面談、2次面談分けてトータル6日にかけて調査したという報告がされたんです。面談の方法、仕方これ改めてお知らせいただけませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 衛生センター組合では今金の副町長が副組合長でございます。それとせたな町の副町長が副組合長でございますので、この2人と職員一人一人個別に面談をいたしました。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 職員というのは、改めて詳しくお知らせいただきたい。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 全職員でございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 退職の意向を示した、あるいはこれからいくと12月いっぱい退職した職員もいるわけですけど、被害を受けた職員はこの面談の中には含まれていますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 含まれております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 含まれておりますですか。もう一度はっきりお答えいただきたい。

- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 含まれております。
- 委員長（横山一康君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） その調査の上でパワハラはなかったと組合議会にも報告したということで確認してよろしいですか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） そのとおりでございます。
- 委員長（横山一康君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 被害を受けた方、どういった面談をされましたか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 先ほども申し上げましたけれども、副組合長2人と職員個別に面談をいたしました。
- 委員長（横山一康君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 被害を受けた方お2人にもですか。再度ご答弁いただきたい。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 被害を受けたかどうかは、結果としてはパワハラはなかったということでございますけれども、それぞれ個別に面談をいたしました。
- 委員長（横山一康君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 過去も含めて被害を受けたパワハラが要因で辞める判断をする切っ掛けになった、そういった職員とも個別に面談をしたということですか。それはいつの段階でしょうか。この6日間の中の何月何日かそこに記していれば詳しくお知らせいただきたいと思えます。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 1次面談につきましては11月27日、12月5日、2次面談につきましては12月26、27、1月14日に1月24日、1月28日ということでございます。
- 委員長（横山一康君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） 被害を受けたという証言をする職員とも面談をしたということですか。センター内で面談したんですか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） センター内で面談をいたしました。
- 委員長（横山一康君） 石原委員。
- 委員（石原広務君） これ本当に話していますか。12月いっぱい辞めた職員は有給休暇を利用して12月最初からたしか休んでいたという認識なんですけど、いつの段階で面談したかまた改めてお答えいただきたいと思えます。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） そこまで今資料ここに手持ちではございませんけれども、面談は

行ってございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 厚生省のやり方というか、そういうことで取り組んだという旨の副町長のご答弁があったんですが、どういうことで聞き取りしたんですか。どういう聞き方をしたんですか。マニュアルがあるんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） マニュアルといいますか、厚生労働省が公表してございます職場におけるパワーハラスメントに係る指針、これに基づいた面談実施ということで、これの指針を参考に聞き取りを行ったところでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これあれですか、全て1通りしたら総括ということで、これはやるというふうに認識してよろしいですか。

○委員長（横山一康君） もし必要ならやっていただいて。

○委員（石原広務君） 総括でまたやる予定になってますか委員長、委員長の判断ちょっと改めて確認させてください。

○委員長（横山一康君） もし石原委員がこれは総括でやる必要があると思えばやっていただくのはやぶさかではありません。

○委員（石原広務君） 総括質疑も受けるということですね。

○委員長（横山一康君） 当然受けたいと思います。

石原委員。

○委員（石原広務君） その前に、これしつこいようですけど、全職員被害を受けて被害がきっかけで辞めた職員も含めての聞き取りをした1次面談、2次面談に分けて調査をした結果、パワハラはなかったという認識でよろしいですか副町長。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず1次面談を行いました。そこで明らかにならないものについてはまた2次面談で聞き取りをしたということでございますので、石原委員言われた退職された方も含まれております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 含まれていたということですか、ちょっと聞き取りにくいんです。はっきりお答えいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 当然1次面談の中でそういったこともやっております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） もう一つ、また総括で質問せざるを得ないなと思うんですが、12月4日の政策審査特別委員会で前回も伺いました。加害した人物と思われるものから退職願が出されてると。これは議会外でも町長から私は報告を受けていますし、退職願、退職届なのか、それを出した理由というのは把握してますか。加害したと思われる人物からどういった理由で

退職願、退職届を出されたのか理由を把握していますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 個人のプライバシーに関する事だというふうに思いますのでここでは答弁を控えたいと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それを受理しなかった理由は、組合長である高橋町長にお答えいただきたいと思いますがどうかですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まだ頑張っしてほしいという判断をしたからでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それで1度は何かを察して退職願を出した人物は頑張っていたかきたいと、頑張ってもらいたいという組合長である町長の一声で退職願を取り下げたということによろしいですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 確かその時点では保留扱いとしたような記憶をしております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 保留扱いをしている記憶、これ以上私もこれで総括に移行しようかなと思ったんですけど。保留扱いをした記憶、そんなあやふやな姿勢だったんですか組合長として、町長として、きちんと答弁してください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ですから辞職願が提出されたことから、もう少し考えてみてはどうかという話をして、それはその時点では受理をしないで預かったといいますが、そういう状況であったというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 受理しないで預かりにして最終的にどうされたんですか。前回少しきつい言い方をしました。破いたんですか、突き返したんですかと。その預かった退職届、退職願を結果どうしたんですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今、前衛生センター事務局長と確認しました。最終的には戻したということで確認できました。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それをご本人はすんなりと了解して受け取ったというふうな認識でよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） そう思ってます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そこで間接的というか、ほかの事案なんですけど、役場内部でこれは

町長としてお答えいただきたいんですが、退職願、退職届を出したという職員が本当にこの数年多いわけですけど、そういった方々にも町長そういった声をかけてきたことはありますか。そこだけちょっと端的にお答えいただきたい。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） あります。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これは大問題なので総括でまた改めて取り上げさせていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 4款衛生費の質疑を終わります。

説明員交代のため2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 2時00分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に5款労働費の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 資料は11ページです。予算書では81ページになります。5款1項共に労働費、1目労働諸費、継続で渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会負担金、予算額14万6,000円は全額一般財源です。北部4町と経済団体が連携した協議会活動により季節労働者の雇用確保や就労促進に係る事業を推進するものでございます。

以上5款労働費合計20万4,000円の予算額とするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 5款労働費の質疑を終わります。

次に6款農林水産業費の説明を求めます。

吉田農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 農林水産業費となります。説明資料11ページ、予算書では82ページからになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,146万3,000円、財源内訳は道補助金184万9,000円、その他財源9万3,000円は各種事務事業の委託金などで残りが一般財源であります。農業委員15名の報酬457万円のほか、農業委員会の活動に係る経費でございます。

続きまして3目農業振興費です。地域おこし協力隊活動費補助金、予算額200万円、全額一般財源です。耕種農家の担い手確保、労働力不足対策、移住定住対策として新函館農業協同

組合せたな営農センターへ派遣を行い、耕種農家としての就農を目指し知識技術の習得を目指すものであります。

続きまして資料12ページになります。新規就農者促進事業、予算額315万円、全額その他財源で、担い手育成基金並びに農業実習等宿泊施設使用料です。農業の担い手確保を図るため、就農フェアへの参加や研修住宅2箇所管理を行うものであります。

次に環境保全型農業直接支払交付金事業、予算額442万4,000円、財源内訳は道補助金333万5,000円で残りが一般財源です。法律に基づき地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し支援するものです。今年度の取り組みを予定している農家は10件で面積は56.17ヘクタールを予定しております。

次に経営所得安定対策等推進事業補助金、予算額117万1,000円、財源内訳は全額道補助金です。この事業の事務を担うせたな町農業再生協議会への事務費補助でございます。

次に畑作物産地生産体制確立強化緊急対策事業、予算額167万2,000円、財源内訳は全額道補助金です。持続可能な畑作産地を形成するため種子馬鈴薯の原種、採種圃におけるウイルス罹病率を低減する取り組みに対し支援するものです。取り組みを予定している農家は8件、20.9ヘクタールを予定しております。

次にスマート農業支援事業、予算額3,000万円、財源内訳は全額産業振興基金です。スマート農業技術の活用により農作業の省力化による労働力不足の解消、生産性向上を図り販売額等を向上させるためスマート農業技術搭載の機械等購入に対し支援するものでございます。

次に北海道農業次世代人材投資事業、予算額180万円、財源内訳は全額道補助金です。経営不安定な就農初期段階の青年就農者に対し資金を交付するものです。酪農で新規就農した1件に対し引き続き支援するものでございます。

続きまして資料13ページとなります。中山間地域等直接支払交付金事業、予算額4,943万8,000円、財源内訳は道補助金3,636万7,000円で残りが一般財源です。法律に基づき対象農用地の面積に応じた交付金を交付するもので、交付金の使途については北檜山、若松、瀬棚の3地区の集落協定参加者の合意により決定し活用されております。

続きまして4目畜産業費です。町営牧場指定管理事業、予算額600万円、財源内訳はその他財源で148万8,000円、牧場草地の一部貸付けに伴う賃貸料で残りは一般財源です。畜産農家の労力や飼料コストの低減を図るため、町営牧場の管理運営に対する指定管理料でございます。

次に町営牧場取水ポンプ保守点検業務、予算額44万円、全額一般財源です。山越町営牧場の入牧前、退牧後の取水ポンプの保守業務でございます。

次に山越町営牧場取水箇所土砂除去工事、予算額40万円、全額一般財源です。取水槽の上流に堆積している土砂を除去し、給水に支障のないよう対策を図るものでございます。

次にせたな酪農ヘルパー利用組合事業費補助金、予算額100万円、全額一般財源です。酪農家の休日確保のため酪農ヘルパー利用組合の運営に対する補助でございます。

次に町営牧場牧区用原材料購入事業、予算額693万9,000円、全額一般財源です。老朽化した古川牧場のパドックを更新するための部材や小川、山越牧場の各牧区を囲むバラ線の

更新を行い適正に管理飼育するものでございます。

続きまして資料14ページとなります。5目農地費でございます。基幹水利施設管理事業、予算額2,065万円、財源内訳は道補助金1,221万円、その他財源488万5,000円は受益者負担分などで残りは一般財源です。真駒内ダムの機能を維持するための施設管理や点検整備に要する経費でございます。

次に若松地区幹線排水路浚渫工事、予算額250万円、全額一般財源です。大雨などにより線排水路内に堆積した土砂浚渫や立ち木の除去を行い排水機能の回復を図る工事であります。

次に瀬棚地区営農飲雑用水施設改修事業負担金、予算額3,150万円、全額地方債です。老朽化した営農飲雑用水施設の浄水場、配水管路等の全面改修工事を実施し、安定した営農飲雑用水の供給を図るものであります。事業区域は瀬棚区西大里、予定総事業費は29億円であります。予定事業期間は令和7年度から令和20年度の14年間を予定しております。

次に利別地区防災減災事業負担金、予算額56万円、その他財源で全額土地改良区からの負担金です。頭首工遠隔システムを改修し豪雨時に即時に対応できる体制を確立し、防災減災を図るものであります。予定総事業費は1億6,000万円で、うちせたな町分事業費は350万円で、令和7年度は工事実施に向けた実施設計にかかる負担金となります。

次に西兜野排水機場改修事業負担金、予算額1,900万円、全額地方債です。老朽化した当該施設の機械及び電気設備の更新に向けた事業で今年度は建物の耐震工事に係る負担金です。

次に農業水路等長寿命化防災減災事業負担金、予算額312万円、財源内訳は地方債310万円で残りは一般財源です。老朽化した用水路の改修について団体営土地改良事業ガイドラインに基づき狩場利別土地改良区に支援するものであります。実施地区は、北檜山区愛知地区であります。

次に水利施設管理強化事業、予算額703万6,000円、財源内訳は道補助金527万7,000円で残りは一般財源です。土地改良区の農業水利施設管理を支援し管理体制の強化を図るものであります。続きまして資料15ページとなります。小規模土地改良事業補助金、予算額500万円、全額一般財源です。国庫補助事業対象外の簡易な土地改良事業に対し補助し、安定した品質管理と安定した収量を確保するものでございます。

次に6目農業センター費でございます。農業センター業務運営費、予算額1,197万円、財源内訳はその他財源661万6,000円で、土壌分析手数料や試験作物苗などの農産物の売払い収入や農協運営負担金等であります。残りは一般財源です。施設の管理運営に係る経費で主な業務は生産部会や普及センターなどから要望のある試験栽培や土壌診断、苗の供給であります。

続きまして2項林業費、1目林業総務費、有害鳥獣対策報償金、予算額540万6,000円、財源内訳は道委託金20万4,000円、残りは一般財源です。有害鳥獣捕獲員に対する出勤報奨金のほか、北檜山有害鳥獣駆除協力会、瀬棚ハンタークラブ2団体への活動報償金、またヒグマ、エゾシカ捕獲の報奨金で有害駆除体制の強化に支援するものであります。

次に狩猟免許取得補助金、予算額71万円、全額一般財源です。有害鳥獣による被害を防止するため狩猟免許や猟銃の所持、許可の取得、猟銃の購入に要する経費に対し補助するもので

す。

次に鳥獣被害防止対策事業補助金、予算額60万円、全額一般財源です。JA新函館との共同での補助事業で、有害鳥獣による農作物被害の防止対策として電気柵などの購入に対して支援するものです。

続きまして資料16ページとなります。2目林業振興費、豊かな森づくり推進事業補助金、予算額1,179万4,000円、財源内訳は道補助金725万7,000円、残りその他財源として森林環境譲与税基金です。北海道単独事業で森林伐採跡地など人工造林に支援するものです。今年度の事業量は42ヘクタールを予定しております。

次に一般民有林造林事業除間伐補助金、予算額269万6,000円、財源は全額森林環境譲与税基金です。森林所有者の負担軽減を図るため町単独の上乗せ補助として森林の除間伐施策に対し補助するものです。今年度の事業量は117.46ヘクタールを予定しております。

次に森林活性化間伐材等搬出支援事業補助金、予算額700万円、財源は全額森林環境譲与税基金です。パルプ材や低資材、木質バイオマス原材料の運搬経費に対し1立方メートル当たり2,000円を助成するものであります。今年度の事業量は3,500立方メートルを予定しております。

次に伐採分保管支援事業補助金、予算額100万円、財源は全額森林環境譲与税基金です。町内の山林で伐採された原木を製材工場等へ出荷するため、瀬棚港のヤードに一時保管に要する経費に対して支援するものです。

続きまして4目町有林維持管理費となります。大成区町有林皆伐工事、予算額1,235万3,000円、財源内訳はその他財源として森林環境譲与税基金635万3,000円、材の売払収入600万円です。大成区宮野地区の町有林内で林齢63年生のスギ3ヘクタールを皆伐するものであります。

次に瀬棚区町有保安林トドマツ伐採跡地造成工事、予算額455万4,000円、財源内訳は道補助金258万5,000円、残りはその他財源で森林環境譲与税基金です。昨年度皆伐整備をしたトドマツ伐採跡地、3.5ヘクタールにカラマツ7,700本を植林するものです。

続きまして3項水産業費、2目水産業振興費、檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金、予算額500万円、全額一般財源です。檜山漁協及び沿岸6町で組織する檜山管内水産振興対策協議会が広域事業として実施するナマコ種苗放流事業への負担金であります。

次に日本海ニシン栽培漁業定着事業負担金、予算額210万円、全額一般財源です。本事業も檜山管内水産振興対策協議会が広域事業として実施するニシン種苗放流事業への負担金であります。

次に資料17ページとなります。ウニ資源増殖事業補助金、予算額606万5,000円、全額その他財源で産業振興基金です。未利用資源のキタムラサキウニを採捕し海藻の豊富な漁場へ移殖放流する事業に対しての補助と未利用漁場に生息しているキタムラサキウニ種苗5万粒並びに資源増大のためのエゾバフンウニ種苗40万粒の購入に対し補助するものです。

次に水産物生産向上事業補助金、予算額500万円、財源内訳は全額産業振興基金です。水産物の漁獲量の確保や漁家経営の安定化を図るため、漁業経営規模や新規業法に取り組む漁業

者に対し施設整備費の一部を支援するものでございます。

続きまして3目漁港管理費、密漁監視カメラ設置工事、予算額627万円、全額一般財源です。町内の漁業港湾内に密漁監視カメラを設置し組織的な密漁対策や災害時における状況確認を行うための工事であります。次に水産物供給基盤機能保全事業負担金、予算額1,333万4,000円、財源内訳は地方債1,330万円で残りは一般財源です。北海道が実施する船揚場や岸壁等の改良工事に係る地元負担金で、本年度は狩場漁港中歌地区の岸壁改良工事を予定しております。

続きまして4目水産種苗育成センター運営費、水産種苗育成センター運營業務、予算額2,162万9,000円、財源内訳はその他財源でアワビ種苗の売払収入28万円でその他一般財源です。前浜資源の増殖に向けアワビ種苗の中間育成を行うものであります。

6款農林水産業費合計予算額は4億1,407万5,000円であります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 6款農林水産業費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時21分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

7款商工費の説明を求めます。

阪井まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 資料は17ページ、予算書では96ページからになります。7款1項共に商工費、1目商工振興費、継続で商工会補助金、予算額1,150万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。商工会の適正な運営による商工業の振興を図るとともに、経営改善普及事業等による会員の経営安定や負担軽減を図るものでございます。

次に継続で中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金、予算額30万4,000円は全額一般財源です。貸付金利の一部を補給し経営の安定化を図るものでございます。

18ページになります。継続で新型コロナウイルス対策資金融資利子補給費補助金、予算額212万円は全額一般財源です。新型コロナウイルス対策として融資された国及び道の制度資金に伴う利子補給を行い経営安定と負担軽減を図るものです。

次に継続で次世代型店舗づくり事業補助金、予算額1,000万円は全額その他財源で産業振興基金繰入金です。キャッシュレス決済導入と店舗環境の整備及び省エネ対策に対しての助成を行いコスト軽減等を図るものです。

続きまして2目観光振興費、継続で観光協会補助金、予算額1,381万6,000円は全

額その他財源で地域振興基金繰入金です。観光協会の体制を強化し、町内の観光産業の地盤づくりを進め観光産業の振興を図るものでございます。

次に継続でイベント事業補助金、予算額1,235万円は全額その他財源で地域振興基金繰入金です。記載の4つのイベント事業に対して補助するものです。

続きまして3目観光施設管理費、継続で観光施設及び各種公園等運営及び維持管理事業、予算額4,478万3,000円で、国庫支出金1万3,000円、その他199万1,000円は使用料等、残りの4,277万9,000円は一般財源です。観光施設及び各種公園など適切な運営を図るものでございます。

次に継続でさけ観察広場改修事業、予算額8,900万円で、地方債は合併特例債8,450万円、残り450万円は一般財源です。改修により子供の遊び場として整備を図るものです。

次に新規で北檜山グリーンパーク場コース内暗渠改修工事、予算額316万3,000円は全額その他財源で公共施設整備基金繰入金です。新たな暗渠を設置し施設の保全と適正な運営を図るものです。

続きまして4目温泉ホテルきたひやま管理費、継続で温泉ホテルきたひやま管理運営事業、予算額1,942万7,000円は全額一般財源です。温泉ホテルきたひやまの適切な管理運営を図るため指定管理料などを支出するものです。

次に新規で温泉ホテルきたひやまフロント保養システム更新事業、予算額204万3,000円は全額一般財源です。不具合やサポート期間が終了するフロント保養システムを更新することで業務の適正運営を図るものでございます。

続きまして5目ゼロカーボン推進費、継続でゼロカーボン推進事業、予算額1,674万7,000円は全額一般財源です。2050年のゼロカーボンシティ実現に向け、太陽光発電設置導入補助などの各種施策や実施計画を推進し、町内におけるゼロカーボンの推進を図るものでございます。

続きまして19ページになります。6目風力発電施設管理費、新規で風力発電施設管理事業、予算額2,022万7,000円は全額その他財源で風力発電事業基金繰入金です。洋上風力発電所風海鳥の撤去まで施設の維持管理を図るものでございます。

以上7款商工費合計2億5,087万4,000円の予算額とするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 1点、私も方向性もちょっとまだよくわからないのでお聞きしておきたいと思うんですが、説明書18ページ、1番下のゼロカーボン推進事業、まずこの中でアドバイザー業務ございます。これ昨年も同じような金額でこれ委託なのか何かわかりませんが、この中身についてちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 奥村課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（奥村大樹君） 真柄委員の質問にお答えをいたします。このゼロカーボン推進アドバイザー業務というものにつきましては、令和3年、4年で環境省の補助

を使ってゾーニングとエネルギービジョンを作成しております。また地域温暖化対策実行計画というものを作成して町の今後のゼロカーボンに向けた方向性決めておまして、これの推進に係る支援が主なものでございます。また今年度も予定しておりますゼロカーボン推進協議会、これの協議会の運営を含めた全般の支援ということでこのアドバイザー業務ということで業務委託しているものでございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） ということはこのゼロカーボンの推進事業については今後もこのアドバイザーコンサルタントかわかりませんが、業務に対する経費はかかっていくというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 奥村課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（奥村大樹君） 今後の計画等の変更等もございますので現段階においては金額についてはちょっと下がっていくものとは思われますが、この業務につきましては継続して支援をいただきたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 去年、公共施設に関する調査等で700万ぐらい使って事業展開します。これもこのアドバイザーの方々の提案のもとに作業を進めてるってことなんですか。進めてきたということで判断してよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 奥村課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（奥村大樹君） 昨年度、公共施設の太陽光の可能性調査ということでこれはこのアドバイザー業務とは別で町単独で行っているものでございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 具体的にアドバイザー業務の中身というのは差し支えない範囲でどんなことをアドバイスしてもらって、どういう作業を進めてるんですか。

○委員長（横山一康君） 奥村課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（奥村大樹君） 先ほどご説明したとおりなんですけども、内容としてはせたな町については、このゼロカーボンについて全国的に見ても先進的な部分が多々ありまして、環境省はじめ国の機関ですとか様々な機関からこの内容についてどういうふうに進めていくとか、どういうことをしているという部分で講演ですとか、講師という形であちこちから声がかかっているという状況でその説明資料なんかも私たちが作るんですが、最終的にこのアドバイザー業務を行っている業者も含めてそういう資料の作成というものについても、国の機関から依頼される部分もありますんで、なかなかちょっと私たちでは難しい部分もあるということからそういう細かな部分を初めとして全般的に業務について支援をいただいているという状況でございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 国の動きそれから温暖化いろいろ含めた中で、そういう国を挙げて50年までにという形の動きの中でこういうデータも作りいろいろな形で進めているということは私も理解してますし、それ相応の補助も含めた中でお金の出どころもやっぱある程度国のほ

うとしては引っ張っていきたいということもあるし、また道南のほうで町長も入ってますけど、そういう自治体同士の連絡協議会という中でも進めてると思うんですが。ただ私これダメだとかじゃないですけど、今ここに50年までにゼロカーボンに向けたという中で、ただこのままの推測でいくと、この町の人口を含めて相当、そのときに全部庁舎なり公的な施設に対して太陽光張ることが本当の意味で町民のニーズに合致した形の政策になるのかなという最近そういう思いはしてるんです。けどこういうふうに謳ってしまうとそれが進むのかなという。けどそれより先にその辺の中身についてきちんと町内なり、あるいはこの審議会の中で議論されているのか。その辺についてはどのような中身でこういう形で提案されてるんですか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、記載しているとおりゼロカーボン推進協議会という協議会を立ち上げております。これにつきましては年に2回ほど開催をさせていただいて町がどのように取り組んでいっているか、そういったものの報告もそうですし、あと町民を対象としたゼロカーボンに対する講演会、そういったものもさせていただいております。町の活動としては毎月、広報のほうでゼロカーボンということで広報のほうにもこういう活動をしていますというような報告もさせていただいております。担当職員では専門的な知識、そういったものも必要になってくることから、どれくらいの1年間で二酸化炭素を削減できたか、そういったものの計算もアドバイザー業務の中でやっていただいたりということになっておりますので、その辺も含めて町として、先ほど2050年までに実質二酸化炭素の排出ゼロというところを目標にしてしておりますが、近年では2030年に向けて排出量を48%削減しますよというのがこれはもう国の方針として打ち出されておりますので、そこに向けてあと6年ほどになりますが、そこに向けて町のほうもこの計画を持っておりますので進めてまいりたいということで現在のところ推進を図っていくというような状況でございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） だから現在の流れとした中で確かに温暖化、大変な中で取り組むということも含めてわかるんですが、ただ町の方々いろいろなお話し聞きましたと、確かに私もこの情報、何か何だかよくわからない。現実問題ですよ、いいですか。末端のおじいちゃんおばあちゃん方、防雪、除雪いろいろな作業する中で、そのゼロカーボンということを含めてどういう方向に進んでいくんだって言われたときに、この今の作業から見ると全部コンサルタント料払って、去年まではこの公共施設の、これだって自治体がやる。結果的に出してもらって委託料を払ってデータをまとめた。そして今度出てきたのは、これ民間に対する今度補助サービスと言いながら、これ30年40%になったら公的に負担するお金ってどのぐらいかかるんですか。そういうシミュレーションも何もないんです。それ目指すののはいいです。ダメだとは言いませんけど、じゃそれによって町民全体の日常の行政コストから何か含めてどういう影響が出るのかっていうこと何の説明もないんです。そうでしょ。電気自動車40%にするとか、それはあるけど、現実味として、これをみんなで何とかそういう形でとっかかっていこうとするときに、私だって未だに公共施設に全部太陽光パネル貼るのがこれエネルギービジョンかと

いったら国がそう言ってるらしいですけど、果たしてうちの町にマッチしてるかっていうその辺の深い練り込みなり、研究なり検討がもっともっと私は必要だと思うし、町民の平均年齢60、70代の方がです。そういう方々の中にじゃパネルつけなさいと。これだってある意味で言ったら非常に一方的な言い方だなと私思っずっと見てます。ダメだというんじゃない。だからその辺についてきちんと理解がいただけるような、こういうことを本当に町民の足元に沿った形で温暖化、そういうことからいったらこういう中のほかに私は前から言ってるJクレジットでも何でもほかの課とも横断しながら今のカーボンを抑えるそういう形の施策っていうのは町全体でいった場合にまちづくり推進課だけの話じゃないですよこれ。そういう形のまちづくりの中でそういうカーボンニュートラルに対する取り組みとこのを見てくるようにしなかったら私はまずいと思うし、最終的に住民がどんどんいなくなる。それこそ町の施設だけがパネル貼って電気代がかからなくなっていると。やはり一般町民にどれだけそれがきちんとある程度行き渡る形で行政サービスをしていけるのかどうか。その辺もうちょっと私は検討する必要あるんじゃないか、そしてきちんとした方向性をやっぱり町として示すべきじゃないかと。全部毎年金額わからんけど400万ずつコンサルだコンサルだってコンサルが出してきた数字だけをここに羅列してゼロカーボンって話になりません。そのぐらい魂を含めた中で、これは絶対町民に理解してもらってやらなければならないんだという形のものを持っていかないと。やれる人にぼつんぼつんとやってという形になる可能性ありますよこれ。その辺についてどう考えます。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） もちろんお金がかかる事業だということは理解しております。将来的にも今、環境省、それから経済産業省、国のほうではゼロカーボンに関する補助金というものがいろいろと出ておりますので、そういった補助金を獲得できるように町としても進めているところでございます。個人の一般の方の太陽光の設置っていうのはもちろんお金かかりますので町として補助もさせていただきたいということで今回提案のほうをさせていただいておりますが、将来的な話にはなりますけれども今洋上風車のほうも促進区域の設定になろうということになっております。その発電された風力のエネルギーというのも地元で使えるような取り組みをしていきたいと考えております。先の長い話にはなりますけれども温暖化対策をここで町としても進めていかなければ、地域の災害とかそういったものに対応する、これは全国的な流れだというふうに考えておりますので、町としての方向性としては、まずは温暖化の対策に向けた取り組みというものを進めたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私でもゼロカーボンの政策を考えるし取り組むことダメだなんて一つも言ってません。ただ今言うように、うちの町にマッチした形で地域の方々の利益にあたる形の施策としたときに、本当にそういう形できちんと町民とタイアップしながら進んでいるかというところとそうじゃない認識の違いってあるんじゃないですかと私そういう意味で言ってるし、なおかつ若年層を含めた中で、もう今年もう家建てたいという方もいます。だけど今こういうニュース流れるとどうなのと、逆に抑えるという人もこの前1人いました。私よく中身分からな

いで、これどう進むかわからないからそれは一概には言えません。ただこういう形だけを謳ったところでやっぱり現実に町民のニーズとマッチするかどうかっていうこのすり合わせはやっぱりきちんと証明っていうか説明できる形を出していく、これは確かに国と環境省が言うからそのとおりですよ。ある程度補助金ですけど、これ自己負担全然無しなんかできないんだから。当然自治体、前の地方創生と同じになる下手すると。どんどん温度上げて雰囲気上げて、でも現実になったら地元負担のほうがどんどん増えていってということもないとは言えないんで、私が言うのはコンサルという形の中のね。それいいですよ。だけどきちんと中身を分析して把握して進めてるんですかって話なんです。今日この話をしてもそれ以上進まない。私はこれ一応提言とそれから指摘させていただきます。ただこれは大変長い意味を含めて大きな予算のかかる、町民にかなり負荷がかかってほかの行政サービスを削らなきゃならないぐらいの事業量までいなる可能性もあるんで、その辺含めてきちんと町民がなるほどと理解できるような形の施策っていうのを再度、私は提案していただきたいと。今回は指摘させていただきます。だけど毎年400万、500万のこんなコンサルに行くような事業なんてそんなのは、たまたま環境省が出してくる補助金の中でやってるっていうけど、町民の理解と、必要じゃないってこと言ってません私。ゼロカーボン大事なことです。そこのところの理解をきちんと積み上げる努力するのは町は必要だと現段階ではそれが1番大事なことだと私は思いますので、これについては指摘させていただきます。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） このゼロカーボンへの取り組みでございますが、今の国を挙げて取り組んでいる事業の一つでございます。現在のところ1.4度の平均気温が上昇していると言われておりまして、これが1.5から2度上昇するともう取り返しのつかない状況になるというふうに危機感をもって言われているところでございます。これは国民的にまだまだ理解が不足しているという状況の中で、私たちとしては住民、町民の皆さんにもこういったことを理解してほしいというふうにいろいろな形で説明会を開きながら理解を深めていっているところでございます。特に全国的に見まして海水温が上昇していると。このことから特に北海道の災害の発生、豪雨ですとか、大雪ですとか、こういったものが北海道が1番影響を受けると。この海水温の上昇については今新聞紙上でも言われておりますように、北極の氷がどんどん溶けていくことによって太陽の熱が直接、海水温を暖める。従来ですと氷があって反射するという状況でございましたが、そういった状況が今現実として起こってきているという状況にあるわけでございます。私たちとしてもそういったことを回避するために2030年の目標あるいは2050年のゼロカーボン達成ということに向けて、微力ではありますがしっかり対応していかなければならないという認識を持っております。これを達成するために檜山沖の洋上風車ですとか、陸上あるいは太陽光の利用というようなものを持ってこれの達成を目指していくと。これは国と歩調を合わせていくことになるわけでございますので、これからも住民の皆さんの理解を得るための活動としてしっかり取り組まなければならないというふうに思っているところでございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 要望というより、私先ほど指摘ということですが、そういう話ですので、町長、私、町長の言うとおりのとおりだと思います。ただある意味での目立つところの洋上風車これもたしかに効果があるのかもわかりませんが、まだそういう形としてあれだけ、まず一般の町民の方が取り組める形のきちんとした対策なり施策というのをまず検討する必要があるんじゃないかと私一つ言ってます。それとさっき言ったように、例えば一つとして水田、牛のげっぷ、水田の中干しとJクレジット、これだけでもうちの町としてはそれを温暖化を防ぐために寄与する素材というのはいっぱいあるわけですが現実には、といたときには、こういう形じゃなくて今言う横断的な形の中でどういう要素がせたな町の町民としても持っている素材の中で協力できるか、そういうことも考えていかなかったら、簡単にただこういう花火打ち上げるような派手な数字だけでは、こういう施策ではいけないでしょうということを私は言わせてもらってるわけです。その辺もきちんと含みながら再度検討して、やっぱりわかりやすい形の提案をしてください。

○委員長（横山一康君） 提言でいいですね。
ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 7款商工費の質疑を終わります。

次に8款土木費の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは説明資料の19ページでございます。予算書につきましては100ページからとなります。8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費、新規で北檜山2号井代替井掘削事業、予算額682万円、財源内訳といたしましては全額一般財源でございます。内容といたしましては、北檜山2号井の老朽化により井戸の限界を迎えていることから新源泉の掘削に向けた調査設計を実施するものでございます。北檜山2号井の概要につきましては記載のとおりでございます。

次に2項道路橋梁費、1目道路維持費、継続で北檜山流雪溝施設整備事業、予算額5,262万3,000円、財源内訳といたしまして国道支出金5,096万5,000円、残り一般財源でございます。流雪溝等に係る維持管理費でございます。国道、道道、町道の設置延長の比率でそれぞれの管理者が負担するものでございます。なお経費内訳、負担割合につきましては記載のとおりとなっております。

次に継続で町道付属物改修事業、予算額1,140万円、財源内訳として地方債1,020万円、一般財源120万円でございます。平浜弓山線及び花畑線などの道路付属物の補修を実施するものです。

次に20ページ、継続で町道防雪柵整備事業、予算額1,400万円、財源内訳として全額公共施設整備基金であります。浮島線に仮設防雪柵延長65メートルの設置を実施するものでございます。

次に新規で町道照明改良事業、予算額3,250万円、全額地方債です。道路照明のLED化を行い省電力化及び長寿命化を図るもので、3区合計で125灯の更新を行うものでござい

ます。

次に継続で町道排水改修事業、予算額2,260万円、全額地方債です。委託料では栄線排水改修工事実施設計業務、工事請負費では栄線、中学校線、馬場山線の排水改修工事を実施するものです。

次に新規で町道舗装補修事業、予算額600万円、財源内訳として地方債540万円、一般財源60万円です。栄石1号線の舗装補修を行うものです。

次に継続で町道施設補修事業、予算額650万円、全額一般財源です。樺坂線の道路法面の補修を行うものです。

次に2目地方道改修事業費、継続で町道興長寿命化修繕事業、予算額6,650万円、財源内訳として国道支出金3,730万円、地方債2,910万円、残り一般財源でございます。橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、委託料ではネトイ橋及び第1学橋の補修設計を行い、工事請負費では玉川橋補修工事を実施するものです。

次に継続で町道舗装補修事業、予算額4,000万円、財源内訳として国道支出金2,618万円、一般財源1,382万円です。舗装修繕計画に基づきまして、北岸線の舗装補修工事を実施するものです。

次に3項河川費、1目河川維持費、継続で河川維持浚渫事業、予算額500万円、全額地方債です。第1最内川の浚渫した土砂の浚渫を実施するものです。

次に継続で河川改修事業、予算額2,000万円、全額地方債です。学林沢川及び最内川の河岸侵食による被害を防止するため改修工事を実施するものです。

○委員長（横山一康君） 吉田農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 説明資料21ページとなります。4項港湾費、1目港湾管理費で、上架施設改修工事、予算額1,830万4,000円、全額その他財源で公共施設整備基金です。老朽化により機器の故障が一時著しいことから機器の取替工事を行い、浄化施設の長寿命化と適切な管理を行うものであります。

次に2目港湾建設費、瀬棚港修築事業負担金、予算額4,950万円、全額地方債であります。地方港湾瀬棚港東外防波堤の延伸工事及び泊地浚渫に係る負担金であります。

○委員長（横山一康君） 平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 続きまして5項都市計画費、1目都市計画総務費、新規で立地適正化計画策定事業、予算額830万円、財源内訳といたしまして国道支出金550万円、一般財源280万円です。都市計画区域内における公共施設等の都市構造の点検や見直しを行い、住みやすい生活環境の構築を目的にコンパクトなまちづくりの形成を図るため本計画を策定するものです。

次に7項住宅費、1目住宅管理費、継続で町営住宅改修事業、予算額917万9,000円、全額公共施設整備基金です。夕陽が丘団地及び徳島団地の老朽化した設備の改修工事を実施するものです。

次に新規で町有住宅等改修事業、予算額1,364万円、全額公共施設整備基金です。太櫓町有住宅及び瀬棚定住促進住宅の屋根外壁改修工事を実施するものです。

次に2目住宅建設費、新規で町営住宅等長寿命化計画策定事業、予算額500万円、財源内訳として国道支出金225万円、一般財源275万円です。現行計画策定から5年を経過したことから今後の公的賃貸住宅の適正な供給と維持管理を図るため計画の見直しを行うものです。

次に継続で町営住宅等長寿命化改善事業、予算額3,700万円、財源内訳として国道支出金1,850万円、一般財源1,850万円です。町営住宅等長寿命化計画に基づきまして、老朽化した徳島団地2号棟の屋上防水と外壁塗装の改修を実施するものでございます。

8款土木費合計で12億5,365万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 8款土木費の質疑を終わります。

ここで3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時 5分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に9款消防費の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それでは資料の22ページになります。予算書につきましては108ページからになります。9款1項1目共に消防費、檜山広域行政組合負担金で予算額4億8,536万7,000円。地方債8,400万円、残りが一般財源となります。内訳につきましては記載のとおりとなります。

次に2目災害対策費、新規で避難所生活環境改善事業、予算額574万9,000円、国道支出金287万4,000円で残りが一般財源となります。災害発生時の避難所生活環境改善を図るため段ボールベッド等を整備するものでございます。

9款消防費合計5億2,144万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 新規で災害対策費、内訳見ると要は段ボールベッド100台、ワンタッチパーティション100張りですか。こういった被害対策に対応するための備蓄品、この保管の方法、改めて確認させください。

○委員長（横山一康君） 栗城係長。

○地域生活係長（栗城惇史君） 備蓄品の保管ですが、町内では3箇所備蓄倉庫で保管して

おります。北檜山区、大成区、瀬棚区それぞれで保管している状況です。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） この段ボールベッドとワンタッチパーティション100台と100張りどのように分散して保管される予定でしょうか。

○委員長（横山一康君） 栗城係長。

○地域生活係長（栗城惇史君） 現在、せたな町では段ボールベット約130台ほどあります。ほぼ北檜山本町に管理している状況です。今回100台ずつ導入させていただくんですが、瀬棚区と大成区に50台ずつ段ボールベッド50台、ワンタッチパーティション50張りずつ瀬棚区、大成区に配置する予定でおります。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 元幼稚園の跡地、あそこにもいろいろな備品が管理されてるわけですが、建物について雨漏り等の対策はされているというふうに認識してよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 栗城係長。

○地域生活係長（栗城惇史君） 現時点では去年、雪解けでちょっと雨漏りが発生していたところなんです、今は雨漏りはしていない状況です。改善されたというか雨漏りがしていないので現状そのまま使えるという判断でいるところです。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） する可能性があるというふうに認識してるので、そういうことがないような対策をしていただきたいと思いますけどいかがですか。

○委員長（横山一康君） 栗城係長。

○地域生活係長（栗城惇史君） 一度雨漏りしてるのももちろんそういう可能性があると私たちも思っております。今後、施設の補修にもなるのか、また雪の排雪状況だとか、そういった面でもしっかり管理して雨漏り等ないように管理していきたいというふうに思っております。

○委員長（横山一康君） ほかに。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 9款消防費の質疑を終わります。

次に10款教育費の説明を求めます。

教育委員会古畑事務局長。

○教育長（古畑英規君） それでは教育費の説明をいたします。説明資料22ページでございます。予算書につきましては110ページからとなっております。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、指導主事等配置、予算額4,993万9,000円、全額一般財源でございます。指導主事につきましては、学校教育や学校経営に関する指導助言を図るために1名を配置するものでございます。外国語指導助手につきましては、英語教育の充実を図るため小、中学校に派遣をするものでございます。人数は2名でございます。英語指導助手につきましては、小学校の外国語の指導充実、語学力向上を図るため小学校へ派遣するものでございます。人数は1名でございます。学習支援につきましては、小、中学校の発達に特性のある子供の学習支援のため配置するものでございます。人数は3名でございます。特別支援教育支援につき

ましては小、中学校の発達に特性のある子供の学習生活支援のため配置するものでございます。人数は18名でございます。

スクールバス運行業務、予算額1億980万6,000円、全額一般財源でございます。児童生徒の遠距離通学の足を確保するものでございます。

新規でございます。小中学校校歌CD製作業務、予算額80万円、全額その他財源は、地域振興基金でございます。合併20周年を記念し町内小、中学校及び高等学校の校歌CDを製作し後世に受け継ぐものでございます。

新規でございます。小中学校ネットワーク環境更改業務、予算額3,806万円、国道支出金480万円、その他財源は地域振興基金で3,326万円でございます。1人1台端末の利活用に係る通信ネットワーク環境の改善を図るものでございます。

新規でございます。ICT機器導入事業、予算額5,904万2,000円、国道支出金1,195万3,000円、残りが一般財源でございます。児童生徒用、教職員のパソコン更新のほか、大型モニターを追加導入し学習環境の整備を図るものでございます。

続きまして23ページになります。3目教職員研修費、研修会等補助金、予算額147万3,000円、全額一般財源でございます。学校教育研究会、へき地複式教育研究会、特別支援学級教育研究会の補助でございます。

続いて新規でございます。4目教員住宅管理費、教員住宅屋根外壁改修工事、塗装工事、予算額2,099万9,000円、全額その他財源は公共施設整備基金でございます。教員住宅の適正な維持管理を図るものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、スクールハイヤー使用料、予算額600万円、全額一般財源でございます。児童の遠距離通学の足を確保するものでございます。

新規でございます。宿泊研修貸切バス支援、予算額26万円、全額一般財源でございます。貸切りバス料金を支援することにより保護者の負担軽減を図るものです。

2目教育振興費、修学旅行貸切バス支援補助金、予算額88万円、全額一般財源でございます。貸切りバス料金を補助することにより保護者の負担軽減を図るものでございます。

要保護及び準要保護児童就学援助費、予算額323万3,000円、全額一般財源でございます。経済的援助を必要とする世帯に対しての学用品費等の支援を行うものでございます。

新規でございます。3目学校施設整備費、学校施設整備事業、予算額56万4,000円、全額その他財源は公共施設整備基金でございます。北檜山小学校職員女子トイレを洋式に改修するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、スクールハイヤー使用料、予算額900万円、全額一般財源でございます。生徒の遠距離通学の足を確保するものでございます。

新規でございます。宿泊研修貸切バス支援、予算額58万4,000円、全額一般財源でございます。貸切りバス料金を支援することにより保護者の負担軽減を図るものです。

2目教育振興費、修学旅行貸切バス支援補助金、予算額194万7,000円、全額一般財源でございます。貸切りバス料金補助することにより保護者の負担軽減を図るものでございます。

要保護及び準要保護生徒就学援助費、予算額500万8,000円、全額一般財源でございます。経済的援助を必要とする世帯に対しての学用品費等の支援を行うものでございます。

続きまして24ページになります。新規でございます。3目学校施設整備費、北檜山中学校長寿命化改修工事実施設計業務、予算額2,159万3,000円、全額その他財源は公共施設整備基金でございます。長寿命化計画に基づく改修工事を行うための実施設計業務を行うものでございます。

新規でございます。学校施設整備事業、予算額298万1,000円、全額その他財源は公共施設整備基金でございます。北檜山中学校の新たに使用することとなった特別支援教室にエアコンを設置し学習環境の整備を図るものでございます。

次に4項社会教育費、1目社会教育総務費、生涯学習講座等講師謝礼、予算額116万8,000円、全額一般財源でございます。各種生涯学習講座等に係る講師の謝礼でございます。

芸術鑑賞事業等開催業務、予算額370万円、全額その他財源はスポーツ等文化振興基金で40万円、地域振興基金で330万円でございます。小学生対象の芸術鑑賞事業のほか、全町民向け文化講演会を合併20周年記念事業として開催し、すぐれた芸術文化の鑑賞機会を提供するものでございます。

社会教育団体補助金、予算額188万円、全額一般財源でございます。文化協会等各種社会教育団体の補助でございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、社会体育団体補助金、予算額575万2,000円、その他財源はスポーツと文化振興基金で349万2,000円、残りが一般財源でございます。スポーツ協会、その他各種社会体育団体等への補助でございます。

10款教育費合計いたしまして6億2,711万2,000円となっております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 10款教育費の質疑を終わります。

11款公債費の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは24ページでございます。11款1項ともに公債費、1目元金、2目利子、継続で公債費、予算額10億624万2,000円、その他財源の4,163万2,000円は住宅使用料、港湾使用料で残りは一般財源でございます。長期債元金、長期債利子及び一時借入金利子でそれぞれ記載の金額を予算措置したものでございます。

11款公債費合計10億624万2,000円でございます。

以上で11款公債費の説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 11款公債費の質疑を終わります。

12款職員給与費の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それでは説明資料の25ページになります。予算書につきましては125ページからになります。12款1項1目共に職員給与費でございます。予算額10億2,863万9,000円、財源内訳は記載のとおりであり、特別職及び一般職の給与費でございます。

次に2目会計年度任用職員給与費で予算額2億5,405万4,000円、財源内訳は記載のとおりであり会計年度職員59人の給与でございます。

12款職員給与費合計12億8,269万3,000円となっております。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 12款職員給与費の質疑を終わります。

13款予備費の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは同じく25ページでございます。13款1項1目共に予備費、予算額500万円で全額一般財源でございます。

以上で13款予備費の説明を終わります。

1款議会費から13款予備費まで令和7年度せたな町一般会計予算総額は94億9,964万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 13款予備費の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時23分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に歳入1款町税から11款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君） それでは予算書16ページをお開き願います。町税の積算につきましては前年度の徴収実績などを勘案し計上しております。1款町税、1項町民税、1目個

人分でございますが、本年度予算額2億6,029万4,000円でございます。1節現年課税分では2億5,846万円、2節滞納繰越し分は183万4,000円の計上でございます。

次に2目法人分でございます。本年度予算額は5,643万5,000円でございます。1節現年課税分では5,637万5,000円、2節滞納繰越し分は6万円の計上でございます。

次に2項固定資産税でございます。1目固定資産税は、本年度予算額3億7,012万円でございます。1節現年課税分では3億6,901万3,000円、2節滞納繰越し分では110万7,000円の計上でございます。

次に2目国有資産等所在市町村交付金でございます。本年度予算額は634万2,000円で、これは北海道森林管理局や北海道など4件の交付金でございます。

次に3項軽自動車税でございます。1目環境性能割は本年度予算額178万7,000円でございます。2目種別割は本年度予算額2,535万3,000円でございます。1節現年課税分では2,528万9,000円、2節滞納繰越し分では6万4,000円の計上でございます。

次に4項町たばこ税では、本年度予算額5,854万円、5項入湯税では本年度予算額190万3,000円となっております。

以上、町税について計上させていただいたところでございます。

○委員長（横山一康君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 続きまして2款地方譲与税から19ページの9款地方特例交付金までにつきましては、国の地方財政計画で示された伸び率や前年度の交付見込額などを勘案し積算しております。予算額については、それぞれ記載のとおりでございます。

次に20ページでございます。10款1項1目共に地方交付税、予算額48億5,203万8,000円でございます。地方財政計画や国勢調査の人口、交付実績などを考慮し積算したものでございます。普通交付税は43億7,203万8,000円、特別交付税は4億8,000万円を計上したところでございます。

次に11款1項1目共に交通安全対策特別交付金、予算額90万円を計上してございます。

以上で歳入1款から11款までの説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 歳入1款から11款までの質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 歳入1款から11款までの質疑を終わります。

次に12款分担金及び負担金から21款町債までの説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは予算書20ページでございます。12款分担金及び負担金、1項負担金の主なものは1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金で1億2,927万6,000円などで21ページの負担金の予算額計は1億3,969万4,000円を計上いたしました。

次に13款使用料及び手数料、1項使用料の主なものは23ページの6目土木使用料、6節

住宅使用料8,717万5,000円などで、24ページの使用料の予算額計は1億3,276万3,000円を計上いたしました。

2項手数料の主なものは、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料2,153万円などで、手数料の予算額計は2,808万6,000円を計上いたしました。

14款国庫支出金、1項国庫負担金の主なものは1目民生費国庫負担金、25ページの1節社会福祉費負担金2億920万5,000円などで、国庫負担金の予算額計は2億6,276万9,000円を計上いたしました。

2項国庫補助金の主なものは26ページの4目土木費国庫補助金、1節社会資本整備費総合交付金5,982万9,000円などで、国庫補助金の予算額計は1億5,178万4,000円を計上いたしました。3項委託金の主なものは27ページの3目土木費委託金、1節道路橋梁費委託金4,711万などで、委託金の予算額計は5,199万5,000円を計上いたしました。

次に15款道支出金、1項道負担金の主なものは1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金1億7,120万8,000円などで、道負担金の予算額計は1億7,809万9,000円を計上いたしました。

28ページの2項道補助金の主なものは、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金7,033万6,000円などで、29ページ道補助金の予算額計は1億4,845万4,000円を計上いたしました。

次に3項委託金の主なものでは、1目総務費委託金、30ページの5節選挙費委託金1,624万6,000円などで、31ページの委託金の予算額計は5,269万8,000円を計上いたしました。

次に16款財産収入、1項財産運用収入の主なものでは、1目財産貸付収入、2節建物貸付収入1,428万6,000円などで、32ページの財産運用収入の予算額計は3,345万円を計上いたしました。

2項財産売払収入の主なものでは、1目不動産売払収入、1節流木売払収入600万円などで、財産売払収入の予算額計は923万円を計上いたしました。

17款1項共に寄附金の主なものは、1目1節共にふるさと応援寄附金2億5,020万円などで、寄附金の予算額計は2億5,320万1,000円を計上いたしました。

33ページの18款繰入金、1項基金繰入金の主なものは、1目財政調整基金繰入金5億1,035万1,000円は、財源調整分及び病院事業会計繰出金充当で、36ページの基金繰入金の予算計は11億5,732万5,000円を計上いたしました。

2項特別会計繰入金では、1目国民健康保険事業特別会計繰入金と2目後期高齢者医療特別会計繰入金合わせて予算額は346万8,000円を計上いたしました。

次に19款1項1目共に繰越金では前年度同様300万円を計上いたしました。

37ページの20款諸収入、4項1目共に雑入の主なものでは1節総務費雑入4,602万2,000円などで、39ページの雑入の予算額計は7,469万9,000円を計上いたしました。

5項1目ともに備荒資金支消金では1億円を計上いたしました。

21款1項共に町債、1目総務債の町有施設解体事業債から40ページの7目合併特例債の北檜山学童保育所整備事業債まで記載の20事業について借入れをするもので、町債の予算額計は7億3,810万円を計上いたしました。

以上で歳入12款分担金及び負担金から21款町債までの説明を終わります。

ご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 歳入12款から21款までの質疑を許します。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） この際ですから1点だけちょっと町の現状分析と今後の方向性についてお聞きしておきたいと思います。18款繰入金33ページ、繰入金はその年の政策によって出入りは激しい場合もございますが、私ずっとこれ今までの予算と今年の予算の違いという形の中で特に社会福祉基金繰入金、これ見てますと昨年までは福祉灯油と高齢者入浴、医療に対する基金から繰入れという形で項目、当初予算ではそうなっております。しかし今回は今までにないような福祉バス運行業務、あるいは介護保険居宅サービス事業に対する充当金等、今までには一般会計で処理していたであろう案件が大変大きな形で基金から繰り出されている。この現状についてはどのように認識されておりますか。

○委員長（横山一康君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 財源のお話かと思えますけども、今回予算編成をする上で、俗に言う一般財源なんですけども、こちらのほうが人勧による給与費の増、あるいは物価高騰による物件費の増などによって一般財源のほうがそちらのほうに回したということで、そちらの社会福祉のほうの事業の財源がない状態になりましたので基金のほうから充当したということでございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それはそういうことだろうと思うんですが、私が今この基金繰入金の項目、本来であれば一般財源で賄えたものを基金から持っていったと。これは来年になったらまた方向としては是正されるような方向でいけるといふふうに判断してよろしいんですか。これ相当な形のある意味での政策転換的な形でいったら一般財源で本来持つべきものを出せない状態になってるといふふうに判断せざるを得ないんです。そういう感じでもよろしいんですか。

○委員長（横山一康君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 今後の来年以降の話だといふふうに思いますが、人勧のほうも上げるって話を聞いております。物価高騰もこのまま続いていくと一般財源が当然足りなくなりますので、今年度同様やっぱり予算編成上は基金に頼るしかないといふふうに思っております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私もこれはあまり言いたくないけどこの際ですからあえて触れておきますが、それと同様にこれ地域振興基金、ちょっと信じられないけど障がいの補助金等も全部基金から出すと今回はね。今までこんなことあり得ない話です。その財源が窮屈、窮屈でな

いと。だからそこに根拠の持ち方として観光協会の補助金もこれ基金からです。そうですね。となると一般施策のうちの主だったものをみんな基金から繰り出してなかったら間に合わない状態になってると。それは先ほど課長が言いましたけど来年も人勧上げるって形の中でいったら、どういう形でそしたら今後方向性として考えられると。今年の予算まだ決めてませんからあれですけども。非常に心配な形のいびつな形の財政運営になってるんじゃないかと。これは一町民として心配します。その辺について現状どのように考えてますか。

○委員長（横山一康君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 今回の予算規模95億ほどになると、そういった形にならざるを得ないと。基金あるいは起債のほうから財源のほうを確保するしかないと考えております。今後については事務事業の見直しやら、施設の統廃合によって一般財源を減らしていかなければならないというふうには財政当局では考えてます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 今度歳出のほうで基金の積立金今年の見ると、全く微々たる数字なんです。基金に積み上げる金額ですよ歳出から。わかりますか言ってる意味。何千万という金額を基金から使って一般財源のほうに用いているけど、現実、来年この基金に積む予算たら微々たるものですよと。そしたらどういう形の中で整合性を含めて、今言う事務事業の見直し等言ってますけど私は相当見直しをした中でこういう形の数字出てると思うんです。そうでしょう。ずっと10月からやってきて見直しかけた中で今の予算作ってるわけですから。悪いとかいいとかいいとかじゃないけど、現実そういう大変厳しい現実で今差し迫ってるっていう認識を持たなかったら、このあとの1年間を通した形の町の経営ってのは大変なことになるんじゃないですか。

○委員長（横山一康君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 確かに真柄委員言うとおりかなり来年度以降は厳しい状態でございます。なのでそれに向けて先ほど言った事務事業やら施設の統廃合、あるいは無駄なものをやらないような形でやっていかなくちゃいけないだろうなというふうには考えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 課長の答弁、財政課長としてはそれ以上、これ全体を見ますと私それも触れてませんが、この病院繰り出しの金額、それから今度いずれある公共施設の整備等いったら、どこからそういうパイが出てくるんですかというぐらいの心配する現状なんですよ今。だから現段階でどのように、ただ小手先上の経費の削減とか事務事業なんて見直せるだけ見直ししてるはずですよ。そういう中でこれからどう進んでいけばいいのかという考えをお持ちですかという質問を私してるわけです。

○委員長（横山一康君） 理事者お願いします。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木正人君） 一般財源の確保ということになるんだろうというふうに思います。先ほど人事院勧告による給与費の増、あるいは物価高騰に伴うところの物件費の増などが主な

ものとして挙げられるわけでございますけれども、これに追い打ちをかけるわけではございませんけれども、令和7年度国勢調査でございます。ですので人口減はもう見えてるとおりでございますので一層厳しい一般財源の状況になってくるんだらうというふうに思います。それでそれらについての対応ということになれば今財政課長からも言いましたけれども、様々な対策があるんですけれども、それにとどまらず事業のスクラップアンドビルドというんですか、こういったことがまず必要ですしあるいは、もう抜本的に、例えば手数料ですとか、使用料ですとか、そういった改正もしなければならぬような状況だというふうに私は思っています。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 今日予算委員会の中で、私は大変心配だという形の中で議会の立場として指摘させていただきました。今これをすぐあれをやってこれをやってこうなさいという形のものも私としても。ただこの数字を見てその後ろにある住民のニーズ、あるいはそれに応えるべき最低財源ないってことではっきり言って、今の段階で。そこまで追い詰められてると思うんです。確かにこれ合併町村ゆえの単独町村よりいろいろな意味でかかったというこの20年に亘って、そういうこともないとはいえない。ただそれはそれとしても、このような簡単に、昔で言ったら政策の花ですよ商工会の補助金だとか何とかって、そういうのを基金からしか出せないという状態になったということに関しては、相当な危機感を持って臨まなかったらこの1年大変だと思うんですがいかがですか。

○委員長（横山一康君） 町長答えていただけませんか。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 財政の現状についての話であるというふうに思いますが、議員おっしゃるとおり財政につきましては、この急激な財政の需要、物価高騰、あるいは人件費等が急激に増えてきておまして、これらの対応ができないという状況になっております。これは合併町としてうちばかりではなくて各町同じような状況でございます。これを打開するためには当然自主財源の確保といっても限度があるわけでありますから、これは歳出の削減、あるいは負担金、使用料、様々な部分での適正な負担をお願いするという様々な方法を駆使して対応していかなければならないというふうに思っております。加えて今年度これだけの予算を組まさせていただきましたが、これも大切に扱いながら少しでも歳出を削減できるようなそういった取り組みも合わせていっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 現状は十分に危機感を持っていただける。職員の方にもそういう形で意識してもらえればいいなと思いの形で発言してますが、町長このあとこれもしというけど、国のほうで今のガソリン減税何からいったら道路地方譲与税がますます減ってくるんです。これ以上言うとなれですから、何を切るぐらいまでそんな余地がある場合のいろいろな施策ってあるんですかというぐらい私心配してます。だから予算はこれはやっぱり早く通して町民に活動してもらわなきゃならんと私は思いますけど、すぐにやはり本当の意味での前の財政危機管理なんてもんじゃないですよここに来て。来年本当予算たたない可能性私あるぐらい、片方で

やはり若い人方をきちんとどんどんと雇用もしていかなきゃならん。いろいろな要素があるわけですから、それについてはずっと長年いる職員にとってもショックだと思います。こういう基金からこういう政策的な予算がどんどん突っ込んでいかなければならないような財政状態になってるってことは。ぜひその辺早急に庁内含めた形の中でいろいろな検討会議等も含めて作業を早く手がけて議会のほうにも協力するもの、提案するものをしていかなければ大変来年心配だと思いますので、その辺についての作業をぜひする必要があるという認識があるのかどうかも含めて答弁いただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） おっしゃるとおり基金繰入れをしながら凌がざるを得ないという状況になってきておりますが、一方で借金、起債残高のほうは順調に減らしてきておりますので、総体的に見ますとバランスとしてはそんなに極端に悪いという状況ではございません。しかしながらこういった中で、しっかり今後先を見据えながら対策を打っていくということは当然必要なことですから、今年度において様々な見直しについて検討していくということになるかと思っております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 町長、今のそれは違うと思います私。その負債が減ってるということと、投資的な形の予算組みは全然違うし、そのあとに今度来る、私言ってますけど、ほかの議員の方から来ますけど、風海鳥の処理の問題等含めていったときにがんじがらめです。どこからどういう犠牲にしてどうするなんていう余裕が全くないぐらいの状態まで財政はいつてるという。これは議会の責任あるかもわかりません。今まで何年間もチェックしてきたわけですから。どうしてもそのぐらいの認識持たないと来年に向かって財政課長予算組めますか。そのぐらい追い詰められていると思います。だから私も言うばかりではあれですからいろいろ考えますけど、ただ負債が減ったからそういう形の中でバランス取れてるって、それは全然違う話です。もっともっとやりたい町民ニーズっていっぱいあろうと含める中で抑えながらきてるわけです。それはきちんと確認取ってください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これまで合併以来、様々な行政サービスを充実も含めていつてきております。しかしながらこういった状況に今、この急激に物価ですとか、人件費の高騰ということも受けまして、収支のバランスがなかなかとりづらくなってきているという状況になっております。したがって、ここは先ほど副町長も申し上げましたがスクラップアンドビルドですとか、様々な見直し、事務事業の見直し等やれることはこういった部分に限られてまいります。あと自主財源としての町としてできることとしては、この自主財源を少しでも増やしていく努力をするということ。あと国、道の補助金あるいは交付金をしっかり対応していく努力をするとか様々な努力、総力を挙げてしっかり対応していかなければならないというふうに考えているところであります。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） もうこれやめます。ただ私も町長本当に議会活動してき自分の力も含

めて非常に残念な残念です。こういう経営状態これはいえいろいろな要素はあるかもしれませんが、いずれにしてもそういう形にしか現状運営してこれなかったという事実は事実ですから、そういう中で私たちも真剣になって知恵を出さないとないと思いますが、ぜひ町長、間髪を置かずに職員とも胸襟を開いて、問題共通認識を確実にお互いに理解しながら早急な手立てを考えていく、特に前半の大事な時期そういう作業をぜひしていただきたいし、しなきゃならないと思いますので重ねて強く指摘させていただいて質問を終わります。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 私たちとしましても、今般のこういう状況を打開するために可能な限り努力をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君） ほかに。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これ時間との関係でどうしようかと思っていたんですが、発言する予定ではなかったんですが、今の財政危機の問題について少し議論したいと思うんですが、いいですか。

○委員長（横山一康君） よろしいです。

○委員（菅原義幸君） 町長、私は3月議会で財政問題に対する基本認識の問題、風車撤去費用の問題に標準を合わせながら提起したんですが、我が町の財政危機の現状について基本的な認識がかみ合わないんです。これ私は町長決して責める意味で言ってるんじゃないです。そうではなくて今の状況を私ども議会も含めてどう分析し、どう認識するかということと関わるんで一言申し上げておきたいと思うんです。合併当時の財政の困難さとは性格を異にする新たな段階での新しい財政危機だというふうに私は認識しています。それは客観的には、先ほど言いましたように諸物価がある、エネルギー関係が上がる、これは円安含んでですが、全体の高物価の中で自主財源もなかなか確保できないということになると思うんですが、その自主財源の問題について言いますとやっぱり合併特例をしていた時代、これは旧3町分もらったわけですから、それが現在一本化算定になっていよいよ本当の意味での財政的な真剣勝負の局面に入ったなというふうに思うんです。このギアの切替えが我が町できっちりできてきたのかということが一つ問題だと思うんです。言い方をちょっと変えますけども、やっぱり5期20年間にわたる高橋町政の一つの欠点である箱物主義のツケがいよいよ明らかになってきたんじゃないのかなと思います。これはその局面、局面でやっぱり評価は変えていかなくちゃいけないんですが、頑張ってよくこういう施設を建てたなというふうに思っていた時期もありましたが、しかし5期20年という大局的な視点で振り返ってみたときに、今日こういう財政一本化算定という財政状況に立ち至るといことがわかっていながらギアチェンジができていなかったんじゃないかと思います。深刻な例として指摘したのは、財政調整基金の枯渇の問題です。今年度7億近くまで減ると。来年はどうなるかって言いますと下手をすれば風車撤去費用7億この財源が見つからないとなれば、残った財調そっくり充てなきゃならんというこれは一つの可能性の問題なんですけれども、大変な状況だなと思います。今真柄委員も指摘しておりますように基金を食っていくっていういよいよそういう段階になって。私基金は食っていてもいいと

思うんです。食うために積み立てた基金ですから。1番心配なのは財調が枯渇するってことを私は1番心配してるんです。加えて人口減ですから当然交付税交付金の跳ね返りっていうのは少なくなっていくわけです。そうするといい材料はないんです。最大の自主財源であるところのふるさと納税はどうかって言いますと、これサケ漁の不漁もありまして私はイクラの注文減が大きかったと見てるんですが、やっぱり落ち込んでいってるということも含めると、ここは私はネーミングは別として財政非常事態という警告を発しなければいけないそういう状況にあるのかと思ってます。その辺のことについてまず総括的なお尋ねになりますが、総括的な視点から考え方が町長と噛み合うのかどうか率直にお答え願いたいと思います。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 大変委員おっしゃるとおり財政状況というのは、この先厳しいことが予想されるというふうに受け止めているところでございます。したがって委員もおっしゃいましたが財政非常事態宣言した当時のような厳しさというものは当然求められることになろうかと思えます。そうした中で今後しっかり財政見通しも整理をしてどういったほう方向で財政のやりくりが可能なのかどうかということを見極めながら財源確保に向けてしっかり対応しなければならぬと。そのときには当然のこととして議会議員の皆さん方のご協力もお願いしなければならぬというふうに思っております。そういった厳しい状況であるという認識は持っておりますので、そういったことを今後早急に整理をさせていただいて相談をさせていただくということになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私、これ議論が後先になってしまったなと思ってるのが一つあるんです。ここで出すことが適切かどうかわかりませんが、それはせたな町デジタル田園都市国家構想総合戦略、これは協議会段階の話で済むというのが国の考え方なんですけども、国のこういう扱い方に問題があると思うんです。議決機関を全く抜きにして協議会で報告だけすればそれで手続き論としていいんだと。これは国責任あります。高橋町長に責任あるわけじゃないんです。ただ私どもの町の議会は特別委員会を作ろうと設置をしました。反対された方がおりますけれども、これは特別委員会を設置して深く政策的に総合的な戦略を突っ込んで調査する、審査するに値する内容を持ったものだと思ってるんです。本当はこの問題を3月定例会前の早い時期に、ほかの町村でやっているような総合的な角度から深めておくともっと財政危機の問題につきましても、今後の町の制度設計につきましてもリアルな議論をできたのかなと思っております。これはもう過ぎさったことですから申し上げませんが、まだ特別委員会がいつ開かれるのか私たちには何の情報も伝わってきておりませんが、特別委員会は私はこれは重視しなきゃならぬと思っております。そういうことが一つ。それでもう一つ大事なことは、我が町のインフラ整備も相当深刻な状況なんです。瀬棚区の簡易水道一つとってみてもいつ破裂するかわからない。言ってみれば全身をめぐってる血管ぼろぼろで、どこいつ破裂するかわかんような状態だというようなことを、わかりやすく言えばそういう問題あります。これは各区それぞれなりにそうした問題を上水道だけではなくて抱えているわけです。橋梁、その他、やっぱりインフラ整備の問題相当深刻だというふうに思えます。それからそういうこととのバランスの中

で最近やっぱり私もちょっと甘かったなっていうふうに反省しておりますのは、やっぱりこういう状況になるということ为先読みして財政組み立てようとするならば、過剰投資と言わざるを得ない政策をやっぱり打ってきてるんです。あり手に言いますが、建物解体費なんかもちよっと急ぎ過ぎ、金のかけ過ぎかなっていうものはあります。これは私も賛成してきて認めてきていますから無責任に批判はしません。自己反省の下でそういう見方をせざるを得ないなというふうに思っています。それから温泉ホテルの長寿命化っていいですか、あれいくらかけました町長。それから農協合併の新しい事務所これも産業振興基金から1億3,000万突っ込んだんです。そういうことを一つ一つ拾い上げると、果たして今の局面を想定したときに良かったのかどうかということの評価きちんとやるべきなんです。総合的な枠組みの中からこれからの財政支出計画を立てていかなくちゃいけないんだけど、その大元になる戦略っていうのが私どもの町に今あるのかということなんです。この間もちょっと言わせてもらいましたが、今年最大の事業っていうのは学童保育の2億の事業です。これだって1億6,000万くらいですか地方債、もちろん交付税算入分もありますから全額ということにはなりません、やっぱり借金の元になっていく。それではこの学童保育を来年、絶対オープンしなければ現在の学童保育で持てないのかということになりますと、そこは検討、研究してみる必要があると思うんです。これ実は歳出の総括質問で予定してる項目を先取りしてしゃべることになるんですが、反対はしませんよ、反対はしません、いま1度冷静に立ち返ってみて今この財政危機の中で2億の新規の建物を建てるのがどうなのかというやっぱり冷静な分析的作業というのは必要だと思うんです。私は今の学童保育をリフォームして十分やっていくことは可能ではないかなというふうに最近考え方をギアチェンジしてます。町民体育館も建てる必要あるよという主張をいたしましたよ私、昨年。さはさりながら雨漏り防止その他によって現実に機能してるという実態があるわけです。等々も含めて財政危機の現状を深く分析しつつ戦略的な構想を今持って将来に向けて間違いのない行財政展開をする、そのラストチャンスっていうと大げさになるんですが、非常に重要な地点には私たちは立たされているのではないかとこの危機感を持って申し上げたいと思うんです。ちょっと長くなりましたがご答弁をお願いします。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これは町の財政を考えながら新築ばかりではなくて、長寿命化という形で財政にあまり負担をかけないようにというふうに取り組んできたところでございます。しかし現状こうやってこういう状況を受けて振り返りますと、それは議員おっしゃるとおりもう少し考える余地もあったというふうに率直に感じているところでございます。どうしても今の状況を何とかするということになりまして、一般財源を減らすということに力点を置かなければならないというふうに思っておりますので、そういった部分でできるだけ財政負担を削減すべく様々な見直しを進めていかなければならないというふうに考えております。今後想定されるこの老朽化対策というのも当然出てまいります。避けて通れない部分もございまして、それらも十分頭に置きながら計画的にそれを進めていくということになるかというふうに思っております。こういった部分について今後整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 基本的に了解をしたいと思います。それでこれは提起なんです、やはり総合的な財政分析の上に立った戦略を持つ必要があると思います。インフラ整備を含む大型の政策物件、案件ってのあるわけですが、それらのちりばめもどうするのかということを中心に設計図の上に上げて、全体のプランを間違いのない制度設計をしていくということを議会も大きな責任あると思いますので、そういう立場から発言してるわけでありますが、ぜひ早急に遅くない時期にきっちり打ち立てていく必要があるということを強調しておきたいと思います。

質問は以上です。答弁はいいです。

○委員長（横山一康君） ほかないでしょうか。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） なければ歳入12款から21款までの質疑をこれで終わりたいと思います。

ここで4時20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時20分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ここで再度、一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほどこれしつこいようですけど、細かいことですが衛生センター組合の、副町長の答弁になろうかと思うんですけど12月4日に特別委員会の場で答えた加害したと思われる職員の出されたのは退職願だったのか、退職届だったのか細かいところですけど、はっきりしているのであればお答えいただきたい。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） こういってはなんですが、衛生センター職員に関わることだと思うんです。それを今この何ていうか構成町は確かに構成町ですけども、この場で議論といいますか、というのも相当踏み込んでというふうに私は思ってるんですが、私の答弁も含めてですね。

○委員（石原広務君） 答えられないということですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ですので前段で私答弁申し上げましたけども、これ以上はちょっと私としては衛生センター組合に関わることなので、私としては答弁はできないなと思ってます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それでは町長が頑張ってくれと伝えて、要は退職願なんか届を出した

加害したと思われる職員はそれでわかりました。退職しませんという意向を表明した上で今に至ってるという判断でよろしいですか。町長これお答えいただけませんか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 職員どなたの話をしているのかという、ことちょっとわかりかねるわけでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） それ本当のことを言ってるんですか。町長、確かに町一部事務組合、北部桧山衛生センターに関連することだとは私も十分認識してます。でもそういう状況ではないんですよ町長。ましてや政策審査特別委員会の中で、そこも含めて過去から私はこの議会の場で様々な観点からいろいろ問題視して一般質問までした経過があります。パワハラ問題についても幾度となくこの議会の場で指摘もさせていただいて、問題視もさせていただいてます。そういう過去からの経過も含めて政策審査特別委員会の中で、副町長、加害した、と思われるんじゃないです、加害者なんです。その職員から退職願が出されたと、退職届が出されたと、退職の意向を示したそういうアクションを起こしたというように、一部かもしれないが、そういう状況を知り得てる町民からは、やっぱり出したんだと、辞めるんだというふうはこのユーチューブを見てる方々からそういった問い合わせもあり、その上で辞めると言ったのにいつまでいるんだという具体的な苦情も含めて寄せられているんです。副町長、確かに一部事務組合のことかもしれません。副組合長の立場にあるかもしれません。でも前回も言わせていただいた苦しんでるのは我が町の町民だったんです。1人はこの町を去りました。でも苦しんで悩んで今職場を去らざるを得ない状況まで追い込まれた方が現実にはいらっしゃるわけです。そこに目を向けなくて一部事務組合のことだから答えられない。それは町長、目をつぶって真剣に聞いていただけると判断しますが、逃げてはいけません。ごまかしてはいけません。今そこに今この時間ですし、どうしようかなという私も戸惑いもありながら細かいところだけ確認させてくださいというお願いをしながら今質問してるんです。何かそれを答えられない大きな理由があるんですか。一部事務組合のことだからという以外にどうですか。それでもお答えできないということであれば、仕方ないとは済まされませんが、今私が少し長く声を荒げるのも性格上なかなかできないんですけど、どうですか副町長、先ほどの願い、届それも答えられませんか。いかがですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 私としては、先ほども申し上げましたけれども、衛生センター職員に関わることでございます。構成町で負担金を払って運営している事業でございます。それに直接関わるかどうかちょっと私もわかりませんが、そういったことで答弁はちょっと控えたいと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 町長、せたな町の町長でありますので、そういった観点からお答えできませんか。知り得てる情報からで結構です。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど一部答弁をさせていただきました。確かに12月末で退職している方に、それ以降に退職した方もございます。この先ほどの質問の中で副町長が答えたようにハラスメントの実態はなかったと、調査結果ですね。こういった結果になっております。それはそれぞれ対象となった職員からも聞き取りをした結論ということでございますので、議員がおっしゃるような状況はなかったということでございますので、この点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 私のおっしゃるとおりのことはなかったと。それは副町長、あるいは前衛生センター組合の局長お二人からの報告なのか。先ほどの副町長の答弁だと今金町の副町長、副組合長の立場でお二人で面談したというような報告があったんですけど、そういった報告から今の町長の答弁ですか。そこを確認させてください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） そのとおりでございます。これは衛生センター議会にも報告をしてご理解をいただいたという状況になっております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） ちょっと今の答弁で確認させてください。組合議会が了解をしたということは、調査の結果、副町長が議会に組合議会に報告したとおり、調査したけど、要はせたな町の石原議員のような、そういった実態はなかったということを知ったということですか。いかがですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） この議場にも北部桧山衛生センター組合の議員が3人おられますけれども、今金町も3人おられる、その中で衛生センター組合議会の中で報告をさせていただきました。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 全職員の面談これまた確認させていただきたいんですけど、詳しい面談の日にちというか、私は加害者側、この数か月の間では2人特定をしていますが、失礼、被害を受けた職員、もう退職してしまったんですが、その方を対象に調査をした日にち、それ間違いなく押さえていると思いますので、そこを限定的に報告いただけませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 全職員と面談をいたしました。その前提におきまして全職員とこの面談については事実関係の確認のみに利用する。目的外には利用しない。それから発言の趣旨と受け取り方に齟齬が生じないように録音させていただきます。3つ目、守秘義務を遵守し、外部への漏えいや報告等をしないというこの3つを約束しての面談でございます。ですので今、石原委員から言われました退職された方云々につきましては、ちょっと発言を控えさせていただきたいと思います。ただ全職員と面談してございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 被害をそれなりにそれなりにですよ、私今あえてそれなりにという言

葉を使わせていただきますが、それなりに姿勢、あるいは言葉、行動、要は有給休暇を使わざるを得ない状況の職員、そういった方の面談はいつされたか記憶ありませんか。控えてませんか手元に。私はあえて被害者と言わせていただけていますが、そういった事実は特定できていませんか。そこの日にちを教えてください。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 日にちは控えておりますけれども先ほど言いましたように3つの約束をしてございますので、日にちを申し上げてしまうと約束を守らないということになってしまいますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 全職員からはパワハラをした覚えもないし、パワハラを受けた事実もないと。極端な今言い方になってますけど。そういう聞き取り調査をもってパワハラがなかったと断言した形で組合議会にも報告したということですのでよろしいですか。私は言葉が少し大ざっぱになっていますので、副町長の言葉で改めてご答弁いただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） そういうことになろうかと思えます。石原委員はパワハラがあるというふうに断言されてご質問に立っているわけでございますけれども、私たち衛生センター組合の副組合長2人は、先ほども言いましたけれども全職員から聞き取りを行ってパワハラと断言できるものはなかったということでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今日この時間なんであえて具体的な私の知り得た情報は明日は祭日なんで明後日以降また申し上げさせていただきますが、委員長あえて一言だけ言わせていただきます。ひど過ぎます。事実は全く違いますから。そこだけは今日の段階では強く申し上げさせていただきます。私はどういうふうな姿勢で明後日以降お答えになるかわかりません。もしかしたら石原また勝手なことやってやがるというふうに組合長の町長は思うかもしれません。今金町の副組合長も、もしかしたらいやいやまたせたな町の石原議員何かわけわかんないこと言ってるというふうに捉えるかもしれませんが、これダメですよ。そこをきちんと今メモしようとしてますが、そのままメモしといてください。不規則発言でも何でもいいです。これ今日はあまり長くかかりそうなので、この衛生センター組合に関しては、今日の時点ではここで留めてるんです。でも町長、今日、明日祭日ですけど、もう1回考え直していただきたいのは、過去から含めて衛生センター内部で治外法権的なパワハラ体質が旧町時代からずっと続いているのが、今日まで現実としてあるという認識は、町長、合併して20年経つんです。組合長の立場にいる。それは全く改善されていません。抑止効果があるというふうに触れたことがあります。それも結果からいうと何も改善されていません。その上でせたな町民で暮らしていた方々がこの町を去ったというのも現実です。一部事務組合でのことだというのは私も十分認識してはるんですが、構成町で扱うしかないんですよ今。私はそういった町民の苦しみも聞いていますし目の当たりにしてきています。ですから明後日以降、真摯な姿勢でこの予算委員会の本会議に臨んでください。そこだけ町長きちんとお答えいただけませんか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これまでも、これからもそういったきちんとした姿勢で臨むつもりでおります。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 町長そういうことを言うからダメなんです。これからも今までも真摯な態度をとっていない、虚偽答弁を繰り返した決議までされてるんです。首をかしげるということは、そういった議会の議決に対しても全く反省の色を示していないと。これ改めて言わざるを得ません。これを求めるとまたやりとりになってしまうんですけど、そこは町長、現実問題一部事務組合の北部衛生センター組合で勤めていた方々が、そういうのに耐えかねて過去から何人辞めていますか。そういった状況が触れ渡ってどんだけ評価を落としています。今金町も負担金を出して、せたな町もちろん負担金を出して、大きな事業も今年4月から動くはずのものがまだ動いていませんが、そういった町民の血税が結集した中で一部事務組合、だけど隠れているところは見えないところでは、とんでもないことが現実起きてるわけじゃないですか。そこに逃げることをないように明後日以降、それこそ真摯な姿勢で町民に寄り添った答弁を強く願います。これ今日はやめます。少し冷やす時間も私としても欲しいので。

○委員長（横山一康君） ほかに。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 委員長に32項目通告してますが、これどうでしょうか今日。20分だけでもやりますか。

○委員長（横山一康君） できればそうしていただきたいと思えますか。

○委員（菅原義幸君） わかりました。それではなるべく手短にやりますので、町長も一つ手短に答えてください。面倒な答えを求めてませんから。

まず最初に予算書の43ページ、総務費です。顧問弁護士謝礼について伺います。最近数年間の相談件数がどうなっているのか伺いたいと思えます。

○委員長（横山一康君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） 相談件数でございますが、今押さえてるのは令和2年度からになります。令和2年度13件、令和3年度14件、令和4年度13件、令和5年度1件、令和6年度6件でございます。これは総務課で押さえてる部分でございます。

以上です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これは山麓線の問題については特別関係になってますからそれは入れてませんか。それ以外ということですね。わかりました。現在の弁護士はいつから顧問契約しておりますか。

○委員長（横山一康君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） 平成21年度から顧問契約を締結しております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと16年間ですか今日まで。随分長いと思えます。それで

特定の弁護士と長期間契約を固定化するということはいかがなものですか。これは町長に聞いておきます。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 問題があるかないかということだというふうに思いますが、町としては問題があるというふうには思っておりません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私は特定の顧問と長期に契約するとどうしてもその顧問の傾向というのが出てくるんです。それ刑事専門の弁護士さんもいれば、民事専門、民事の中でも相続やなんだっていうのがあるんですがね。率直に申し上げますが町道山麓通線の処理問題などを見ておきますと、私の目には法律の専門家としていかがなものかなというふうに見えるんです。率直に言います。一つだけ言っておきますと賃貸借契約できていないのに、賃借料払うから取りに来いと、こういうことをやる法律の専門家っていうのはいかがなものかと思っております。わかりやすい例を挙げますが。ということも含めて相当長期になってますから、私は変更を検討するように求めておきたいと思っております。これは答弁は要りません。

次に移ります。46ページ、自衛隊協力会函館区連合会負担金、この問題に関連してであります。隊員募集に関わる個人情報の問題についてお尋ねをしたいと思います。現在せたな町に住民記録があり令和7年度に18歳になる方と22歳になる方は何人おられますか。これは町民課になりますかね。

○委員長（横山一康君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） ただいまの質問にお答えいたします。令和7年度で18歳が33名、それから22歳が24名ということでなっております。

以上です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで本年1月31日までに自衛官などの募集事務に係る募集対象者情報の除外申請手続きをした人は何ですか。

○委員長（横山一康君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） 令和7年度除外申請は29名です。

以上です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと33プラス24、ここから29を引いた数だということになりますか。それでいいですか。

○委員長（横山一康君） ちょっときちんと整理してください。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時47分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開します。

濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） ただいま菅原委員のおっしゃったとおりでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと28人ということですね。つまり除外申請の手続きでありますけれども、本人または家族が町民児童課窓口で郵送で申請するか、法定代理人またはその他の代理人とされておられるけれども間違いございませんか。

○委員長（横山一康君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） そのとおりでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 次に情報提供に対する本人の同意を求めたか、求めているか伺いたいと思います。

○委員長（横山一康君） 濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） お答えいたします。特に本人から直接こちらから同意を求めるといことはしておりません。ただ除外申請の本人が申請をして、それに基づいて除外をするというような流れとなっております。

以上です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これ問題なんですよ今の答弁。令和6年1月11日開催の令和4年度の決算審査委員会の町長答弁に反する対応です。この4月から課長になったばかりだから酷な求め方はしませんが、町長が私に確約した方針に反する扱いです。これは町長に答弁してもらいたいと思います。

○委員長（横山一康君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 5時02分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

委員長から先に一言申し上げておきます。調整するのは重々私もわかるんですが席離れるときは、どういう協議をしないで行くのかそのことを申し伝えてから席を離れるようにしていただければ、皆さんも納得して待ってられると思いますので、今後そのように計らってください。よろしく願いいたします。

それでは答弁を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 少し時間を取らせてしまいましたけども、質問の内容は、この当時私が答弁した内容と今の課長の答弁との間に齟齬があるという内容であったというふうに思います。それで当時の答弁内容を私も再確認をさせていただきました。それによりますと、これは

除外申請ばかりでなくて、除外申請をされた方はもちろんそれでよろしいんだというふうに思いますが、されなかった方々に対して提出してもよいのかどうかという、そういった同意も合わせて求めたいという内容で答弁しております。したがって、ただいまの課長の答弁とは齟齬があるというふうに思っておりますので、今後こういった部分でのきちんとした対応をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。明快な答弁で納得しました。要は同意も合わせて取るということを確認しているわけですから、情報提供してもいいですよという了解手続きをきちんと取るようにしていただきたいということを求めておきたいと思えます。

委員長、これ以上やりません今日は。

○委員長（横山一康君） お諮りいたします。本日の会議はこれまでとし、この続きは4月30日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じ、4月30日午前10時から再開いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会とします。

ご苦労さまでした。

延会 午後5時05分

委員会条例第29条の規定により署名する。

令和7年7月24日

臨時委員長 菅原義幸

委員長 横山一康

署名委員 藤谷容子

署名委員 福嶋豊

令和7年せたな町議会予算審査特別委員会 第2号

令和7年4月30日（水曜日）

○議事日程（第2号）

1 議案第 1号 令和7年度せたな町一般会計予算

○出席委員（11名）

委員長	横山一康君	副委員長	藤谷容子君
委員	石原広務君	委員	榎田道廣君
委員	福島豊君	委員	本多浩君
委員	真柄克紀君	委員	熊野主税君
委員	吉田実君	委員	大湯圓郷君
委員	菅原義幸君		

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	小坂橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	高橋純君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	佐々木正人君
町民課長	濱口喜秋君
福祉課長	中川譲君
健康推進課長	河原泰平君
農林水産課長	吉田有哉君
建設水道課長	平田大輔君
会計管理者	杉村彰君

国保病院事務局長	手塚	清人	君
認定こども園園長	本田	和矢	君
総務課長補佐	尾野	裕也	君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹	君
財政課長補佐	中山	康春	君
税務課長補佐	長内	解人	君
町民児童課長補佐	黒澤	美知子	君
福祉課長補佐	長内	京夫	君
福祉課長補佐	水野	万寿夫	君
福祉課長補佐	栗谷	一樹	君
地域包括支援センター所長	今川	勇吾	君
健康推進課長補佐	古守	亜珠	君
子ども家庭センター副所長	垣本	利子	君
認定こども園副園長	浜高	あけみ	君
農林水産課長補佐	井村	裕行	君
農林水産課長補佐	伊藤	哲史	君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平	君
国保病院事務局次長	近藤	智博	君
まちづくり推進課主幹	稲船	洋志	君
税務課主幹	小林	朱央	君
町民課主幹	三浦	三津枝	君
地域包括支援センター副所長	大久保	麻未	君
農林水産課主幹	斉藤	真伯	君
農林水産課主幹	撫養	和孝	君
農業センター副所長	北山	典隆	君
建設水道課主幹	川上	佳隆	君
建設水道課主幹	吉田	一也	君
建設水道課主幹	大野	秀幸	君
建設水道課主幹	岡島	譲二	君
建設水道課主幹	村井	貴大	君
出納室主幹	竹内	亜希子	君
国保病院事務局主幹	山川	彩子	君
国保病院事務局主幹	大庭	啓	君
総務係長	竹内	佑輔	君
地域生活係長	栗城	惇史	君
情報管理係長	又村	智	君

広報統計係長	西	田	幸	恵	君
商工労働観光係長	山	崎	英	人	君
財政係長	高	森	直	也	君
環境衛生係長	原	田		幸	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太郎	君
包括支援係長	山	崎	記	代子	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君
地域支援係長	安	藤	麗	香	君
健康推進係長	干	場	美	沙代	君
子ども子育て支援係長	清	水	美	千子	君
業務係長	池	田	裕	之	君
下水道係長	小	川	寛	雄	君

《瀬棚支所》

支所長	濱	登	幸	恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西	田	良	子	君
次長	山	本		亨	君
瀬棚保育所長	水	野	真	理子	君
福祉係長	稲	船	奈	穂子	君

《大成支所》

支所長	浜	高	正	明	君
次長	高	橋	真	一	君
大成保育園長	浜	高	あ	けみ	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古	畑	英	規	君
次長	斉	藤	哲	章	君
次長	尾	野	真	也	君
主幹	藤	谷		希	君
給食センター学校給食係長	伏	見	尚	志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小	林	和	仁	君
------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	高	橋		純	君
書記次長	尾	野	裕	也	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	上	野	朋	広	君
次			長	松	原	孝	樹	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	上	野	朋	広	君
次			長	松	原	孝	樹	君
主			事	神	野	翔	亜	君

開会 午前10時00分

○委員長（横山一康君） 皆さんおはようございます。

全員が出席しております。定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

4月28日に引き続き審査を行います。それではこれより各会計予算の審査に入ります。

整理番号第1、議案第1号令和7年度せたな町一般会計予算を議題といたします。一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それでは28日に引き続き総括質疑を行います。今日質疑に入る前に一言申し上げます。議会中継の視聴者から一昨日の私の自衛隊問題の質疑について、最終的な結論がわかりにくかったという問合せが入っておりますので整理しておきたいと思います。町は現在、自衛隊募集対象者情報について除外申請手続きを受け付けているが、かつて私が町長に質疑したときに、本人の提出の同意を求めるという答弁をしているので、今後、同意書をとることを改めて町長が答弁したものだということでもあります。一言申し上げておきたいと思います。

それでは49ページ、基金管理費、中村秀夫基金の名称問題についてお尋ねをいたします。せたな町医療職等奨学資金貸付条例による貸付金の資金と理解しておりますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（横山一康君） 高橋課長。

○総務課長（高橋 純君） そのとおりでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 中村先生は名誉町民として我が町は十分称えております。そこで基金の名称は利用する町民にわかりやすく、医療職等奨学資金貸付基金で十分ではないかと考えますが、いかがですか。

○委員長（横山一康君） 理事者答弁願います。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） せたな町基金条例の中にこれは第2条の16号で中村秀夫基金ということで、せたな町医療職等奨学資金貸付条例による貸付ける奨学資金の資金とするという規定だけでございます。これは以前にもご質問があったというふうに思っております。ですのでそこを検討させていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 検討していただくことで結構ではありますが、あえて申し上げますと基金が町の将来の医療政策に有効に役立つことを願っての中村先生のご意志だと思います。先生の意思に沿ってわかりやすい名称にした上で、町民に留意十分理解し有効活用していただける方策が現実的かと思っておりますので、よろしく検討を求めたいと思います。

それでは同じく49ページ、基金管理費についてももう1点お尋ねいたします。新年度における訪問系介護サービス等事業所支援事業補助金の新規の導入につきましては賛意を表明いたし

ます。その上でなおかつ仮称であります、介護サービス事業持続化基金の導入をする決断を促したいと思っておりますがいかがでしょうか。

○委員長（横山一康君） 理事者答弁をお願いします。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいまの質疑につきましては一般質問等でも答弁してございますけれども、一般財源で対応するというところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 一般財源にいよいよ不安定感が出てきておりますからもう少し質疑をさせていただきたいと思うんです。昨年4月の訪問介護スタッフの報酬引下げについて我が町での影響について町長はどのように受け止めておられるのか。お尋ねをいたします。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 都市部と違いまして我が町、農漁村部については介護サービスを行う上で非常にお時間を要するというような、これは我が町に限ってのことではなくてこういった町には、そういった事情を抱えているということは重々承知をしているところでございます。これらに対応して今回の予算につきましても、一部この交通遠距離に関わる部分についての支援制度等も考えたところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 長距離による費用の増加というのは、その限りで対策されているというふうに思います。私が提起しておりますのは、訪問介護の基本報酬が2ないし3%のマイナス改定を報酬引下げを昨年度行われたことによって、全国の訪問介護事業者は大変厳しい状況に追い込まれている。そのことに対する跳ね返りせたな町の実態についてどのように把握しているのかということをお尋ねしているわけでありまして。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 具体的には私も着任したばかりということもありまして、各事業所さん挨拶回り程度っていうところで終わっておりますけれども、今、菅原委員おっしゃったような訪問系含めて、老人福祉施設それらも含めてですけれども経営的にはかなり厳しいということは聞いております。そういったところを引き続き調査しながら、このあと令和9年度から新たに第10期介護保険事業計画の作成が来年度控えておりますので、それに向けて事実確認といえますか、状況確認を進めながら対応を考えていきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 結構です。それでこの基本報酬の引下げに加えて、町長おっしゃってございましたように、ガソリン代の高騰、物価高騰などで業者に追い打ちをかけているという状況にございます。根本的には、国に基本報酬を元に戻すだけではなくて、実情に見合った額に引き上げるということを要求したいと思っております。これは9次の改定で、ぜひ実現するように願っているわけでありまして、介護サービス事業持続化基金を導入して我が町独自として機敏に有効に対応できるそういう体制を整えておく必要があると考えまして、相当以前から私は介護サービス持続化基金の提起をしているということでございます。そこのところ理事者にも特段

のご理解をお願いしたいと思います。それで続けてもう少しデータを出しておきますが、全国の訪問介護事業所の空白町村、過去の質疑でも明らかにしましたが、本年1月10日と3月3日の新聞赤旗の報道記事によりますと、昨年6月末事業所ゼロが半年間で10カ町村増えまして107町村になっております。残り1しかないというところは272になっております。残りゼロと残り1の自治体は、全自治体1, 741町村の5分の1を占めており、事業所減少数も半年間で579事業所に達しております。介護サービス事業所全体の継続が極めて難しい状況に直面しているのだから、せたな町におきましても施設介護事業を含めた多角的、重層的な政策を打つ必要があると考えておりますので特段のご理解を求めたいと思います。理事者の重ねての見解を伺います。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 訪問系を含めてこういった介護福祉事業者は厳しい状況にあると。当然基本報酬の引下げという問題もございましたのでなおさらのことそういう状況にあるということは十分理解をしているところでございます。これを受けて国に対しても、こういった基本報酬の見直し等についても、町村会でもこういった部分での要望ということもしっかり進めていかなければならないと思っております。それでご質問のこれらに係る基金の創設ということでございました。28日にも議論ございましたが、現下のこの物価高騰あるいは、様々な経済情勢によって町の財政、懐具合につきましてもこれは非常に先行き厳しいなというふうに私としても捉えております。したがってこういったことと、それから新たにこういった部分への対応ということを総体的にやはり全体的な見直しということも、これから考えていかなければならないのかなと思っております。こういった部分でしっかり検討を加えていきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今の答弁基本的には了承いたしました。我が町もご多分に漏れず町全体が限界集落に近づきつつあります。外部事業者の雄心会には雅荘に特化して5年間で1億5,000万円の支援をするわけでありますから、町内業者のための介護サービス事業持続化基金の導入を決断してもいささかも矛盾があるものではないと思います。そうしたことも合わせて強く再検討を求めておく次第であります。答弁は要りません。

それでは次に同じく49ページ、企画費、地域協議会委員についてお尋ねをしたいと思います。まず各区の現在のメンバーを伺います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、まずは北檜山区の協議会の委員につきましては現在7名でございます。瀬棚区につきましては10名、大成区につきましては10名という形でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） メンバーの数を聞いたんじゃないかと、メンバーはどうなってますかって聞いたんです。

○委員長（横山一康君） 氏名ということですか。

○委員（菅原義幸君）　そうです。別に資料を提出していただければ結構であります。

○委員長（横山一康君）　それでは資料提出のほう町のほうでお願いいたします。

○委員（菅原義幸君）　昨年活動内容と新年度の活動予定、特徴的なもので結構でありますからご説明願います。

○委員長（横山一康君）　阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君）　昨年度につきましては、各区ともに1回ずつ地域協議会を開催をさせていただいております。主な内容につきましては新年度の予算、それから瀬棚区につきましては瀬棚支所の体制について、大成区につきましては町有施設の管理についてということでそれぞれ開催をさせていただいております。今年度につきましては予算が主な内容になるかというふうに考えております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　高橋町長はバランスのあるまちづくりを選挙公約に掲げてスタートいたしました。合併から20年間、地域協議会をどのように運営しバランスのあるまちづくりを作る上で効果を発揮してきたのか、総括的な所見を求めたいと思います。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　合併当初から言われておりましたように、どうしてもこの中心重点の町政運営になるという懸念がございましたので、私としては、それぞれ旧町3区しっかり対応をしてバランスのとれた町政運営ということを目指してきたところでございます。特にこの問題となります医療、あるいは町の本支所の対応、あるいは防災等におけるこの消防の対応というようなことで最大限財政の範囲というものもございしますが、しっかり対応をしてこれたのではないかというふうには思っているところでございます。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　町長の思いはわかりました。そこで申し上げますが20年間眺めてみますと各区のアンバランスというのは、意図するしないにかかわらず大きく乖離してきていると言わざるを得ないと思います。行政機構や各種団体の統廃合、人口減の偏り、高齢化率の格差、出生数、後継者難と産業の衰退、これらは数字上で一々申し上げますが、大きく乖離してきているという状況であります。また政策投資の不均衡などにつきましても際立っております。町長は大成の水道事業について多額の投資を投下したことをおっしゃっておられますが、それはそれで評価をいたしますが、その後における地域間アンバランスの傾向は目を覆うばかりであります。こういうことについて町長はどう思っておられますか。

○委員長（横山一康君）　高橋町長。

○町長（高橋貞光君）　地域にとって大事なことは、町が担う、町が主に指導できるといいですか、そういった社会資本の整備などについては、私としてもしっかりこの整備を3町バランスをとってやってきたと思っております。ただ一般的なこの地域を構成するこの住民の減少、これは3区ともございしますが、しかし中心と周辺と比べましてどうしてもそういった差が出てきているという状況は否めないというふうに思っております。ここで大事なのは、やはりその地域で暮らしを支える産業というのが、しっかり力強く自立するということが1番大事だとい

うふうに思っておりますが、その部分地域ごとの格差というものは、これは実態として 21:06 というふうに思っております、これはこの政策に差をつけたということではなくて、政策はあくまでも全町平等に対応できているというふうに思っておりますが、しかし人材面、あるいはいろいろな面でそういった部分が生じてきているということは実態としてはあると考えております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長の側からの思いや見方ということにつきましてはわかりました。ただ各区に住んでいる住民の受け止め方とは落差があるということを率直に申し上げておきたいと思えます。細かいこと一々列挙するつもりはありませんが、例えば大成区について言いますと、やっぱり国民宿舎あわび山荘の国民宿舎条例廃止の問題があるんです。せたな観光ホテルは長寿命化計画を含めて8億ですか。金額です。あわび山荘は事実上指定管理料だけという現状にありますから、この差別意識は拭いされないものが区民の皆さんは持っているようであります。それから瀬棚区等について言いますと、典型的なのは消防署支署の廃止なんです。廃止ということは分遣所に縮小されたということでは、救急車未配置の問題を含めて非常に大きな反応がありました。そういうことを含めて対等合併とはいうけれども、結局地域格差が出てるじゃないかと。中心は比較的維持されているけれども両区の廃れは酷いよということなんです。これは別に高橋町長個人の責任だというふうに申し上げているわけではありません。現実の進行状況として20年間にそういう地域間アンバランスが結果として生まれているこの現実をきちんと認めるということが大事ではないのかと思うんです。そこで合併20年になる今年、今後の展望に向けて20年間の総括を行い、さらなる10年、さらなる20年に向けてしっかりと基本構想を打ち立てるそういう大事な節目の年になるのではないかとこのように思いますがいかがでしょうか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ご指摘いただきましたように、この20年、合併20年経って現状を見るとそういったような形というのを実態としてあるのもこれはご指摘のとおりだというふうに思えます。これまで新町は財政からいろいろな問題を抱えてそれらの解決に向けて取り組んでまいりました。これは議会ともいろいろ相談をさせていただいて、そういった今日の方向が出来上がっていると思っておりますが、しかしそういった一方でご指摘のような事態も浮かんできているというようなことから、やはり20年を節目として、これまでの部分というものは十分検証しながら30年、40年と、このあと10年、20年しっかりまちづくりに対応するべく考え方というものは当然この節目の機会でありますから整理をしていかなければならないと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 了解をいたしました。それでその際、地域協議会の位置付けを明確にしておく必要があると思うんです。自治法上の問題からいけば合併特例区の時代の協議会と特例区が廃止されたあとの協議会では、機能、権利権限にかなり大きな差があるんです。これはやむを得ないことなんです、どのように位置付けるかということはまちづくりの大きな基本

課題になっていると思いますので、この点も合わせて検討されますように希望しておきたいと思います。これも答弁は要りませんが真剣にご検討をいただきたいと思います。

それでは次に50ページ、18節の渡島地域半島振興広域連携促進事業負担金についてお尋ねをいたします。この予算は令和6年度に320万円計上されておりましたが今年度はございません。理由をお尋ねいたします。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 今年度につきましては国のほうの法律の延長等もございまして、これが決まったのが最近でございます。新年度につきましては、これから連携が必要ということになりますので、今まで今金町と一緒に取り組んできた部分もありますので、今年度はちょっと準備ということで来年度に向けてこういった連携の事業ができるかということを検討してまいりたいと考えております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。それで今年2月4日開催の今金、せたなの2町連携特産品開発協議会の令和6年度第2回今金、せたな2町連携特産品開発協議会の総会資料5ページによりますと、令和5年1月13日の両町協議の内容が述べられております。資料を持ち合わせてない方にはちょっと理解しにくいかもしれませんが、取り寄せた資料によりますと令和5年1月13日の両町協議の内容が述べられております。ここから推定いたしますと令和4年度中に基本的なシナリオが出来上がっていると判断するわけではありますが、誰がいつ、どんな発想で立ち上げたものか説明を求めておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） この資料に基づいての取り組みということになりますが、今金町とは、この以前、令和4年度までは移住、定住の取組を2町で連携してやっておりました。次年度以降、令和5年度からの取り組みとしてこういったものを両町でやっていくかというような話し合いをさせていただいておりました。今まで町からの要望もありまして、特産品に特化したこの取り組みができないかというの打診もありましたので、今金町と共に次年度、令和5年度からは特産品開発に向けた取り組みを進めていくというような方向でマッチしましたので、今金町が令和5年度からの事務局を担うという形で進めさせていただいた結果がここに復命書という形で出ております。

以上です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしたことは結構であります。ただ私が申し上げたいのは、6ページで基本的なフローチャートまで提案されてるんです目安をね。今金町と我が町が協議する前に、あるいはその前後にせたな町議会に説明すべきではありませんでしたか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） この6ページのフロー図につきましては、今年に入ってから打合せした内容となっております。

以上でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや今年に入って打合せしたのではないでなくて、令和5年のいいですか、1月13日の時点で両町協議会が一定の構想を持って進んでるわけです。この事実をまずお認めになりますか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 取り組みとしましては、両町で半島振興の補助を使った特産品づくりという形で打合せをさせていただいております、この6ページのフロー図につきましては、これは販売元等が決まってから打合せした内容となっておりますので、この6ページと5ページの内容につきましては別々のものということと理解いただければと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その答弁じゃ理解できません。課長、誤魔化してはダメです。私が聞いているベースは令和5年1月13日の両町協議会の内容です。ここまで具体的な状況になっているわけでありますから、その前後に議会に説明し議会共々この事業に取り組むという議事を軽視しないで進める行政手続きが大事だったのではないかとということで提起してるんです。そこに焦点を据えて誠実な答弁を求めたいと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 連携事業の取り組みとしましては、令和5年の令和6年年度の予算に関連しまして、ちょっとここに資料は持ってきておりませんが、2町連携の特産品づくりということで常任委員会のほうに予算の部分は上げさせていただいておりますし、2町連携の予算の審査に伴う予算説明資料のほうにも特産品づくりという形で出させていただいたかというふうに理解しております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私たちのほうには何も伝わって来てません。具体的に申し上げますが、令和4年度中に構想が決まっていたことになりませんか。特にクリエイティブオフィスキュー主導の案件として、これは協議されているわけです。何でこの段階でクリエイティブオフィスキューが出てくるんですか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） この時点で、もちろん委託事業者としてできる事業者というのを探しておりました。それで包括連携協定でせたな町と組んでいるっていうのは今金町もしておりましたので、今金町に紹介してほしいというような流れで決まったというふうに理解しております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答弁なってません。オフィスキューにこの業務で委託しているのは、令和5年度に入ってからです。違いますか。ところが令和5年1月13日といいますと、前年度、令和4年度なんです。発注以前に、その協議にオフィスキューが関わってきて、オフィスキューの構想をもとに協議が進められていると。このタイムラグについてどうなのかということ聞いてるんです。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、令和4年度中にこういった打合せをさせていただいたのは確かでございます。ただできる事業者として今金町と共にこれを進めていく中で、打合せをさせていただいたというのは事実でございます。取り組みとして実際に今金町とやらさせていただいたという中では、そのようなちょっと大変苦しい答弁にはなりますけれども、はいそのとおりでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） すごく苦しい答弁なんです。苦しい答弁になるだろうと思って質問を組み立ててるんですからそれよく理解できます。申し上げたいことは、令和5年5月30日に事業発注してるわけですクリエイティブオフィスキューに。その4カ月以前に詳細な構想が同社から持ち込まれていた。その下で協議が成立し令和5年度にその方向で進んでいってると。私はここに疑問を思うから率直に聞いてるんです。これは答えなかなか難しいでしょう課長。苦しいでしょ。いいですよ。苦しいことわかって聞いてるんですから。それで私が申し上げたいのは、せたな町議会としてすごく置いておかれたなという思いをするんです。いやいいですよ今金と協議するのも。そこに多分新年度発注されるであろうところのクリエイティブオフィスキューを呼んで、いろいろその構想も前提にして協議をするということも私は絶対悪いとは言いません。そういう流れを議会に明示して、議会側の意見を踏まえた中で両町の協議を進めていくということにならなければ、これは地方自治というのは行政の一輪車で進んでいくことになりませんか。そういうことを言ってるんです。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 大変申し訳なく思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 申し訳あるなしでなくて、そういうことを認めますか。そういう地方自治は行政と議会の2本脚なんです。私たちは執行機関じゃないです。しかし最終意思決定の議決機関なんです。これが結果として、悪意はなかったんでしょうけれども置いておかれて、どんどん2町連携の構想が進んでいったということについて、やはりそこに手落ちがあったなという事実を謝ってもらわなくてもいいですから、そういう事実を認識していただけるかどうかということなんです。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） そのように認識しております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 認識していないっていったら面倒なことになりますよね。それで令和5年1月13日の段階でスタートした案件だというふうに私は思いますが、令和5年度の補助金確保に向けてどう展開していったのか、その過程をご説明願いたいと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） まず半島振興の補助金の申請につきましてはせたな町で実施をさせていただいておりまして、計画それから2町連携の協議会の立ち上げをしながら

計画書、それから予算的な部分の取り組みを予算化しながら補助、これにつきましては2町と協議させていただきながら全体の予算、そして計画を作って国のほうに提出をさせていただいたというような状況でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 補助金の正式名称と交付された各年度の金額をお尋ねしたいと思います。

○委員長（横山一康君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時43分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 大変申し訳ございません。まず事業名につきましては、国の補助金の名称が半島振興広域連携促進事業補助金になります。せたな町が申請しています事業名につきましては渡島地域半島振興広域連携促進事業、令和5年度の国の補助金につきましては200万円、令和6年度につきましては178万円ということで申請をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 参考までにお尋ねしますが、この補助金の存在をいつどなたが知ったんですか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） この事業につきましては過去から実施をさせていただいておりまして、いつからというのはちょっと法律の関係もございますので定かではございませんが、せたな町それから今金町で連携しながら進めているのは、この10年以内で実施をさせていただいているというふうに記憶のほうをしております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私そういう質疑をなぜするかといいますと、やっぱり令和5年1月13日に行われた今金町との2町協議の問題なんです。先ほども触れましたが、このとき既に株式会社クリエイティブオフィスキューこれは北崎千鶴とおっしゃるんですか取締役。それから長谷武マーチャンダイジング課長っていうんでしょうか。も参加されておりまして、このオフィスキューの提言を一つのベースにしながらいろいろ協議なさっているようなんですこれを見ますと。そういうことになりますね課長。だから私はこの事業が既に事実上スタートしたのはいつなのかなという疑問を持つわけです。先ほどおっしゃったように予算は5年から付いたと。5年度からスタートするというふうに答弁なさっているけれども、事実上旧年度の間に構想を含め、業者との水面下の連携っていうのは進んでいたわけでありまして、そこをいつどの

ようにどなたの発想で作業が進んだのかなというふうにはふと疑問に思うので、これは正しておきたいと思っておりますから、そこがよく理解できるようにご答弁を求めたいと思います。○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、過去から今金町との連携の中で移住定住の部分で一緒にやってきたという流れの中で、この特産品開発、令和5年度から特産品開発に移行していきましようという話になったのは、せたな町、今金町の担当者間の打合せの中で、これは進んでいったというふうには捉えております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ちょっと待ってくださいよ。それじゃせたな町と今金町の担当者間で意見が一致したのはいつなんですか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） この打合せの前ということになるかと思えます。ちょっとはっきりした日時の方は覚えておりません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私が疑問に思ったのは、同じことを申し上げますが、令和5年1月13日の両町協議のときに既にクリエイティブオフィスキューから具体的な一つの構想の提示を受けて、そこで議論がなされてスタートしているというふうに思うんです。ですからオフィスキューありきなのかなと思うんですが、そここのところの前後の関係を確認したいんです。いつどなたが、どこで発想したものなのか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 定かではありませんが、打合せをしている中で今金町からは特産品の開発でという提案がありまして、せたな町としてはオフィスキューと包括連携協定を結んでいるということもありましたので、紹介をしてほしいという中で進んだというふうに捉えておりますけれども、具体的な内容というのを、こういうことで考えているのでっていう話をしたのは私のほうからオフィスキューのほうに連絡したというふうには考えておりますが、その具体的な内容を詰めての話というのはちょっと定かではないというふうに思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 定かではない中でこの話が進んでいってるわけです結局は。定かではないという答弁は正直だと思います。ただ私気になりますから申し上げておきますが、この1月13日のやりとりの中でこういう話まで出てるんです。株オフィスキュー側は、販売元は地元観光協会や農協などが担うものと先入観があったようだが、両町としては、その担い手は地元にはほぼ存在せず、原料買取りと産地表示、PRがあれば、むしろ株オフィスキュー側に全面委任したいことを伝えた。これ大体予算ついて正式に委託発注する前からそこまで踏み込んでやってるんです。これは私いかなものかなと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） そのとおりだというふうに思っております。昨年の令

和6年度の予算委員会でも菅原委員からそのようなご指摘もありまして、町としては町内の事業者でできる場所があれば、そのようにしていきたいというふうにご答弁をさせていただいた記憶がございます。今回、新函館農協が担っていただけるということでそのように進んでいるところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 課長とは堂々巡りになりますから町長のほうにお尋ねしたいんですが、こういう問題点をスタートそもそもにはらんでいたという認識はございましたか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 内部での協議については、実態をつかんでおらなかったということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。町長おそらくつかんでなかったと思うんですこれは。私心配しますのは、担当課長相当一人歩きしてるなという印象なんです。理事者の知らないところで、理事者の決裁を正式に取らないままに相当走ってるなというふうに私は判断せざるを得ないということなんです。町長今腕組んで渋い顔して首ちょっとかしげてますけども、そういうふうには私は思うんですが、私の思い方はどうですか、変だと思いませんか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） おっしゃるとおりだというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。いややっぱりねおかしいんですこれ。課長、相当注意していただかなきゃならんです。これは少なくともきちんと町長までの決裁とらなきゃ進めることのできない作業ですから。その前提としては、構想全体を議会側によく説明をして議会も同意納得の上でこういう新規の事業に取り組んでいくというふうにするべきだと私は思うんです。一言だけご答弁を求めます。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） そのとおりだというふうに思います。大変申し訳ございません。今後このようなことがないように努めてまいりたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） この問題もちよっと続きますので時間きましたから休憩を一旦取ってもらえませんか。まだもうちょっと続いていますから。

○委員長（横山一康君） そうですか。また続くんですね。わかりました。それであれば今、菅原委員からそのような提案がありましたので11時5分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○委員長（横山一康君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それでは質疑を前に進めます。この2町連携協定による商品特産品開発に絡んで、この事業の営業計画に関する基礎的な資料が未提出であれば提出願いたいと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） すみません。現在のこの特産品4種類作ったものの流れということでよろしいでしょうか。後ほど提出をさせていただきます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それは後ほどいただきたいと思います。

年間販売予定表というのがありますか。4特産品のそれぞれの年間の販売予定計画というのがありますか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） あります。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それも提出を願いますか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 提出させていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 資料の提出とは別に4つの商品の製造単価、それからそれぞれの初期の製造に関わる合計金額が答弁できましたらお答えを願いたいと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 現在の製造に伴う単価につきましては、これは民間事業者が売る、販売元はJA新函館という形になりますので、その辺の製造単価につきましては申し上げることはできないということでご理解いただければというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いやつかんでいないならつかんでいないでいいんです。何で秘密になるんですか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 販売の単価っていうのはもう公になっているものでございまして、製造して仕入れる単価がわかると幾らもうかるとか、そういった部分が公になってしまいますので、そこはご理解いただきたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私この種の事業については特定民間の企業秘密に関わる問題じゃないからオープンで全然構わないと思うんです。しかもそもそもの計画の構想の段階では公的資金注入されているわけですから、むしろそういうことを秘匿するっていうことについて疑問を持ちます。それ以上追及しませんが。営業計画全体を検討するとき最終的には採算が合う事業なのかどうかということを見極めなきゃならんです。不採算で来年止めましたということにま

さかなりはしないと思うんですが、そうしたことも吟味させていただきたいと思ってます。

それじゃ前に進みます。米麵は今金産米の玄米麵の販売者がクリエイティブオフィスキューで、せたな産米の白米麵の販売者はJ A函館営農センターでこれ名称変わるんでしょうかね。どうしてこういうふうに分かれるんですか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） この2つに分かれたという部分につきましては、それぞれの町の特産品を使った商品であるというふうにはなっておりますが、米麵とそれからせたな産米の米、これが仕入れる先が違うということもありますが、今金町で今オフィスキューで販売しております米麵、それからポークとトマトのボロネーゼ、この2種類につきましては、今金の扱いという形。それから、せたな産米麵、それとポークと長ネギのラー油これにつきましては、せたな町のものという形での取扱いになっておりまして、今金のこの2種類につきましては、今金町内の事業者で、販売元になっていただける事業者がいなかったということでこの部分についてはオフィスキューでという形になってございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今の答弁、納得できませんよ私は。100歩譲ってせたな産白米麵の販売者がJ A新函館せたな営業センターだということについては、いろいろな経過は別としてありうるのかなと思います。今金産米は何でクリエイティブオフィスキューなんですか。しかも2町連携としてやった2町の特産品の販売者が何で札幌のコンサル会社なんですか。これは公的資金注入されて私どもの議会も物申す得る立場にあるわけですから理解できないことということについては答えていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 販売元につきましては1社しか担えないという形になります。今金町のこの2種類につきましては、今まで町の判断といいますか、販売元になっていただける事業者が町内になかったという形でオフィスキューということで今金町はそのような判断をされたという形になります。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だって地元の特産品だって言って打ち出しておいて、地元の販売者いないだって話になりますか。今金町の問題だからせたな関係ないよという説明で納得できますか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） それぞれこの商品につきましては、ジャンコードというものが設定されまして、販売元については1社しかこの登録ができないということになっております。ですので、この2種類、今金町産のものについては、今金の判断でそのようにされた。もちろんせたな産のラー油、それから米麵につきましては農協と協議のほうさせていただいてこの2種類は地元が販売元という形で設定のほうさせていただいております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 答えてないのわかりますでしょう。別に1社は1社でいいんです。私

が言ってるのは、今金町の特産金なのに今金町内に販売者いないというのはおかしいじゃないですかって言っているんです。何でそれが札幌のコンサル会社が販売者になるのかって言うんです。別に今金の地元の販売者を置いて、オフィスキューも販売者を置けと言ってるんじゃないです。1社だけっていうなら地元から出てこなきゃ。目的に沿った事業ということになるんですか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 販売元は1社しか担えないということなんですけれども、販売できる場所につきましては、それぞれ町の中でAコープさんですとか、それからクアプラザピリカさん、そういったところで販売はしているというような状況でございます。せたなの特産品のものについてもホテル、それから道の駅等で販売のほうはさせていただいております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 課長真面目に答えてください。販売してる場所を聞いてるんじゃないです。この特産品の販売者は誰かっていうことを言ってるんです。真面目に答えてもらわなかったら質疑前に進まないでしょ。2町の特産品なのに、そのうちせたなの産米の白米麵の販売者はJA新函館せたな営業センターということになってるわけです。さはさりながら、米麵は今金産米の玄米麵の販売者はクリエイティブオフィスキューだということについて私は疑問があるから聞いてるんです。何で地元の特産品なのに、地元販売者がいないんだということなんです。札幌のコンサル会社が販売者だということになれば、本当に買手として今金、せたなの特産品だという素直な理解できますか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） まずその点につきましては先ほどから申し上げておりますとおり、今金町の判断で販売元がクリエイティブオフィスキューのほうに設定をされたということでご理解いただければというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 全然理解できませんよね。それは今金のことだから今金の判断なんだという答弁でしょ。私が疑問に思ってる点の一つも答えれてないわけです。おかしいと思います私は。今金との間でどの程度まで本格的に煮詰められたんだという話です。大体企画コンサルした会社が出来上がった製品の販売元になるっていうのは、これ常識的に見て異常なんです。そう思いませんか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） なのでせたな町としては販売元、せたな産の2種類については、そのような形で地元のほうにお願いをさせていただいたということでございます。4種類作った中で、それぞれの持分が2種類ずつになるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 理解できません。これは答弁不能ということになります。せたな町の

説明はいいです納得しますから。今金の問題について説明できないじゃないですか。しかも最大の逃げ口は今金町の判断だということしかないんです。これは極めて不自然だということをまず申し上げておきます。町長も今首縦に振ってますから町長の答弁はあえて聞きませんから。しかしこれまで不自然です。

質問次に進めます。この4商品の製造の資金は誰が担うんですか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 販売元がその製造者から買うという形になります。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 販売元といいますと、具体的に言うとクリエイティブオフィスキューであり、それから新函館農協せたな営業センターというふうになりますか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） そのとおりでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） この事業の収支決算が仮に赤字になったという場合の責任はどこにありますか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 販売元になるということで理解しております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 逆に申し上げます。利益が出たと。非常に順調であったという場合の利益はどこに収まりますか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 販売元でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると新函館農協せたな営業センターここが最終的に責任持つことになるんですね、この限りでは。それからオフィスキューも同じですね。ますますおかしいじゃないですか。誰のためのこれ商売なんです。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 販売の部分でいえば販売元の事業に今なってるというような形になるかと思えます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 非常に真つすぐで素直な答弁です。だから私言うんですオフィスの自作自演になりませんかと言うんです。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 結果的にそうなるというふうに思われます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） やっぱり大変な問題なんです。普通に聞いていくとこういう答弁しかできないんです。町長そういう仕組み仕掛けにあるそういう問題点が残るという認識はなさっ

てましたか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 特産品の問題ですが、これは特産品が広範囲に公表ということになりますと、これは当然ふるさと納税、あるいは各販売される商店ともこれは恩恵が出てくると。そういったことで特産品の開発を進めてきたということになりますので、それはどちらかが一つだけということではないと、みんなが特産品による恩恵というのは受けることができると考えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今日、町長には大きな質問控えてますからあんまり詰めませんが、これ不自然なんです。第三者の目で見れば結局オフィスキューが販売者として名のり上げざるを得なかったということ自体に一つの破綻があるなと思ってますよ私は。うまくいけばオフィスキューの商売になるわけです。これは全部商売としてやってるわけですから。だから原価の報告できないっていうのもそういう意味ではわかるような気がするんです。公的な性格を持ったものであるならば公的に明確にすればいいんであって協議会にも報告すればいいんです。私の聞いた質問全部灰色ないし黒じゃないですか。そのことを指摘して次に移りたいと思います。

本事業の経営上の最終責任というのは結局どこが負うんですか。もう一遍お答え願いたいと思います課長。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 事業上の性質、令和5年度それから令和6年度で2町の連携で協議会を設置しておりますので事業としての取組、そういった部分については2町が責任の所在にあるかというふうに考えます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 収支決算上の最終責任は販売者だと先ほどおっしゃいましたよね。この矛盾はどうします。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） なかなか難しい判断になろうかと思いますが、事業の組立ての部分については2町、それから事業の販売における最終的な赤字ですとか、黒字こういった部分は販売者になるかと思いますが、赤字にならないような取り組みということで今後も今金町、せたな町両町この特産品のPR並びに町のPRというところには町は責任持って対応のほうをしていきたいと考えております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと逆の言い方をしますと、オフィスキューが赤字にならないように町は頑張るんだというふうにおっしゃったことになるんです。そこまでいってしまうと本末転倒です。私は地元の特産品が大いに開発されて、そのことによって町をPRし生産者も町民も潤うということに目的がならないとないと思うんですが、結局こういう展開になりますといびつになってくるんです。しかも企画提案したのがクリエイティブオフィスキューだということになりますと首をかしげざるを得ないということを申し上げておきたいと思います。

次に質疑を進めます。令和5年度、6年度のクリエイティブオフィスキューに対する4件の発注がございます。申し上げますか。令和5年度は現在の今申し上げました特産品PR業務で327万8,000円であります。令和5年にはもう一つありまして、せたな町としては文化講演会、森崎博之開さんの講師派遣150万、これをオフィスキューに発注しております。先ほど1と申し上げましたが2です。それから令和6年度4件でありまして、前にも取り上げましたが観光パンフレット作成業務、町政要覧作成業務、合併20周年記念誌作成業務、そして今金、せたな2町エリア特産品PR業務こういうふうになってるんです。これはどういうことで発注に至ったのかよく私ども理解できないんです。説明を求めたいと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） まず20周年と20周年記念誌、それから観光パンフレット、それと町政要覧につきましてはプロポーザルによりまして選定のほうをされております。特産品のほうにつきましては今までのやりとりのような状況でございます。文化講演会につきましては、この人ということでピンポイントでございますので森崎さんが所属しているクリエイティブオフィスキューと契約をしたというような状況でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 異常なんです発注の仕方が。合わせて申し上げますが平成30年度から平成6年度まで18件ですよオフィスキューに発注してるのは。その金額たるや2,337万2,582円なりと。異常なんです。令和6年度発注の3事業についても前にも申し上げましたが、役場の担当課でやるべき仕事なんですよこれは。知恵を絞って、そうすると職員の能力も向上するでしょうし、町自体が生きた総括をされる。そのことによって政策的に今後に生かすことができる。本来的な業務なんです。何でオフィスキューに丸投げするんですか。印刷についても地元の業者がいるんです。地元業者育成というのは高橋町政の基本政策の一つじゃありませんか。ことごとくこれに反しているんです。包括連携協定はいいです。協定結ぶだけですから。しかしここまでいってしまうとはまり過ぎなんです。これに対する町長の見解を伺っておきます。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 発注の話でございますが、これは私としては適切に担当課でしっかり検討を加えてこういうことになったというふうに捉えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それなら町長の判断間違ってます。担当が決裁したというのは、それはそのとおりなんだろうけども、立てたプランが間違っているとすれば、それは決裁すべきではないんです。オフィスキューに発注しないで君たちやりなさいと。もっと知恵を絞りなさいと言えばいいだけです。地元に印刷屋さんがあるのに何で外部に発注しなきゃいけないんですか。理屈になってないでしょ。そこまでに留めておきますが、非常にいびつであり、おかしいです。それから前にも指摘しましたが、そもそも企画段階から起案段階から何月何日にオフィスキューと随契をするんだというスケジュールを出していること自体が問題なんです。結果的に随契になるかならないかは公示したあとの応募の状況によるわけでありまして、発注前

からオフィスキューを想定した計画書を、しかもわざわざ丁寧に議会に提出するっていうのは私はどういう神経してるのかなと思います。相当のところまで、これははまり込んでますから町長一つ適切な時期に適切なブレーキをかけると、判断をするということを求めておきたいと思うんです。そこで令和7年度の包括連携に関する協定を更新なさるつもりかどうか伺っておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 更新をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 担当課長の答弁はわかりました。町長としてはいかがですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今いろいろなお話もございました。その選定については慎重に行いたいというふうに感じております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。担当課長は前のめりと、しかし町長は慎重にそのことも含めて検討してみるということで十分ご検討を願いたいと思います。私一言申し上げておきますが、いろいろ心配だという声、指摘が各方面から私頂戴をしておりますし、その声に基づいて具体的内容を調べますと首をかしげざるを得ないいくつかの案件があるということなんです。ですからそれ以上今日は申し上げませんが、ここでしっかり踏みとどまって執行者としてのしかるべき政治的な判断を要請しておきたいと思います。

最後になりますけれども、特産品の問題で荻野吟子の酒の問題お尋ねしておきます。吟子の酒は旧瀬棚町の大事な特産品であります。日本初の女医開業の地として開発したのだから、それにふさわしい行政上の位置付けがあつてしかるべきだと考えますけれども、町長の考え方を伺っておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） おそらくお酒のことだと思いますけれども、旧瀬棚町で取り組んだ事業の中でお酒ということでございますので、大事な特産品だというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 大事な特産品なんです。だから聞いてるんです。具体的にどのような支援というのを考えてますか。もしくは具体的にどう扱うというふうに考えてますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今、支援ですとか扱いというふうに聞かれましたけれども、今現在では特に考えというのはございません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうですね、考えてないし支援は何もしてないんです。いやいいんですそれを責めるつもりはありませんから。それじゃ現状どうなってるかということについては把握してますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

- 副町長（佐々木正則君） 現状については小売店で売られてるというふうに思ってます。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） 小売店どこですか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 私が知ってる範囲では瀬棚区の小売店と思ってます。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） 旧瀬棚町のものでから瀬棚の小売店ということにはなりますよね。いいです、それ以上あれですが。今1店だけで扱ってます。それで取扱店が変わったんです。実は長期にわたって取り扱っていたお店が店主がお亡くなりになりまして、扱いを中止せざるを得なくなりました。そのあとをせたな町内のスーパーで扱っております。その展開がどういう展開になってるかこれは副町長ご承知ですか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 今質問ございました取扱店が変わったですとか、そういうことにつきましては全然承知しておりません。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） わかりました。変わったんです。それでこれまでの在庫を旧取扱店から引き継いで捌いていってるんですが、いずれ遅くない時期にそれはなくなるそうです。どうするんだということで伺いましたが、蔵元は道外の方ですよご承知のように。取扱店さんの考え方をいろいろ伺いますと、震災問題等もあったので自分は道内の蔵元に変えようかと思っっているということをおっしゃってました。これは決定していることではありませんからおっしゃっていたというふうに慎重に表現させていただきますが、いろいろとまちづくり推進課のほうも知恵を貸して必要な支援というものを行政としてもする必要があるのかなと思っておりますので十分気配り、行政上の配慮支援というものを要請しておきたいと思えます。いかがですか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 先ほども申し上げましたけれども、その状況というのを正確に把握してございません。その辺のところから始めまして支援になるのか、あるいは橋渡しといいますか、そういったことができるのであればそういったことをしてまいりたいと思えます。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） わかりました。一商店の取組というふうに規模を小さくさせないで、町の大きな支援政策の中での取り組みだという大局的な位置づけをしっかりといただいて支援を要請しておきたいと思えます。
- それでは次に移ります。53ページ町有施設維持管理業務、これは1,800万円ですが、芝生草刈りなどであります。産業教育常任委員会でもお尋ねをしたことありますが、まず民間委託によって予算合計金額、昨年比でどのように増減が変動しているかお尋ねをしたいと思えます。
- 委員長（横山一康君） 平田課長。
- 建設水道課長（平田大輔君） 昨年度の当初予算ベースでいきますと、今回の人件費に関わ

る分といたしましては1, 639万8, 000円ということになりますので、約160万ほどアップしたことになります。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。保育所の給食業務もそうですが、町の直営ではなぜスタッフが集まらないと考えますか。

○委員長（横山一康君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 今担当していただいている職員のほうは募集定員9人に対して7名で昨年度は事業実施しておりました。その2人の分も足りないんですが、高齢化ということもありまして、ちょっとこれを来年も続けるかどうかという話はちょっとヒアリングしながら聞き聞いておりましたので、新たに7月ぐらいまで募集はしてたんですが1名も募集がなくて結局最終的には7名ということで最後まで行きました。原因というのものはっきりわかんないんですが4月から11月までという年間雇用ではありませんで、やっぱり若い人にとってはそういう面ではちょっと募集こないのかなと感じております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。それで申し上げたいことは、これも産業教育常任委員会で質疑したことでありますけれども、これまでである作業現場におきましていわゆるカスタマーハラスメントが発生しております。今後、現場のスタッフから同様の相談を受けることがないとは言えないと思っておりますが、その場合に直接業者に提起するわけにはまいりませんので、行政側に適切な対処を求めざるを得ないと思っておりますがよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 平田課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 実は4月入りまして早速いろいろ連絡はいただいております。作業員さんのほうにも言っております、何か言われたら役場のうちでもいいし、まちづくりのほうでもいいので連絡くださいと。そのとき対応したいと答えております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 安心しました。民間委託したから私たち知らないよということにはなりませんよね発注元ですから。それで副町長に確認しておきたいんですが、私としては、万一過去にあったような相談を持ち込まれた場合に、副町長において提起しますので対処していただきたいということで考えておりますのでご返答を求めたいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 以前からそういう対応させていただいておりますので、宿題とは言いませんけれども、そういう対応になるんだろうと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。それからこれはなかなか微妙な問題なんです、そのスタッフの草刈り業務やってるスタッフの中からこういう意見頂戴してるんです。使用頻度、もしくは使用されている現実から判断して施設といいますか、その物件を総合的判断をして維持管理しなければいけない物件かどうかということについて検討する余地があるという箇所の提起を受けております。ここでは申し上げませんが、そういうことについても今後、各担当課、

価値判断を十分にさせていただいて対応を求めたいと思います。副町長どうですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今の町有施設維持管理ということでございますのでそういったところの確認っていいですか、見直しといいですか、そういったことが出てくるんだろうというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 了解しました。それでは59ページ総務費、町長選挙について伺いたいと思います。これ今度は町長にお答え願いたいと思います。第1回定例会における予算質疑から続行したいと思います。まず最初に申し上げておきますが、令和7年度一般会計予算が暫定予算になった原因は、町長が公職選挙法で禁止されている本人名義で葬儀の花を上げた問題で、全員協議会が延べ2日間にわたって開催されたことによるものだと私は判断しております。この間、町長が公選法に抵触することを全く認めなかったことが議会延長暫定予算に至った唯一最大の原因であることを厳重に指摘しておく次第であります。そこで最初にお尋ねをいたしますが、高橋貞光名義で枕花を挙げたことについてであります。亡くなった方と高橋畜産の現社長は付き合いが全くございません。これは町長が認めていることであります。そうであれば現高橋畜産名義で花を上げる理由は全くなかったと判断いたしますがいかがですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 高橋畜産と故人の関係全くなかったという話でございますが、私、高橋畜産は農業を始めて立ち上げた会社であります。当時からそういったお付き合いはさせていただいていたというふうに思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長、私の質問をゆがめないでください。今日あんまり同じ質問なん回もやりたくないと思っております。私はこういう質問したんです。亡くなった方と高橋畜産の現社長は付き合いが全くない町長が認めておりませんか聞いてるんです。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 現社長とはそういうことであるというふうに思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと現社長の側には花を挙げなければいけない営業上の理由は存在しなかったということなんです。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） そういったふうな捉え方ももちろんあるというふうに思いますが、高橋畜産としては発足当時から、創業当時からそういった関係にあるということは、これはそういうことでございますので、要するに会社としてのお付き合いの関係は大事にしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その町長の論理の組み立て方に無理があるんです。現高橋畜産の法人の社長と個人の付き合いが全くないわけですから、現瞬間では花を上げる理由が何もないわけ

です。これをまずお認めいただかなきゃならんと思うんです。唯一必要性を感じているのは、元の代表取締役である高橋貞光さんが昔世話になったな付き合いだったなということだけなんです。だとすれば高橋貞光さんが香典を挙げればそれで済む話じゃないですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） もちろん香典につきましては挙げてございます。そのほかに畜産としての当時からの付き合い、それは社長が代わりましても以前からの付き合いということでの対応ということは大事なことというふうに捉えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ですからその理屈立てが通らないってことなんです社会常識として。私のほうに寄せられてる意見は、高橋畜産と高橋町長今関係ないんでしょうと。これは登記法上です。関係ないでしょ。関係ない会社の名前なんで一々いじるんですか。経営を離れたんだから個人との付き合いは、それこそ個人的な関係の中で礼儀を全うすればいいのであって、自分が既にやめてしまった個人とは一切関係のない法人や代表取締役、花を出せという判断がおかしいんじゃないですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） その辺の考え方っていいですか、私は個人的な付き合い、私個人としてのお付き合い、それと会社高橋畜産としてのお付き合い、この2つを頭に置いております。会社としてのお付き合いというのは当然設立当時からそういった形でお付き合いをさせて応援をしてもらっていたという状況がございますので、これはこれとして対応をしなければならないというふうに思っておりますし、個人的にはいろいろ町職員でもございました。それは個人のレベルでの対応ということになろうかと思えます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 無理があるんです。非常に無理なんです聞いてて、だって付き合ってるのは今の社長じゃないんですもの。今の法人としても個人の付き合いじゃないんです。なのに法人の高橋畜産として花を挙げなきゃならない根拠何もないでしょう。町長の論理の組み立て方に無理があると思います。それは法律の範囲の問題じゃなくて、常識の問題として全く通らない身勝手な理屈だということを申し上げておきたいと思うんです。事実花を挙げるという動機は高橋貞光さん自身にあったにすぎないのであって、花のサイズの決定、注文電話、支払いは全て高橋貞光さん自身が行っていることでありまして、法人とは関係のない作業であります。あとでとってつけたような言い訳は通らないということをまず申し上げて、次の質疑に進めたいと思います。

どのような言い訳をしようとも、高橋貞光名義で花が上がったこと自体は否定できない事実だと思いますがこのことは認めお認めになりますか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） そのとおりでございます。大変申し訳ないというふうにお詫びを申し上げます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 選挙管理委員長は、このたびの事例は選挙管理委員会を開催するまでもなく、公職選挙法には抵触すると判断をいたしまして直接町長に指導しております。町長はこの指導をどのように受け止めたのか今一度伺っておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これは前の一般質問でもお答えしておりますが、選挙管理委員長からは、公職選挙法第199条第2に抵触するおそれがあるというご指摘をいただきました。それにつきましては、自分としても選管委員長のおっしゃるとおりというふうに思っているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長あなた今そういうふうにおっしゃいますけども、3月定例会中に開催された全員協議会ではそういうふうには言ってないんです。会議録精査またやりますか。町長の答弁はこういうことなんです。違反かどうかわかりませんって言ってんです。そうですね。それで違反かどうかを決めるのは司法なんだと。司法が決めることなんだと。この主張を一貫して貫いたんです。だから全員協議会締めくくれなかったんです。最終的には議会側は町長の答弁変わらないんであれば決議を出そうかと。議会議決をやろうかという議論までせざるを得なくなったんです。町長どうですか。違反かどうかわからない。司法が決めることだという答弁、どうですかこれ撤回して抵触するということは認めざるを得ないと答弁変更したらいいかがですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほど議員からは選管の委員長の発言についてのご質問であったというふうに思います。私繰り返しますと、公職選挙法に抵触するおそれがあるという選管の委員長のお話をいただきました。それは真摯に受け止めて選管の委員長おっしゃる部分については、真摯に受け止めたというところでございます。ただ議員言われるように抵触すると、はっきりお言葉をいただいたということではございません。私としてもその辺は、これまでも答弁しているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もう少しラリーしたいと思いますが、ちょうど12時になりましたんで一旦区切らせてもらえませんか。

○委員長（横山一康君） ただいまより昼食のための休憩をいたしたいと思います。
午後1時から再開をいたしたいと思います。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。
質疑を続けます。
菅原委員。

○委員（菅原義幸君） では午前引き続いて質疑を続行します。私、町長にお尋ねしたいのはこういうことなんです。3月定例議会における第4回全員協議会の場で町長が答弁した内容についてなんです。個人名で花を挙げたことについて町長は公選法に違反しているかどうかはわからない。こういう答弁してるんです。その上で私が判断する問題ではないと、司法の判断だとうおっしゃったんです。これが決着つかないために結局、時間が空転して最後は暫定予算までいってしまったということなんです。一旦切り上げて今日に至ることになるわけですが、これ町長、撤回してくれってということだけなんです私が言ってるのは。だって明らかな違反事項なんだから。それは違反は違反だとして認めていただいて再びやらないよということが担保されればそれで全て終わるんです。それ以上、取って食おうとか煮て食おうとか、そんな気持ちは私はありません。きちんとけりをつけてリセットしてまた出直すということが行政としても議会としても町民に対する一つの政治的な決着をつけたということになるわけですから、そういう視点で清らかな質問をしてるんです。清らかに答弁してください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ただいまの発言、委員の発言でよく委員の発言の趣旨というものを理解いたしました。これまでも選管委員長のご指摘を受けてそれをしっかり受け止めて反省をしております、今後このようなことのないようにという話も選管の委員長にはさせていただきました。確かに委員のご質問のとおり、それはこれまで議会の空転という部分について責任はあるなというふうに感じてきているところでございます。したがって委員おっしゃるとおり、私としてもこの部分については、やはり公選法に違反するという認識を持ちたいというふうに思います。その上で今回こうした事案が発生した。議会の質疑にも影響を及ぼしたということについては心からお詫びを申し上げたいというふうに思っておりますことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。申し訳ございませんでした。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 了解しました。ただ原稿いろいろ用意してますから一言だけ言っておきますが、今日町長が違反してしていることを認めないのであれば、私は率直に言いますが告発状もう用意してるんです。これはプロを入れてます。出す先は、せとな警察署になるのか、函館本部になるのか、函館地検になるのか、これは状況によりますけれども、町長が司法の判断を仰ぎたいと言ってくれるのであれば司法の判断仰ぐ手続き段取り組んであるんです。さはさりながら町長が先ほど文言としても明瞭に違反であるという認識をしたいということをおっしゃいましたから、これはこれで今日この問題については決着つけたいと思います。

その上で次の質問に移ります。委員長よろしいですか。

○委員長（横山一康君） お願いいたします。

○委員（菅原義幸君） それで次の問題もちよっと時間かかるかもしれませんが、もう3年越しの案件ですからさせていただきます。民生費63ページ、社会福祉協議会運営事業補助金についてであります。これは4年度のときの調査特別委員会で参考人質疑やって、その後若干の経過がありました。議会の質疑はぴったりそれ以来とまってるんです。去年も政策審査特別委員会でできませんでしたから、そこも含めて整理する意味で遡った質疑もさせていただきます。

と思うんですが、この点について委員長、特段のご配慮をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○委員長（横山一康君） よろしいです。

○委員（菅原義幸君） それでは副町長にお尋ねをしたいと思います。いいですか、副町長にぜひ答えてほしいんです。令和4年度の予算審査におきまして、社協運営補助金の運用実態について私が副町長に質疑をいたしましたところ、実態を掌握しておらなかったために参考人質疑によって直接ただした経過がございます。その中で補助金の不適切運用の実態が次々と明らかになってまいりましたが、改めて副町長に確認をさせていただきたいと思います。まず100%町補助金で成り立っている事務局の旅費について、1人で可能な出張を事務局長と次長が2人で出張し、各自が日当を受け取っていた問題についてお尋ねをいたします。まず1点目ですが、函館法務局へ3回出張しておりますがパソコンとプリンターを持って行ったので2人で行ったと答弁しておりますが、町職員の場合、このような出張命令を決裁いたしますか、お答えください。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 函館法務局というのは八雲の出張所のことだと思います。案件にもよりますけれども通常パソコン、プリンターを持ち込んでというのはなかなかない事例だと個人的にはそう思います。そうした場合に複数になるのか単独になるのかというのはなかなか難しいんですけれども、そういった事例は余りないと私は思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） あり得ないんですよ、ないというよりもあり得ないんです。大体パソコンやプリンター持ち込んで行って登記書で何の作業するんですか。電源やコードどうとるんですか。そんな人いません。仮に登記書類に間違いがあったときには、登録した印鑑実印を持って行って訂正すればいいだけの話なんです。私登記実務何回もやっていますからわかっています。必ず実印持っていくんです。法人であれば法人の、個人であれば個人の。だからパソコン、プリンターなんていうのは明らかに取ってつけたような虚偽答弁だというの一目瞭然なんです。2人で行く必要ないじゃありませんか。どうですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 決裁の中まで確認はしてございませんけれども通常であれば1名で足りると思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうですね。通常であってもなくてもパソコン、プリンターを持ち込んで2人で行くってような登記はせんな社協だけじゃなくて全てあり得ない話なんです。これは明らかに不必要な出張を2人でやってるということです。1人で済む問題です。それから2つ目ですが、ハローワークの求人手続きで事務局長が聞きたいことがあるというので次長に同行して2人で行ったということになってるんです。こういうような出張を、例えば町職員が課長と課長補佐が2人で出張した場合に、求人手続きですよ。決裁するっていうことはあり得ますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず課長と課長補佐が一緒に出張するというのではないわけではないと思いますけれども、今の事例でいきますと通常でしたら担当者と課長というふうなことになるのではないかなと思います。ですので2名ということはありません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 求人手続きは担当者が行って手続き取ってくればいい単純実務です。それ以上の政治的な仕事がないんです。次長が行くのもそれは結構だと思いますが、ただ問題は事務局長も聞きたいことがあるのでわざわざ同行して出張したというんです。出張決裁して2, 200円ですか、日当もらってるんです。これは100%町補助金の人件費ですから公金の使われ方の問題になるんです。私、聞きたいことがあるんだったら事務局長の話聞いて、次長がハローワークで聞いてくれば済む問題だと思います。もしくは事務局長自身がハローワークに電話をして、こういうお尋ねをしたいんだがいかがでしょうかと問い合わせれば済むだけの話じゃありませんか。どうです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 一般的にはそうだと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうですね、一般的にはそうしますよ。社協だけ2人でいかなきゃならんという話じゃないんです。それからもう一つ伺っておきます。札幌共同募金会打合せのために2人で出張したと、こういう答弁をいたしました。ところがいろいろお尋ねすると、本当は道社協から寄贈を受けた新車のオイル交換と1カ月点検のために札幌の日産に行ったんだという答弁であります。要するに共同募金会業務という名義の出張命令は偽りだったということが明らかになってます。町職員の場合、こういう虚偽の出張命令の決裁を求めるということはありませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 虚偽の出張命令というのではないと思ってます。すみません。町でしますかということでございますので町ではありません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ところが社協ではあったんです。あとで白状しましたがね。1カ月点検に行ったあとにちょっと寄ったんだと。そうしないと決裁をとりにくいと思うから、そうしたんだということまで白状してるんです。私、質悪いと思います。しかも札幌日産に問合せしましたところ地元にある日産で結構ですという答弁もらってるんです。だから札幌まで出かけていった1カ月点検オイル交換ということ自体が全く必要なかったということも明らかになっています。ちょっと質悪いと思いませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 質がいいか悪いかにつきましてはちょっと答弁控えさせていただきます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

- 委員（菅原義幸君） 何で答弁控えるんですか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 町の団体ではございませんので、社会福祉協議会でございますのでそこは控えたいと思います。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） だから佐々木副町長ダメなんです。そのお金は100%町の公金なんです。私財源も全部調べてあるんです。今申し上げました出張は全て100%町の補助金を前提とした財源構成で成り立っている出張旅費なんです。町民の税金がそのような形で使われている。町が決裁した補助金の使われ方の問題として社協がやってることだから私知りませんと。そういうばかな話あるんですか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 非常に好ましくないことだと思います。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） 好ましくてないということよりも、やっちゃいけないでしょう。こんな税金の使われ方して唯々諾々と予算付けてやるんですか。不正に使うほうも問題だけれども、そのことが明らかになってなおかつ一言も言わないというほうもおかしいと思います。責任を感じませんか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 責任は感じています。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） 責任をどのように全うしてるんですか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） その上で補助金の何て言いますか、支出の割合の見直しというようなことも行っているところでございます。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） それはあとで触れますけども、この件お咎め何もしないんです。もう1点だけ出しておきましょうかそれじゃ。日帰りできる出張を前日に出かけたケースまであるんです。上ノ国での研修会に乙部町で迂回路があるからということをお口実にして、前の日の午後、事務局長と次長が2人で江差町に1泊し2日分の日当と不必要な宿泊費を得ていたという事例があるんです。上ノ国で午前10時からの会合でありますから少し早めに出れば済む問題であります。町職員にこのような出張命令を認めますか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） 会議の開始時間にもよるとは思いますけれども、通常であれば日帰りだと。こういう命令になるとは思います。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） 会議の開催時間、午前10時なんです。上ノ国ですからね。通常当日出張の範囲内でしょう。乙部の迂回路何時間もかかりますか。今もなお迂回路なんです。これは

あえて前の日に出張して不必要な宿泊費と2日分の日当を取ったってということになるんです。これを今申し上げました合計6件の不適切出張をカウントいたしますと令和3年度だけでも延べ6回、合計で3万7,200円なんです。こういう不適切出張がわかった場合に町職員には返還させるという措置をとるんじゃないですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 町職員の場合でしたらそういった出張命令もさせませんけれども、もしそういったことがあれば当然返還をさせます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ところが社協お咎めなしなんです。参考人質疑で明らかになっているのに、その後は是正措置をとったという話は皆無なんです。どう思いますか。これも町民の税金の使われ方の問題なんです。いかがですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 町民の皆さんの血税が適正に使われてないということについて本当に残念でなりません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私は問題2つあると思います。社協理事会として不適切出張した職員に返還命令かけなきゃならんと思います。この措置いまだにとってないと思いますが、念のため副町長の責任において、この事案の処理について調査をし後日報告をいただきたいと思います。それからもう一つは、せたな町として社会福祉協議会に対する返還措置を取らなきゃおかしいと思うんです。これも手落ちです。せたな町としてやった経過がございますか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 今の案件で返還の事実があったかどうかというのは私のほうではまだ確認はできておりませんが、毎年度、毎年度、補助金交付に対して実績、精算をして100万前後ですかね、その返還はしておりますけども、その中に今の件が入ってるかどうかというのは確認はできておりません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 中川課長は4月に行かれたばかりですから、そういう答弁になると思うんですが、これ課長、調べて不適切出張の返還措置という明確な手続き取られてるかとかあとで報告していただけますか。よろしいですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 改めて私のほうで確認をさせていただいて社協とも協議をさせていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 次の問題に進みます。同様に100%補助金で賄われている嘱託職員の内部規程違反についてお尋ねをしたいと思います。これも遡った話になりますが、かつて瀬棚支所長が内部規定、年齢オーバーの66歳で採用されていたことがございます。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今の問題ですけれどもこれはちょっと今記憶はちょっとありませんし、資料も今持ち合わせてないんですけれども、たしか規定違反っていうことになっていたというふうに思います。ですので適正ではないというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうなんです。今もそうだと思いますが、今は変わったんですかね。当時65歳です。定年にもかかわらず66歳で新採用されてるんです。大成支所長、この方は退職年齢をオーバーして在職しておりました。67歳、これは副町長どう思いますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 社会福祉協議会の大成支所長のことだと思うんですけれども、たしかそのようだったと思います。ですけれども規定はちょっと私は見てませんので何ともお答えはできませんが、もしそうであれば規定違反というふうになると思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これもう当時65歳でしたから規定違反なんです。違反して勤めておりました。そのほかに事務局長が勤務時間中にかなりの時間頻りにテレビ視聴していたり、支所長が勤務中に幾度も居眠りをし、カラオケで時間を費やしたりしている事実がございました。また不適切な遅刻、早退を繰り返すなどの状況も明らかになっております。これらについて好ましいことというふうに思いますか副町長。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 好ましいこととは理解できません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 好ましくない状況が続いていたわけです。もう少し申し上げておきます。令和2年度に事務局長と支所長が年間12万7,200円の給与アップの規定改正したんです。それから就業違反のポストを発令して管理職手当の支給を行っていた事実も判明しております。これも好ましいことでは言えないと思いますがいかがですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今の件につきましては、特別委員会の中でもたしか質疑のやりとりがあったと思います。そのときの答弁がどういう答弁になってるかは記憶が定かではございませんけれども、規定違反になるかどうかわかりませんが、あまり好ましいことではないのではないかなと個人的にはそう思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうなんです。別に年間12万7,200円の給与アップしたからそれが規定違反だというふうにはなりません。しかし臨時職員の給与やその他の状況が極めて低い状態であるにもかかわらず、嘱託職員が年間12万も給料アップするということは不自然なんです、いびつなんです。それを理事会で議決していくっていうことになりましてここは考えどころだなという補助金を出している側の判断が働かなければおかしいのではないかとこのことを申し上げたいと思うんです。要するに副町長、私が申し上げたいことは、こうした指摘事項が複数箇所にわたってあるにもかかわらず、行政側が把握していなかったのではないかと

わざるを得ないんです。どうですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 補助金の執行につきましては、当然決算にあたって聞き取りを担当課でするわけですが、そういったところまで確認ができたのかどうか、それはちょっと私もわかりませんが、把握できていなかったのではないのかと言われれば把握はできてなかったというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうなんです。副町長にいろいろお尋ねしようと思ったけれども、答弁出てこないものですから私はやむを得ず特別委員会の設置を求めて、参考人質疑という流れになっていったんです。そこでこれらの事実が初めて当町議会としても明らかになったということなんです。私は団体に対する不当勧誘、干渉するつもりはありません。しかし公的な議決を得て支出された補助金の使われ方を究明するのは議会の責任だし権利権限なんです。そういう責任があるんです。調べてみたらこういう状態であったということなんです。そこで副町長もう一つ申し上げたいのは、それにもかかわらず令和4年11月17日の議会議長あての回答書の中で社会福祉協議会の高野会長はこう明記してるんです。補助金の使途に関しては不適切な部分はないと断言してるんです。そういう書面手元にあるんです。どう思いますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 社会福祉協議会の会長名をもって議会議長へ出た文書ということだと思んですけども、不適切な処理がないというふうな文言が入ってるということだと思んですけども、なかなか難しい判断を聞かれたなと今思ってます。ですのでこれ遡りになりますけれども、旅費の関係から、それから町として返還すべきじゃないかという質問がございますので、それらを行った上でのことになるかというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 難しくないでしょ。さっき全部不適切だって答え出したんです。改めて問われたら途端に難しくなるんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 文書の中にある不適切でないというような部分につきましては、確認をする必要があるのかなと思います。というのは旅費の関係とそれから理事会で議決をされてるというようなこともございますので、どの部分が適切あるいは適正なのかというところも確認をさせてほしいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私、副町長しっかりしてもらわなきゃ困ります。これ担当課の責任すべき問題じゃありません。理事者案件です。これ申し上げておきます。手元にあるんです社協会長の返答書、せ社協第67令和4年11月17日、せたな町議会議長、真柄克紀様、社会福祉法人せたな町社会福祉協議会会長高野利廣、せたな町議会調査特別委員会への基本姿勢について回答と。その文書の中に私どもはこれまでの調査特別委員会においては、誠心誠意説明させていただき、その補助金の使途に関しては不適切な部分はないものでありますと断言してる

んです。持って行きますか。この文書がまだ生きてるんです否定されないままに。その後も繰り返し反復して社協からの予算要求については右から左つけてあげてますでしょ。1度だけは人件費350万でしたか。これは社会福祉士獲得のための人件費だとおっしゃったけれども、確保されていないのに先取り寄せという話があるかと言って減額修正したことはございました。何も反省してないんです社協は。我が町の措置も取られていますか。これ担当課手元にありますでしょ。課長答弁できなくてやむを得ませんが、議会事務局から入手してください。もし手元にないのであれば、これが社協の町議会に対する公式答弁なんです。今聞いただけでも粗方不適切だという答弁しておきながら、当の社協のほうはその補助金の使途に関しては不適切の部分はないものでありますと言い切ってるんです。反省の一欠けらもないんです。どうですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 私の認識と今の文書の回答ですとかなり全然違う方向でございますので、これは本当に確認っていいですか。コピーをもらって確認をさせてほしいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 事務局においてその措置をとっていただけませんか。これは令和4年の参考人質疑後の初めての理事者とのやりとりなんです。遅きに失した感はありますが、この間、質疑の機会がなかったんでやむを得ないと思いますけれども、きちんとやっていただくように重ねて申し上げておきたいと思います。委員長よろしいですね。

○委員長（横山一康君） はい。

○委員（菅原義幸君） それでは次の問題に移ります。せたな町社協は最近まで年間3,000万円近い人件費は全て町補助金で賄っており、歴代の事務局長は、現職や退職した町職員が務めるという言わば財源と人事両面におきまして町丸抱えの状況でありました。そこから社協は補助金をもらって当然という間違った風潮が発生していると私は見ております。副町長はどう思いますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 社会福祉協議会の運営につきましては社協の会費、あるいは共同募金会からの交付金、あるいは町の補助金こういったことで運営がされてると理解をしておりますけれども、町からの補助金があつて当然というふうに思ってるかどうかわかりませんが、補助金がなければ運営がなされていかないというのは実態だと思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私、補助金がなければ運営できないということについては、その限りでは理解します。もらって当然という意識があるってということなんです。そういうことを感じませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） もらって当然というところにつきましては、私としては何とも申し上げられないところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　そこが甘いんです。一つだけ言うておきます。社協の予算の計上には、町補助金によって人件費が賄われ対象になっている事務経費の部分があります。それ以外で独自に賄っている事務経費や支出分があるんです。ところが社協の予算書をずっと歴史的に追っかけて分析してみますと、できるだけ補助金がついている項目に支出予算を移動させるっていう明らかな作業をやっているというのがあります。そちらに移すと結局補助金の対象になって、全額ではありませんけれども事務費の補助額が増えていくと。こういう作業をやっているんです。そこまできちんと見通してください。油断のならない組織ですから。これは私の実際目で見えたことをそのまま率直に申し上げておきます。なぜそうなるかってことなんです。他町の社協はこれほどの補助金出しておりません。せたな町の補助金の出し方異常です。合併当初は補助金100%でなかったんです人件費は。今一々毎年の変動は言いませんが。ところがあるときから100%になってんです。いつなのか社協職員の使い込みの問題ありましたでしょ700万でしたか。あの事件が発覚してから100%に逆になってるんです。これは完全に町行政側の対応の間違いですから、そこを調べてみていただけませんか。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　今の点につきましては確認をいたします。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　先ほども言いましたが、歴代の事務局長は、合併以降すべからく現職の課長か、あるいはOBなんです。だから熟知してるわけです町財政の成り立ち裏から表まで。民間の事務局長はそこまでの知識はないと思われることでも、在職時代の経験を通じて奥の手、裏の手を使うんです。私はそういうふうに見ております。副町長見ればわかると思いますが、よく分析してみてください。ほかの町は補助金依存体質ではないわけです。そこに大きな違いがあるということの一つ申し上げておきたいと思うんです。

次に話を進めたいと思います。高野会長は令和4年3月の議会特別委員会で私が指摘した様々な不適切事項について次のように述べております。真摯に受け止めなければいけない。がつつりメスを入れて膿を出して謝るところは誤って、町民の不信感を少しでも拭い去るということを議会の正式な場で発言をいたしました。その後、遵守されたと思いますか副町長。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　遵守されていると思います。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　どういうふうに遵守されたんですか。

○委員長（横山一康君）　佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君）　具体的には今ここで申し上げられませんが、議会という正式な場で述べたわけですから様々な点で取り組んでいるものと思っております。

○委員長（横山一康君）　菅原委員。

○委員（菅原義幸君）　だから問題なんです副町長は。何も議会の指摘なんか真剣に受け止めてません。そういう答弁されるということになりますと非常に残念です。そんな程度なのかとびっくりします。もう少し申し上げておきますか。同じく令和4年11月17日の真柄議長あ

ての社協会長の回答書です。先ほど申し上げましたようにその補助金の使途に関しては、不適切な部分はないものであります。こう断言してるんですから改革、改善するつもりないって言うてるんでしょこれは。不適切なものはないんだから何を変えればいいんだと。議会の指摘はへったくれだとかこういうことなんです一言で言って。問題は次なんです。しかしながら参考人として出席した調査特別委員会においては、私どもを犯罪人とでも扱うような意見徴収の在り方、さらには人格侵害と完全なパワーハラスメントとなる質疑内容があり、これに対して幾度も抗議をしているところですが、貴職からは、つまり真柄議長からは会議規則等での回答のみで、何らこの特別委員会で私どもが受けている対応について解決されていないことを申し上げますと。これが真摯な反省の姿ですか。パワハラだって言うてるんですよ正統な質問を。疑問点、質問点を重ねて質疑したことに対して、人権侵害とも言えるパワーハラスメントとなる質疑内容だ。犯人でとても扱うような意見聴取の在り方だと。謙虚性の一欠けらもないでしょう。疑問だから疑問ですよと。これはどうなんですかって聞いたんです。これで真摯な反省ができるかと副町長は思うんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 令和4年11月17日付けの文章もらいました。今の菅原委員からのこの中身の件でございますけれども、真摯に反省しているのかということですから、なかなか難しいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 難しいということは、真摯に反省してることについて疑問だということなんでしょ。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 多少疑問を感じ得ないということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 曖昧な答弁およしなさい。私は明快な聞き方してるんですから。反省しているというふうに思うか思わないかって聞いてるんです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 反省してるかと聞かれれば、してないのかなというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 反省してないんです。反省してたらこんな文書議長によこすはずないんです。だから私は一貫して補助金団体としての適格性に欠けているということを申し上げてるんです。じゃもう一つ紹介しておきましょうか。これに先行する5月2日の文書であります。これは同じく社協会長から真柄議長と当時調査特別委員会を行ったときの委員長である榎田委員長に抗議文が出されてるんです社協会長から。抗議文です。これちょっと事務局用意できたら出してほしいんですが、令和4年5月2日せ社協第14号です。議員の皆さんに渡っていることですから紹介だけさせます。こういう抗議文なんです。令和4年4月13日開会のせたな町社会福祉協議会運営事業補助金に関する調査特別委員会での菅原義幸議員の金子、これは何

て言うんですか。金子参考人に対する役に立たない、どう責任取るなどと必要な言動は当該参考人の人格を否定し、まさにパワーハラスメントそのものであります。本人はもとより家族にも大変つらい思いをさせました。また社会福祉協議会法人職員の過剰配置発言、各種規則に不備があると指摘し誰がどう責任をとるかなどに言及するなど、法人内部まで不当に干渉したものであります。公の議会においてとりわけせたな町では、インターネットで全世界に中継配信されている中、このような不穏当な発言が容認されることは、当社会福祉協議会としては看過できません。よってここにせたな町議会と菅原義幸議員に対し抗議するとともに、下記3点を要求します。一つ、菅原義幸議員の不当発言の撤回、二つ、菅原議員の議場における謝罪、三つ、菅原義幸議員への処分、こんな抗議文寄こしてるんです。どう思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 抗議文を今ちょっと見てませんのでお答えはできないんですけども、議会と社協の間のことだというふうに思ってます。ですので補助団体ではあるんでしょうけれども、そのことにつきましてはちょっと今ここではコメントできません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 行政責任逃げてるんです。なぜ議会と社協の問題になったかっていうと、副町長にお尋ねしたのに現状把握できてなくて答弁全然できなかったんです私の質疑に対して。あれだけ莫大な3年間で1億円にも上る補助金出しておきながら、私がちょっと調べれば疑問に思う問題に全然答えなかったんです。上げて副町長に責任あると思います。やむを得ないから特別委員会作って参考人質疑としてお出まし願った。疑問があるから粛々と委員長の許可を得て合法的に適法的な範囲の中での質疑をさせていたにすぎないんです。町に関係ないんですか。社協と議会の間のことであって行政何も関係ないんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 補助交付団体でございますので行政が全く関係ないというふうには言い切れないと思いますけれども、文面の紹介からすると議事運営に関わってのことだと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 議事運営に係わってのことを聞いてるんです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ですので社会福祉協議会と議会のことだというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから社会福祉協議会と議会のことなんです。パワハラということになるかと聞いてるんです。私は委員長の許可を得て合法的に質問してます。しかも質問するべき責任、義務権利の中で正しているにすぎないんです。ちょっとまず見てください。その上でもう1回質問します。

○委員長（横山一康君） 菅原委員、間もなく2時ですので、ここで2時5分まで休憩して、その間に目を通していただいてということでもよろしいですか。質疑はそのあとで。でありますから2時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） どうですか読んでみた感想をまず頂戴したいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず令和4年5月2日付けの社会福祉協議会からの抗議文でございます。先ほども菅原委員申し上げられましたパワーハラスメントでございますけれども、これについては社協の職員がこのように感じたということの表現だというふうに思います。それから3点について要求するということでございますから、これどういうふうに回答したかちょっと私どもわかりませんので、何とも申し上げられませんが、パワハラについては社会福祉協議会の職員がそのように感じたということだと思えます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そういうことを聞いているんじゃないんです。やりとりをあなた方も当日目にしてるわけです。耳にしてるわけです。あのやりとりの中でこういう抗議文が成立すると思いませんか。補助金を執行した側の感想を聞いているんです。責任逃れの答弁しないでください。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 補助金につきましては、それぞれ申請行為があつてそれぞれ交付をしているところでございます。ですので不適切かどうかまた先ほどのところに戻ってしまいますけれども、それはちょっと置いていただきまして、この抗議文については、社会福祉協議会の責任において出されたものというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 無責任だっていうんですよその答弁。適切かどうかはさておくとして、何でさておくんですか。さっき不適切だって認めたんです。会議録精査しますか。それをここでは不適切なものはないんだという答弁をしたということは、先ほどの議長宛ての文書の中ではっきり認めてることなんです。その前提としてこういうものが出てきてるってことを申し上げてるんです。抗議するような質疑を私しましたか。それは社協と議会の問題だと言って逃げることでできますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 先ほど答弁いたしましたけれども、この令和4年5月時点と今の時点の私の答弁とすり合わせるというのはちょっと時間的に無理が私はあるのではないかなというふうにちょっと思うんです。ですので、この令和4年5月時点で抗議文として出されてきてるわけですから、それを遡って今聞かれて不適切であるということで、これをどう思うかと

いうふうに聞かれても、そこは答弁なかなか難しいところだと私は思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） タイムラグが何にもないんです。だってこれが出されたあとの直接問題にできる機会っていうのは今日が初めてなんですから。それからこういう抗議文を出すような補助金団体の在り方としてどう思うかって聞いているんです。徹底的に逃げてるだけじゃないですか。私こんなことやってません。こんな質疑してません。参考人質疑の場所にいましたでしょ町長も副町長も、聞いてましたでしょ。当日いませんでしたか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 令和4年5月のこの文書に対して、議会のほうでどういう回答をしたかわかりませんが、そのあと令和4年11月にこれも何か照会があって回答してるというふうに思ってるんですけど、ですからこの抗議文に係わって令和4年11月17日の文書でございますので、ある程度の部分については社協としても解決を図っているというふうに私は思ってますけど。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長の答弁も質問者の意図をはぐらかしますが、副町長もなかなか見事なもんです。私そんなこと聞いてないです。こういう質疑をしたときに、あなたが議場にいませんでしたかって聞いたんです。何でそれを答えないで全然関係ないことをさもさもらしく答えるんですか。そういう答弁おやめなさいって言ってんです。人の質疑何で真面目に聞かないんですか。聞いたことにきちんと答えなきゃおかしいでしょう。そういうことを言うとまたパワハラだっておっしゃるんですか。だから真面目に答えてください。聞いていることは、参考人質疑をやったときに、あなたは議場にいたんじゃないですかって聞いているんです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） この令和4年4月13日の特別委員会ですから、おそらく病院から退院してきて出席してたというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから出席していたときに、私の質疑をやりとりして、こんな抗議を受けるような失礼な質疑をしたことが、あなたとしてありますかって聞いているだけなんです。町は関係ないなんてそんな答弁になりますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ですから何回も繰り返しになりますけどもその点については、これ社会福祉協議会の受け止め方というふうに私は思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） とぼけちゃダメだっていうの。あなたはどう感じたかって聞いているんです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 私の感じとしては、なかなか難しいところがございます、今ここで当時の状況を思い出して答弁すれと言われても難しいところがございます。ですので私と

しては答弁をちょっと申し上げられないという状況です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 逃げてるじゃないですか。何でそうやって逃げるんですか。要するにここで言ってる方はパワハラ発言したから不穏当発言を撤回しろって言っているんです。議場で謝罪しろって言います。処分しろって言います。こういう抗議文をよこしてることにについて感想述べないんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでは逆に聞くわけではございませんけれども、この回答を私としてはちょっと見てみたいというふうに思います。その上で答弁を差し上げたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 主体性のないことなんでおっしゃるんですか。回答文に関わりなくあなた自身の見解を聞いてるんです。あなたはどのような立場か。せたな町副町長です。主体的な所見というのはいないんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ですからこれは先ほども言いましたけれども、社会福祉協議会から議会あての文書でございます。それについて私の考えということでございますけれども、特に申し上げることにつきましてはございません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 補助金団体を支出した町の副町長としては極めて無責任な答弁なんです。責任の所在何にもないじゃありませんか。補助金団体の適格性も疑わざるを得ませんが、副町長としての資質についても私、非常に深い疑問を今持ちました。これは補助金交付団体として適格性を欠いているか欠いていないかの重要な判断基準になるんです。そうでしょ不適切使用を指摘されて、抗議文を寄こすような補助金団体というのはありますか。疑問点を聞いたにすぎないのに不穏当発言だ。撤回しろと。謝罪すると。処分しろと。こんな補助金団体ありますか、私50年やってますけどもこんな補助金団体初めてです。どんな権利、権限があるんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 補助金団体からこういった抗議文が出てきたということでございますそして、3点についてそれぞれ回答を寄こせということだと思いますけれども、副町長としての適格性云々というふうに言われましたけど、私からはちょっと申し上げられないということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 申し上げないということ自体が問題なんです。参考人質疑あなた聞いてたんでしょ。4月13日当日聞いたんでしょ。私が発言を撤回しなければいけないような質疑しましたか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 3年前でするので何とも申し上げられませんけれども、会議録があ

れば会議録を確認するようなことになるんだと思います。記憶としては非常に曖昧でございますのでそういったことになるんだと思いますけれども、これ以上のことは今ここでは申し上げられません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしましたら会議録読んだ上で答弁もらうことにしましょうか。

○委員長（横山一康君） そうしましょう。

○委員（菅原義幸君） これは大事な問題ですからきちんと整理をして進めたいと思うんです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員、これは4月13日の会議録を出せばわかるということですね。わかりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

2時35分まで会議録精査のために休憩といたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま皆さんのお手元に会議録と抗議文の回答について、あと真柄議長当時の議長のコメントが渡っていると思いますので少し目を通す時間をとりたいと思いますので2時45分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま皆さんいろいろ資料、目を通していただいたと思うんですが、まずこれを見た上で町側からの答弁を求めたいと思います。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 会議録の34ページになりますけれども、中段にこれはそんな程度の用も足せない次長でどうするんですか。それからこれは断りも入っておりますけれども、力不足どころの話ではなくて、言葉悪いですけども役に立たないということなんじゃないですかと、こうあるわけでございまして、私としては非常に厳しい言葉だなというふうに思っています。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 厳しいという言葉で曖昧にしておりますが、パワハラだという決めつけ方をされて撤回しろ、謝罪しろ、処罰しろという反応を受けてるんです。それに指摘するようなことやってますか。私一言申し上げておきたいのは、質疑の言葉を特定部分だけ切り取るというのは非常に意図的だし、やり方汚いと思います。どういう流れの中でこういう言葉が出てきてるかということです。ハローワークに1人で済む用事を2人で行ったんです。1人で足せないんですかって聞いているわけです。ところが2人で足すのが当然だと、2人でなければ足せないんだというスタンスで一貫して答弁してるんです。そうするとこういう質疑をせざるを得なくなるじゃないですか。パワハラでやったんじゃないですよ私は。公金の使われ方として非常に疑問があるし理非曲直正さざるをして聞いたにすぎないんです。もう少し言うておきますが、1番最初に本来いつも私のほうで1人で伺ってはいたんですけれども、そういうことも含めてそのときだけは行ったというのが正直なところです。これは金子次長が言ってるわけです。正当化してるわけです。だから聞いたんですよ私は。じゃ次長1人じゃ用事が足りないということですか、ごく普通の質問じゃないですか。今言ったのは上から13行目です。34ページの上から13行目、そういうことをおっしゃるんだったら次長1人じゃ用事が足りないということですかと、ごく普通に疑問と思って聞いただけです。人格をおとしめるとか、攻撃するとか、警察のように取調べとか、そういう意図ではないです。次長は何と言ったか。私でもちょっと用が足りないということで受け止められる形です。本人認めてるんですよ直に、役立たずなんて私言ってません。何でパワハラなんですかこれが。私ではちょっと用が足りないということに受け止められる形です。それはそうだし1人でさせる用事2人で行ってそれを正当化するんですから。じゃ1人じゃ役目足りないということですかと聞くの普通じゃないですか。だから次長がそうおっしゃるから、私はそのあとの下段で同じことを聞きますよ。だから1人じゃ役目が足りないということですかと確認しただけです。本人が認めてることを確認しただけなんです。パワハラじゃないですよこれは。結局1番最後のところで私が申し上げたのは、それを正当化するから力不足ということではなくて、言葉悪いけれども役に立たないということなんですかと言わざるを得ないでしょう。1人でできる仕事は何で2人でやって正当化するんですか。これがパワハラだっていうんなら質問するなということになります。だから取り消せと、謝罪しろと、処罰しろというところまで逸脱していくわけです。まず1点申し上げておきます。それから副町長触れませんでしたけども、36ページ見てください。36ページの下から9行目と10行目です。私は即就業規則を改正しろと言ってるんじゃないで、社協さんの主体性の問題だと、誰が責任とるんだって聞いているんですよ。これは責任の所在と責任をとる内容を聞いているんです。パワハラじゃないんです。私はさっき答え出しおいたけれども、不適切出張やったときに返還命令をかけるのごく普通じゃないですか。不適切にもらっちゃってるんだから、懐に入れてるんだから、それを返しなさいと。そういう責任のとらせ方でしないんだということをごここで言ってるわけです。そこまでを言葉にしてないんです。けじめつけなきゃダメだっていうこと言ってるんです。それから37ページのほうに行きましょうか。37ページでは冒頭で金子次長、私のほうで責任をとりたいたいと思いますと。これはそうなんで

す。不適切出張した人間がお金を返還して始末書の一つでも出すのが責任の取り方なんです。極めて普通の会話です。パワハラ行為なんてやってませんよ私は。その上で早くやったほうが良いということを上から19行目と20行目、真ん中です。菅原義幸君、私はもっと早くやったほうが良いと思います。定期の前に臨時でやったって構わないじゃないですか、これは理事会の話です。ごく普通の理論立てで普通に展開してるわけです。これがパワハラだと言われるなら質問なんかできません。まして取り消したり、謝罪したり、処分を受けるような内容ですかこれ。これを社協さんがやるんですからそんな補助金団体ありますかという話です。副町長どう思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） お話はわかりました。ですが先ほどの質問では、パワハラかということでございましたから、私はパワハラとは言っておりません。厳しい言葉があったなということでご答弁をしたところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いやパワハラだっていうのは私が言ってるんじゃないんです。社協の会長が、まさにパワーハラスメントそのものでありますと。社協の会長が抗議文を出してるということなんです。だからそれについてどう思いますかと単純に聞いたにすぎないんです。私はパワーハラスメントなんかやってませんから。こんな程度の質問でパワーハラスメントだなんて言うんならあらかたの質問できないんじゃないですか。国会なんかでパワハラ連続ですそうしましたら、消費者庁などで言うパワハラの規定に反するんじゃないですか。こんなことまで言ってませんから。だからパワハラだということ副町長は否定したということなんです。厳しいということは言えるけれどもパワハラだと思わないということなんです。確認を求めます。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） それは2枚つづりの中でもありますけれども、パワハラというふうな表現にはなっていないわけですから、私もパワハラではないのではないかなと、厳しい言葉がということでご答弁をしたところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。パワハラではなくて厳しい質問ではあるけれども、パワハラではないと思うと。こういうことでよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 厳しい言葉ということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もう一回確認しときます。厳しい言葉ではあるけれどもパワハラだとは思わないということですね。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） あとはパワハラであるかどうか、それは受け手側の考え方、捉え方だというふうに思います。私としては繰り返しになりますけれども、厳しい言葉ということ

でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 受け止め方のことを聞いてないんです。受け止め方のほうはパワハラだって決めつけてきてるわけですから。あなたがこのことを客観的に当時理事者席にいた立場で、あなたはパワハラだと思いますかって聞いてるだけです。厳しいがパワハラではないということを確認しておいていいですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 答弁によってはその先をちょっと勘ぐってしまうんですけども、パワハラであるかどうかという判断は私はちょっとつきかねます。ですからこれも繰り返してすけども、厳しい言葉ということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 副町長しっかりしてください。パワハラの問題は衛生センターの問題でまた私やりますから。衛生センターにはパワハラは一切なかったとあなたおっしゃったんです。中身はあとで出しますけれども、衛生センターで受けた職員の仕打ちがパワハラではないという結論を出された方が、ごく普通の質疑をして私の発言内容について、パワハラかどうかわかりませんって、これ今おっしゃいました。整合性とれなくなります。

○委員長（横山一康君） 副町長に申し上げます。今この質疑の冒頭で私の聞いたところでは、副町長はパワハラではない厳しい質問だと思いますというような趣旨の発言はしたと思うんです。一度パワハラではないというようなことを言ったと私は記憶してるんですが、そこも踏まえてもう一度答弁願います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 冒頭に今委員長から申し上げられました私の答弁でございます。そのとおりだと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから私はパワハラという認めてないんですよって言うだけなんです。それはあとで否定するから質疑何回もなるわけです。委員長のほうに確認をしておきます。パワハラではないと、きつい言葉ではあったということで受け止めてよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 副町長、そのとおりでよろしいですね。そのとおりです。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。私言葉がきつかったり、それから言葉は悪いですけどもということを知覚してしゃべってるんです。34ページ下から5行、6行見てください。力不足どころの話ではなくて言葉は悪いですけども役に立たないということじゃないんですかと聞いてるんです。優しい聞き方なんですよこれは。おまえ役立たずだこのやろうと、何でそんなことなんだったしかり付けたり、怒鳴りつけたり、恫喝してるんじゃないんですから。あなたがそこまでしゃべっちゃったら身も蓋もないでしょうと。そこまでおっしゃるんなら力不足というような話じゃなくて、言葉悪いんだけど役に立たないということになるんじゃないんですか。だって1人でさせる用事2人で足さなきゃダメだって正当化するんですから普通

にそう言わざるを得ないでしょう。それで大分時間経ってますから次に進みますが、私はパワハラ発言はしてないんです。したがって発言を取り消す必要はないし、謝罪もいたしません。抗議文については断固として受けません。そういうことを社協の会長は令和4年5月2日にやった上で参考人質疑に応じなかったんですから。後々社協会長は出てきましたよ事務局長と。肝腎の本人の次長は今日に至るまで出てきてないんです。ピンピンしてるじゃないですか。後で衛生センターのパワハラを受けた職員の状況出しますけども、精神的にダメージを受けてまいるんです。それから比べたらこれだけ抗議文出して、取り消せ、謝れ、処罰しようと言うだけ重大な問題になるほど重大なパワハラを受けた本人がピンピンしてるじゃないですか。どういうことですかこれ。常識の線で考えてください。この問題はパワハラじゃないということと結論が出ましたので次に質疑を進めます。

次にもう一遍確認しておきますが、この問題はまだ決着ついてないということについてもう一言だけ申し上げておきます。私は先ほど確認しましたように補助金の不適切使用があったのであれば後始末をきちんとつけていただきたいと。これは不適切使用した個人には返還、社協からは補助金の精算、この2つを完了していただきたいということをここで申し上げたいということなんです。未だに未解決ですからもう一遍確認をしておいて次の質問に進みたいと思います。

次に人件費補助金問題についてお尋ねをいたします。続けていいですね委員長。新年度の社協運営事業補助金は3,588万3,000円であります。昨年度の当初予算よりも544万3,000円増えております。増額理由は人件費の引上げによるものだと判断いたしますが担当課長いかがでしょうか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 今菅原委員ご説明したとおり補助金の増額についてはトータル544万3,000円、そのうち人件費に関わる部分ですけども486万円ということで、大方人件費の増ということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 人件費の増額自体は結構だと思うんですが、トータルで幾らになりますか人件費。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 町補助金に係る人件費分でございますけども令和7年度については3,050万6,000円、これが人件費分の補助金となっております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。3,000万強ということですね。それで社協全体の人件費の財源構成をお尋ねしたいと思います。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 人件費に関わる支出の部分ですけども当初予算要求段階では令和7年度については、支出の部で人件費3,311万7,000円を見込んでおましてそのうち先ほど言った町補助金が3,050万6,000円、率にして92.1%ということですね。

ども、それ以外の不足分については前年度繰越金等となっております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） この人件費の中に道社協の生活福祉特例貸付債権管理事務費、これはどの程度入ってますか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 今菅原委員説明された債権管理事務費、これについては新型コロナウイルス感染症に伴って社協、厚生労働省、そして道社協、そして市町村社協が申請先となりまして、要はコロナの影響で失業または休業された方に対して緊急小口貸付金、それと総合支援資金、これらの貸付資金に対して、申請自体はもう既に申請期間完了してはいますが、今現在は償還の部分に入っていると。その償還に対して実際に町民税非課税世帯だとかについては償還免除者扱いとなりますけれども、そのほか滞納者、これらに対するフォローアップ支援ということで道社協から事務費、交付金という形で入っておりますけれども、これについては令和5年度から金額にして261万7,668円、これが令和5年度から引き続き令和6年度も同額入っております、道社協の通知文を見る限りは令和7年度以降も当面ですけども、同じ金額を交付するという中身になっております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） この261万7,000円は人件費に投入されているんですか、いないんですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 令和5年度から先ほど申したとおり、この事務費交付金が入っておりますので、先ほどもちらっとお話ししましたけれども、例年ですと100万前後、この補助金最初に精算返還という形になっておりますけれども、令和5年度につきましてはこの交付金も入っているということで360万程度補助金の返還が行われております。令和6年度の補助金の精算も、このあと行われますけれども同額となるか、それに近い額が返還されると思いますし、令和7年度の予算の段階では社協の補助金の交付要綱、これをこれまで100分の100以内、というところを100分の95以内ということで補助交付率を引き下げております。そういった状況から261万7,000円も令和7年度の人件費の分として最終的にはその分を充当させていただくということで考えております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。要するに令和6年度、社協は町補助金3,056万ですか町補助金が。あとは道社協を通じた補助金261万7,000円、これで構成されてるというふうに理解してよろしいですね。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） そのとおりでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと町補助金は100%でなくなったなりはしたけれども、道社協からの新型コロナウイルスの絡みである債権管理事務費が充当されているわけですから、

結局のところ社協の人件費の財源は独自財源が充当されている状況には至っていないと理解したいんですがよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 最終的には精算段階で見ないと言えませんが、基本的には菅原委員言ったとおり町の補助金、それと今年度も交付される予定である道社協からの債権管理事務費、これプラス若干前年度繰越金も入るかなと思いますけども、それらの構成で人件費に対応するという流れになると思います。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） よくわかりました。そうしますと町丸抱えの人件費財源ではないけれども、依然として社協独自の事業による人件費の自主財源の確保をするには至っていないという状況だということが明確になりました。私が提起しておりますのは、そういう補助金頼みではなくて、社協の独自の事業の中から人件費を自主財源として生み出すような深みのある、幅のある活動展開をすべきではないのかという提起を一貫してしているわけではありますが、これは今後の課題ということになるようであります。そこでもう一つお尋ねしておきたいと思うんですが、債権管理事務費が先ほど課長おっしゃったように、新型コロナウイルスの特性特例貸付けをめぐって、例えば相談窓口体制の構築でありますとか、あるいは相談員の雇用などに充てられるべきものだと私は見ておりますけれども、社協の特例貸付けの件数、金額、回収状況、残債等について令和5年度と6年度の債権管理事務実態について説明願えれば求めたいと思います。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 手元の資料が令和6年12月31日現在ということになってございます。それでもよろしいでしょうか。まずこの生活福祉資金貸付状況、緊急小口資金それと先ほど言った総合支援資金2つありますけども、緊急小口資金については3件、それと総合支援資金については3件で、合計6件の方、重複してる方もおりますけども6件の貸付けを行っております。そのうちですね貸付けが終了してるものが2件、それと現在滞納している方が4件ということでございます。金額はよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 先ほど金額というふうにも言いましたが件数で結構です。要するに6件貸付けて、完済2件、継続中4件と、これに対して道社協のほうは261万7,000円ですか。これ交付っていうんですか、何ていうんですか、要するにせな社協に出してるということなんです。私率直に思いますけども、こういうことで社協の人件費に回るくらいであるならば、本来、私の考えです。困ってる人に貸付けして有効活用したほうが道社協としてもいいのかなと思うんです。しかしそのことが社協さんとして人件費に充当してより効果を発揮してるのであればこれは別の話です。ただ6件の貸付け、まだ未完済4件だということで、来年も再来年も管理事務費が支給されるということについては疑問があるということは申し上げておきたいと思うんです。これは町が答える問題ではありませんので、その点だけを申し上げておきたいと思うんです。それで私は何を言いたいかと申しますと、3年間で1億円に達す

る町補助金、これは結局、社協の人件費丸々正確には92%ということになるんでしょうが、抱える大きな財源になってる。この体質は基本的にはまだ脱却できていないというふうに思うんです。先ほども触れましたが合併当初は100%補助金ではありませんでした。しかし合併の途中から補助金100%となってきたておりますけれども、これは早いうちに体質改善をして自主的な事業によって人件費の自主財源を生み出していく社協へと成長発展させる必要があると私は思っていますが、課長としてはどう思いますか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 社協の補助金に関してはこれまでも議会の中でも議論されているとおり、菅原委員おっしゃるとおり、まずはこの補助率をなるべく低くして自主財源を稼いで運営していただきたいということだと思いますし、私もそれに尽きると思います。そういう中で令和7年度も年度途中でありますけれども、公共施設の施設管理これをしていただくということで今準備のほうしております。それらの委託料等を含めると、これもある程度継続的に施設管理をしていただくということになりますので、先ほど申し上げた補助金交付要綱の人件費の比率、これを今100分の100から100分の95に改めまして、来年度以降も実績を見た上でこの補助率をさらに下げていく中で自主財源を含めた取り組みを今後引き続きやっていただきたいということで、町としても指導、助言それを引き続きしていきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。前課長も随分そちらのほうに力を入れた取り組みをされていたと思います。ひとつ中川課長も引き続きさらに強化する方向で取り組みを展開していただければいいのかと思います。その場合、民間の事業所と異なる社協の優位性を生かして他町で行っているように、例えば開業事業でありますとか、成年後見制度などの事業展開も視野にぜひ入れていただきたいと申し上げておきます。

次に社会福祉士の確保についてお尋ねをいたします。かつて社会福祉士を確保したいので300数十万の人件費増を社協から要求されたことがございましたが、これは議会が減額修正をした経過がございます。そのままになっているということではありますが、社会福祉士の確保は我が町の社協としても必要不可欠の課題だと私も認識をしております。それで先進町村を調べますと現職の職員が挑戦しているケースが見られるわけです。そこでせな町社協としても常勤の高額な距離を受け取っている管理職がいるわけでありますから、資格を獲得するとより高度な展開ができるのかというふうに思いますが課長いかがですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） すみませんちょっとその資料を持ち合わせておりませんが、私が引継ぎを受けた段階での前任の課長の見解としては、かなり現職の職員がその資格を取るとなるとかなり厳しいという認識でございます。要は大学卒業、これらの要件等もあるみたいなので、現実、今の現職で社会福祉士を取ってというのはなかなか厳しいと。なので社会福祉士がいればいろいろな事業も展開できますので必要だとは思いますが、もし採用するとなると新採用とする必要があるというふうに前任の課長から聞いております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ご本人がどういう希望を持つか、これは別であります、現実に社会福祉士の有資格者が町内にはおります。中川課長もご承知なのかもしれませんが、そうした方にも声をかけてより高度なレベルの展開ができる人材を確保するように特段の提起をしておく次第であります。

次に臨時職員問題についてお尋ねをいたします。臨時職員の採用状況の資料を担当課長から入手しております。これその後少し変化がありますけれども。資料を見た限りでは一口で言いますと定着率が非常に低いんです。内容申し上げませんが、短期間に入れ替わっていて定着率が悪いという状況が一目でわかります。これで社協が発展するかどうか大変気掛かりであります。臨時職員といえどもトレーニングをして正採用に登用し、さらに将来の幹部へと成長させる人事政策が必要なのかと思いますけれども、補助金を交付している町の担当者としてどのように思われるか伺っておきたいと思えます。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 職員の定職率に関しては当然、今後も社協として社会福祉事業を展開していく上では継続して働いていただく方がいたほうが当然戦力になると思えます。そういう中で菅原委員今申し上げたとおりなかなかその定着率が悪いという現状ではあります。ただ一方、令和6年の4月1日ですけれども、これを臨時職員から正職員に1名を採用しております。今年度の予算ベースでいくと事務局長の嘱託1名、それと正職員3名、それと会計年度任用職員、フルタイム4名、パート2名の6名、これで社協全体、大成、瀬棚も含めてということになると思えますけれども、こういう中で展開をしてきておりますが、先ほど来申し上げてるとおり、できれば引き続き定着して働いていただくほうが、今後の社会福祉事業を展開する上では強力な戦力になると思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。ただ1点だけ、事務局内のパワハラの問題も仄聞いたします。個別具体の問題を申し上げますが、そうしたことについても正當に目を配っておいただきたいと考える次第であります。

次に愛情銀行についてお尋ねをいたします。昨年8月13日の消印で町民からの告発文を受け取りました。課長は告発文の内容を承知しておりますでしょうか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） これも前任の課長から引継ぎを受けておりますので承知してるか承知してないかといえば承知をしております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 告発の内容は社会福祉協議会は昨年、すなわち令和5年になりますけれども、匿名の町民から寄附されたお米を放置して腐らせたという内容であります。さらに数年前にも愛情銀行に寄附されたお米を放置して腐らせ捨てているという内容であります。前保健福祉課長と協議をしたときに、課長はこの件について社会福祉協議会事務局に複数回の聞き取り調査を行っており、調査結果の一覧表を作成し私に提示をしてくれました。そこでその一

覧表について委員の皆さんにこの場で配付をしていただくよう要求したいと思います。

○委員長（横山一康君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今、配付された資料は前課長が聞き取りをして作成した資料であります。この資料には疑問点が幾つかありますので、私のほうから率直な疑問点を質するという形で質疑を展開させていただきたいと思います。質疑に入ります前に一言申し上げます。私が令和4年4月5日午前10時に社協を訪問したことがございます。これは最初で最後でありますけれども、社協会長の案内で建物全体を視察したときに社協玄関左側の休憩室に放置米が10袋前後あるのを目撃いたしました。なぜここに米が置かれているのかなと大変疑問に思っておりましたが、この資料を見る限り令和3年7月9日に寄附された5キロ米9袋、10キロ米2袋、合計11袋だったのかなというふうに思います。なぜかといいますと、その前後に米の寄附が報告されていないんです社協だよりでは。この寄附自体が報告されていないんです。今回初めて担当課のほうで調べて令和3年7月9日に11袋、65キロが寄与されていたという話わかりました。聞くところによりますと匿名にしてくれということだったんだそうです。だから信じられないことなんですけど寄附したこと自体も伏せてくれと言われたので載せなかったという説明になっております。ありうるかなと思いますかね。そういう社協側の答えだったそうです。そこで令和3年9月の11袋、65キロの私が確認した米と一致するんだとすれば、こんなところに放置して大丈夫かなと。結構陽当たりのところですから傷むのは当然だなというふうに今思います。令和3年7月の寄附米となりますとこれ2年度産米でしょうおそらく。2年度産米を私は2年後に見てるわけですから普通常温で放置しておいたら食べて食べれないことはないんでしょうけれども相当程度劣化しますよね。この投書が入ったときに、なるほどと非常に感じたものがございます。腐らせて捨てたという情報には相当程度の説得力があるなと思いました。それで前課長といろいろ詰めの作業をしていただいたということが経過であります。そこでまず最初に申し上げておきたいのは、令和3年7月の寄附米は令和5年7月29日に20キロをカレーライスと赤飯にしたという報告になっております。これは右側の表が2つ行ございますが、右側の行の1番上の欄に令和5年7月29日、第4回ごみ回収事業、参加者16人、白米20キロ、補完数残45キロとなっております。65キロ寄附されたうち20キロ使ったから45キロが残ってるんですよということです。それでカレーライスとして16人の方で食べて、残ったものは赤飯パックにしたとこういうことの説明であるわけです。この45キロどうなったのかということになりますけど、45キロはそのまま保管だという報告になってるんです。2回目にもらった令和5年8月21日の255キロは、令和5年8月25、8月

31日、令和6年9月5日にそれぞれ合計105キロ使っておられまして、215キロが残っていると。これそのまま信じますと令和2年度産米の米45キロは昨年この資料を作った時点でまだ残ってるということになるんですが、食べられますかこんなもの。相当ひどい資料ですよこれ。課長この私の解釈間違ってますか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） まず1点ちょっと菅原委員に間違ってるっていうか、こちらの情報提供が間違ってたかもしれませんけども、実際は令和3年7月に寄附された分については愛情銀行、要は社協だよりにこの間寄附、金銭含めて寄附された方、匿名云々含めて社協だよりに載ってるようですけども、令和3年に寄附された方の分は私も確認はしましたけども社協だよりに匿名という形で載っております。その下の寄附された分が要は匿名も含めて公表して、寄贈者からそういう意向がありましたんで令和5年の寄附されたものについては社協だよりに一切公表しないということが1点ちょっと間違えているところかと思えます。それで今、菅原委員おっしゃったとおり令和3年7月に寄附されたお米、これについては社協との聞き取りの中では、コロナ禍ということもあってなかなかそういう集まり含めてなかなか開催できなかったという理由の下、寄贈された米が使われてないという状況の中で、コロナも明けて令和5年7月29日に今言った65キロのうち20キロ使って残りが45、当然令和3年に寄贈されてから令和5年に使うまで2年ほど経っておりますけども、そこは社協との聞き取りの中では確かにお米の色がちょっと変色してたっていう状況があったようで、それについては寄贈者、多分お米を生産してる方だと思えますけども、その寄贈者のほうに確認して新たにまた精米すれば食用として耐えられるよっていうことの確認の下、令和5年7月29日に65キロのうち20キロ使って残りが45という形になっております。そのあと2回目にもらった分と一緒に含めて令和5年8月に2回ほど、そして令和6年9月に含めて残りの45キロも含めての残という形になると思えますけども、すみません45キロが使われてるのか、使われてないのかというところまではちょっと私のほうも確認しておりません。表の見方としてはそういうことだと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。令和3年の米は社協だよりに載っていたと。5年は載っていなかったということなんですね。訂正をいたします。それで私不思議なのは、令和5年7月29日、これを例にとってみましても、ごみ回収16人でカレーライスと赤飯パック20キロ消化したとなっているんですが、米15キロを10升と換算すれば20キロでは約13升になるんですか。升で13升、そうしますと1人1合と見ても130人分なんです。参加者16人で消化したという説明にはかなり無理があると思うんですが課長どうですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 聞き取りをした中では使ったということの聞き取りになっております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうなんです。そういうふうに前課長もおっしゃってございました。1

6人でカレーライスのご飯20キロも食べるわけないんですが、いやそれは帰りに赤飯パックに入れて持たせたんだというんです。これもまさか炊かない米のまま赤飯パックに入れたと思いません。赤飯パックに入れてどうやって持たせるんですか。仮に赤飯パックに詰めたとしたら、これ1人1合と換算してみても100人分です。つまり84人分をお土産で持たせたということになるんです16人の方に。私の頭では信じられないことなんです。そういう矛盾を感じます。それから次に8月25日のごみ回収のときには、これは15キロ米を10人で分けてます。8月25日、第5回資源ごみ回収、参加者10名、白米15、これも15キロの米は10升で100人分ですから10人の参加で100人分っていうのは理解し難いんです。課長どうだと思いますか。私の考え方が変ですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 変かどうかと言われれば矛盾があるなということでありまして、社協との聞き取りの中ではこのように使ったということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 社協さんがそう説明しているということについて承る以外ないですよ。別に課長がそうしたっていう答弁をしたわけじゃないですから、それはそのように受け止めたと思います。極めて矛盾のある説明を課長を通じて私は受け取ったというふうに感じております。しかも前課長が言うには、この日は、つまり令和5年8月25日は休みだったので他の職員に頼むことができなくて、次長の奥さんが調理室を利用して1人で15キロの米を炊いて、カレーライスをつくり残りを赤飯パックにしたという説明をなさったんです。これは私、前課長の説明としてしっかりメモしております。ところがこの日は金曜日で平日なんです。社協の職員事務所にいたはずなんです。なんで次長の奥さん1人が15キロの米を炊き上げるんですか。私は疑問に思ってるんですが課長どうですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 正直なところ私も聞き取りを直接したわけじゃないので何とも申し上げられませんが、この点については前課長との質疑の中では現在確認中だと。確かに令和5年8月25日は休みではなく金曜日だということの確認はしております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと炊き上げた場所は社協の事務所の炊事施設だって言うんです。そういう炊事の施設があるんだそうです。そこで炊き上げたと言っておりますから、当然、社協には事務局職員、臨職の方も含めて勤務されてる方がおったと思うんですが、1人で15キロの米を炊き上げて、残り赤飯パックにしたというのも私としてはにわかに信じ難いということを申し上げておきたいと思うんです。それで次です。令和6年9月5日の老人クラブのゲートボール大会50キロの米を消化しちゃってるんです。欠席者の分も渡してるんだという説明になっておりますが、14人の参加者でジギスカンと赤飯パックの参加賞で、50キロと言いますとこれ33升になるんです。1人1合として330人分です。この米を消化したっていうのはどうなんですか。なかなかにわかに信じられないんです。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 先ほども申し上げてるとおり、疑問な点が残るなというふうには思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 中川課長にお尋ねするの非常に苦痛なんです。私の気持ちも理解してください。もう一つお尋ねします。3升炊きの釜で炊いたとしても33升というと11回です。これどうですか、考えられますか。3升の釜で11回、電気なのかガスなのか何なのか知りませんが普通の頭では考えにくいんです。どこでどういうふうにして炊き上げたんですかということです。これもいやいや全部炊き上げたんじゃないくて米のまま渡したいというんであれば赤飯パックに米のまま入れるというのはこれ大変ですゆがんでパラパラこぼれて、むしろ普通のビニール袋に入れて渡したっていうならわかりますけど、この説明赤飯パックでってなってるんです。そうすると使われ方全体について消すことのできない疑問が残るといことなんです。課長どうですか私の受け止め方おかしいですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 今前任者のほうから報告ありまして、最後の令和6年9月5日に使った50キロこれは全て炊いたわけではないと、炊かない状況でお米を袋に入れて参加者それと欠席者に余った分をお渡したということでございますので、今言った50キロ全てを炊いたという状況ではないようでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それは説明される前に私先回しに言ってます。全部炊いたとは言えない場合であっても疑問が残るといことなんです。だって33升です14人で、どういうことですかこれ。だから疑問が残るんです。素直にうなづけないんです。じゃもう一つ言っておきましょうか。令和6年9月5日の時点で215キロの米がトータルで余ってるわけです。これはその後どうなってるんですか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 前任の課長から聞いた限りではこの段階以降は確認していないと。要は調査したのが先ほど菅原委員もおっしゃってた社協とのやりとり、昨年8月16日から9月12日までの5回、これを電話のやりとり、それと直接、健康センターに来て聞き取り調査として5回をやった調査の中でこの表を作成したと。その段階で残りの215キロは前課長も確認はしております。ただその後、どう扱われているのかも含めては確認をしていないといことでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 現課長にそれ以上お尋ねするのは酷かと思しますのでこの辺にしておきたいと思うんですが、私の社協の扱いに問題があると思います。寄附された方の善意がこれじゃ届かないでしょ町民に。これだけのお米を寄附して下さったのであれば、例えば老人ホームであるとか、学校関係であるとか、あるいは生活困窮者であるとか、質が落ちないうちに直ちに速やかに適切に運用されてしかるべきじゃないかと思うんです。何でこれ放置しておくんですか。これは腐らせて捨てたといことが仮に事実と違っても、こういう批判出てく

るのは当然じゃないですか。生物ですよこれ。私が仄聞するところでは低温貯蔵っていうんですか。冷凍庫でしっかり保管しておくなら別だけれども常温で晒してたら大変ですよとこれは、こういうものをこれは寄附の前年産ですから。こういうものを放置しておくその神経が私はわからんのです。担当課長も同じだと思いますが、どうですかこの扱いについて課長。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 確かに令和3年から2回に分けて2名の方から寄贈を受けたという状況の中で、確かにコロナ禍という状況はあったものの当然米といえども賞味期限、消費期限、精米してるんであれば当然ありますから、その賞味期限、消費期限が近づいたときにどうするかっていうところも含めて、当然、愛情銀行としての取扱いの運用方針であるとか、例えばそのルールづくり、これをきちんとした上でそういった期限を迎えるものはどう扱うのかというところは整理する必要はあるのかと思います。今、菅原委員おっしゃったようなほかにも、私としては、例えば檜山管内にはありませんけども子供食堂に提供するとか、そういうことも社協としてあくまで寄附された方に確認はしなきゃないところもあるとは思いますが、そういったことも方法としてあるのかとは思いますが。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私この事実が社協の理事会できちんと報告をされて始末をつけられているかどうか、そこが気になるんです。これは確認されてますか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 令和3年は社協だよりに載っておりますので当然そういった寄附を管理のところの台帳等には載っているかと思いますが、令和5年度に寄附されたものについては、寄贈者の意向ということもあって寄附を受けたっていう事実は内部での決裁、これは前課長確認しておりますけども、先ほど言った寄附を受けたあとのその物の取り扱い、どう取り扱うのかっていうところの取り扱いは内部では決めてないようですので、先ほども申し上げたとおり寄附を受けた以上は、たとえ匿名であろうと匿名でなかろうと、そういった金銭も含めてですけども管理をきちんとするべきかなとは思いますが。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私、告発文受けたんです。それで担当課長とこういうものを聞いてるけれども、打ち合わせたら担当課長は、あるラインに掲載された記事を先に情報としてキャッチしておって、既に告発内容について把握しておりました。だから私以外にも告発状は届いているわけです。ただ今日まで動きがありませんでしたが、こういうことが議会議員のほうに回ってくるということ自体が私は大変遺憾だと思ってるんです。私が動けば今度は内部干渉だ。おかしいこと言うからあんたこれ変じゃないか。あれじゃないかと今度はパワハラだと騒ぎだすわけでしょ、質悪いです。しかしこの告発には一定の根拠があるのかなというふうに私は印象を持たざるを得ません。こういう不明瞭なことがいずれにしても議会の場で提起せざるを得ないということは非常に残念に思うんです。しかも町民の所信と善意でしょ。これがこういう使われ方するのかなど。ごみ回収とゲートボールでしょ。お土産にくれてやったっていうんです。私は使われ方自体にも、仮にこれが本当だとすればこの使い方自体にも問題、疑問を感じ

ざるを得ないんです。ですから課長おっしゃるように、こうしたものについての取扱規定ですね、どういうところに優先して配分していくのか。こういうことを事務局任せにしないで、社協理事会として明確な基準規定を作って速やかに善意は届けると。これ生ものですから。というふうに改革、改善する必要があると思います。極めて遺憾だということを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員に申し上げます。この質問まだ続きますか。それでしたら1時間過ぎてますんで。

○委員（菅原義幸君） 休憩とってください。あと幾つありませんけれども、休憩とってください。

○委員長（横山一康君） わかりました。

ただいまより4時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時05分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 次の質疑に入る前に一つ先ほど言い忘れた問題があります。これは大事な問題でありますから付け加えておきますが、米の使用状況の中で赤飯パックで帰りに持たせたという注意書きが4回のイベント全てであるわけです。帰りに赤飯パックというのが全て書かれているわけです。相当の数になると思うんで、これは新たに購入したんですかということで、これは前課長に確認を求めたんです。そうしましたらびっくりした答弁ですよ町長。聞いてましたか。合併のときに余っていた古い赤飯パックがあったんだと、いいですか、その赤飯パックを利用させてもらいましたという答弁を社協の事務局がしたそうです。私これも驚きました。やっぱり赤飯パック15年も20年もという劣化しますから。どんな状況で保管されていたのか私見てません。しかし通常あり得ない話なんです。こういう説明も前課長からもらってますけども、これも私が大いに疑問を感じた問題点の一つなんです。せめて新しいパック買ったらいいいじゃないですか何ぼでもないんだから。だから話全体、説明全体、調査全体にこれ信憑性疑問を持たざるを得ないということを率直に申し上げておきたいと思うんです。課長はご苦労なされたと思います。よくここまで聞き取りをやったなど敬意を表しておりますが、いかんせん相手方が言っているその通りの状況表は説得力を持たない箇所がいくつもあるということなんです。このことだけ町長一つ、返事は要りません。よくご認識をお願いしたいというふうに思います。

それで次の問題に入ります。愛情銀行の問題なんです。今のお米の問題自体が愛情銀行の問題なんですが、私非常に気になってるのが一つあるんです。実は議会の参考人質疑を拒否する過程の中で、高橋町長宛てに社協会長が社会福祉法人せたな社会福祉協議会組織の見直し及び

改善計画についてというものを令和4年8月8日付けで出してきたんです。これ私今その写しを持ってありますが、その改善計画の中を見ますと、全てについて今触れるつもりはございませんが、1点だけこれだと思うような改善計画があるんです。同計画書の8ページ中段にあります。⑤愛情銀行からの取崩しルール化とありまして、愛情銀行から取崩しの収支計画をつくらないことが原則であるが、今後やむを得ず取り崩す場合の取り扱いのルールを定めていくと。とんでもない話ですこれ。一般会計に使うということなんですから。私は愛情銀行に寄附された町民からの善意を社協の一般会計に取り崩す場合の取り扱いルールを作るということはとんでもない履き違いだと思います。こんなことを社協会長の名前で町長に上げてるんです。何でこういうことになったかということ、私が人件費100%おかしいじゃないかということを追求めたからだと思います。それを回避するために愛情銀行から取り崩して人件費に充てるんだということなんですよ。これ根本的に考え方がおかしいんです。そういうとパワハラかとか介入かとかって言いますが、私は正常化を願ってありえない方針は是正されるべきであると思うんです。まず担当課長として率直なご意見を伺っておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） このルールづくりというところ、私、改善計画の中身までは承知しない中で先ほど申し上げをしておりますけども、愛情銀行で寄せられた例えば金銭ですが、こちらを社協の一般会計いわゆる人件費がほとんどですから、例えば人件費に充当するとか、そういうことは基本的にはあり得ないとは思っております。ただそれは社協の理事、評議会の中でどういう議論がされるかというところではありますけども、町としてはそれなりの補助金、人件費も含めて支出しておりますし、先ほど来言っているとおり道社協からの補助金、それと新たに公共施設の管理っていうところの自主財源の確保、こういったところも提起をしておりますので、基本的には愛情銀行からの人件費等の充当はあり得ないとは思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これ愛情銀行の問題についてはいきさつあるんです。実は社協の評議員をやっていた方から愛情銀行の取り扱い独自の歳入歳出きちんと会計を作って明瞭にすべきだということを、かなり前の評議会でも小一時間自説をぶったそうです。全く反応なかったって言ってました。それでこういう社協であれば責任を持ってないということで評議員を辞めたそうです。相当の見識とレベルの高い方です。憤りを持っておっしゃってました。この方はあとから永続勤続の表彰するというふうに言ったときに断ったそうです。欲しくないと拒否したそうです。その方にこういうルールになったって言ってましたと言ったら目の色変えて怒ってました。俺が言ったことと真逆のことをやると。愛情銀行に寄せられた善意を一般会計のほうに繰り入れるなんて発想そのものがそもそも間違ってるって言うわけです。町長これは町長に出された計画書なんです。令和4年8月、社会福祉法人せたな町社会福祉協議会、町長に出された文書の鏡を読みますとこうなってるんです。組織の見直しに伴い財政面での改善、組織体制の見直し、将来的な事業実施に伴う事業量、事務量などを推察する等を考慮した改善計画を別添のとおり策定しました。決定しましたよという過去形の形で町長に出してる計画書、この中にきっちり載ってるんです。これは8ページです。愛情銀行からの取崩しルールと。今

までのところ取り崩したという情報は得ておりません。まだそういうことはやってないのかなと思いますが、この方針は町長、撤回させるべきだと思います。どう思いますか町長。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この人件費への予算不足に対応するものなのかどうかというのは、よくまだわかっておりませんが、この見直し、この銀行の取崩しについて改めて伺っておきたいと、確認しておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 確認なさるのは結構なんですけど、これが一般会計に流用するルールづくりをやるという発想そのものが私はいかがかなと思います。それは人件費であろうが、事業費であろうが、他の事業費であろうが元来これは社会的弱者の方に届けるということを大きな想定として寄附されてきているものだと私は思うんです。その所信や善意を取崩しのルールということによって仮にないがしろにしてしまうことに繋がるとすれば全く遺憾だと思うんです。そういう本質的な問題を提起してこれについては是正していただくという必要があると思います。町長もう一遍答えてください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 愛情銀行そのものの目的に沿った運用といいますか、利用ということになるものだと思いますので、その辺はしっかり伝えておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 了解しました。合わせてプライバシーに当然配慮しなければなりませんけど、収入支出全体が町民にわかるような公表措置を採用すべきだと思うんです。今までのところ寄附されたものは大体報告されてると思うんです。四半期程度ですか、2回くらいですか。社協だよりに載ってます。一部載ってなかったお米の寄附もありましたけれども。支出のほうは不明なんです。今まで出てきたということは記憶にございません。そこはプライバシーに配慮しながらどういう支出のされ方、運用のされ方、善意の届けた方がなされているのか町民の皆さんにわかるように公表されてしかるべきだと思うんです。圧倒的な方が社協に入ってますから。一つの例を挙げると町内会として会費を扱って、全員が入った扱いにしている町内もいくつもあるわけです。そうしますと全町的な性格持ってるんですこれは。だから町民に理解できるように終始、可能な限り透明化を図っていくと。ただしプライバシーには十分配慮すると。この両面の使い方をしっかりされるべきだと思います。併せて提供しておきたいと思いますが、これは担当課長にお尋ねしておきます。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 先ほども申し上げたと思いますけども、要は寄附を受けた段階では事務決裁含めて誰から寄附を受けたか、何を受けたかっていうところの事務的な手続きはしているって、今回の米に関してもそうですけども、ただそれを今菅原委員言ったように何に使ったのかというところでの事務的なところの決裁はお米に関してはしてなかったと。そして決裁に関しては私のほうもまだ確認はしてませんけども、いずれにしても先ほど言ったルールづくり、それときちんとした台帳管理、そういったものをきちんとして誰に幾ら匿名も含めて寄

附を受けてそれをどう使ったかっていうところのそういった管理はきちんと事務的などころはすべきかとは思っておりますので、私としても社協に対してそういったところの整備というんですか、そういったところは助言等をしていきたいなと思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ぜひ特段のご尽力をお願いしたいと思います。それで町長、一つ検討してほしいことがあるんです。検討してほしいというか町民の声として町長の耳に入れておきたいことがあるんです。これある方ではありますが3,000万円の町予算が社協に毎年出されているのであれば、一口で3年1億です。であれば町の直轄事業として進めたほうが予算の有効活用が可能になるんじゃないかと。私の意見とは異なります。そういう意見があるんです。そのほうが実際の効果が上げられるのではないかと言うんです。こういう声が出ていること自体、社協の改善、改革の必要性を提起しているものというふうに真剣に受け止めなくちゃいけないと思うんですが、率直なご意見を伺っておきたいと思えます。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 社協の役割というのは、これ大変町にとっても、町民にとりまして大きな役割があるというふうに認識をしております。それを町でやるのか、こういった社会福祉協議会という一つの事業体の中で町民の皆さんのご協力いただきながらやるのかということになりますが、これはやはり町民の皆さんの自主的、主体的な取り組みによってこういった事業を展開していくというのが大変重要なことだと思っております。そういった主張する方の現状を考えますと気持ちもわからないわけではございませんが、しかし本来のほう社協としての事業の展開というものを私たちとしてはこれからも期待していかなければならないと。そういう方向で支援をしていかなければならないと思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 町長の答弁に異存はありません。私も直営がいいのかなという点では、私なりの意見がありますから。ただそういう意見すら出ている状況ですよということについてお耳に入れておきおいていただきたいと考えます。町民はやっぱり社協も町も一体だというふうに見ている向きがあるんです。先ほども触れましたが合併以降の自治体事務局長、全部町職員OBです。合併以来、現在の事務局長で7代目になります。名簿も私、手に入れております。全部現職の職員かOBなんです。これ見事なもんです。だから役場でやってるでしょうというふうに言われると、役場ではないけれども人事面では極めて近い関係にあると言わざるを得ないんです。それから会長も現在はOBなんです。それ以前は民間の方です。1人は教育方面の退職者が入ってございましたけれども。2人は民間、1人は教職員OBの方、現在は会長を役場OBなんです。だから役場の直営だろうみたいな話が出てくるのも、これ無理からの話なんです。それほど町の影響力が強く、人事面でも財政面でも影響ある社協の現場で使い込みが発生したり、不明瞭な公金の使い方が出たりするところと病んでいる奥深さがあるんです。ここを提起しておきたいと思えます。時間も大分たってますからこれで終わりますが、私は実は令和4年12月発行の菅原義幸町政報告ナンバー14で提案済みでありますけれども、社協の改善策について13項目の提案しているんです。全部申し上げませんが一言だけ触れて

おきたいと思うんです。改善内容は不適切勤務の根絶、出張基準の厳格化、事務局独断行為の規制、職員の処遇改善、受託事業の検討、自主財源の確立、愛情銀行会計の厳格化、既定規律の遵守、役員人事のオープン化等々を提起しております。いずれにしても非主導の関係ではないとはいうものの、人事面でも財政面でも賦課分一体の関係にありますからいい意味での提起をしていただいて、より健全化された、透明化された、さらに町民の福祉に有益に役立つような活動展開ができる社協に成長発展するようにご尽力賜りたいというふうに思います。最後に一言町長の答弁を頂戴したいと思います。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 社会福祉協議会の体制につきましては、これは会員の皆さんから選ばれている理事や評議員の皆さん、これらの皆さんがいろいろと知恵を絞りながらあるべき姿、健全な姿というものを目指していろいろな事業、あるいは内部の運営に取り組んでいるものというふうに思っております。したがって町はいろいろ財政面での支援もちろんございますが、あくまでも自主的なそういった運営というふうに捉えているところでございまして、そこに今回、様々なご指摘をいただいたところでございますので、これは担当課長も含めて今回ご指摘いただいた部分についてはしっかりと伝えて、改善すべきものを改善をするというように、さらに健全な運営というものを求めていきたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 質問終わりますけれども、担当課長任せっていう答弁はいただけませんよ私は。町長だって、かつてこの問題、非常に沸騰してたときに理事会に出て直接対応もしてるでしょう。そういう情報を私は得てます。皆さん心配しなくてもいいという言葉も町長はおっしゃっていたという話も聞いてます。だから町長の主体的な責任の問題、関わり方、主体性の分野において私申し上げてるんです。町長の残り任期も少ないんですが、少ないとはいえ最後まで私町長信じてますから、ご尽力を特段の要請をしておきたいというふうに思います。

それで委員長次の質問に移っていいですか。64ページ、老人福祉費、扶助費の問題についてお尋ねをいたします。これも町長に何回もお尋ねしているんですが、ハイヤーチケット助成事業は導入しなさないんですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今回の予算の中では入れてございません。いろいろ今この取組事業というのは優先順位をつけながら財政の許す範囲で整理をさせていただいているところでございます。そういったことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 理解できないから私言ってるんです。それで何年も言ってきたことがポツリポツリと実施されてきているかなと思います。出生祝金、あるいは入学祝金、これも鹿部の例をとって提案しまして検討するということから金額は別として導入されてきてきましたし、その他の問題についてもテンポは遅いとは思いますが取り入れられてきているなと思います。ただこのハイヤーチケットの問題も本当に高齢者、望んでいるんです。町長の答弁は道が

やったら我が町もやるというふうにおっしゃっておりますが、これ逆さまなんです。道がやる前に規模は小さくても、レベルは低くても、チケット渡したらいいと思うんです。でね24枚も36枚もよこせと言いません。月1枚でもいいじゃないですか。その年齢の人全てが欲しいと言ってるわけじゃないんです。車もない、足腰が極めて不自由だという人たちがいますから、その切実な希望に応えるという優しさっていいですか、愛情といいますか、そういうものがあるっていいのかと思うんです。たとえ年間12枚、月1枚であってもこれ非常に喜ぶと思いますこれは。喉から手が出るほど欲しいんですから。そこに町の愛情を感じずるわけです。大した予算にはならないと思います。ぜひ年度途中の補正でも構いませんから検討していただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 委員の様々なこの提案につきましては、これまでもいろいろと時間がかかっているというご指摘もございましたが、やれる範囲で真剣に取り組んできたというつもりであります。新たな事業の展開につきましては、これはやはり福祉施策ばかりでなくていろんな形、いろんなところで総体的に考えて進める必要があると考えております。そうした中で足の確保につきましては、現状今デマンドバスの全地域を優先して今取り組んでいるところでございます。もう少しのところまで来ているということで、まずはこれを優先をして取り組んでまいりたいと。ここはひとつ、それ以降、今後の経済情勢を見ながらこれはいろいろなことに対応していかなければならないとは思っているところでございますので、いましばらく時間を頂戴したいと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 想定した答弁なんですそれは。私はデマンド導入後についていうその言葉を信じてじっと待ってました。それは例えば通院費の無料化であるとか、まちなかバスの問題であるとか、大体そういう答弁なさってきていたんです。いつまで待てばいいのかな。私首短いほうなんですけど、かなり伸びましたよ首が。要は決断だと思うんです。大きな金額は別として、そういう思いを政策化していくっていうことが大事なのかと思うんです。振り返ってみますと町長、全道、全国に先駆けて打った施策はあるんです。これは前も申し上げましたがそこは大きく評価してます。例えば給食費の無料化の問題でありますとか、あるいは18歳までの病院の無料化ですか。これもすごく早かったんです。あるときは光り輝てましたよ町長。やるなど。これも2期目までの政策なんです。2期目が終わってからもう3期12年です。福祉についてはかなりスピードダウンしたのかなと、率直に私は思ってます。その一方では箱物については大変馬力をかけて迫力を持って取り組まれたなと思いますから、私は違和感感じてるというのも事実なんです。しかしそれは高橋町長の町政の中での政策判断が今日に至っていることでもありますからなんなんですけども、町長一つ残り時間も少ないわけだから、高橋町長の実績として病院代で無料化したよと、まちなかバスも目花つけたよと、ハイヤー代も安いけれどもチケット出しますよと、こういう仕上げをやってみたらどうですか町長。どうですか町長。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 私もそういった形で任期を縮めたいというふうにはできることならそういう思いもございます。ただここに来まして委員ご承知のように経済情勢、物価、あるいは人件費の問題等々を出てきて非常に財政を圧迫してきているという状況の中でございます。したがって、これに何とかこの難局を乗り越える目花をつけるべく努力をするということが優先課題として出てきておりますので、こういった部分をしっかり対応したのちにこういった新たな施策、住民サービスの向上という部分にも取り組むことができると、やはりしっかり財源の確保、持続可能な町政運営というものについて取り組むのが今残された任期にやるべき仕事をだというふうには思っているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 質疑重なりますから留めておきます。同じく64ページ、老人福祉費、扶助費、補聴器購入助成費、これは予算今年いくらでしたか。100万でしたか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 予算ベースでいくと令和7年度は100万でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） これは課長に聞くよりも、やっぱり理事者にお尋ねしなくちゃいけないんですが、これ100万の補聴器の予算、補助基準これどう思います。その前に課長のほうにデータがあれば去年の支給実績伺っておきます。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） 令和6年度の支給実績でございますけども、令和6年度についてはトータル7名の方に助成金を支給しております。助成額につきましては金額にして上限6万円と4万円というのがありますけども、課税世帯については上限4万でありますけどもこれについては1件、それと生活保護と住民税非課税世帯、これ上限額6万円ですけども、これについては6万円、6件、合計36万、先ほどの4万円と合わせて7件で40万円の支給と助成となっております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。私は支給制度が導入したことについては、高く評価されるべきだと思います。これは率直に申し上げておきます。ただ私が勉強した限り、研究した限りでは、このあり手に言います。この程度の補助額と申しますか、補助率と申しますか、補助内容ですと実際にありがたくないとは言いませんが、本当の旨味を該当者が感ずるその効果の度合いというのは極めて限定的ではないかということをお知らせしておきたいと思うんです。もちろん本人のレベルや耳の状況によりまして安いものから高いものまで100万近いものまでいろいろあるし、長短はあるんだそうです。ただ去年この金額、今年も100万ということであるならば、もう少し捻りできないものなのかなと痛切に思います。これどなたかでも結構ですから納得のいく答弁ひとつ頂戴できませんか。

○委員長（横山一康君） 納得のいく答弁をお願いします。理事者どちらかお願いしたいと思い
佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） おそらく納得されないと思うんですけども、制度導入して1年

ということでございます。PR不足とは申しませんが、そういった部分もあるのかなというふうに思っております。あとこの6件の実態ですかね、そういったところも考えるところかと思っております。ですので当面遠い申しませんが現状の制度でというふうに私は思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その辺までが限界なんでしょうね副町長の答弁としては。私生の声ちょっと申し上げますが、去年広報に発表した直前に補聴器入れた方いるんです。もう地団駄踏んで、もうちょっと早くわかればって言ってましたけれども、ただ基準についてはもう少し高くないのかという声も合わせておっしゃってました。それは高ければ高いほどがいい、しかし金はないんだとこうなりますから、これ以上質疑はしませんがもう少し実情を踏まえて、現実に効果が上がるようにということになりますと、利用数、利用率も上がるようにということになるんですが、目に見えた効果が上がるような施策、ここまで踏み込んでいただく必要があるということをご提議しておきたいと思っております。時間も余りありませんし繰り返しになりますから、そこにとどめておきたいと思っております。町長任期中にまた質問するかもしれませんから、これもしつこいのが私の信条ですから一つ理解してください。

次に64ページから66ページ、障害者福祉の件について、ごく初歩的な問題で提起をしたいと思うんです。障害者、障害児の表記です。これが私は平仮名の漢字の害ではなくて平仮名のがいに統一すべきではないのかという持論を持ってるんです。これは副町長に答えてもらったほうがいいですか。混在してるんです調べますと。今は有害な害を与えるって漢字の害じゃなくて、平仮名のがいにかなりの程度変わってきてるんです。そこについてこれは事務方の最高責任者である副町長にお尋ねしておきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 法律、それから町条例はたしか平仮名だったというふうに思います。そういったところを勘案しながら統一したものにしたというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 統一するというような漢字でなくて平仮名ということで理解していいですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 言葉足らずでした。そういった方向でちょっと検討をしたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。次に73ページ、北檜山学童保育所整備工事費、1億9,500万について率直に質疑をしたいと思っております。将来の見通しについて令和10年度までの資料は終了はいただきましたが、令和11年度以降の入所児童数の推計についてはどのように担当課は見えておられるのか伺いたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 令和11年度までの推移ということで、現在、町全体で62名というふうに見込んでます。それ以後令和11年度で55名として見込んでます。どうして

もこの増減、生まれてくる子供の数等の増減も出てくるので確たる数字とはならないんですが、この減り方をそのまま踏襲していくとなると、例えばその5年後につきましては55人から7人減の48名というふうに見込むという形で一定数は児童は確保されるというふうに見込んでます。また量につきましては、保護者の働き方にもよってきますので働く数が増えてきますと、当然、子供の数、預けられる子供の数も増えますので決してこの真っすぐの減り方にもならないということで、大体50人前後は10年後も確保できるかと考えてます。

以上です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 課長の手元の資料、私は伺い知ることができないんですが、入所している学童保育所施設整備について参考資料というこの資料では、令和7年度の推計56となつたんです。実際にどういう数字なのか調べておりませんが。8年度は53、9年度48、令和10年度46と3年後には10名減るというデータになってるんです。これと大分数字が違うようですがどうなんですか。

○委員長（横山一康君） 河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） そちらの数字は1年前の総務厚生常任委員会のほうで推計した数値でございます。現在、今私が申し上げましたのは現状で出てる数字を加味した形で述べさせていただきました。

以上です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 新年度何人実際に入ってますか。

○委員長（横山一康君） 河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 新年度は3区合計で63名でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私は北檜山学童保育所を新しく建てる関係で聞いてるんです。北檜山学童保育所の人数をちょっと教えてください。

○委員長（横山一康君） 河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 北檜山学童保育所に関しましては54名となっております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もう一遍聞きますが、昨年入手した資料では56名の推計になってましたが、54が実数ということでよろしいですか。そうすると北檜山学童保育所の入所見込み北檜山に限定してどういう動態で考えてるんですか。

○委員長（横山一康君） 河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 北檜山学童保育所に限りましては、5年後には4名減で10年後にはそのままいけば8名減ということで46名という、あくまでも当方の解析ということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もう一遍聞きますが何年ですか。11年度でいくらですか。11年で。

○委員長（横山一康君） 河原課長。

○健康推進課長（河原泰平君） 11年度では現行の4名減というふうに見込んでおります。

○委員長（横山一康君） 何人かきちんと答えてください。

○健康推進課長（河原泰平君） 54名からなので50名っていうふうに関当方では推計しているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。推計は推計ですから推計の基準や考え方違ふと違ふ数字が出てくるということも承知しております。ただ昨年出された資料では令和10年度で46という数字が出てるんです。つまり令和7年度推計数56が10名減になると。これ非常に厳しい数字だと私思っております。ところが今聞きますと令和7年度で既に56から2人少ない54が現生だということになりますとますます厳しいのかと思ひます。それで時間ありませんから本論に入りますが、一昨日も申し上げましたが過剰投資、もしくは建設時期を慎重に選ぶという作業が必要なのかなというふうに関直に思っておりますので、この点から問題提起をしたいと思ひます。私は体育館の改築も必要だと思ひまして、その提起をいたしました、取りあえずは雨漏り対策でしのいでいる状況であります。現行の学童保育施設も昨年部分補修されまして、大きく残っている課題は運動スペースのリフォームということなのかなというふうに関思っておりますけれども、町長どうですか、今の障害者福祉政策も慎重に考慮しなければいけない段階の中で、現在約2億円、地方債だけでも1億6,000万という極めて大型な事業を組むということについて私は反対ではないんです。反対ではないんですが、今この時点で他の総合的な戦略施策がないままに、ここだけ抜き出して先行し造っていくということについて、どうなのかなというふうに関直に思っているんです。町長どうですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この学童保育所につきましては、現在利用している青少年センターの老朽化に伴い改築を目指すというものでございます。それと同時に小学校に併設することによっての安全面の関係、あるいは現在大変採用の厳しい支援員といひますか、こういった問題、これを小学校に併設することによって随分緩和が図れるという部分もござひます。こういったことから議会にもこれまでも説明をしながら実施設計を進めてきたという状況にござひます。議員もおっしゃいましたように体育館ももちろん老朽化してきております。体育館を改築すると、それはまだまだ先の話にはなりますがいずれそういったことも出てくるかというふうに関思ひます。そうした折にやはり建設予定地としては、今のこの青少年センターのあたりが適当という、この温水プールと一緒になって運営の効率化を図るといひようなことも当然考えられるわけでございます。したがひまして当初議会にもご説明して、ご理解いただいとおり、この部分については大変利用者はもちろん、この保護者の皆さんのそういった期待、要望もござひますので、ここは私たちとしては当初予算に盛り込んで進めていくという判断をさせていただいとこれまで議会に説明してきたとおりでございますので、これはぜひ前に進めていきたいと思ひているものでござひますのでご理解をいただきたいと思ひております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私理解しないわけではないんですが、考えてみますと幼稚園、保育所、各学校、空き家すごいです。瀬棚区もそうなんです。建てた当初は非常に立派で皆さん喜ばれたけれども、想定外の時期の中で廃校になっていくという状況です。財政問題全体考えますと、全体の総合的な政策きちんと我が町として持つべきだなということを一層感ずるんです。特に解体の部分では毎年ずっと解体してきてますけども、これ今ちょっと手元に資料ありませんが、この20年間で相当の金額になるんです。もちろん解体しなければ危険だという物件もありましたから解体そのものは私も了承してきましたが、そのことによる財源の投入というのも相当のものが有りますから。これのテンポ、規模これも相当ブレーキかけて先延ばししていく判断いよいよしなくちゃいけない時期なのかと一つ思ってます。それと合わせてこの新たな大型な規模の財政投資というものについても、全体の計画の中できちんと煮詰めた規律性のある計画にしていきませんか目先目先でその都度バタバタやっていくとこれ将来やっぱりちょっと早まってるということが出てこないとも限らないんです。例えば老人ホームなんかも、これ私三杉荘見て非常に喜びました。ホテル並みじゃないかと。あれ10億でしたか一口で。ただ三杉荘も今日、明日倒れるというものではなかったんです。確かに耐震基準、その他心配な面はあります。だけでも我が町の財政を考えてリフォームしながらより快適な居住スペースを提供するというについては、まだまだ可能だったのかなという思いもあります。私喜んでます三杉荘建った時、議長だったから喜びの挨拶をさせてもらいました、記憶してますが。しかし今冷静に大局的な視点で考えてみると、立ち止まる必要があったのかなという思いです。一つ一つの物件は申し上げませんが、大方の億単位のことについては相当順序考える必要あると思うんです。一次産業の施設、例えば漁業施設なんかでも耐用年数30年以上経っちゃって補正予算もいろいろ出てますが、もうぼろぼろで使用に耐えないというような施設もあるんです。これ私、新しくすべきだという提起をしても町長は金がないからダメだということで結局毎年一定の金額かけてリフォームといいますか、部分補修をして先延ばしにさせているということなんですけれども、これも1方法かと思えます。思いますが、学童保育もそうした考え方でいかなければ絶対的に来年、再来年その次無理なのかと思えます。そのところを今もう一度振り冷静に踏みとどまって全体のスケッチをしてからでも構わないのではないかと私は思ってるんですが町長どうですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） いろいろな考え方があるというのは、私もそうそのように思っております。町有施設の解体の話もございましたが、こういった部分については町としていずれ解体しなければならない施設、これはそのままにして維持していく上でも予算が必要というような状況の中で、できるだけこういった部分にもしっかりと対応して、かかる経費の削減をしていこうという考えのもとでこれまで進めてきております。しかしここに来ましてそういった財政面での様々な変化がございますので、こういった部分については財源を考えながらそれをこれまで同様に進めていくのかあるいは少し時間をかけて整理をしていくのかというこういったやりくりについては当然考えていかなければならないというふうには感じて見ているところでございます。ただこの学童保育のように、もう50年以上も経ってなかなかこれから補修、リフォ

ームをしてもそう長くはもたないというような状況の中では、やはりこれはきちんと新たに
して施設ももちろんそうですが、運用面でも様々改善が図られるということで経費の負担の軽減
ということにも当然繋がってまいりますし、学童保育のサービスの向上という部分にも当然繋
がってまいりますのでこれはこれとして進めさせていただくと。ただ委員おっしゃるようにこ
ういった状況ですから、この行財政運営について持続可能な考え方というのは、これまでより
もしっかりと持って進めていかなければならないということは思っております。したがいまし
てなかなか委員の皆さんの要望に新規事業としてお答えできないという部分はもちろんあるわ
けでございますが、しかしそれにしても今回は精いっぱい新規事業についても提案させていた
だいているということ。これもご理解をいただきながら私たちとしては持続可能な行財政運営
というものについてしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 時間5時過ぎてますから。これでやめにしたいと思うんですが、実は
町長、合併直後に私、財政危機宣言したほうがいいんじゃないかという提案をしたことありま
す。町長記憶にないのかもしれませんが、私はそういう提案したことあるんです。記憶してま
すか。それと合わせてもう一つ北檜山小学校の建設、これ1年延ばしたことがあるんです。町長
記憶してますか。1年延ばしたことがあるんです。でこのときに当時の久保教育長が、補助金つ
くというのがはっきりしてるのに町長1年延ばすんだよなあというやりとりをしたことあるん
です。実は町長これも記憶にないかもしれませんが、私は体育館の建設もう1年延ばしたほう
がいいんじゃないかという提案も合わせてしてるんです。町長記憶にないのかもしれませんが
あれなんです、財政非常事態宣言を発するのであれば、やっぱり建物の促進については抑制
的であるべきではないかと判断してワンセットで私提起したことあるんです。全くの一議員で
したから、町長の印象度も薄いし、私の意見がどこまで動きを持って受け止められたのかにつ
いても疑問でありますけれども、そういう提起したことあるんです。結果として1年先延ばし
たんでひょっとしたら私の言ってることが通じたのかなという受け止め方しておりましたが、
久保教育長ははっきり言いまして、何だもんだよせっかく予算ついたのに町長延ばすっていう
んだよなあって。こういう言い方を私直接されたことがあるんです。そのとき私口にチャック
して俺もそういうことをしゃべったんだなんて言いませんでしたけど。何を言いたいかとい
いますと、やっぱり財政非常事態宣言を打たなければいけないという必要性を認識した段階では、
やっぱり思い切った立ち止まり、検討これが必要だということを私は申し上げておきたいん
です。取りやめにするというんじゃないんです。そうではなくてここで踏み止まってもう1回、
基本的な制度設計をし直してその中で配置を決めていくと。だってこれは病院の問題まだ将来
残ってますでしょう。体育館の問題も確かにあるんです。前にも言いましたが簡易水道の問題、
下水道の問題もいろいろありますから相当な金額必要とします。何十億単位という事業もあ
りますから。そうしますと全体的な戦略を描くべきだと思うんです。そういう中で慎重に一つ
一つ作業を進めていく必要があるんじゃないかということを提起しておきたいと思うんです。委
員長答弁要りません。

これで終わります。

○委員長（横山一康君） お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは明日5月1日午前10時から再開したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで閉じ、明日5月1日午前10時から再開いたしますので、ご参
集願います。

本日はこれにて延会とします。

ご苦労さまでした。

延会 午後5時08分

委員会条例第29条の規定により署名する。

令和7年7月24日

委員長 横山 一 康

署名委員 藤谷 容 子

署名委員 福嶋 豊

令和7年せたな町議会予算審査特別委員会 第3号

令和7年5月1日（木曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 議案第 1号 令和7年度せたな町一般会計予算
- 2 議案第 2号 令和7年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 令和7年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 令和7年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 令和7年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 令和7年度せたな町簡易水道事業会計予算
- 7 議案第 7号 令和7年度せたな町下水道事業会計予算
- 8 議案第 8号 令和7年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（11名）

委員長	横山一康君	副委員長	藤谷容子君
委員	石原広務君	委員	榊田道廣君
委員	福島豊君	委員	本多浩君
委員	真柄克紀君	委員	熊野主税君
委員	吉田実君	委員	大湯圓郷君
委員	菅原義幸君		

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋貞光君
教育委員会	教育長	小坂橋司君
農業委員会	会長	原田喜博君
選挙管理委員会	委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間	正君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	高橋純君
まちづくり推進課長	阪井世紀君
財政課長	佐藤英美君

税務課長	佐々木	正人	君
町民課長	濱口	喜秋	君
福祉課長	中川	讓平	君
健康推進課長	河原	泰平	君
農林水産課長	吉田	有哉	君
建設水道課長	平田	大輔	君
会計管理者	杉村	彰	君
国保病院事務局長	手塚	清人	君
認定こども園園長	本田	和矢	君
総務課長補佐	尾野	裕也	君
まちづくり推進課長補佐	奥村	大樹	君
財政課長補佐	中山	康春	君
税務課長補佐	長内	解人	君
町民児童課長補佐	黒澤	美知子	君
福祉課長補佐	長内	京	君
福祉課長補佐	水野	万寿夫	君
福祉課長補佐	栗谷	一樹	君
地域包括支援センター所長	今川	勇吾	君
健康推進課長補佐	古守	亜珠	君
子ども家庭センター副所長	垣本	利子	君
認定こども園副園長	浜高	あけみ	君
農林水産課長補佐	井村	裕行	君
農林水産課長補佐	伊藤	哲史	君
建設水道課長補佐	鈴木	涼平	君
国保病院事務局次長	近藤	智博	君
まちづくり推進課主幹	稲船	洋志	君
税務課主幹	小林	朱央	君
町民課主幹	三浦	三津枝	君
地域包括支援センター副所長	大久保	麻未	君
農林水産課主幹	斉藤	真	君
農林水産課主幹	撫養	和伯	君
農業センター副所長	北山	典孝	君
建設水道課主幹	川上	佳隆	君
建設水道課主幹	吉田	一也	君
建設水道課主幹	大野	秀幸	君
建設水道課主幹	岡島	讓二	君

建設水道課主幹	村井貴大	君
出納室主幹	竹内亜希子	君
国保病院事務局主幹	山川彩子	君
国保病院事務局主幹	大庭啓	君
総務係長	竹内佑輔	君
地域生活係長	栗城惇史	君
情報管理係長	又村智恵	君
広報統計係長	西田幸恵	君
商工労働観光係長	山崎英人	君
財政係長	高森直也	君
環境衛生係長	原田宰	君
障がい福祉係長	平田慎太郎	君
包括支援係長	山崎記代子	君
地域支援係長	田畑貴子	君
地域支援係長	安藤麗香	君
健康推進係長	干場美沙代	君
子ども子育て支援係長	清水美千子	君
業務係長	池田裕之	君
下水道係長	小川寛雄	君
《瀬棚支所》		
支所長	濱登幸恵	君
養護老人ホーム三杉荘所長	西田良子	君
次長	山本亨	君
瀬棚保育所長	水野真理子	君
福祉係長	稲船奈穂子	君
《大成支所》		
支所長	浜高正明	君
次長	高橋真一	君
大成保育園長	浜高あけみ	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	古畑英規	君
次長	斉藤哲章	君
次長	尾野真也	君
主幹	藤谷希	君
給食センター学校給食係長	伏見尚志	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 小林 和 仁 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 高 橋 純 君

書記 次 長 尾 野 裕 也 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 上 野 朋 広 君

次 長 松 原 孝 樹 君

主 事 神 野 翔 亜 君

開会 午前10時00分

○委員長（横山一康君） 皆さんおはようございます。

全員が出席しております。定足数に達していますので予算審査特別委員会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き審査を行います。それではこれより各会計予算の審査に入ります。

整理番号第1、議案第1号令和7年度せたな町一般会計予算を議題といたします。一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それでは予算書75ページ、衛生費12節患者輸送バス運行業務についてお尋ねをしたいと思います。まず患者輸送バス利用者の運賃は無料だと理解しておりますが、その理解で間違いございませんか。

○委員長（横山一康君） 中川課長。

○福祉課長（中川 譲君） そのとおりでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） デマンドバスを利用して通院する場合デマンドバスの基本利用料金はいくらになるのでしょうか。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問ですが、片道200円となっております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） その前に患者輸送バスの利用実績それぞれのバスごとにデータをお示しいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 栗谷課長補佐。

○福祉課長補佐（栗谷一樹君） 質問にお答えいたします。患者バスの利用の人数までちょっと押さえてないんですが、北檜山区の患者バスの運行時間として、昨年度で1,379時間で金額が596万1,420円となっております。すみません。これは5年度の数字になってしまいましたが、大成区の患者バスが数運行時間が1,362時間で金額が5,588万7,929円、瀬棚区の患者バスで534時間で金額が230万8,484円となつてまして、合計の金額が1,415万7,833円となっております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ちょっと人数がわからないのでありますが、デマンドバスを利用する患者の通院費を無料化にすることによって、どの程度の収支の差が出てくるか、推計で結構ですがお示し願えますか。無理なら無理で結構であります、アバウトの数字で結構であります。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） 現在のところそこまで試算しておりませんのでわからないという状況です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わからないのを無理に答えてくれって言っても無理でしょうから。私は、その金額がデマンドバス利用者の通院費を無料にする金額の基本数値になると思うんです。だって200円払うわけでしょ通院者は。それを算出した上で引き続き通院する方の通院費は無料にするという措置をぜひとっていただきたいと思うんです。町長いかがですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 患者輸送バスとデマンドバスにつきましては、これまでも議員からそのようなご質問がございました。これまでの繰り返しということになりますが、デマンドバスの場合は住民の足の確保ということで、買物でも、病院への通院にでもいろいろなことに使っていただけるということで利便性が大幅に向上するものと思っております。そこに係る交通費につきましても、町としては従来の公共交通から比べますと大幅に削減をしながら町の一般財源も投入しながら利便性の向上を図っているという状況になっております。町としては、できるだけ早くそれぞれの地域においてデマンドバスが走れるように今、急いで取り組んでいるという状況になっておりますので、この患者バスの関係につきましては、これら一応、全体的な整備が終了して、そののちこの町の財政状況なども鑑みまして対応をするべきというふうに現在のところ考えているところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私が一貫して提起しておりますのは、患者バスを利用した場合は無料ですよ。先ほど担当課長が答弁されたとおりになんです。ところがデマンドバスが走るようになって、それを利用するとなればこれまた200円ということになるわけです。その地域全体の町民の利便性が大きく前進し、引き続き保障されるという制度だというのは理解しておりますし、デマンドバスの就航を歓迎しております。しかし通院されている患者の方の負担だけそこを切り取って考えますと、これは有料化になるんです。僅か200円ぐらいじゃないかと。これ往復で400円ということになるんですか、行って帰ってですからね。しかし無料化から有料化になるというこの事実は否定できないわけです。ですからそういう人たちに対する政策として通院を証明できるものがあれば無料にするという措置をとってはいかがかという提案なんです。それで町長、町の財政は事実上負担にはならないんです。負担増にはならないんです。患者さんが元々バスを利用しないとすれば、それは収入増にはならないわけですから。ただ有料の場合、利用すれば通常往復400円の増収にはなりますから、これはカウントしなければいけません。利用しなかった場合には売上げには関係ないわけです。そういう一つの特徴を持っているということをもまずご理解願いたいと思うんです。その上でデマンドバスが就航することによって患者バスの利用から乗り換えた場合には負担増になるというこの状況を町が政策として、せたま町はいろいろな条件があって自力で行けない方には無料で通院を保障している町ですよという打ち出し方をできないのかということ提起しているわけです。理解できますか町長。これが実現なぜできないのかということなんです。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） もともとこのデマンドバスを導入するという中には、もちろん買物やいろいろな使い方をしながら足のない方の足の確保をするという目的でございます。これに患

者バスも一緒にと合わせて、デマンドバスで対応するというにした一つの利点としては患者様の通院におきましても、今までより便数が多くなって自分の好きな時間帯を選んで、もちろん日数もございますが、選んで対応できるというプラスの面もあるわけでございまして、そういった意味では大変使い勝手のいい交通体系というふうになるわけでございます。しかし議員おっしゃるように、これまで週1回程度の患者バス時間も限られておりました。これは無料で対応していたという状況にございますので、その部分だけとらまえて言うと負担増ということにはなるというふうに思いますが、私たちとしてはデマンドバスを導入することによって、患者ばかりでなくて通常の買物あるいは生活の部分につきましても対応していただけると、今までよりも足の確保としては大幅に充実するということで、大分、瀬棚海岸線、あるいは大成の海岸線、太櫓等も今実施して、今若松と大里方面に対応しているところでございますが、そういった意味では順調に今、進んでいると判断しておりますので、繰り返しになりますが先ほど申し上げましたように、こういった交通体系を全町しっかり対応できるようにこれを急いで、そのあとまたそういった部分についてもいろいろな角度から検討すべきと現状考えているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） わかりました。これ何回やってもおそらく町長答弁変えないと思うんです。いずれそのうちに柔軟に対応してくれる執行者が現れるだろうということを期待しながら一旦この質疑はここで止めたいと思っております。ただ私は一貫して、我が町の医療政策、福祉政策として通院については無料で保障するという温かさがあって悪くはないのかなというふうに思っております。新しい執行者とよく協議をしてみたいと思っております。

次の質疑に移ります。同じ75ページ、19節精神障害者通院費助成費に関わる極めて実務的な問題でお尋ねをしておきたいと思うんです。これは既に該当する両課長には提案していることでありますけれども、正式に理事者の見解を頂戴したいと思うんです。まず精神障害者通院費助成費につきましても、この20年間一貫してせたな町が他町に比べて進んだ措置をとった一つの先進的政策であります。町単独で精神障害者通院費助成事業で全道的にも先駆けた政策です。たしか平成22年導入だったと思っております。それからもう一つは障害者グループホームの開設です。これもいずれにいたしましても高橋町政2期目までの大変貴重な実績でありまして、担当課長や特に当時の道高副町長の特段のご尽力があったということについては深く感謝をしているところであります。ところで昨年まで精神障害者通院費助成費は、3款民生費、5目障害者福祉費に計上されておりました。さはさりながら新年度から4款衛生費、1項1目保健衛生総務費に計上されることになりました。これは上げて保健福祉課が2分割された結果の措置だということは理解しております。しかし内容的には、障害者福祉費に該当するものと判断するわけではありますが、事務取扱最高責任者であるところの副町長の答弁を求めたいと思っております。重ねて申し上げますが福祉課長と副福祉課長は、今後に向けて提案を検討するという明快な意思表示をいただいておりますが、これは理事者の問題としても合わせて確認をしておきたいと思うんです。副町長に答弁を求めます。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 精神障害者通院費助成費の予算の設置科目のことだというふうに思います。両課長に提案してるというお話でございますので、両課長と協議をしてしかるべき対応をしたいと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それ以上の答弁ないですね。ぜひひとつ検討していただきたいと思います。決して急ぎはしませんが、障害者福祉政策ではないのかなということが基本であります。

次に78ページ、環境衛生費についてお尋ねをいたします。令和6年第1回定例会の一般質問で、合葬墓の設置と共同墓地の移転について調査するよう提起をいたしました。その後の進捗状況を伺いたいと思います。

○委員長（横山一康君） 濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君） それでは合葬墓の関係でございます。議員お話ししたとおり令和6年の3月の一般質問で合葬墓について検討したいということで答弁をされてございます。それで合葬墓につきましては、令和6年度についてはいろいろな課題の洗い出し、あるいは近隣町の実態調査等を行ってございます。課題として上がっているのが、町内寺院に対する理解が必要ではないかということで、墓じまいが進むことに伴って寺院のだん家さんが減少するだとか、あるいは公設合葬墓を設置することで町内にある寺院の管理している納骨堂、あるいは永代供養墓との料金格差といいますか、一般的に公設の合葬墓というのは1体5,000円とか、1万円とかっていうことで料金が安いということでの寺院とのそういった調整が必要ではないかということが挙げられているところでございます。また建設コストです。これも上昇しているということでこの財源の確保も必要ではないかということでこのような課題が挙げられております。また近隣町の状況を申し上げますと、今金町につきましては、令和2年の4月1日から供用開始されているところでございます。収骨可能数が1,000体、そして総事業費が大体800万円ということでお聞きしております。使用料につきましては、焼骨1体が5,000円からという状況でございます。令和6年10月1日から供用開始された上ノ国町においても、収骨可能数が1,000体、それから総事業費につきましては1,500万ということでお聞きしております。使用料につきましては、焼骨1体あたり1万円からというような状況で、こういった近隣町村の状況を確認したところでございまして、今後におきましては、理事者との協議をしていかなければならないのかなってというふうに担当のほうでは考えております。

以上です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 作業は進めていたということなんです。そういうことについては理解をいたしました。今課長答弁されましたように、今金町、令和2年、上ノ国町、昨年10月に開始され、それぞれ1,000柱という報道がされております。我が町でもそういう声は寄せられてるんです。ですから、これは寺院との調整が必要だということは十分承知をしておりますが、過疎現象に伴って墓の管理、その他、具体的な要望が出てきておりますから避けることなく前向きに対応をしていただきたいと思います。なお経過について適宜、ご報告を求めてお

きたいと思います。いかがですか。

○委員長（横山一康君） 濱口課長。

○町民課長（濱口善秋君） そのようにさせていただきます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで共同墓地の移転の問題なんですけど、それはどのような調査なってますか。

○委員長（横山一康君） 浜高大成支所長。

○大成支所長（浜高正明君） ご質問にお答えいたします。共同墓地せたな町内何箇所もありますが、大成区の状況として以前質問があったということをお聞きしていたので、大成区の状況について説明させていただきます。例えば太田地区という地区での共同墓地の話なんですけれども、その墓地に関しては34区画という区画がありまして、実際に現在使用されている方が11区画、中には使用者が不明という方も3件、4件ありまして、先週現地を見たいということで現地も見てきましたけれども、台帳上で使用されている人数が現地を見たところちょっと減っている状況もございました。この使用者が亡くなられて相続だとか、その親族に承継という手続きが必要なところですけども、それがなされてないという状況もあるので、それを整理する必要があります。共同墓地そもそも地区に、このやりとりも住民からこの地区に墓地が増設できないか。移設できないかというお話があったことから大成支所の職員でいろいろ調査をしていたんですが、共同墓地移転となると使用者が不明の方や使用者が承継されていない方の手続きを踏まえないとということと、全ての使用者の同意を得ることが必要というのが必要になりますので、その共同の移設については、いろいろその相続関係を整理する必要があります。それと現在の使用者の同意が得られることが条件という手続きを踏むことが必要でありますので、なかなかそのいろいろな課題を整理する経過が必要になるという状況であります。これは大成区の墓地の話をさせていただきました。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 単純には進むものではないということは承知をしております。それで今太田地区のお話がありましたが、私は具体的には長磯地区なんです要請を受けたのは。ここは集落から4キロ以上離れてます。ですから高齢者が自力で、結構急ですよ現場にも行ってみました。結構急であるということと、それからもう一つは熊の出没の心配も出されておりました。車のある方でなければなかなか現地に行くことが大変だという現状があるということなんです。それで集落近くに一つの場所を求めて移転することはできないんですかという具体的な要望を受けてるんです。この点についても今のような取っかかりをしてみたいと思うんです。もちろん他の所有者の問題でありますとか、その他、今、浜高支所長がおっしゃっていたような問題が当然予想されますから単純には進まないと思うんですが、長磯地区の調査作業についても鋭意進めたいということをお願いいたします。いかがですか。

○委員長（横山一康君） 浜高支所長。

○大成支所長（浜高正明君） 長磯地区の状況はそういうことだということを承知しました。太田

地区も同様で約150メートルぐらいの斜面を登って、それからさらに150メートルぐらい歩くというような高齢者にとってはなかなか大変な状況、それと熊が出没しているという状況、同じような状況があります。担当も感じているのは、やっぱりお墓参りがなかなか気軽にできない状況という状況もありますので、長磯地区同様にほかの地区もありますのでいろいろ調査しながら進めていきたいと思えます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 委員長了解しました。それで私の質疑に続いておりますから、ここでご判断していただければと思えます。

○委員長（横山一康君） わかりました。ありがとうございます。

昨日から菅原委員の質問が継続されておりますので、ここでまだ菅原委員から提出されてるものはかなりあるんですけど、どなたかもし何かあれば質疑をお受けいたします。なければそのまま菅原委員続行したいと思えますが。

石原委員。

○委員（石原広務君） 款としては同じ衛生費になります。先日に続いて衛生センター組合のパワハラ問題に関連して先日の副町長の答弁のもう一度繰り返しになるかもしれませんがお答えいただきたいと思えます。まず月曜日、そのときにいろいろ副町長のほうから報告も含めてご答弁いただきました。1次面談、2次面談、やり方というか、方法というか、副町長である今金町長と、せたな町の副町長を2人で1次面談、2次面談、数回にわたって実施されたと。その中で面談をする前に、数点条件を提示してるわけです。調査の仕方というんですか。面談にあたって事実関係のみに利用、目的外に利用しない。あとは発言の趣旨と受け取り方に齟齬が生じないようにし守秘義務を遵守して外部への漏えいや報告をしないとやったことをもって録音をされましたよね。これは副町長の計らいなのか、あるいは両組合長、副組合長の計らいなのか、面談に当たって要は全職員、被害を受けた方も含めて話しやすい環境を持つという趣旨だったと私は推察しますが、そういったことで理解してよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今質問がございました話しやすい環境やっぱりそこが1番大事なところだというふうに思えます。ですので今石原委員言われた3点につきまして、十分な配慮を持って面談をさせていただきました。録音につきましては石原委員おっしゃったように齟齬が生じないようにというようなことで録音をさせていただいたところです。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 続けて副町長に問う前に、組合長である町長に数点お伺いしたいんですが、こういった配慮を持った面談がなされ、その上で私は被害を受けた職員、被害者というふうに使わせていただけてますが、直接、要は退職に至ってしまったわけです。その退職を決めた、やむなく決めた職員とは直接お話をされる機会というのはありましたか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この聞き取りにつきましては、両副組合長に担当をしていただいたという状況になっておりますが、当該職員についての部分の話は私もこの何度か、もちろん辞職

願を持ってきたときにつきましても、お話はさせていただいているところでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 先日はしつこく日にち、あるいはその退職願だったのか届けだったのかというふうな確認もしつこく確認させていただいたんですが、町長の答弁からいうと辞職願というふうに統一させていただきます。私が先ほど尋ねたのは、当該職員それは退職を決めざるを得ない状況になった、被害を受けた職員との面談はされましたかという問いなんですが、そこはどうですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 具体的な面談というのは、これ副組合長をが行っております。私としては、そこまでの面談は行っておりません。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 過去に一連のいろいろな不祥事というか、内部の体質含めてそういった防止ということで副組合長を3名体制にしたんです。今回、せたな副町長、あるいは今金副町長、もう1人は今金町の町長なんでしょうけど、ご多忙の中そういう日程が取れなかったというふうに私は理解してるんですが、今、町長のお答えだとやむなく退職を決めた、職場を去っていった方とは面談がされていないということで残念でありますし、そういう確認は実は私は直接にも間接的にもしていました。副町長、その面談の際に1次面談、2次面談2名の副組合長がその場において録音もして、録音する配慮についてこれ率直に感想を述べていただきたいんですが、パワハラによって精神的にも身体的にも、カーテンの隙間から朝日が見えるのも怖い、電話の音にも恐怖を覚える、そういった状況の職員が現実にはいらして、その録音あるいは、森今金副町長を否定するわけじゃないですけど、私としては佐々木副町長の印象は優しい人物だという捉え方をしていたんです過去には。ただその面談という席で、先ほどの条件は確かに提示してますけど、そういった心境の方が、その環境これを素直に受け入れてるというふうな認識でいらっしゃるじゃなかったか。そこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 3点の事項を申し上げて、ご本人からは了解をいただいたと思っておりますので、それが素直であったのか、素直でなかったのかというのはちょっと判断はできませんけども、私は了解をいただいているというふうに思っています。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 全職員、日程、勤務状況も含めて数日に分けて面談したわけですが、被害を受けた方と面談したときに、これ直接は言葉として確認していませんが叱責あるいは怒鳴られた、そういう言葉をもって訴えというような面談の中での言葉は聞いていませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ちょっと記憶があまりはっきりしない部分もあるんですけども、叱責云々っていう言葉があったかどうかとはちょっとここでは申し上げられません。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 怒鳴られた、叱責された、そういう言葉、両副組合長に伝えてるんで

す。ただそこで何らかの根拠を示して、条例なものなのか、この前おっしゃっていた厚労省ですか、働き方云々の中でそういったマニュアルのようなものなのか。それをもってそれはパワハラには該当しないという言葉がそれこそ当該職員に申し入れたという記憶はございませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） このたびの面談にあたりましては厚生労働省が公表してございます。職場におけるパワーハラスメントに関わる指針というのがございまして、その中に職場におけるパワハラは3要素というものがございまして、3要素のまず1つ目ですけれども、優越的な関係を背景とした言動、2つ目として、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、3つ目、職員の就業環境が害される言動ということで、この3つ全てに該当して初めてパワハラという認定ですということでございます。今、石原委員が言われた叱責ですとあっていうことは2つ目の業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、これに当てはまるかどうかというところだというふうに思うわけでございますけれども、いずれにしてもこの3つに該当はしなかったということで、パワハラに当たらないということで調査を終えているところです。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 身体的に追い込まれて、精神的にも先ほど一部だけは紹介しましたが、それ以上に長年にわたって、副町長、朝カーテンの隙間から朝日が漏れるだけで仕事に行けなくなる。その加害をし続けた人物が事務所にいると考えると、仕事をしたくても事務所にも入れない。入らないでほかの場所で淡々と業務をこなそうと努力してるのに対して、そこで何をやってるんだと、そういうことも実際にあったんです。副町長、先日のことなんですけど社協に関連した有り得ない抗議文ですか。その中でのパワハラ問題に関して副町長なんとおっしゃいましたか。本人がパワーハラスメントと感じたらパワハラだという旨の発言したんですよ副町長。さっきの確かに指針云々ありますよ。でもそういったことを提起したことによって、それ以上の話しできなくなってしまったようです。遡ること5年前に本人いわく酒を飲んで時間関係なく電話をしてきて、けなす、暴言を吐く、一方的に言って対抗するという気持ちで電話をしてきた人物は上司ですから、酔ってるんですかと。その言葉を電話越しに伝えたようです。そしたら何て言ったか、私そのままストレートに伝えますけど。酔ってるわけねえべや、それで次の日冷静になって確認したら、あえて勇気を持って確認したら、前の日ですよ電話をした上司は、覚えてねえ。それで終わりです。これ何年も前から古い体質だということで私は提起してきましたが、過去には、これ結構有名な話なんです。副町長もご存じじゃないですか。私副町長から私が知り得ない情報も聞いたことがあります。それはさておいて衛生センター組合として、職場として何かしらの機会に飲食を伴った会合を持って、北檜山区だと思うんですけど、その場でアルコールが入った状況なのでしょう。当時の局長ですよ局長。局長といったら役場の中では課長です。今回加害した者はまだ管理職ではなかったのかなと推察するんですが、その課長職の局長を外に引きずり出して馬乗りになって暴力沙汰の事を起こして、それを察した部下職員が店から出て、それに対して馬乗りになったまま浜言葉だったと思うんですけど、お前たち見るなど、何見てんだやと、そういったことを目の当たりにして職場では上司と部下の関係になって、恐怖を覚えてこれ当たり前じゃないですか。そういうことが長年にわ

たってずっと続いていたんです副町長。確かに配慮を持って録音したと。ある程度口外しないよと、事実関係のみ使わせてもらうということを伝えたかもしれませんが、ある程度の自分の心情も含めて伝えようとしたときに、それはパワハラではありませんと。何と何と何をもってパワハラではありませんと言ったら過去のこと何言えますか。今日は暫定予算から新年度予算の調査に入ってるんですけど、確かに一部事務組合で起こったことです。委員長も次に進みたいという心境の中、淡々と特別委員会の運営をしているいる中で、これは負担金を出す構成町として、そういう苦しんでる職員現実にいらっしゃるわけです。家庭あるんです。小さい子を持ってるんです。20数年も働いて、子育てをしながらそういう劣悪な環境の中で胃に穴が空く思い、副町長聞いてますでしょ。薬飲んで命を絶とうとしたと。

○委員長（横山一康君） 石原議員、お気持ちは非常によくわかるんですけど、できるだけ簡潔、明瞭に質疑をしていただければ。

○委員（石原広務君） 簡潔にできませんけど、わかりました。

○委員長（横山一康君） よろしく願いいたします。

○委員（石原広務君） 回りくどくなってしまうんです。回りくどいことですから。副町長、面談をした上で調査した結果パワハラ問題はなかったと。自宅に行ってるじゃないですか。被害を受けて辞めるに至った。自宅に訪れて奥さん共々話を聞いているじゃないですか。手土産持参で入ってるじゃないですか謝罪に。何をもってパワハラがなかったということ。それをもって組合議会に報告したと。全てを報告してないじゃないですか。3人の組合議員います。1人、2人は事実確認をするべく手段もおありだと思います。私は電話番号を知ってますから家族の。もう1人は歩いていけば、おいおいと何やったんだよ石原あそこまで騒いでいると。確認することもできるんです。でも副町長が副組合長の立場で調査した結果パワハラはありませんでした。副組合長もう1人の今金の副町長も同席していただきました。こういった条件をもってきちんと確認をさせていただきました。それ組合議会、一部町事務組合で構成している組合議会に属する議員の6人は、副町長の報告をもってせたな町の石原議員言ってるのは、ただ騒いでるだけだと思ってしまう。自宅に行ってると言ったのは、ここに行ったときに濱口前局長も言ってるんですけど、副組合長、佐々木副町長は1日だけなんです。何かを察してなのか、信頼できないのか、音声録っているんです。3日にわたって。それを私が要請しました。もちろんそれだけ苦しんだ職員、あとは奥さん、家族の了承もいただいて音声データを預かって文字起こささせていただきました。そういったことも事実関係100%とは言いません。こういうことをもって一部事務組合の議会には報告していないんです。それなりのことを伝えてるわけじゃないですか。パワハラだと感じますかと言った旨も伝えて、そういうことも勇気を絞ってあえて言います。彼は伝えてるんですパワハラですと。奥さんは横にいて厳正な処分をしてくださいと訴えてるじゃないですか。それを了承した旨で伝えて、それなりの措置をすると。懲罰審査委員会なのか、そういうことも伝えた上で預かりますと、うちはいいですと。もう戻れません。濱口局長も一生懸命説得してたようです。でも環境が変わっても、もう戻れないと。切実にこれ訴えてるじゃないですか。なぜそこを隠してるんですか。月曜日の時点でそこまでトントンと言えばよかったです。面談した日は何日と何日ですかと。それだけなんです。何で

これを副町長自ら、いや実はと言わなかったんですか。診断書も預かってますよね。精神的にもまいっているんです。命まで絶とうとしたんです。それが何でパワハラじゃないんですか。辞職願を出した、それは町にも条例があって、それに準じた扱いをしてるんでしょうけど、パワーハラスメントを行ったことにより相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職または減給、これきちんと謳ってるんです。今、加害者人物は管理職ですから長年勤めてますから、こういったことも頭にあるんです。それを察したから町長、辞職願を出したんです。というふうに世論はなっています。12月4日に政策審査特別委員会の中で加害した人物、これ名前は私も申し上げていませんし、その状況を見た方は断定、特定できています。

○委員長（横山一康君） 石原委員、相当長くなっておりますのでまとめていただきたいと思えます。

○委員（石原広務君） それでもパワハラがなかったという報告のままですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ご本人のご自宅にはお話のとおり局長と2人で行きました。その際には当然、謝罪もいたしましたし、いろいろなお話も聞かせていただきました。それは被害を受けたとされる方からのお話でございますので、処分に当たっては双方のお話を当然聞かなければならないわけでございます。そういった中で判断といたしましては、パワハラはなかったという結論に至ったところでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 双方というのは、私はしつこく言わせていただきますけど、加害した人物、管理職の人物からも話を聞いて、それで双方の話を聞いてパワハラがなかったというふうな結論に至ったということですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 当然お2人もそうですし全職員からも聞き取りをしているところでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 全職員から、その被害を受けて罹患した職員がこういう状況だと。過去の経過も含めて全職員、加害した人物を除いて他の職員にもこういう状況があるのだけど、どうだっていう聞き方なのか。あなた方は、そういった言動や叱責などは浴びたことないのか、あるいは目撃したことないのか。そういう具体的な投げかけをしながらの面談だったんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず今被害者とされる方のことにつきましては、他の職員の面談の中でそれはお話はしておりません。ただ、ほかの職員につきましては今、委員言われたようなことも確認しながらの面談でございました。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） いやいや、叱責とか見てるんですほかの職員も。こういった被害を受けて罹患までしてるんです。診断書おそらく1通だと思えます。心的十二指腸潰瘍ですか、

これも主治医の判断だとこれストレスだよと。職場も変えたほうがいいよ。異動とかできないのかいと。これそういったパワハラを受けて、こういった状況になってしまったんです。そういう事実があるのに、何をもってパワハラがないんですか。加害者人物管理職はおそらくその理由は言っていないんでしょうけど、いや馬乗りになって怒鳴ったことがあるけど、それはパワハラをする意図がなかったと。酒を飲んで夜中に時間も関係なく精神的に追い込まれてた職員に電話はしたけど、パワハラをする意図はなかったと。そういうことを絶対言うわけじゃないです。そういう詳しい内容もその管理職、それこそ当該職員、加害者ですよ、加害者人物です。そういう職員とも面談されたんですか。そういう内容です。私は何と伝えかわかりませんが全てがいいわけですこの状況からいくと。加害した人物と面談して副組合長である副町長、あるいは今金町の副町長お二人の判断になろうかと思うんですが、そういう状況が事実としてあるにもかかわらずパワハラはなかったんですか。どこがパワハラがなかったんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） このたびの職員のパワーハラスメント相談事案でございますけれども、この発生したと思われる日時につきましては11月21日でございます。この部分について全職員から聞き取りを行い調査をしたということでございます。ですので今、石原委員が言われたような過去に馬乗りになってですとか、あるいは電話というのは面談の中で話としてはありましたけれども、それがパワハラというふうなお話ではなかったように記憶をしています。

○委員長（横山一康君） 石原委員まだ続きますか。それでは11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

石原委員。

○委員（石原広務君） 先ほど委員長のほうからそれなりに常識の中でのご指導いただきましたので、私は質疑を続けさせていただきますけど、端的な形で、できるだけ問わしていただきたいと思います。副町長、自宅に訪問されて顛末書なりの提出があったようでこれ見ると。確かにパワハラを受けたと。このパワハラって人によって受け止め方があるんだけど、肝腎なのは本人の取り方なんだよねと。そういうやりとりもするんです。被害を受けた方は、この場では4、5年前に要は電話でさんざん貶されたなどの訴えもしてるんです。副町長のほうからパワハラを受けたんだという思いでいるのであれば、届出っていうかがあるんで、それを出してもらうのが1番解決になるのかなと思ってるということも伝えてるんです。その中で副町長のほうから処分に関することも提示してるんです被害者側ご夫婦に対して。報告もする旨のことも言葉として出してるんです。奥さんは切実に訴えていました。ご存じですよ。うな

ずいていただいているので聞いてるなど。辞職願を出した旨のこともお2人に伝えてるんです。その辞職願に関しては、伝え方としては感じるところがいろいろあるんだろうと思うんだけど、辞めたいって言うてですよ。そのあとに今のパワハラの出がれば、辞める、辞めないにかかわらず調査して処分は処分として、処分について首って言葉悪いんですけど、そこまでのものかなってことはまた難しいところで、納得はしないかもしれないけどと、そういった状況とか、条例に伴ったようは懲罰審査委員会ですか。過去の判例も含めて先々のこと副町長の考え方、そういうふうに思えるような節で細かくも伝えてるんです。そのあと報告をする旨のことは副町長のほうからご夫婦お二人に伝えてますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） これは面談の中で本人にパワハラには当たらないという報告をしてございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 自宅まで訪問して、お二人からの訴えを含めて、先ほど少し触れた部分も副町長から伝えて持ち帰った形で、これとり方なのかもしれないかもしれませんが、結論というか、結果というか、いつか言っていただけの報告があるだろうと思わせるようなことは訪問した段階ではこれ言ってませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ですので面談の中で、ご本人に報告をさせてもらったということです。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） この1次面談からいくと自宅に行ったのが12月2日、副町長が手土産持参で、これからいくと12月5日、あるいはそのあとも何日かありますけど、こういった自宅へ訪問して謝罪までして過去の事例、あるいは体験談というか、それも聞いた上で副町長の感覚では全てをもって、このセンター内部で面談した、それで伝えたことをもってこれはパワハラに当たらないと。身体的にも精神的にも苦しんで命まで経とうとしたことがあって、そういったこともわかっていながら、これはパワハラに当たらないよということで伝えたということですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回の先ほども申しあげましたけども、職員のパワーハラスメント相談事案につきましては11月21日、この日発生ということで調査をしてございます。面談の中では石原委員が言われたようなこともお話としてあったように記憶してございます。ただそれが、双方の聞き取りの中で、やはりパワハラというふうに認めるまでに至らなかったということでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これ総務課のほうの扱いになるんですか。せたな町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、その中で謳っているパワーハラスメントにより、相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患された職員は免職、停職または減給とする。この場合の

罹患というのはどういう状況か総務課長ご説明いただければと思います

○委員長（横山一康君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） パワハラを受けたと思われる人が精神的、身体的に病院にかかって診断されたということだと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 診断された。その証明はこの診断書で証明できますか。

○委員長（横山一康君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それがパワハラが原因で通院されたという判断は診断書だけでは判断できないと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そういったことを基に聞き取りをするわけですが基本的には、切実な詳細含めて訴えているわけです。先ほど副町長の言ったような状況が加味されるケースというのはなかなか考えにくいし、理解は到底できないんです。だって現に細かいこと言ってるわけじゃないですか。過去に遡って時間関係なく、おそらく酒飲んで酔った状況でしつこく電話ももらうと。やむなく有給休暇を使って休業するときにも仕事のことで加害者人物以外からもなぜか電話が入ってるようなんです。お前この仕事どうすんのよ、あれどうなってんのよと、そういう状況もずっと続いていて、パワハラではないという判断に至ったっていうのは到底納得できないんです。委員長、先ほどの繰り返しなんですけど、副町長から私が質疑している中で1度答弁してるんですが、日数含めて全然、私、熱くなってしまってメモしてないんです。ですから先ほど副町長おっしゃった何月何日に面談を含めて、事案がいつ起こった、それを改めて副町長答弁いただけませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 面談の日時ということでよろしいでしょうか。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 当センター内部で数回にわたって被害を受けた職員、あるいは加害者した人物含めて全職員と面談して、そこでパワハラはなかったという判断に至った時系列も含めてその内容、判断に至った根拠、それ答弁の中でお答えいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 繰り返しになるかもしれませんが、職員のパワーハラスメント相談事案につきましては、発生日時これは11月21日ということでございます。これにつきまして1次面談といたしまして、11月27日、12月5日。

○委員（石原広務君） そこはいいです。発生日時もう1回お願いします。

○副町長（佐々木正則君） 11月21日です。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 委員長申し訳ない。11月21日、発生日時、それは何が発生したんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） この日、勤務時間中に強い叱責と申しますか。これちょっと込み入った話になってしまうかもしれませんが、予算見積書の提出が再三の催促にあってもなかなか出てこなかったと。しかも構成町の予算査定を受けるのが間近に迫っていたというようなこともあって強い言葉が出てしまったようでございます。それを発生というふうに捉えているところです。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 加害者はいろいろ言うんです。その事案に関して全ての役場内部からのこういうケースどうなのかなっていう相談をしたわけじゃありませんけど、過去のことも含めて、いやこういう仕事の遅れが出たときって役場の中でどうすんのかねえっていう意見交換したことなんです。副町長も行政経験長いですから過去の本当に頭ごなしに怒りつける上司も私はいたと思うんです。ただこの現代社会において、例えば部下職員がそういった仕事の遅れがあると。いやいやどら貸せと、こっちでやるよと、アドバイス含めてやってる旨のことは役場内部から意見交換として知り得たので少しは比べる何ものもなかったなと思えたんです。そういう状況はおそらく加害者した人物からの、私はあえて言わせていただきますけど言い訳だと思っただけなんです。だって仕事できないわけ精神的に追い込まれてるんです。それがずっと続いているんです。そういうことが加味されてない中で、これ副町長をこのことに関しては責める何ものもないんです。上っ面の報告だけすれば、そこは信用してしまうわけじゃないですか。町長そうだと思うんです。確かに構成町、せたな町も今金町も加わって構成されている一部事務組合の予算に係ることですから、担当として遅れは上司としてはそれは気になります。そういう仕事が手につかない状況まで追い込んでる事実があったんです。遅れている事実を把握したのであれば、わかったと、どら貸せと、ここをこういうふうにしたらいんじゃないかという何でアドバイスができなかったんですかね。これ立場としては役場で例えさせています。課長、補佐、役場の主幹、主幹の立場で例えば課長ではなく、補佐に対してあり得もない言動も浴びせていたのも事実です。そこはちょっとまた長くなってしまうので。そういう11月21日だけの発生したことをもってパワハラはなかったっていう結論にこれ至っていいんですか。判断してよろしいんですか。家まで行って謝罪まで含めて顛末書のようなものも出されて、作成は局長の下だと思っただけなんですけど、その確認も踏まえて厳正な処分してくださいと。うちの旦那はここまでなってるんですよという訴えも含めて、最後は退職を決めざるを得ない状況に追い込んだ職員に対して、面談の中でパワハラはなかったということでこれ済まされる事案ですか。それでいいんですか。いかがですか副町長。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 先ほど申し上げました発生日時11月21日と申し上げましたけれども、このところについて当該職員からパワハラにあたるとの相談があったわけですが、叱責が指導の範囲を超えたパワハラにあたるとの相談ということでございます。その中身ですけども2つございます。先ほど申し上げました令和7年度予算見積書の作成が遅れ未提出、2つ目は、セキュリティ上、庁内ネットワークから切り離された職員は使用しないこととされていたパソコンを無断で庁内ネットワークに接続し予算見積書を作成していたこと。この2点に

ついてパワハラに当たるということで相談を受けたということでございますので、発生日時1月21日というふうに特定をいたしまして調査をさせていただきました。先ほど石原委員から言われました上司であれば何らかの手助けっていうのがあってしかるべきではないかということでございますけれども、予算見積書作成にあたって、例えば見積書を業者から徴収していなかったですか、そういったこともあったようでございます。ですので上司としても、そういったことではお手伝いをするというアドバイスもあったというふうに報告を受けてます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 何もかにもにおいて長年にわたってとんでもない状況も目の当たりにして、目の前でほかの職員に対してとんでもない叱責を浴びせ、議会の中でも取り上げましたけど受託業者に対しても上から目線で、副町長、古い体質だって意見交換してるじゃないですか自宅に訪問して。そういうのも現実として目の当たりにして恐怖を覚えながら、家庭を持ち、子育てをしながら仕事として長年にわたって務めてきて自分にいつ来るんだろうと。今度やられるのは俺たちかと。俺たちってあえて言わせていただきますけど、部下職員はそういう意見交換をしながら勤めていたんです。副町長が今答弁したことだけで、これパワハラではないという判断に至るということは、これ到底納得できません。これ幾ら質問してもおそらく副町長のパワハラに当たらないという判断は変わらないかもしれませんが、これ世論はそんなふうになっていませんからね。そこで町長、副町長の副組合長としての行動はある意味、結論は抜いて、行動としてはそれなりにやっていたと思います。ただ全ては伝え切れませんが、いろいろな状況がある中で間違いなく罹患に追い込まれて、家庭があるにもかかわらず、幼い子を抱えて25年も勤めた職場をやむなく去っていったんです。これ嫌になってから辞めたんじゃないです。仕事がですよ。そういう状況が嫌で、もう耐えられないっていう言葉を残して辞めたんです。副町長の報告抜きにして、いや私のようなものですけど、これ音声データを聞かしたし、これ見てくださいよって、本当は手渡ししたいんですけど、ご多忙の方ですから今やりとりを聞いた中で、診断書がある。これ2通あるんです。精神疾患、身体疾患そういう状況で現代社会においてあってはならないパワーハラスメント、組合長としてではなく苦しめる町民がいるこの現実を持って、その判断で間違いはないというふうに町長、思われますか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては、この佐々木副組合長は1人ではなくて、今金の副組合長2人で対応していただいた事案になります。両者あるいは全職員からいろいろな聞き取りをした中で判断されたというふうに思って報告をいただいたところでございます。いろいろな立場での見方については、それはいろいろあるというふうに思いますが、少なくともこの今回の調査については客観的な形で聞き取りをして結論を出されたというふうに受け止めたところでございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 手土産持参で自宅へ行った。そういった佐々木副組合長の報告、あるいはその前センター組合局長の報告は、町長として、副組合長として報告を受けていましたか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 手土産の話は聞いてなかったというふうに思いますが、ご家庭に訪問をされたという話は伺っておりました。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 昨年年末に加害した人物が辞職願を出したんです。その理由はここで伺ってもおそらく教えていただけないと思いますが、何かを察して辞職願を出した。これは世論も含めてこれ断定していますから。過去の経過も含めてです。家庭環境であった、これはプライバシーのことなので家庭であった、私は全然知らなかったんですけど、そういった過去の経過も含めて合わせて入ってきてるんです。これはもう酷いもんだなど。ですからさっきも言いましたけど自分で犯したことが自覚があるから何かを察して、要は首になるのをおそれて依頼退職、辞職願を出したというのは間違いないよっていうところまで断言した世論もあるのは事実なんです。それに対して今コメント求めません。ただ最後に苦しんで、本当に仕事も手につかない、これ事実なんです。それをもって遅れてると言われても、確かに落ち度はあったと本人も認めてるんです。土日なども出勤してたこともあるようです。幼い子は、これだけお伝えしてやめます。なぜ休みなのにトトがうちにいないんだろうねと。周りからは仕事なんだと。幼いながらにトトお仕事なんだもんねというふうに幼い子供ながらに自ら納得していたようなんです。その子供に対して当たるところがないから、暴力までには至らなかったけど、それなりに子供に対して当たるような言葉も発してしまったこともあったようです。それを止めたのが家族です。だからそこはあえてコメントを求めません。あとは一つお伝えしたいのは、町長、この苦しんで、そういう家庭状況などに辞めると、耐えられないという判断に至った被害者は、町長のご子息の同学年の方です。今首を縦に大きくするということはよくご存じの人物だったんですね。そういう方がパワーハラスメントによってやむなく職場去ったんです。そこだけは肝に銘じてください。これこれ以上やるとがんとしてパワハラはなかったという答弁でこれ一貫すんでしょ。だって実はパワハラでしたということを知ってしまったらとんでもないことになりますから。ただこういった100%とは言えません。こういったやりとりもした。こういう本人は罹患した状態だ、本当に精神的に追い込まれていた。こういう事実をきちんと一部事務組合の6名の議会議員の方々に伝えるべきでした。そこだけはお伝えします。これ答弁求めません。

○委員長（横山一康君） ほか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 若干ですけど2、3点お聞きしておきたいと思いますので、なるべく早く私も審議を進めるということに関しては根底に思っておりますので、その辺を含めまして答弁のほうをお願いしたいと思います。単純といえば単純な話ですけど15ページの、私の所管ですからその時点からもうちょっと所管の中で質疑しとけばよかったのかなと思うんですけど、たまたまこの3月になりましてからその関係者の方からいろいろ相談を受けたものですから一応現状と考え方だけお聞きしておこうと思って今質問いたします。有害鳥獣対策報償費の件なんですけど、15ページです。その件なんですけど、これ単純に前年から見たある程度の金額、何十万か上がっておるんですが、これはその金額の上昇の中身ってのは去年よりそう

いう作業等が増えるという前提のもとに上がっている金額なのか、今年の高額の積算の根拠を教えてください、簡単で構わないです。

○委員長（横山一康君） 吉田農林水産課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 今回この有害鳥獣の捕獲出動報奨金につきましては、有害鳥獣の捕獲員出動した際に支払われる出動報奨金というのがございまして、それらの出動単価をこれまでと同様に北海道の普通作業員単価を用いて支出しておりましたが、その金額が単価が上昇した分、それとそれに合わせまして、これまで出動に伴う車両借上げを支出していませんでしたが、これまで活動いろいろしていただいた中でお話を聞いた中で、車両の借上料ということで予算計上させていただいたものです。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） ということは、去年から見て労働対価に対してきちんと道の基準に沿って上げたということですか。

○委員長（横山一康君） 吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） これまで同様の北海道の労務単価の上昇に伴って単価を上昇したということになります。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それ幾ら上がったんですか去年から見たら。1日なら日当、同じ時間として考えた場合。

○委員長（横山一康君） 吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 昨年度まで1時間2,387円、だったものを2,500円と単価設定したところですよ。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これは道の基準に合わせた形でこれで約10%までいかないけど10%くらい上げたということですか。そうですね。それで現実これに携わってる方からの相談だったんですが、町のほうでこれを決めるときに猟友会とのある程度の会とのそういうお互い労使交渉でないですけど、そういう形の中で打合せなり、希望聞き取りなんか何度かやった経過というものはこれに加味されてるんですか。

○委員長（横山一康君） 吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） これまでの単価基準におきましては協議をするまでもなく北海道の普通作業員単価を用いてやっていますよということで猟友会のほうには伝えておりますし、今回この労務単価が上がったということのご説明はしております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それはそしたらこのあと展開してからその方々からまたいろいろな動きが出るかどうかわかりませんが、私この方々から言われたのはそれも含めた中で物品費、前年から見て大変すごい形で上がっていると。特に火薬いろいろなものが、銃のことはわかりませんが、それをきちんと作業するためには到底こういう形の中ではなかなか協力するのも大変なぐらいその物が上がっているという直接そんなお話を相談も含めて受けました。そうい

う中で今この予算をすぐどうこうじゃないですけど、その辺についてどのような対応をその需用費について考えて大変大事な組織を維持してもらうための経費、この補正も含めた中できちんと考えていけるものなのかどうなのか、お伺いしておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 昨年度、出動報奨金とは別に有害捕獲活動の報償金ということで猟友会のメンバー1人あたりについて3万円という形で活動報償金も出しております。それらも含めまして現在確かに物価高騰等ありまして、確かにかなりの経費はかかるものと思っております。弾の購入についても値上がりしまして、それらも踏まえましてまた猟友会と協議しながら判断していきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私猟友会からそういう町の考え方というものを柔軟に考えるという形であればそういうものをきちんと情報として早め早めに提供していかないと先ほど結構40代の若い方が現実にはやってる方ですけど、やはりなかなか億劫といたらあれだけど、やっぱりいろいろな負荷がかかり過ぎる傾向があるので、その辺について真柄さんちょっと議論を重ねた中で考え方を引き出してくれないかということで私今質問してるんですが、その辺について重ねてスピーディーに柔軟に対応していかないとならない。そういう形の予算の取り方をきちんとできるものかどうか、それについて再度、これは課長という理事者も含めてですけども、それでやっぱり一歩でも協力する形というものをいただかないと、これあつというまにこれ気づいたらえっという形になる可能性がありますんで、その辺について再度町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（横山一康君） 吉田課長。

○農林水産課長（吉田有哉君） 今年度につきましては先ほど申しましたように出動に伴う車両借上料を計上させていただきました。活動報償金のほうは据置きとなりましたけれども、熊のヒグマ1頭につきましても昨年単価を上げさせてもらいながら、状況を見ながら今回この車両借上料も支払いますので、それらも踏まえた中で猟友会との協議が今後また出てきたなら対応していきたいと思っております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） そういう形の中で対応していただけるということですので、先ほどから言いましたように、あつという間に1年過ぎて、その結果としてこの次どうするかって話はできますけど、途中できちんと現状現状の対面の中で問題点把握しながら、やはきちんと委託していくという作業はぜひ頭に置きながら大変でしょうけど進めていただきたいと、これは要望させていただきますし、今の町の考え方についての件については私も相談された方にきちんと正確に伝えておきたいと思います。

それでは次よろしいですか。

○委員長（横山一康君） どうぞ。

○委員（真柄克紀君） 次にこれは私この前の予算委員会で質問してる中でも方向最後までいかないうちにまた休憩とか入った中であれしてますんで、重ねてお聞きしておきたいと思いま

す。これは当てはまる項目というところと地方創生事業52ページです。予算書っていうか、この一覧表です。この中で、まちづくり推進課、せたな町デジタル都市の

○委員長（横山一康君） 真柄委員ごめんなさい。52ページはこの説明資料の。

○委員（真柄克紀君） 説明資料は2ページです。予算書の52ページです。

○委員長（横山一康君） 地方創生ですね。どうぞお願いします。

○委員（真柄克紀君） その中で目標としている形の中で最終的に環境整備を進めて地域経済の活性化を図るといふ名目の下にいろいろな事業を展開するという形になってます。それでこの前私もちょっと農務課のことも含めた中でお聞きして、いわゆる第三者事業継承、この件については私質問してますし、副町長からもその重要性、必要性についてある程度の答弁はいただいていると思っておりますが、ぜひこれは取り組まなきゃならない課題の一つだという形の答弁をされたと思うんですが、それについて再度確認しておきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただいまの事業継承につきましては地方創生推進事業、これの目的とする達成のためには必要なことというふうに理解をしておりますので推進していきたいというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それでこの予算委員会でもいろいろな話で質問すると、やっていきたい方向に進めたい、あまりにもいろいろな部門で前向きって言えば前向きな答弁が多いんですが、しかしながら現実問題としてこれ一つ着手するにしても、今の持っているまちづくり推進課のいろいろな窓口からいったらこれまた大変なボリュームになるわけです。その辺について今の段階で副町長どういう形の中で取り組もうとなさっているのか、基本的に若干でも考えればこれをお聞きしたいと思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 真柄委員が心配されるのは、まちづくり推進課の体制のことでしょうか。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 体制、その課の体制ということじゃなくて、持っている、扱わないとな分野がますます増えてきてる。だから議会のほうでもいろいろ心配もした中で、きちんとしたゼロカーボンに関しては特別委員会の中で進めながらと、大きいテーマに関して。だけどこれも行くとなったら当然受皿としてのまちづくりになるんじゃないかなと思って今話してるんですが、そういう中で現段階で取り組むとはいうものの具体的にどのような方向で、もうこれあれからもう2週間以上たってるわけですから、若干でもそういう姿勢に対して内部議論なり、少なくとも問題のお互いの共有なりはされておるのかどうかということをお聞きしてるんです。

○委員長（横山一康君） 阪井課長。

○まちづくり推進課長（阪井世紀君） ただいまのご質問でございますが、計画としては事業承継とか、新たな担い手の確保、そういった部分についてはまちづくりだけでなく産業全般

の話となりますので、そこは担当課と横の連携を図りながら進めていくべき話だというふうに思っております。ただ3月の予算委員会のあとそういった具体的な話はまだしていないというような状況です。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これは各課連携の中でのいろいろなテーマとなるとまたこれだけでなくて、やっぱりいろいろやんないとならないのが出てくるぐらいの時代になったということ。それでだけ私が言ってから若干研究なりなんなりなされたかなと思って、今の発言から言うとそういうことはなされてないということですが、課長知ってるかどうかわからないですけど、実はこれ総務省来年からこの事業を自治体がこれに手を付けるとなったら完全に交付税措置で最大750万までそういうマッチングする自治体に対しては補助しますよと、交付税措置しますともうはっきり決まってるんです。この辺のね、それでなおかつ地域企業の担い手としての潜在力が高い女性、若者、シニア、外国人、職業人の人材不足に悩む自治体に対して、直接自治体だけじゃなく業者も含めた中でもいずれにしてもこの事業継承に取り組む、研究する事業継承、人材マッチング支援事業です。それは総務省からも出てるんです。だから私が言うのはそういう話が議会でも出て取り組むって言ったんであれば、そういうことをいち早くきちんとアンテナ張って、それでなくとも財源大変なのに、やるやるって言ったってそういうことをきちんとやっておかなかつたら進まないんじゃないですかという意味で私これ知ってるもんだと思って今お聞きしたんです。そういうこともまだわからないとなると、やはり心もとないじゃないかと思うし、なおかつその議会での答弁がやると言っても結果的にそこから進まなくなるという事例が今までもありますんで、その辺含めてきちんとした考え方なおかつスピーディーに進まないと先ほど言ったように、またやるやらない別にしても町長の任期も決まってるんです。その中でこういう大事な予算付けをしながら次のテーマに対して研究する場合いつからやるんですかということになるわけです。それと地、町全体の5月の日程表を見たらまたほとんど、どこで議論する場があるかというぐらい行事ばかりで、それも日程調整ということもきちんとしないと、あっという間に夏になってしまいます。来年予算になってしまうとなるんです。だからその辺含めて確かに議会が言っていることに対して、そのときは真剣やろうと思って言ってると思うんです。でも言ったらやはり一步一步、現状どうなってるかと、国の動きそれから地域の動き、町の現状、受皿どうなってるかってこれきちんとしていかったら維持していけないんじゃないですか。わかんないことがダメだと言いません。でもそれに取り組むとかそういうことだと私は思いますけどいかがですか。これは町長か副町長。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 本年度の事業につきましては、ここにお示ししている事業内容で取り組むということになります。議員の今いただいた件につきましては、これは新たにこういった事業が展開されるということでございますので、これは当然、今年度しっかり協議をして来年度実施ということで取り組まれるべきものということでもありますので、しっかり協議をして対応してまいりたいと。もう既に国の新年度予算というのはもう3月で成立しております。私たち今これからもう4月早々から8年度予算の確保に向けて今様々な要望活動を展開していると

いう状況にあります。したがって、こういったことも含めて町はまだいろいろ課題抱えておりますので、そういった予算の確保にこれからしっかり努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それ以上言ってもあれですけど、ただ先ほどから通年通しても言ってますけど、アンテナを広げて、ましてこういう具体的に紐のつかない優位なものもあるというのが出てくるってこと。やはり企画から何かの段階で常にアンテナ張っておかなきゃダメじゃないですか。それは指摘させていただきます。それで最後もう1点よろしいですか。

これは実は私昨日の菅原委員の質問のあとにしようかなと思ったんですが、例の2町連携の特産品の話、その最終的な段階の中で、私が1番議論を聞きながら心配してるのは担当課長自体の勇み足というより、ある程度先走った面があったかないかは別にしても、私それはいいか悪いかわかりませんが、それで最終的な質問に対して、これに対して町長、私びっくりしたんですけど、私知らなかったという答弁されたんです。私に言わせると、もし知らない中で事業を展開するのであれば、課長にその責任あるとするなら当然町長として知らないでやったということに関してはきちんとした形の処分をしなければならぬだろうし、そういう形の中でいったら今度、担当のそれぞれの職員はそういう形で扱われるとした場合に、これから仕事に関してどういう形で取り扱えばいいのかなという不安を感じる可能性もあるんです。それは私は大変重要な発言だったと思っておりますので、その点につきましてまずどういう筋書きとしてどうなのか、実際知らなかったのか知ってるのか、それともどうなのかってことも含めた中で、いや課長だって一生懸命やっっているいろいろなことの中でいろいろな意思の疎通があるなし全てができてるとは思いませんけど、少なくとも事業の最終的な事業を知らなかったって言うておきながら、2町連携の例の道新の中ではっぴ着てや一ってなって知らなかったということにならないじゃないですか。あまりにも私は、これからのいろいろな財政も含めて担当者とそれから理事者が協力していくという形になったらこの辺のどこをきちんとやはり職員がある程度安心した形の中で自分の受け持った事業というものを展開していく。いやそうじゃないかもわかんないけど、そういうことにさっきのパワハラも含めて、やっぱり職員もいっぱいいますから、そういうようなことがあっては困るので、その辺についてきちんと整理して説明していただきたいし、少なくともこれだけの話題になった事業に対して知らなかった、その時点の最終的な結果も知らなかった中で最終的に全てに了承を出して事業展開させるのかという、非常にこれは矛盾する現象は昨日現実出たわけです。だから私はあえてこの議会の場で、議会としてもやはりそれをきちんと町民も見てますんで、そういう形の中で議会は議会としてそんなことはまずいんじゃないですかという指摘をしなければならぬんで、私今話しさせていただきます。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 昨日の知らなかった話であります。今、私もちょっとうっかり記憶になかったもんですから今確認をいたしました。事前にオフィスキューとのやりとりがあったと。そのことについては知らなかったというふうに答えたと思います。いろいろな事業を準備

して動かす段階で、必ずしも1から10まで全て押さえてるということはありません。したがってある程度事業については大枠は押さえているつもりでおりますが、この担当課に組立てをある程度任せていくということになります。しかし大事なところについては実際に事業を展開して申請するというそういった大事な部分についてはしっかり相談を受けて押さえているという状況にあるわけでございます。これからもそういったことでしっかりやらせていただきたいと考えております。

○委員長（横山一康君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） お昼になりましたからあれですけど、私これそれ言い出すと、これ早く終わりたいと思ってるんで、今の発言でいったらまた変な話でないけど議事録とかなりますよそれだったら。本当にその真意がその部分に引かかるかどうかってなったらね。それは私求めませんが、ただ町長、ある方から役場職員の方です。私のところに来ましたよ。こんなんじゃとってもしゃなくておっかなくて仕事なんてできないよと。そうでしょう担当者に見たら。だからその辺含めてこういうふうな形を少なくとも議会の中で答弁されたんです。そして内閣不一致ははっきり言ってそんなこと言ったら、国に例えたらですよ。こういうような現状の中で、私は1番心配するのはそれでなくても職員の士気をきちんと上げて仕事をしてもらうところにやっぱり町長責任あるんです。だからその知らなかったという言葉の中にも、どういう形で取り方によってはどんな形も取られるわけですから、質問されたら知らなかった。それまでだったらあれだって話じゃないでしょ。その辺、特に役場職員とのきちんと信頼関係を進めなかったらこの財政問題含めて難局は乗りきれませんから。それよく肝に銘じて考えてみてください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 承知をいたしました。しっかりやらせてもらいます。

○委員長（横山一康君） それではここで昼食のための休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○委員長（横山一康君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。

石原委員。

○委員（石原広務君） 一つ二つ確認させてください。せたな町の懲戒の手続き及び効果に関する条例、これ午前にも少し触れたんですが、この中でのパワーハラスメントに関連して、この中に心的ストレス、これでお聞きしたいんですが、職場内で上司部下の関係で仕事に関わることも含めて泥酔状態で時間関係なく夜中に部下職員に対して電話をし、叱責含めてけなすなどの行為はこういった心的ストレスの状況に追い込む可能性があるというふうに捉えられますか副町長。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今の質問でございますけれども、これ可能性としてはあるのかも
しれませんけれども十分聞き取りが必要だというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 普段の業務において業務から離れた例えば、職場ぐるみの飲食を伴っ
た席で酒を飲んだとはいえ、目の前で数度にわたって当時の上司に対して、夜の町なんですよ
馬乗りになってそういった暴力行為を働くということを目の当たりにしたときに、通常の業務
でそういった感覚で部下として仕事に従事する。それでストレスを抱えてしまっているという
状況もあり得ると判断しますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 勤務外ということだと思います。ですので、石原委員は暴力とい
う言葉でございますので、刑事事件なのかどうかわかりませんが、それが普段の業務に
影響あるかどうかということについても、これはしっかりと聞き取りが必要だと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 聞き取りをした上で、例えばそういったことを体験、あるいはそうい
う精神状態になった職員が、それなりの訴えをしたらきちんと調査も含めて町では対応する
ということに理解してよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） そのような訴えがあれば、調査案件になると思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今回の衛生センター組合の職員に対して副町長は自宅まで訪問し、そ
れなりの訴えを伺っていますが、対象になった事案は文書なりにしたのが、その訴えが盛り込
まれていないので今回のパワハラ問題にはあたらないという判断をしてしまったということ
でよろしいわけですね今回の事案に関しては。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 午前中にも答弁しましたけれども、11月27日の案件について
調査をしたということです。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 自宅へ訪問してご夫婦交えて伺ったときに、そういったことも含めて
それなりの手続きを促してはどうかというアドバイスをする立場ではありませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） その判断は非常に難しいと思います。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そういったこともセンター組合の一部事務組合、北部桧山衛生センタ
ー組合の副組合長体制を3人にしたのですから、せめて3人の副組合長でこういった事実も含
めて協議し判断材料にすべきと私は考えましたがいかがでしょうか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 繰り返しですけれども今回は11月21日の案件ということでございます。ただ今言われたことにつきましては対象とはならなかったということです。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 自宅に訪問して直接副町長もお聞きしてるようですが、それ以前に副町長がどなたからか直接聞いたことではないにしても、出るところ出るという姿勢であるという情報を私は副町長から教えていただいたんですけど、そういった状況になってもおかしくない事案だとは捉えていませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 出るところに出るというお話があったのかもしれませんが、ただ私たちの調査としては、これは繰り返しですけれども、そのような調査をさせていただいたということです。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 出るところ出ると言ったのは、副町長もこれを見ると直接聞いてますし、そういうことをそういった姿勢だと言うことは個別に副町長のほうから私に対して情報提供をしていただいたんです。ですから今回は日付からいうと特定の日にはその状況からこういうふうに至ったというふうに再三にわたってご答弁いただいておりますけど、そういう状況ではないと。それで済まされない事案だということだけはお伝えしておきます。町長、私これ以上質問は止めますけど、今の午前中からのやりとり、あるいは町長が知り得た報告を含めてこのパワハラに問題はなかったという報告に至ったことは、構成町の町長としてそれは正しかったのか、そこも含めて今の率直なお気持ちをお答えいただきたいと思います。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これあくまでも副町長が述べたように11月21日のことについて調査をして、それをまとめて報告に至ったということです。この調査については適切にやられたものと判断しております。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 確かに11月21日のことなんです、副町長の報告も。パワハラがなかったという組合議会の報告も。11月21日のことだけをもってそういう報告には至ってるです。ただ質疑の中で過去の経過、あるいは被害者の心情、気持ち、精神的ストレス、身体的疾患、そういうことも私は質疑交えてるんですが、そういった状況が秘めている中でもパワハラ問題はなかったということで町長はその考えは変わりませんか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今おっしゃられたような部分については私も承知しておりませんでした。今回の調査した部分というのは、この申出のあった11月21日の部分ということになっております。それ以外の部分については、調査をしておらないということになるかと思いません。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これ町長と副町長に抗議も含めて言いますけど。個別に聞き取りをし

てるんです。ご夫婦交えて家庭の状況、そこも副町長は知り得てるんです。前局長もです。そういう情報をトータルした中で11月21日に特化して、これは本人からそういう申入れしかなかったというふうに言うんでしょうけど、それに付随して様々なことを訴えてるんです。それを交えながら、いいですか組合長、副組合長の立場にある方々がそういった状況もあるのであれば、いや前局長通じてでもいいです。いやこういうふうに訴えるような形でぜひ提起してもらえばどうかという姿勢になるべきだったじゃないですか。うなずいていただいているので一部理解していただいていると私は勝手に解釈するんですが、今回のパワハラはなかったという結論は、これは私はもちろん納得していませんし、ご家族含めて身辺の方々には本当に批判の気持ち、批判の声も出ていますし、何よりもいろいろな理由があるにしても何かを察して、あえて何かを察してと言わせていただきますけど、被害を加えた加害者側が1度は辞職願を出して、それを受理しなかったことに対しては、かなりこれ強い批判の声が出ていますから。それに対して強い批判の声、そういうことは現に出ていますから、間違いなく町長にとことんやってくれと、伝えてくれという声も私は伺ってますので、そういった方々に町長、何かしらのコメントがあるのであれば、この場でお示ししたいと思っておりますけどいかがですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 調査の仕方がどうだったのかということについては、これは私としては先ほどから答弁しておりますように適切にやられたと判断をしております。これは当然調査の結果、この不服があれば、これは当然不服の申立てというのは受ける機関もございます。そういったことも合わせてこの当該職員にはお伝えしているものというふうに思っておりますが、いろいろな角度からそういったことを受けた職員をしっかりとケアをするといいますか、救うための手立てというのは当然あるわけでありまして、そういったことも含めて十分考えていただいたものと私たちとしては受け止めているところでございます。もちろんご本人も辞職願出されてきました。このときもよく考えて時間はありますのでよく考えて判断してくださいよという話も当然私としてはさせていただいたところでもございます。

○委員長（横山一康君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 全く寄り添った姿勢になかった。これは抗議させていただきます。これ本当に大問題ですし、今不服だったらほかに訴えろというふうに伝わるようなことを町長言ってしまうてるんです。そこは大きな過ちですし、今回の事案に関しては本当はかなり追い込まれて辞めざるを得ない決断になってしまったんです。そこだけは十分理解してください。うなずくだけしていただいているんです。一旦やめます。

○委員長（横山一康君） ほかに。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それじゃ委員長に通告しております残りの項目について質疑を進めさせていただきます。全部で32項目ございまして、終了済みは16項目、これが17項目目です。予算書81ページ、衛生センター組合負担費、項目はいろいろあるんですが、人件費、改革案、分別収集の現状等々ありますが、時間が押しておりますのでパワハラ問題に限定して質疑をさせていただきたいと思っております。委員長よろしいですか。

○委員長（横山一康君） 続けてください。

○委員（菅原義幸君） 昨年12月4日開催の政策審査特別委員会における私の質疑に対して副町長は、いじめた職員からの退職願が出されていることを認めております。この事実を認めますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） そのとおりです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） このときは、いじめた側からも退職願が出されているということを明確に認めているわけです。その上で町長はパワハラがあったことを認めているわけです。町長に確認を求めたいと思います。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これはパワハラがあったかどうかというのは、これは調査をしていかなければ結論は出ないものというふうに思っておりますので、この退職願が出た時点でそういうことを言ったかどうかというのは、これはそういうことはなかったのではないかとこのふうには感じております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私会議録持ってきております。昨年12月4日です。これは第13回政策審査特別委員会であります。本当は皆さんに配付すればいいんですが、時間かかりますので手元にある会議録を朗読させていただきます。48ページであります。菅原の質疑です。私過日の議会で、私の質問に対する理事者答弁は、パワハラはないという答弁だったんです。ところが、その後1件ありましたという答弁に改められたわけです。こういう質問してるんです。それに対する町長の答弁です。結果としては、このパワハラの問題というのは、解決できていないというふうに思っております。内部で私たちの目の届かないところにおいて、そういう事実があったということは認めなければならないというふうに思っているところでございます。答弁してるんです。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 確かにそういう言い回し、この目の届かないところにおいてそういうことがあったというふうに認めなければならないという言い回しはしてございます。ただ最終的にきちんと判断をする必要があるということから、これはやはり調査をして確定しなければならないというふうには感じております。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） つまりそういう誤魔化しを長々長々とやったわけです。議会で答弁したんです町長。これは町長得意の議会軽視です。私に対して一旦そういう答弁をしておきながら、私に何の断りもなくその後ひっくり返してるんです180度、けしからんじゃないですか。49ページもちょっと紹介しておきます。いじめられている側の苦しさ、屈辱感、受けた深いダメージということについて町長が理解できているのかどうかということを私はお尋ねしました。中段以降であります。町長はこう答えてるんです。実態をよく理解していなかったとい

う点については申し訳ないというふうに思っております。決してこういうことがあってはならないという強い気持ちを持っているところでございます。今回の件につきましては、しっかり対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。ここまで言ってるんですよ町長は。今回の件につきましては、決してこういうことがあってはならないという強い気持ちでしっかり対応していきたいというふうに思っていると。パワハラあったこと認めてるんです。なんでひっくり返っちゃうんですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これまで副町長のほうからもお答えをしておりますが、実態をよく調査をするということは、これはやらなければならないことということで、実態を調査をさせていただいたところでございます。その結果は先ほど来、答弁を差し上げているところでございます。決してこういうことはあってはならないということはこれは常々思っているところでございます。そういったことで今後におきましても、そういう目配り、職員の指導の徹底というものに努めていかなければならないと強く思っているところでもございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 誠に支離滅裂な答弁なんです。今までの町長の答弁、随分酷い答弁してるなと思いましたが、今の答弁もひどいです。だってパワハラがあったということを認めた上で、その内容を調べるという答弁したんです。パワハラがあったかどうかわかりませんと。あったかどうかについて調べますという答弁してないんです。何でそこを誤魔化すんですか。そんな簡単なことを私誤魔化されるつもりございませんから。それで私は町長が今回の件につきましてはしっかり対応していきたいというふうに考えているところでございますという答弁に対して次のように述べてるんです。今回の対応なんかは手後れでしょうと。だって1人はもう1月に新しい職場に行くっていうんだし、これはもう1人終わっちゃってるわけです。もう1人はもうすっかり体調崩してるっていうんですからと、もう1人はもうすっかり体調崩しているっていうこのもう1人は石原委員が一貫して取り上げてる問題なんです。で今聞くといじめたほうも退職願を出したっていうんでしょう。手後れだって私言ったんです。このやりとり町長認めますか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） このやりとりは確かにございました。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もうこれだけで普通は結論出るんです。出ている事実をひっくり返えそうとするところに今度の理事者の乱暴なやり方があるなと思います。まずいですよねこういうことをやられちゃったら。私は1人の議会人としてこれは絶対に認めません。こんなこと否定されるのであれば、どんなことが起きたって町長の一言でなかったと、調べてみたら違ってたということになりますから、これはきちんと究明をさせていただきたいと思っております。それで具体的に話を進めたいと思いますが、先ほど来問題になっておりますところの12月2日、副町長が当該職員を訪問したときのやりとりについて詳しい情報を入手しておりますので一つ一つ副町長に確認をさせていただきたいと思っております。よろしいですね。副町長はこの日、

当時の衛生センター事務局長と2人で出かけて行っております。時間としては午後6時だと思います。まず時間の確認をいたします。いかがですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） その時間だったと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それでいきなり副町長、冒頭で謝罪してるんです。入手した情報によりますと、早速なんだけれども、このたびはいろいろとご迷惑かけて本当に申し訳ないなと思っているんだけれども、落ちついているかいと。こういうところから会話始まってます。いかがですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 体調崩されて休んでるという状態だったと思います。ですのでそういう声掛けをしたということです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 体調崩して病院に行ってるということを認識していたわけですか。そうでしょ。何で体調崩したと思いますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） これは先ほども申しあげましたけれども11月21日、令和7年度の予算見積書の作成が未提出、それとセキュリティ上の庁内ネットワーク、これ先ほど申しあげましたけれども、そこで叱責というようなことで体調崩したというふうに理解しています。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで体調崩して通院してるわけですか。ちゃんとわかってるじゃないですか。そのあと副町長こう言ってるんです。いろいろ見せてもらったりして、主幹から、これはパワハラをしたとされる相手方の役職です。主幹からの聞き取りを見ましたら、顛末書を出してもらって見ましたら継続的に随分いろいろ言われたのかなって判断をしているんだけれども、そこまで言ってるんです。11月21日の行動を切り取ってパワハラかどうかという判断をしたんだとおっしゃってるけれども、継続的に随分いろいろ言われていたんだと判断してるんだってあなたおっしゃってるじゃないですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 確かにそのような発言をしたんだという、これは録音されたかどうかわかりませんが、そのような発言だということだと思いますけれども、そのことがパワハラかどうかという判断は私はそこではしてないと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） パワハラかどうかという判断したって私言ってないんです。語るに落ちるってことです。そういうことをおっしゃったんじゃないですかという発言したことが事実かどうかという確認しか求めてないんです。したんですか、してないんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） したと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それじゃもう少し続けます。副町長は当該職員に続けてこうおっしゃってるんです。パワハラを受けたんだという思いでいるのであれば、届出っていうのかな、それを出してもらうことが1番解決になるのかなというふうに考えている。届出を出せということ促しているわけです。促した事実を認めますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 促しました。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで促した結果、相談整理簿っていうのがしたためられているんです。これは衛生センターの内部の書式だと思いますが入手しております私は。紹介したいと思います。相談日時12月2日、午後6時から6時30分まで、相談を受けた職員、副組合長、事務局長、対面だって言うんです。指名、所属書かれた上で被害者という立場だとなっております。問題は内容なんです。ハラスメントの種類（パワーハラスメント）こうなってます。そこで申し上げたいのは相談内容なんです。以前から主幹から仕事に対する叱責を受けていたが11月21日、木に、新年度予算、見積書の作成が進んでいないことなどで強い口調で叱責され精神的な苦痛を受ける、体調が崩れたと。パワーハラスメントとして取り扱ってほしい。こうなってるんです。この相談整理簿によりますと以前から仕事に対する叱責を受けていたがという大前提があるんです。このことを認めますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今お持ちの資料は内部資料だというふうに思うんですけども、どんなふうに手にされたかわかりませんが、以前から叱責されたということですから聞き取りの中でそういう発言があったというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 聞き取りの中での発言でなくて、作成された公文書として相談整理簿の中に明記されているってことなんです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） そういうことになると思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうしますと何で以前から仕事に対する叱責を受けていたという相談内容であるのに、そこを全部切捨ててしまって11月21日に強い口調で叱責された問題だけを判断したんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 以前からの強い叱責というのがパワハラに当たるかどうか、それはもう2度にわたる面談の中で確認をして、11月21日というふうに決めたといいますか、そのような処理をしたところなんです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 苦しいんです。誤魔化しでしょそれ。面談以前に整理簿の中で以前か

ら主幹から仕事に対する叱責を受けていた。それで11月21日に繋がるわけですから、これが出発点でしょ。それを何で面談の中で否定するんですか。その面談がパワハラです。被害者にそういうことやっちゃいかんと思います。あくまでも相談整理簿に基づいて全面的な調査をしなければならんです。パワハラの調査について手落ちがあったんじゃないですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） これは午前中にもお答えいたしましたけども、11月21日、パワハラに当たるとの相談がございましたので、それについて調査をしたということです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もう一遍言います。以前から主幹から仕事に対する叱責を受けていたがという前提条件があるんです。その前提の上に11月21日に強い口調で叱責され精神的な苦痛を受け体調が崩れたと。これ全体的、一体的な評価をしなければおかしいじゃないですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ですので面談の中でそれらも含めて判断をさせていただいて、11月21日パワハラにあたるとの相談ということで処理をしたところです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 論理破綻してるんです。だって11月21日以前からいろいろいじめられてましたっていう相談をしているのに何でそれ切り捨てるんですか面談したときに。面談の仕方に間違いがあったってことでしょ。そんな面談ありますか。片手落ちなんです。長いこと被害を受けてる事実を全部切捨ててしまって、11月21日だけ特化してあったかないかってそういう面談の仕方自体に根本的な誤りがあると思います。それを午前中から何の恥じらいもなく何度でもよくあなた繰り返しますね。間違ってたと思いませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 間違ってたかと思いませんかということでございますけども、十分な確認の上で結論を出してございますので間違っていないと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） あんまりじょっぱないほうがいいです。だって今やりとりしただけでも片手で落ちたというのが明らかじゃないですか。だって本人の相談内容は、以前から主幹から仕事に対する叱責を受けていたがという大前提があるんです。たった1回だけしかられて、それで精神障害者になりますか。精神的に病みますか。めちゃくちゃな答弁でしょう。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） お手元の資料の中に叱責というのはそれは本人が受けたことだというふうに思うんです。ですから何回も繰り返しになりますけども、面談の中でそういったことも確認をさせていただいてパワハラはなかったという結果になったところです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 前段のやり方に問題があるんです。副組合長2人でやったんですよ。密室の中ですよ。完全な力関係あるんです。そこで一方的に言われたらはいそうですかって言うよりしょうがないじゃないですか。面談のやり方に問題があるんです。一方的でパワハラの

面談にすぎなかったと、これは指摘しておきます。次に進めます。11月22日の診断書、これちょっと申し上げます。こういう内容になってるんです。不安、抑うつ状態、これが傷病名です。いいですか、不安、抑うつ状態、これは11月22日に当院を初診、上記診断書にて令和6年11月27日から同年12月31日まで通院治療及び受託療養を要するものと認める。申し上げておきますが、これは函館メンタルクリニックの医師の署名です。たった1回、21日に言われただけで翌日に病院にかかって不安、よくうつ状態という診断書出てきますか。しかも11月27日から12月31日まで通院及び自宅療養を有すると。これ大変な病気です。これについてどう思いますか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 医師の診断に基づいた治療方針というふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 医師が不安、抑うつ状態だという診断してるんです。しかも11月27日から12月31日まで1カ月以上、通院治療及び自宅療養を要するんだとこういう診断下してるんです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） これは繰り返しになりますけれども、11月21日の叱責が原因だというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 11月21日の叱責で要するに不安、抑うつ状態になっている。11月27日から12月31日まで通院治療及び自宅療養を要するという診断書をもらったわけでしょ。これでパワハラがなかったんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本人との面談の中で確認をいたしましてパワハラがなかったという結論になりました。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それのパワハラだって言ってんです。本人は納得してないんですよ何にも。絶望感を感じただけです。もうこの人たち何言っても取り上げてもらえないんだと。この苦しい状況とその思いは通じないんだと。全面的な絶望感にしたっていうんです。そういう面接やったんです。私が両副町長のパワハラがそこにあると判断してます。もう少し話を前に進めますが、副町長、診断書何通見ましたか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） この本人のに関わっての診断書は2通見ってます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 2通目の内容を言ってください。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 1通目が十二指腸潰瘍だったと思います。2つ目が今の不安、抑うつ状態の診断書だと思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 2通とも見てるんですね。いいです手間省けました。1つ目の問題に次に移ります。1つ目は十二指腸潰瘍だという傷病名だと。これは改めて確認させていただきますがよろしいですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 十二指腸潰瘍です。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 内容を紹介しましょう。これは函館医師会病院の診断書なんです。診断書日時は昨年7月16日、その診断書にはどう書いてあるかといいますと、傷病名、十二指腸潰瘍、上記傷病にて2024年、7月10日より約2週間の入院加療要すると。どう思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 退職されて、診断書のとおり治療に専念してるというふうに思ってます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 十二指腸潰瘍というと神経性のものなんです。それで神経性のもので体調崩して7月段階で2週間入院してるんです。11月には11月27日から年内いっぱい通院加療自宅療養するという診断書出てるんです。これ2通、診断書を出した医療機関は別々ですがワンセットです。同じ人間に対して半年間に2通も出てるんです診断書が。この事実を副町長はどう思います。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 理由としてわかりませんが、体調を崩されたというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だって理由をはっきりしてるでしょ。以前から主幹から仕事に対する叱責を受けていたっていうんですから、その上で2通出してるわけでしょう。ワンセットじゃないですか。何で1通の診断書に基づく調査しかしないんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 記憶が定かではありませんけれども、面談の中ではそういったことも本人とのやりとりがあったと思ってます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 面談の話をしてないんですよ私は。面談なんか密室の中でやって力関係が圧倒的に違う2人を相手にして被害受けて抑うつ状態なんです。抑うつ状態になってる方が正当な答弁できると思いますか。だからパワハラ面接をやったんだから正解の答えなんか出てこないんだって言うてるんです。ただ一つ言えることは相談整理簿の中に以前から南谷主幹から仕事に対する叱責を受けていたと。この事実です。その上で11月21日に強い叱責をされた。以前から仕事に対する叱責を受けていた一つの証拠として十二指腸潰瘍の診断書を

提出したわけでしょ。あなた方受け取ってるわけです。そして11月21日に受けた叱責は翌日、不安、抑うつ状態という診断書が出てると。だから全部ワンセットなんです。なんで一つだけに限定してパワハラでないという答えになるんですか。これは町長にお尋ねしますが、こんなやり方で正確に調査したと。調べてみた結果パワハラではなかったと、そういうふうになるんですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これはご指摘のようにパワハラを疑われる案件ということで調査を実施したところでございます。その調査の過程での話に今なっておりますが、副組合長2人で調査をなされたと。これにつきましては、私としては適切に調査をされてまとめられたものというふうを受け止めてたところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員ちょっとお待ちください。先ほど固有名詞が1回出ましたんで、そこについて取消しという措置をとらせていただいでよろしいでしょうか。取消しの措置をとらせていただきます。質問を続行します。

○委員（菅原義幸君） それで町長、思うということだけではダメなんです。思うっていうんなら100回でも200回でも思うという答弁繰り返せばいいわけですから。このような在り方について町長が正確にどう認識し、判断するかというあなたの主体性が問われてるんです。そこに基づいてきちんともう一遍答えてください。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 調査結果の報告書につきましては、そのとおりでというふうを受け止めたところでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） もう少し紹介しておきます。これは12月2日のやりとりなんですけども、副町長との会話でここまで発言してるんです。副町長です。審査してこれがパワハラだということになれば主幹に対して改善を求めるし、あるいは処分というところまでいくと思えますと。懲戒処分審査委員会というところで審査することになります。懲戒処分審査委員会で審査したんですか。実際やってんのは副町長2人で。いいですか、衛生センター組合に懲戒処分審査委員会はあるんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 衛生センター組合は懲戒処分審査委員会ございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 懲戒処分審査委員会でどういう審査したんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 懲戒処分審査委員会に行くまでの調査ということでございましたので、パワハラに当たらないという結果でございましたので懲戒処分審査委員会は開いてございません。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 結局やってないんです。これ嘘言ってるんです。懲戒処分審査委員会

というところで審査することになりますとおっしゃってるのに、2人の副町長が面談ただけで審査委員会開かなかったということなんでしょ。おかしいじゃないですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 調査の結果、パワハラと認められるのであれば懲戒処分審査委員会を開くことになりますけれども、パワハラはなかったという結論でございますので懲戒処分審査委員会を開かなかったということです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 手続的に間違いなんです。訴えが出ているのに2人の副町長が握りつぶしたことになるんです。2人の副町長に握りつぶす権利権限ありますか。審査委員会にかけなきゃならんでしょう。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 私の考えといたしましては、このハラスメントに関わった結果によって審査委員会が開かれるようなことになると考えています。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それが被害者に対する権利侵害なんです。被害届出てるんだからきちんと審査委員会にかけなきゃいけないじゃないですか。こういう事案があつて審査対象になるかどうかという審査は、その委員会でやればいいんです。審査対象になるかならないか、なるとすればどの程度の処分なのか。それを2人の副町長がならないんだって蹴っちゃうというのはこの申立てを握りつぶしたということになるんです。町長そう思いませんか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 考え方の違いかもしれませんが、通常、懲戒処分審査委員会を開かれる場合には、その事案、懲戒処分に値する事案として決定してからということになります。懲戒処分審査委員会で処分すべきか、すべきでないかということにはなっていないということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 高橋町長先頭にして誤魔化しですもんね。誰決定したんですかこれは。誰が決定したんですか。どこの決定機関で決定したんですか。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これは先ほどほうから申し上げてるとおり、副組合長が調査してパワハラとして認定できるかどうかということ調査したということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 調査するのは結構です。決定できるんですか。2人の町長が決定権握ってるんですかということ聞いてるんです。

○委員長（横山一康君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 調査をして当然、それがパワハラということになるのか、ならないのかという判断は当然されるものというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

- 委員（菅原義幸君） だからその判断の決定権はどこにあるんですか。
- 委員長（横山一康君） 高橋町長。
- 町長（高橋貞光君） その報告書をもって最終的には組合長が判断するという事になるろうかと思います。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） そうしましたら組合長判断する前に結論2人で出したんじゃないですか。
- 委員長（横山一康君） 高橋町長。
- 町長（高橋貞光君） ですから調査は2人の副組合長がやられたということで、それをまとめてこのパワハラにあたらぬということに私のほうに報告があったと。私のほうでは、それを受理したということになります。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） 要するに理事者ぐるみで潰したことになるませんか本人の申立てを。何の決定権も何もないんです。審査委員会を開いてないんです。闇から闇でこれだけ悲鳴を上げている被害届を無きものにしたってことじゃありませんか。
- 委員長（横山一康君） 高橋町長。
- 町長（高橋貞光君） そうはならないというふうに思います。これはパワハラであるかどうかという調査をすると。その結果においてパワハラにはこのケースはあたらぬと判断をしたということで報告を受けておりますので、当然、調査した段階で判断がなされると。決して懲戒処分審査委員会で判断をするべきものではないと。懲戒処分審査委員会というのは、その処分について処分の程度を審査するという事であるというふうに思っております。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） 今の話でいきますと、高橋町長が組合長やってる北部松山衛生センター組合では、どんな被害やどんな訴えをしても両町の副町長が調べてパワハラでないよって言えば一切お咎めがなしということになるんです。自分で何をしゃべってるかわかりますか。何でもきちんとオープンなルールでやらないんですか。行ったり来たりラリーになりますからもう少し話を進めておきます。副町長は11月2日、当事者にこう言ってるんです。懲戒処分審査というところで審査することになるってはっきりおっしゃってるんです。それで当時はこういうことを言ってるんですその次に、やはり一番堪えたのは4、5年前にあった電話でさんざん貶されたと、酔っぱらって電話して本人は酔っぱらっていないというんですけども、それが一番パワハラだと思ってるんです。副町長あなた直接会話してこういうことをしゃべってるんです記憶にありますか。
- 委員長（横山一康君） 佐々木副町長。
- 副町長（佐々木正則君） そういうやりとりがあったと思います。
- 委員長（横山一康君） 菅原委員。
- 委員（菅原義幸君） そうしましたらいいですか。本人は一番堪えたのは4、5年前の酔っぱらってしてきた電話だって言ってるんです。それはパワハラだと思っていると。この文面の

中に以前から主幹から仕事に対する叱責を受けていたという概念の中に包括されるんです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 4、5年前ということでございます。はっきりとした日時ではたしかなかったように記憶しております。ですので確かにそういったことがあったんだというふうに思いますけれども、決めつける上での日時ですとか、そういったものははっきりございませんでした。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや日にちなんか私言ってません最初から。最初から1番堪えたのが4、5年前にあった電話でさんざんけなされた。酔っぱらって電話して、本人は酔っぱらっていないと言うんですけど、それが1番パワハラだと思っているんですけど。きちんと聞き取りしてるじゃないですか。2人の副町長で聞き取りする前にここまであなた聞き取りしてるんです被害者本人宅まで行って。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） そういうやりとりがあったというふうに思ってますけれども、それらも含めてこれ繰り返しですけども、午前中に申しあげました職場におけるパワハラ3要素、こういったものに照らし合わせて判断をいたしました。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 今それらを含めてっておっしゃいました。聞いてましたか。

○委員長（横山一康君） ちょっと私は聞き逃しました、ごめんなさい。

○委員（菅原義幸君） だって先ほどは、それは全部切り捨てたって言っているんです。11月21日の問題に限定して判断したって言っているんです。時間来ましたから休憩を入れてもらいたいと思うんですが整理させてください。答弁に齟齬があります。

○委員長（横山一康君） 理事者側に申し上げます。ただいま私はちょっと聞き漏らしてしまったんですけど、前の答弁と今の答弁以前からということと、含まれるというようなところ一旦整理していただいて休憩後また答弁していただければと思います。

それでは2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町側の答弁を求めます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ちょっと説明が大変申し訳なかったんですけども、午前中にも申しあげましたけれども、職場におけるパワハラ3要素、これは1つ目が優越的な関係を背景とした言動、2つ目が業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、3つ目が職員の就業環境が返される言動、これらに照らし合わせまして結論を出したということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私そんなこと聞いてません。午前中は11月21日の問題に限定して判断したんだとおっしゃったんです。先ほどは私が申しあげましたように1番堪えたのは4、5年前にあった電話でさんざん貶されたことだと。これは酔っぱらっです。これに対してそれも含めて審査しましたと。だから矛盾してるんじゃないかって言ってるんです。副町長、人が聞いていること答えないで何で関係ないことを答えるんですか。真面目にしてください。これは公開された議会中継なんですから、ふざけた答弁しちゃいかんです。いいですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 真剣に答弁してるつもりでおります。まず面談の中ではそういったいろいろなお話があったんでしょうけれども、これは11月21日の件について聞き取りをしてパワハラがなかったという結論としたところです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ですから先ほど4、5年前の夜中に酔っぱらってしてきた電話、これが1番堪えたって言ってるんです本人は。これはパワハラだと思ってるということ言ってるんです。副町長はそういう会話を12月2日に聞いてますとおっしゃったんです。何でそれを含めて全体を判断したのかって、それも含めて判断しましたって。だから矛盾してませんかかって言ってるんです。どっち本当なんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 相談があった11月21日の案件として面談をしてございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） そうすると先ほど休憩前におっしゃった4、5年前の電話、これは含めなかったということなんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ご本人の記憶では4、5年前ということですから日時まで確認ができなかったということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私は日時を確認したか確認してないから聞いてません。真面目にやりませんか。ふざけるにもほどがあると思います。私が聞いているのは4、5年前にパワハラだと思ってるというその事案も含めて一体的、全体的に評価したのかって聞いているんです。それともそれらは全部切り捨ててしまって11月21日の言動に限定して判断したのか、両方発言してますからどっちも本当だって、だからどっちが本当なんだと聞いているんです。同じことを何回しゃべらせるんですか副町長。真面目にやってください。町長、きちんと副町長注意してやってください。私の質問に答えてないんです。わかるでしょ聞いていて整理してください。

○委員長（横山一康君） 大丈夫ですか。11月21日に限定しているのか、全体的なのかというそこをはっきりお願いします。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 申し訳ありません。11月21日に限定してのことです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから片手落ちですよって言うんです。今回のパワハラは11月21日に起きて、それで病気になったという単純なものでないんです。歴史があり、経過があり深く病んで7月段階で抑うつ状態に陥ってしまって、なおかつ11月21日に決定的なダメージを受けたと。こういう一連の流れの長い過程でのパワハラ行為なんです。何で11月21日に限定してパワハラではありませんということになるんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 繰り返しになりますけれども、相談があったのは11月21日です。この件について面談をし結論を出したところです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 11月21日っていうのは、以前から主幹から仕事に対する叱責を受けていたが、11月21日というふうに流れてるんです。何でこの相談整理簿全体を判断しないで切り捨てて特定の日だけに限定するんですか。これ先ほどから何回も質問してるんです。真面目にやりなさい副町長。あなたいいかげんにしなさい。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 本人からの訴えというのは11月21日でありますので、それに基づいて面談をさせていただいたということです。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 11月21日、正式には12月2日ということになるんでしょうが、11月21日の前提条件があるんですよ訴えの中には。委員長これすみませんが委員の皆さんにこれ出しますから、委員長のもとに届けてありますから皆さんに配ってもらえませんか。これはわからないところで議論してもやむを得ませんので配付願います。

○委員長（横山一康君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時31分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

委員の皆さんに申し上げます。ただいま配った資料は非常に個人のプライバシー、黒塗りにさせていただいておりますが、かなり個人のプライバシーに関することが出ておりますので取扱いについては十分に気をつけていただきたいと思います。

質疑を許します。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それで相談整理簿というのをご覧ください。この中段のところにハラスメントの種類について記載されております。もう一遍読み上げます。相談内容、以前から主幹から仕事に対する叱責を受けていたが、これ明記されてるんです。その流れの中で11月21日、木に新年度予算、見積書の作成が進んでいないことなどで強い口調で叱責され精神的な

苦痛を受け体調が崩れたと。パワーハラスメントとして取り扱ってほしいと。つまり以前から叱責を受けていたということが前提条件になってるんです。これ切り捨てて何で11月21日だけ評価するんですか。本人の訴えを特定部分だけ切捨て特定部分だけで判断したと。これ間違った判断になりませんか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 特定部分を切り捨てたというふうには思っておられません。面談の中で様々なお話をさせていただきました。これは聞いてないというふうに言われるかもしれませんが、4、5年前というふうなあやふやな記憶でございます。ですので、そこはおそらく日時を特定できないというふうなことだったと思います。それとそのときにそのようなことがあって例えば上司に相談ですとか、そういったこともなかったようでございます。ですので面談の中では11月21日に特定をしたということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 過去にパワハラを受けたという事実を訴えているように、日時が特定できないからそれはなかったことにするということなんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 日時が特定できなかった、なかったことにしたというつもりはございませんけれども、そういったこととでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） なかったことにしてるでしょう。何でなかったことにするんですか。4、5年前という時期を特定してるんです。年単位ではあるけれども。これ明確に決まってるわけじゃないですか、月日は特定してないけれども4、5年前から私受けてるんですってパワハラを。なんでこの事実を切り捨てるんですか。もう1回言います。このパワハラが1番きつかったっていうんです。やっぱり1番堪えたのは4、5年前にあった電話でさんざんけがされた。酔っぱらって電話して、本人は酔っぱらっていないという言うんですけどそれが1番、それはパワハラだと思ってる。この1番パワハラだと思ってるという4、5年前の事実を何で切り捨てたのかって言ってんです。いや副町長真面目に答弁してください。口先でその理屈にならない理屈で否定するっていうのは、いや私はやっちゃなんと思いません。副町長としての適格性を欠くってということにとどまらず、公務員としてどうなんですか。それ以前に人間としての誠実さというものをあなたは持ってるんですか。真面目に議論しましょう。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） ですから私としては真面目に答弁させてもらってるつもりでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） いや答えてないんでしょまた。真面目か真面目じゃないかというふうにしり替えてるでしょう。4、5年前に受けた最大のパワハラだと思ってる事実を何で切り捨てたのかと聞いてるんです。切り捨てた理由をおっしゃってください。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 確かに本人からはそういうことなのでしょうけれども、それが受け止め方として本人はパワハラきつかったということでございますけれども、それが業務上のパワハラになってるのかどうか、そんなことも面談の中でたしか確認をさせていただいたというふうに思っています。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） どんなふうに確認したんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） おそらくといいますか、パワハラではないという確認で終わってると思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） パワハラだと訴えてるんですよこれ。パワハラだって本人が訴えてあなたもそのことを耳に入れて受け止めてるんです。それが2人の副町長で面談したらパワハラでなかったというふうに何でなるんですか。1番のパワハラだというその問題がなぜ消えるかってことです。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） それは受け止め方だというふうに私は思っています。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 受け止め方は1番のパワハラだというふうに受け止めたっていうんだから、受け止めた本人がパワハラでなかったということ納得したんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 面談の中では納得したと私は思っています。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） それこそパワハラでしょうよ。訴えを何で否定させるんですか。パワハラがあったんだねという事実でいいじゃないですか。だから2人の副町長がパワハラだという訴えを潰したことになるんです。7月に十二指腸潰瘍を患った事実、これもなかったことにするんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） その原因はちょっとわかりませんが、治療されたんだというふうに思います。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） ちょっと最後聞き取れませんでしたから、もう1回はっきりおっしゃってください。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 十二指腸潰瘍の件につきましては、それはその当時の体調不良というふうに思いますけれども、あくまでも11月21日の案件ということでございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 11月21日の案件じゃないんですよ私が言ってるのは。7月10日

より2週間入院加療を要するという十二指腸潰瘍の診断書をご本人は組合に出してるんです。これは被害届として出したものなんです。何で否定するんですかって言ってんです。こういうものに正式な判断しなけりゃ本人の訴えがどこに届くんですか。握りつぶしたんですか。

○委員長（横山一康君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 握り潰したという思いはございません。診断書によって病気休暇だというふうに思ってます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） だから病気の休暇になった原因として以前からいじめられておりましたって言うわけでしょ。そのことを整理表の中で言ってるんです。以前から主幹から仕事に対する叱責を受けていた。受けていた中で十二指腸潰瘍になって2週間の入院加療もしなきゃならんと訴え出してるんです証拠書類を持って。何で否定するのかって言ってんです。ちょっと意見調整させてください。こんな沈黙されたら困りますから。

○委員長（横山一康君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

答弁調整のため3時まで休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時00分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

質疑を続けます。町側の答弁を求めます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木正則君） 時間をいただきましてありがとうございます。今金の副町長にも確認しながら答弁を差し上げたいと思います。まず11月21日の件でございますけれども、これは何回も申し上げてますけれども、令和7年度の予算見積書の作成が遅れ未提出だったこと。それからセキュリティー上、庁内ネットワークから切り離され切り離され、職員は使用しないこととされていたパソコンを無断で庁内ネットワークに接続し予算見積書を作成していただくと。この2点について叱責を受けたということで相談がございました。それで面談を開始するにあたりましてまずこの確認をしたと同時に、このほかに案件としてないのかということを確認をいたしましたら、本人は特にございませんという返事でした。ただそのあと何年前電話でやりとりがあったということで、これもその内容については記憶はあやふやだということでございまして、相手方主幹に確認をいたしましたけれども、これもよく覚えてないというようなことのでございましたので、こういったことを証明できるような状況ではございませんで

したので、これは入れてないということでございます。それから十二指腸潰瘍でございますけれども、このときにつきましては新たな業務担当ということで本人には相当のプレッシャーがあったようでございます。ですのでパワハラが起因になるのか、あるいは新しい業務担当になってのことなのかというようなことで言い切れるような状況がまずなかったというふう聞き取りの中で判断をしたところでございます。聞き取りについては以上でございます。ただこの状況につきましては1月28日に本人に結果を告知いたしましてパワハラはなかったという説明をいたしました。その上で不服があるのであれば公平委員会に申し入れるということとはできませんという説明をして終わってございます。

以上でございます。

○委員長（横山一康君） 菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 午前中の説明と全然違うんです。これは会議録精査を求めたいと思います。今日この場面では間に合わないでしょうが会議録精査を求めたいと思います。

だって午前中は11月21日に限定して判断をしたと何度も明言してるんです。それが問い詰められていって今3つを判断したんだなんていう全く異なる説明を平然としてるわけです。いいかげん過ぎます。どっちが本当なんですか。要するにやってることでたらめだっていうことなんです。私はこれは、我がせたな町議会としては通らない答弁だということを申し上げておきたいと思うんです。念のため反論だけしておきますから、記憶があやふやで4、5年前の話をないがしろにしてますよね。本人はそれが1番答えたと副町長に言ってるんです。これは12月2日に行ったときにはっきり言ってるんですから、それこそあなたのほうの記憶が曖昧なんじゃないですか。こういうことがパワハラの問題として切実に本人が訴えている事実をないがしろにしてはダメです。それから十二指腸潰瘍パワハラが原因かどうかわからん。あと何がありますか。新しい仕事が、新しい部署がと言いますが、新しい仕事、新しい部署でいちいち十二指腸潰瘍やられてですよ。これ2週間の入院加療を要すると。そういう診断書パワハラ問題で訴えたとき出しますか。扱い方が不真面目です。それで私はあと今日、午後5時、あるいは明日午前中くらいまでかかればきっちり詰めることできるなという確信を持っています。まだまだ質問材料を用意してるんですから。3分の1くらいまでですよ。今たどり着いてるのは。まだありますから。ただ委員長にご相談申し上げたいんですが、今日5時までかけたり、明日午前中かけたりしますと今臨時会の会期中では令和7年度の本格予算上がりません。まだ私16問抱えてますから質疑、特別会計で8本抱えてます。そうするとこのまま突入してパワハラ問題に決着つけるとすれば本格予算、明日中には仕上がらないというのは必定であります。それは私の本意ではありませんから、これは留保をすべきタイミングかなというふうに思いますが、無条件で留保したり、無条件で取りやめたりすることはできませんの、適宜、議員の皆さんとご相談を申し上げたいと思いますので、委員長のほうから議長に取り次いで適宜協議する場面を作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（横山一康君） ただいま菅原委員の申出ですが、私も何とか会期中に採決ということは委員長として大事な仕事だと思っておりますので、このあとの進め方、皆さんと協議したいと思っておりますので、まずは議長と相談してまいりたいと思います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分
再開 午後 3時11分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま平澤議長と協議をしましてまいりました。これからの予算審査の進行について議員皆様と協議をしたいというようなことになりましたので、議員皆様、大変申し訳ありませんが全員協議会を開きたいと思っておりますので第1委員会室にお集まりいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分
再開 午後 4時04分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

菅原委員。

○委員（菅原義幸君） 私は通告済みの質疑につきまして、今議論している問題を含めて留保します。その質疑権はしかるべき場所においてしっかり保障していただくということを前提にして留保したいと思います。

以上であります。

○委員長（横山一康君） ほかないでしょうか。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） これをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終わります。

これより討論を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 私は令和7年度一般会計予算に反対をいたします。討論については本会議で述べさせていただきます。

○委員長（横山一康君） 次に賛成討論を許します。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私は、ただいま審議を終了しました一般会計につきましては賛成の立場で討論させていただきますが、それは本会議で具体的な発言をさせていただきます。

○委員長（横山一康君） ほかに反対討論ありますか。

（「なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 討論を終わります。

これより議案第1号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立する者あり)

○委員長（横山一康君） 起立多数です。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時10分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第2、議案第2号令和7年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。各会計予算案概要説明資料により内容の説明を求めます。

濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） それでは概要説明資料の5ページをお開き願います。令和7年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算案についてご説明いたします。

歳入歳出予算総額は10億7,994万8,000円、前年対比では6,995万3,000円の減、率にして6.1%の減となっております。

はじめに歳出の主なものからご説明いたします。1款総務費で予算額4,289万1,000円、人件費や国保システム、徴税等に要する経費でございます。

2款保険給付費で7億6,940万4,000円、療養給付費や高額療養費などの給付に係る経費でございます。

3款国民健康保険事業費納付金で2億5,501万5,000円は、財政運営の主体となる北海道への納付金でございます。

4款保健事業費で1,056万円は特定健診や各種がん検診などに要する経費でございます。

7款諸支出金で101万円につきましては保険税の還付金などでございます。

次に歳入の主なものについてご説明いたします。1款国民健康保険税では一般被保険者に係る保険税で1億8,614万1,000円を見込んでおります。

3款道支出金では7億9,504万円、主なものは保険給付費等交付金、普通交付金で歳出2款保険給付費を賄う財源となります。

5款繰入金では9,534万3,000円で、基盤安定繰入金のほか、人件費等に係る一般会計繰入金の法定分として計上してございます。

7款諸収入では334万7,000円、特定健診個人負担金のほか、システム更新に係るデジタル基盤改革支援補助金306万4,000円を加え国保会計の収支の均等を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。
（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第2号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

○委員長（横山一康君） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。
整理番号第3、議案第3号令和7年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
内容の説明を求めます。
濱口町民課長。

○町民課長（濱口善秋君） 6ページをご覧ください。令和7年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算案についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算額は1億7,947万6,000円、前年対比では191万9,000円の減、率にして1.1%の減となっております。

はじめに歳出の主なものからご説明いたします。1款総務費で予算額682万6,000円は事務費及びシステムや徴収に係る経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1億7,038万2,000円、広域連合へ納付する事務費及び保険料等負担金でございます。

3款保健事業費で186万6,000円は後期高齢者健康診査に対する一般会計への繰出分でございます。

次に歳入の主なものについてご説明いたします。1款後期高齢者医療保険料では、広域連合が過去の収納実績をもとに試算した1億1,128万6,000円を予算計上いたしました。

3款繰入金では6,382万円で広域連合への事務費負担金及び保険料軽減分に対する一般会計繰入金でございます。

5款諸収入では433万9,000円で広域連合からの健康診査等受託料などに、システム更新に係るデジタル基盤改革支援補助金214万8,000円を加え収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。
（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(横山一康君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

○委員長(横山一康君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時16分

再開 午後 4時18分

○委員長(横山一康君) 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第4、議案第4号令和7年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

中川福祉課長。

○福祉課長(中川 譲君) それでは概要説明資料の7ページをお願いいたします。令和7年度せたな町介護保険事業特別会計予算案についてご説明をさせていただきます。

はじめに歳出から主なものについてご説明いたします。1款総務費、予算額4,421万6,000円で前年度より292万9,000円の増でございます。一般管理費3,428万4,000円は人件費のほか、電算システム標準化共通化事業、電算システム保守管理業務、介護人材確保育成支援事業や介護従事者確保定住対策事業、訪問系介護サービス事業所支援事業などに要する経費を計上させていただきました。そのほか主なものとしては認定調査費、認定審査会共同設置負担金等でございます。

次に2款保険給付費、予算額9億1,166万1,000円で前年度より1億711万1,000円の減でございます。主なものとしては介護サービス給付費が8億358万5,000円で介護老人福祉施設等への給付が主なものでございます。また介護予防サービス給付費は3,718万9,000円、そのほか利用者負担が高額になったときに支給となる高額介護サービス費、それと低所得者への補足給付となる特定入所者介護サービス費を計上させていただきました。

次に3款地域支援事業費、予算額1億3,270万8,000円で、前年度より1,614万7,000円の増でございます。要支援者への訪問通所サービス費として介護予防生活支援サービス事業費2,952万1,000円、介護予防教室や配食サービスなどの一般介護予防事業費は、交付金対象分と一般財源分を合わせて2,207万6,000円、包括職員の人件費、事務費等に係る包括的支援事業費は、社会保障充実分も合わせて6,630万2,000

円、成年後見制度支援事業や除雪サービスなどの任意事業費は、交付金対象分と一般財源分を合わせて1,441万1,000円を計上いたしました。

続いて歳入でございます。1款保険料では予算額1億3,643万9,000円で前年度より1,217万8,000円の減で65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。

次に3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款道支出金は、定められました率により算出して計上してございます。本年度につきましては3款から5款までの合計は予算額6億9,083万2,000円で前年度より7,180万3,000円の減でございます。

次に7款繰入金、予算額2億5,337万9,000円で、前年度より731万7,000円の減でございます。介護給付費繰入金は1億1,398万7,000円、地域支援事業繰入金、職員給与費等繰入金、それと低所得者保険料軽減繰入金は記載のとおりでございまして、介護保険事業基金からの繰入金につきましては2,954万4,000円を見込みまして、歳入歳出総額を10億8,915万7,000円、前年度より8,778万9,000円の減としたところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

○委員長（横山一康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第5、議案第5号令和7年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

中川福祉課長。

○福祉課長（中川 譲君） それでは続いて8ページのほうをお願いいたします。令和7年度せたな町介護サービス事業特別会計予算案についてご説明をいたします。

はじめに歳出から主なものについてご説明をさせていただきます。1款サービス事業費、予算額6,023万6,000円で前年度より466万9,000円の減でございます。せたなデイサービスセンターの業務委託等に係る事業費4,373万8,000円、高齢者グループホーム管理費は指定管理料等で467万8,000円、そのほか介護予防支援事業費620万円及び居宅介護支援事業費562万円は主に人件費でございます。

続いて歳入でございます。1款サービス収入、予算額3,602万2,000円で前年度より786万3,000円の増でございます。通所介護サービス事業収入は1,980万円、介護予防サービス計画収入は578万1,000円、居宅介護サービス計画費収入は593万7,000円、せたなデイサービスセンターの利用にかかる自己負担金収入は378万円、それと居宅介護支援事業所収入は72万4,000円を見込みました。

2款繰入金は一般会計からの繰入金、予算額2,411万3,000円で前年度より1,253万2,000円の減を見込み歳入歳出総額を6,023万6,000円、前年度より466万9,000円の減としたところでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 除雪サービスについて伺いたいと思いますけど、よろしいでしょうか。いいですよ介護サービス。

○委員長（横山一康君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時25分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

○委員長（横山一康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時28分

○委員長（横山一康君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第6、議案第6号令和7年度せたな町簡易水道事業会計予算を議題といたします。
内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは資料の9ページでございます。令和7年度せたな町簡易水道事業会計予算案についてご説明いたします。

はじめに収益的収支の右側、支出からご説明いたします。1款簡易水道事業費用、本年度予算額4億8万7,000円の主な内訳といたしましては、1項営業費用3億7,405万5,000円では、配水及び給水費として主に施設の管理経費として光熱水費や水質検査手数料、施設維持委託料を見込んでおります。総係費では、人件費及び検針等委託料などに係る経費をそれぞれ計上しております。減価償却費では、有形固定資産減価償却費として2億3,198万1,000円を見込んでおります。

2項営業外費用では2,403万2,000円を計上しております。主な内訳といたしましては長期債利子や消費税及び地方消費税を計上しております。

次に左側収入について説明いたします。1款簡易水道事業収益、本年度予算額4億150万7,000円の主な内訳といたしましては、1項営業収益1億4,196万4,000円では主に水道料金を見込んでおります。2項営業外収益2億5,954万3,000円では、一般会計からの補助金や長期前受金戻入などを計上しております。

次に下段の資本的収支でございます。

はじめに右側支出からご説明いたします。1款資本的支出、本年度予算額1億9,815万2,000円の主な内訳といたしましては、1項建設改良費1億2,122万円では、水道施設伝送装置更新工事、丹羽団地浄水場N○2取水ポンプ更新工事及び水道メーター器購入費を計上しております。

2項企業債償還金では7,693万2,000円で長期債元金分を計上しております。

次に左側収入について説明いたします。1款資本的収入、本年度予算額1億3,736万6,000円の主な内訳といたしましては、1項企業債として9,890万円、2項他会計出資金3,846万6,000円は一般会計からの出資金です。以上のおり資本的収支が均衡ではございませんので不足する6,078万6,000円につきましては、引継金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、企業債収入相当額で補填するものでございます。なお予算書につきましては別冊の令和7年度せたな町簡易水道事業会計予算となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

○委員長（横山一康君） 異議なしと認めます。

よって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第7、議案第7号令和7年度せたな町下水道事業会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） それでは続きまして資料の10ページでございます。令和7年度せたな町下水道事業会計予算案について説明いたします。

はじめに収益的収支の右側、支出からご説明いたします。1款下水道事業費用、本年度予算額4億5,678万5,000円の主な内訳といたしましては、1項営業費用4億3,153万8,000円では、管渠費で汚水ポンプ所点検整備業務、処理場費では、処理場管理業務、汚泥運搬業務、総係費では、公営企業経営戦略改定支援業務に係る経費などを計上しております。減価償却費では有形固定資産減価償却費として2億5,711万9,000円を見込んでおります。

2項営業外費用では2,469万7,000円を計上しております。主な内訳としては長期債利子や消費税及び地方消費税を計上しております。

次に左側収入について説明いたします。1款下水道事業収益、本年度予算額4億5,678万5,000円の主な内訳といたしましては、1項営業収益9,045万4,000円では、下水道使用料やし尿処理施設維持管理負担金を見込んでおります。

2項営業外収益3億6,633万1,000円では一般会計からの補助金や国庫補助金を見込んでおります。

次に下段の資本的収支でございます。はじめに右側支出からご説明いたします。1款資本的支出、本年度予算額5億7,890万7,000円の主な内訳といたしましては、1項建設改良費4億1,947万7,000円では、管渠建設改良費で町道豊岡3号線下水道新設工事、豊岡地区下水道新設工事（雨水4工区）を見込み、処理場建設改良費では、継続で実施している北檜山下水処理場改築更新工事委託業務や管理棟耐震設計業務などを計上しております。

2項企業債償還金1億5,943万円は長期債元金分を計上しております。

次に左側収入について説明いたします。1款資本的収入、本年度予算額5億7,875万9,000円の主な内訳といたしましては、1項企業債1億9,510万円は下水道事業債です。

2項他会計出資金1億7,750万1,000円は一般会計からの出資金、6項国庫補助金2億610万円は社会資本整備総合交付金を見込んでおります。以上のとおり、資本的収支が均衡ではございませんので、不足する14万8,000円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。なお予算書につきましては別冊の令和7年度せたな町下水道事業会計予算となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

○委員長（横山一康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第8、議案第8号令和7年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

国保病院手塚事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君） それでは令和7年度病院事業会計予算についてご説明いたします。11ページの病院事業会計全体の予算を説明したあと国保病院、瀬棚診療所、大成診療所の順でご説明いたします。

それでは11ページをご覧ください。上段の資本的収支の表では、収入支出共に予算額11億3,683万3,000円を計上しております。前年度に比べまして3,600万8,000円の増でございます。

はじめに右側支出の主なものは、1項医業費用11億3,358万9,000円、前年度に比べ3,699万円の増でございます。内訳は給与費6億5,891万円、前年度に比べまして1,914万円の増、材料費1億1,840万8,000円、前年度に比べまして423万8,000円の増、経費が2億9,065万2,000円で前年度に比べまして1,597万5,000円の増などでございます。

次に左側収入の主なものは、1項医業収益6億9,809万1,000円、前年度に比べまして8,471万4,000円の減でございます。内訳は入院収益3億1,264万2,000円、前年度に比べまして1,069万2,000円の増、外来収益2億8,973万5,000円、前年度に比べまして9,943万7,000円の減、その他営業収益で7,780万円、前年度に比べまして311万8,000円の増、訪問看護事業収益では1,791万4,000円で前年度に比べまして91万3,000円の増でございます。2項医業外収益は4億3,844万2,000円で、前年度に比べまして1億2,072万2,000円の増でございます。主なものは他会計補助金2,176万7,000円で1,122万2,000円の増でございます。負担金交付金で4億565万8,000円で、前年度に比べまして1億1,053万8,000円の増となっております。

次に一般会計からの繰入額についてご説明いたします。繰入額につきましては、これまでと異なりまして当初予算段階で一定程度必要な繰入額を予算計上させていただいたというところから総額で4億6,711万3,000円、前年比で1億2,476万円の増となっております。このうち交付税措置額が1億6,337万7,000円で、一般会計の繰出基準補助金が2,176万7,000円、町単独持出分が2億8,196万9,000円でございます。

次に下段の資本的収支でございます。右側支出からでございます。予算額3,361万2,000円、前年度に比べまして486万2,000円の増でございます。1項建設改良費では2,528万6,000円で、前年度に比べまして539万3,000円の増となっております。

2項企業債償還金では832万6,000円で、前年度に比べまして53万1,000円の減となっております。

次に左側収入では予算額1,795万4,000円、前年度に比べまして714万円の増となっております。これは全額、1項他会計出資金でございます。内訳は企業債元金償還分が531万3,000円、建設改良分の医療機器等購入費で1,264万1,000円でございます。一般会計からの出資金は1,795万4,000円で、このうち交付税措置額は531万3,000円、町持出分が1,264万1,000円でございます。

以上のとおり、収支の均衡がとれておりませんので不足する額1,565万8,000円は損益勘定留保資金で補填するものでございます。

続きまして12ページせたな町立国保病院分でございます。収益的収支は、収入支出ともに予算額9億170万7,000円で、前年度に比べまして3,016万2,000円の増となっております。

はじめに支出の主なものは、1款1項共に医療費用で9億22万1,000円、前年度に比べ3,094万7,000円の増でございます。内訳は給与費5億2,658万2,000円、前年度に比べまして2,053万4,000円の増となっております。材料費は9,870万円で前年度に比べ100万円の増でございます。経費は2億3,414万7,000円で、こちらは前年度に比べまして1,293万5,000円の増となっております。

次に収入の主なものは、1項医業収益5億9,574万3,000円、前年度に比べまして3,522万1,000円の減、内訳は入院収益で3億1,264万2,000円で前年度に比べまして1,069万2,000円の増となっております。次に外来収益で1億9,911万7,000円ということで、こちらは前年度に比べまして5,082万2,000円の減となっております。その他医業収益では6,607万円で前年度に比べまして399万6,000円の増、訪問看護事業収益では1,791万4,000円で、前年度に比べまして91万3,000円の増となっております。2項医業外収益では3億586万4,000円で、前年度に比べまして6,538万3,000円の増でございます。主なものは、他会計の補助金が2,176万7,000円で、こちらが1,422万2,000円の増、負担金交付金が2億7,939万8,000円でこちらは前年度に比べまして5,500万6,000円の増でございます。国保病院の一般会計からの繰入額は、総額で3億4,085万3,000円となりまし

て、このうち交付税措置額1億4,206万9,000円、一般会計繰出基準補助金2,176万7,000円、町単独持出分が1億7,701万7,000円でございます。

次に資本的収支でございます。支出の予算額は3,110万5,000円で前年度に比べまして1,450万3,000円の増でございます。1項建設改良費は2,528万6,000円でこちらは前年度に比べまして1,504万円の増でございます。内訳は医療機器購入費で2,202万1,000円、医療従事者用の車両購入で326万5,000円でございます。

2項企業債償還金では581万9,000円で前年度に比べまして53万7,000円の減、これは全額企業債の償還元金でございます。

次に収入の予算額は1,644万7,000円で前年度に比べまして714万3,000円の増で、1項他会計出資金の企業債元金償還分380万6,000円と建設改良分の医療機器等購入分が1,264万1,000円でございます。一般会計からの出資金は総額で1,644万7,000円で、このうち交付税措置額が380万6,000円、町単独持出分は1,264万1,000円でございます。

以上のとおり収支の均衡がとれておりませんので不足する額1,465万8,000円を損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に13ページ瀬棚診療所分でございます。収益的収支は収入支出ともに予算額1億3,668万2,000円で前年度に比べまして153万6,000円の増でございます。支出の主なものは2款1項医業費用で1億3,581万6,000円で、前年度に比べまして185万円の増となっております。内訳は給与費で7,871万7,000円、前年度に比べまして31万円の増、材料費は1,250万8,000円で、前年度に比べまして23万8,000円の増となっております。経費は3,021万6,000円で、前年度に比べまして14万5,000円の減となっております。

次に収入の主なものは、2款1項医業収益で7,057万3,000円で、こちらは前年度に比べまして2,244万8,000円の減でございます。内訳は外来収益6,103万7,000円、前年度に比べまして2,124万5,000円の減となっております。その他医業収益が653万6,000円で、前年度に比べまして120万3,000円の減でございます。

2項医業外収益は6,600万9,000円で、前年度に比べまして2,398万4,000円の増でございます。主なものは負担金交付金で5,995万1,000円、前年度に比べまして2,437万8,000円の増となっております。一般会計からの繰入額は総額で5,995万1,000円となっております。このうち交付税措置額が1,420万円、町持出分は4,575万1,000円でございます。資本的収支につきましては予算計上はございません。

次に14ページ、大成診療所分でございます。収益的収支は収入支出ともに予算額9,844万4,000円で、前年度に比べまして431万円の増でございます。支出の主なものは、3款1項医業費用で9,755万2,000円となっております。こちらは前年度に比べまして419万3,000円の増となっております。内訳につきましては、給与費5,361万1,000円、こちらは前年度に比べまして142万5,000円の減、材料費は720万円

で前年度に比べまして300万の増と経費が2,628万9,000円で、前年度に比べまして318万5,000円の増となっております。

収入の主なものは3款1項医業収益で3,177万5,000円で、前年度に比べまして2,704万5,000円の減となっております。内訳は外来収益が2,658万1,000円で、こちらが前年度に比べまして2,737万円の減となっております。その他営業収益は519万4,000円で前年度に比べ32万5,000円の増としております。

2項医業外収益は6,656万9,000円で、前年度と比べまして3,135万5,000円の増でございます。主なものは負担金交付金で6,630万9,000円、前年度に比べ3,115万4,000円の増でございます。一般会計からの繰入総額は6,630万9,000円で、このうち交付税措置額が710万8,000円、町単独持出分は5,920万1,000円でございます。

次に収益的収支でございます。支出の予算額は250万7,000円で、前年度に比べまして6,000円の増でございます。全額企業債償還金でございます。

収入は予算額150万7,000円で前年度に対し4,000円の増でございます。これは全額1項の他会計出資金の企業債元金償還分でございます。一般会計からの出資金は150万7,000円で全額交付税措置額でございます。

以上のとおり、収支の均衡がとれておりませんので不足する額100万円は損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（横山一康君） 説明が終わりました。収入、支出全款一括質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（横山一康君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（横山一康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

以上で本特別委員会に付託された8件の案件の審査は終了いたしました。本委員会は全議案全て原案可決と決定いたしましたので本会議にその旨報告いたします。

これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたってご苦労さまでした。

閉会 午後4時50分

委員会条例第29条の規定により署名する。

令和7年7月24日

委員長 横山 一 康

署名委員 藤谷 容 子

署名委員 福嶋 豊